

九州大学留学生センター紀要

第24号

目 次

(論 文)

- 九州帝國大學に學んだ留學生 —— 工學部を中心に —— …………… 金 斑 実 …… 1
- Retirement in Aging Japan and Korea:
Three Common Factors Shaping the Recent Policy Reform …………… Masa Higo …… 15
- アベノミクスを考える …………… 今 井 亮 一 …… 29
- 新中国初期における社会変革と思想教育運動について …………… 白 土 悟 …… 49

(報 告)

- 日本語・日本文化研修コース（15期生）報告 …………… 郭 俊 海 …… 107
- 日本語研修コース …………… 大 神 智 春 …… 115
- ソウル大学校生のための日本語上級集中プログラム …………… 齊藤信浩・西原暁子 …… 123
- 九州大学留学生のための日本語コース（JLCs）…………… 齊 藤 信 浩 …… 127
- 九州大学留学生センターにおける Hiragana e-learning の開発
—— Articulate Quiz Maker と Engage による開発 ——
…………… 齊藤信浩・平岡貴子・井手玲奈 …… 135
- モバイル・デバイスを活用した授業実践 —— 会話コースにおける試み ——
…………… 脇坂真彩子・西頭由紀子・高嶋 文・高田恭子・平岡貴子・和田玉己 …… 143
- 学士課程国際コースにおける日本語教育
—— 2015年度授業概要および小学校との交流学习報告 —— …………… 山 田 明 子 …… 155
- 平成27年度アジア人財プログラム（産業工学コース）におけるビジネス日本語教育
…………… 山 田 明 子 …… 165
- マヒドン大学との教育連携プログラム 2015年実施の概要 …………… 岡崎智己・脇坂真彩子 …… 169
- ロンドン大学大学院生のための集中日本語コース
…………… 岡崎智己・脇坂真彩子・高原芳枝・カーディナル・マリア・グラシータ …… 181
- アセアン・プログラムの実践
—— 2015年 AsTW プログラムの概要と実施報告 —— …………… 岡崎智己・高原芳枝 …… 185
- 九州大学におけるサマーコースの実践
—— 2015年 ATW プログラムの概要と実施報告 —— …………… 岡崎智己・高原芳枝・西原暁子 …… 193
- 5つの課外活動分野 第21期生（H27年春学期時点）による
評価の概要報告と考察 …………… Masa Higo …… 199
- 九大生合格者数、全国第2位～異分野融合の海外留学へ～
官民協働海外留学支援制度「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」
第3期 九州大学 応募結果報告 …………… Masa Higo …… 205
- 2014年度 九州大学留学生センター・留学生指導部門報告 …………… スカリー悦子・白土 悟・高松 里 …… 217

論

文

九州帝國大學に學んだ留學生

— 工學部を中心に —

金 斑 実*

1. はじめに

九州大学の「大学文書館」、「文系合同図書室」、「中央図書館」に工学部関係の史料が大事に所蔵されている。九州帝国大学は1903年（明治36年）4月に設置された京都帝国大学福岡医科大学を前身としており、1911年1月にはこの福岡医科大学と新設の工科大学が合併する形で九州帝国大学が成立された。留学生受け入れは、1910年京都帝国大学福岡医科大学に入学した朝鮮人学生の金台鎮が嚆矢で、1945年までに約733名の留学生を受け入れ、その中でも工学部の最初の留学生は、1913年に採鉱学科に入学した広東省出身の何肇中という中国人であり、初めての朝鮮人学生は、1922年に入学した平安南道出身の金大羽である。つまり、早い段階から留学生を受け入れたことから、上記の所蔵史料の活用が待ち望まれている。

九州大学留学生に関する研究としては、主に、①九州大学韓国研究センター『朝鮮半島から九州大学に学ぶ 留学生調査（第1次）報告書 1911～1965』（2002）と、②研究代表者 折田悦郎『九州帝国大学における留学生に関する基礎的研究』平成14・15年度科学研究費補助金基盤研究（C）（2）研究成果報告書（2004.3）と、③高仁淑「日本の大学に入学したアジア人留学生の追跡調査研究 — 九州帝国大学への朝鮮人留学生を中心に —」『九州大学大学院教育学研究紀要』5号 2002がある¹。

本研究では、以上の先行研究を踏まえて、『九州帝国大学における留学生に関する基礎的研究』を基に留学生データを作成し、工学部の歩み、九州大学新聞記事及び収集した史料を参照しながら留学生生活、その後の活躍、卒業生の家族の想いなどについて触れたいと思う。

2. 学生名簿における留学生データ

2. 1 中国からの留学生

入学年	学生等	学科	氏名	出身地	卒業年	出身校	備考
1913	学生	採鉱学	何肇中	広東省	1916	一高	
1917	選科生	冶金学	楊鑄成	四川省	1918		

*九州大学留学生センター講師

1 筆者の『『學生寫真帳』から見た九州帝國大學農學部の留學生』『九州大学留学生センター紀要』23号 2015.3と「大学文書館所蔵資料から見た九州帝国大学法文学部の留學生」『韓国言語文化研究』21号 2015.3を参照されたい。

1918	学生	土木工学	聶增能	江西省	1921	八高	
1920	学生	応用化学	朱經古	福建省	1923	二高	
1920	学生	冶金学	黄開繩	福建省	1923	四高	
1921	学生	機械工学	彭九生	広東省	1924		
1921	学生	応用化学	張愷	山西省	1924	一高	
1922	学生	土木工学	冷耿光	江西省	1925	東京高工 建築科	公費
1922	学生	採鋇学	王恒顯	奉天省	1922		
1923	学生	応用化学	朱驥	浙江省	1926	二高	公費
1923	学生	採鋇学	楊德堯	四川省	1927	六高	文化事業部支給
1924	学生	採鋇学	郝新吾	貴州省	1927	秋田鋇山 専門	文化事業部支給、大学院進学
1924	学生	採鋇学	鄭愈	浙江省	1928	東京高工	選抜留学生 内蒙古大学物理系教授
1924	学生	採鋇学	蔡世理	福建省	1929	秋田鋇山 専門	文化事業部補給生、大学院進学
1924	学生	造船学	蔣文鰲	江蘇省	1929	八高	文化事業部補給生
1924	学生	応用化学	曾廣弼	広東省	1927	四高	公費
1924	学生	応用化学	謝傑	江蘇省	1927	六高	文化事業部支給
1924	学生	応用化学	姚崇嶽	浙江省	1930	東京高工	公費（省官費生）
1924	学生	冶金学	何維華	湖南省	1928	秋田鋇山 専門	文化事業部支給、大学院進学
1925	学生	採鋇学	楊祖詒	江西省	1926		
1925	学生	採鋇学	程膺	湖北省	1929	明治専門 学校	公費（省官費生）
1925	学生	採鋇学	劉自助	四川省	1928	大阪高工	選抜留学生、卒業後貴州大学勤務
1925	学生	冶金学	李子實	湖南省	1931	東京高工	省官費生、文化事業部支給
1925	学生	冶金学	花蓬瀛	貴州省	1926		
1925	学生	冶金学	譚勤餘	貴州省	1925		
1926	学生	土木工学	唐志鈇	湖南省	1931	五高	省官費生、文化事業部補給
1926	学生	採鋇学	米彥群	湖南省	1929	東京高工	公費、後に医学部入学、文化事業部入学
1926	学生	採鋇学	王強	浙江省	1931	明治専門 学校	公費（省官費生）
1926	学生	採鋇学	趙鵬	雲南省	1930	大阪高工	文化事業部補給生
1926	学生	応用化学	吳乃燦	江蘇省	1929		公費
1926	学生	応用化学	周振鈞	浙江省	1929	五高	公費（省官費生） 周振鈞
1926	学生	応用化学	陸榮圻	江蘇省	1929	六高	文化事業部支給、卒業後大阪府高槻市糸紡績会社にて実習 陸榮圻
1926	学生	応用化学	隆準	四川省	1930	六高	公費、文化事業部補給生

1926	学生	採鋇学	丁鴻翔	湖北省	1927		公費
1926	学生	採鋇学	梁啓來	湖南省	1927		公費
1926	学生	採鋇学	谷壽山	湖南省	1927		私費
1926	学生	冶金学	譚義勳	広西省	1930	東京高工	文化事業部補給生
1926	学生	採鋇学	曾昭响	河南省	1927		公費
1926	学生	応用化学	高義	浙江省	1929		公費、工学部副手
1926	学生	応用化学	沈乃熙	浙江省	1927		公費
1926	学生	応用化学	蔡經銘	浙江省	1930		
1927	大学院		郝新吾	貴州省	1928		
1927	学生	採鋇学	趙修晋	福建省	1930	八高	省官費生、大学院進学
1927	学生	採鋇学	李支厦		1927		
1928	大学院		何維華	湖南省	1929		
1928	学生	応用化学	于志和	山東省	1932	福高	文化事業部補給生
1928	学生	採鋇学	沈在銓	四川省	1931	東京高工	省官費生、文化事業部補給
1928	学生	採鋇学	于秉乾	山東省	1931	秋田鋇山 専門	文化事業部補給生
1929	大学院	採鋇学科	蔡世理	福建省	1931		文化事業部補給
1929	専攻生		呉乃燦	江蘇省	1930		自費、1929年4月応用化学科卒業
1930	大学院		趙修晋	福建省	1931	八高	
1930	学生	採鋇学	韓岡祝	遼寧省	1931		
1931	学生	採鋇学	李浴風	江西省	1934	水戸	
1931	学生	採鋇学	李文英	奉天省	1934	八高	中国石炭工業部石炭科学研究院科学研究管理处副処長
1931	学生	採鋇学	魏鼎	奉天省	1934	八高	
1931	学生	採鋇学	石殿臣	山東省	1934	七高	
1931	学生	冶金学	李德銓	河北省	1934	八高	大学院進学 四川省金属学会顧問
1932	学生	採鋇学	王石岩	安徽省	1934	七高	
1932	学生	採鋇学	葛翔	安徽省	1935	水戸高	
1934	大学院		李德銓	河北省	1936	八高	文化事業部補給
1934	学生	土木工学	林柏堅	広東省	1937	一高	台南市
1934	学生	採鋇学	郭書起	河北省	1937	八高	
1934	学生	採鋇学	薛永團 團	福建省	1938	一高	北京電燈会社
1934	聴講生		楊尚溥	四川省			
1935	学生	土木工学	葉仁	浙江省		一高特設 高等科	
1935	学生	機械工学	簡卓堅	広東省		一高特設 高等科	
1935	学生	造船航空	鄭祐直	湖南省		一高特設 高等科	

1937	聴講生	応用化学	丁樹勛	江蘇省		上海大同大学 理学院化学系	
1943	学生	採鉱学	王日才	江蘇省	1946.9	東亜学校	大学院進学（1947年9月まで） 中国石油大学勘探系教授
?	大学院		李堯博	広東省		東亜学校カ	1948年3月卒業予定

2. 2 朝鮮からの留学生

入学年	学生等	学科	氏名	出身地	卒業年	出身校	備考
1922	学生	採鉱学	金大羽	平安南道	1925	京城高工	私費 元知事
1925	学生	応用化学	鄭文基	全羅南道	1926		
1926	学生	応用化学	安東赫	京畿道	1929	京城高工	元商工部長官
1926	学生	応用化学	尹柱福	京畿道	1929	京城高工	創氏改名伊沢正蔵
1927	学生	採鉱学	金鐘射	平安北道	1930	京城高工	学術院元老会員
1929	学生	冶金学	崔浩英	咸鏡南道	1932	京城高工	ソウル大学工大教授
1931	学生	採鉱学	金圭侏	平安北道	1931		
1931	学生	応用化学	金昌屹	咸鏡南道	1933	山形高	
1933	学生	土木工学	楊一甲	慶尚南道	1936	松山高	基礎建材工業（株）
1934	学生	採鉱学	金圭侏	平安北道	1937	松山高	再入学 前仁荷大学校教授
1934	学生	電気	黄田惟	忠清南道	1937	福岡高	黄甲性
1937	大学院		金鍾遠	慶尚北道	1938		
1937	聴講生		孫致武	平安南道			
1940	学生	採鉱学	孫秉贊 孫秉瓚	京畿道	1942	京畿鉱専	仁荷大学校工科大学資源工学科待遇教授

2. 3 台湾からの留学生

入学年	学生等	学科	氏名	出身地	卒業年	出身校	備考
1923	学生	応用化学	張基金	新竹州	1926	二高	
1925	学生	採鉱学	范姜新繁	新竹州	1926		
1927	学生	冶金学	黄又開	新竹州	1928		
1929	学生	採鉱学	林徳彰	台中州	1932	武蔵高	台中市城隍廟董事長
1929	学生	採鉱学	黄春木	台南州	1932	台北	元国立台湾大学工学部教授
1934	学生	電気科	孫炳輝	高雄州	1937	台北	
1938	学生	機械工学科	呂天爵		1942	台北	
?	生徒	造船科	王作榮				台南高専へ転入学（1946年3月30日）

2. 4 満洲国からの留学生

入学年	学生等	学科	氏名	出身地	卒業年	出身校	備考
1934	大学院		魏鼎	奉天省	1935		
1935	学生	冶金学科	沙瑩	吉林省	1938		卒業後工学部にて研究、満洲本溪湖国民高等学校教員 東北工学院加工系教授

2. 5 アメリカからの留學生

入学年	学生等	学科	氏名	卒業年	出身地	出身校	備考
1939	学生	応用化学	麻生進	1941.12			1942年国籍復帰 福島県

以上のデータから、1945年まで中国から69名、アメリカから1名、植民地たる朝鮮半島から14名、台湾から8名、満洲国から2名の計94名が九州帝国大学工学部に学び、帰国して各分野で活躍したことが確認できる²。

3. 工学部の歴史³

日露戦争後の産業の発展により、工業の発達に要望され、それを担う高等教育機関拡充の要望が高まったところ、福岡にも工科大学設置の声が高くなった。地元のみならず、既設の医科大学を中心にして総合大学にまで拡大しようとの熱望があり、猛烈な運動も行われたが、それに対して熊本県と長崎県も大学誘致運動を展開した。結局、石炭、製鉄の発展を遂げている北九州に近い福岡になったものの、日露戦争後の緊縮財政のため、文部省の3大学（福岡工科大学、東北帝国大学理科大学、札幌農科大学）増設案は絶望視された。

その真っ直中、足尾銅山の鉍毒事件で被害農民の暴動及び厳しい世論に晒されていた古河家⁴から教育事業として寄附することによって、世論を緩和しようとした。福岡工業大学の外、二大学（東北帝国大学理科大学、札幌農科大学）の校舎を文部省の設計通り建築竣工してこれを政府に献納すること、これに要する費用総額

1,050,687円6銭を五カ年間に分割支出することになった。このうち、三大学建築費は987,739円、福岡工科大学（後の九州帝国大学工科大学の謂である）建築費は、土木機械、採鋇冶金、電気工学、応用化学の各教室、10棟3422坪、金608,050であった。

一方、福岡県では明治39年の県会において、同40年度に工科大学を設置せられ、将来は農科、法文、理科などの各分科大学を設置されることを要望する趣旨で25万円と土地およそ6万坪の土地代金を寄附することを議決した。これによって財政問題は解決に至ったのである。

しかし、場所について福岡市内の東部と西部とで争いがあったが、医科大学附近が万事に便利であると認定され、糟屋郡箱崎町に決定した。それは、医科大学に隣接していて、大学を一か所に集め、将来総合大学に発展させるのには恰好の地であったからである。また、工科大学誘致のため箱崎町の有志者が政党・党派を超えて組織した期成同盟会の活発な促進運動があったからとされている。

文部省は時の文部次官真野文二を創立準備委員長に命じ、東大の新進学徒の中から選んで教授候補として欧米に留学させる一方、建築工事が43年6月より工を起こして創立の業着々と進捗し、かくて同43年12月勅令第四百四十八号を

2 その中、中国69名中16名、朝鮮14名中3名、台湾8名中2名が卒業できていない。

3 『九州大学工学部七十年史』『九州大学五十年史 通史』『九州大学七十年史 通史』『九大風雪記』などにより作成。

4 古河財閥を指す。1875年に創立された古河本店（現在の古河機械金属）にさかのぼり、足尾銅山における鉍山開発事業の成功を経て、事業の多角化・近代化を強力に推進し、一大コンツェルンを形成した。しかし、第二次世界大戦敗戦後にGHQの指令により解体され、戦後は古河グループを称し、金属・電機・化学工業などを中心とした企業集団を形成、現在に至る。

もって九州帝国大学の設置が公布された。それと同時に勅令第四百四十九号をもって九州帝国大学工科大学官制が公布され、翌44年1月から施行された。初代学長は文部省専門学務局長福原鎌二郎であったが、同年4月1日理学博士山川健次郎が九州帝国大学総長に任ぜられ、教授工学博士中原淳蔵が工学大学長に補せられた。

1911年九州帝国大学工科大学として開設された工学部の学科は、土木工学科、機械工学科、電気工学科、応用化学科、採鉱学科、冶金学科の6学科であり、講座は19講座であった。その他に、物理、化学、材料強弱学、応用地質学、建築学が加えられた。その後、1921には造船、1937年には航空両教室が増設され、1939年には理学部の設置と共に物理、化学は理学部に合併され応用理学として3講座だけが残された。航空教室も終戦後廃止され、応用力学教室と改称された。

その変遷を時間軸にすると、以下のようになる。

- 1911年1月 九州帝国大学工科大学設置
- 1911年3月 土木工学科、機械工学科、電気工学科、応用化学科、採鉱学科及び冶金学科設置
- 1919年4月 九州帝国大学工科大学は、九州帝国大学工学部となる
- 1920年10月 造船学科設置
- 1937年12月 航空工学科設置
- 1939年3月 数学物理学教室と化学教室が統合、応用理学教室となる
- 1945年6月 通信工学科設置
- 1947年10月 九州帝国大学は九州大学と改称

授業は1911年9月1日から開始され、第一回入学生は各科合せて80名であった。1947年、学制改革によって九州大学となり、それ以来、時

代の学問的、社会的要望に応えるように拡充整備を重ね、今現在では工学の分野のほとんどを網羅した6学科、11コース、1教育研究施設がある。一学年804名の学生定員からなる本学最大の総合学部が発展しており、また、1914年に第一回卒業生を送り出してから工学部延卒業生数（平成22年4月1日現在）は、41,774名（旧制5,363名・新制36,411名）となっている。工学部の最初の留学生は先述の1913年に入学した中国人留学生の何肇中であり、初めての朝鮮人学生は、1922年に入学した平安南道出身の金大羽であった。

4. 大学新聞に載せた工学部留学生の関連記事

4. 1 当時九大法文副手である張兆豊の記事

1933年に長崎高商から九大法文学部に入学し、1936年に卒業してから副手になった福建省出身の張兆豊は「留学生後日物語」を執筆した。
留学生後日物語 張兆豊

昭和11年11月6日 第156号

はしがき

負笈東瀛、青松白砂の博多湾に聳え立つ九州帝国大学に、我が中華民国留学生が学びの道にいそしみ、三星霜或ひは四歳月の間言語風俗習慣食物の不便を忍び異地異郷の日本に在りて艱難險阻変幻多端な大学生活を卒へ、或ひは卒業後も専門学術に切磋琢磨する事数年蛍雪の功空しからず、錦を着て故国に帰り、その後の消息に至っては、全く不明で殆ど未知数XYZの儘、徒らに一般人士に『知り得ざるものとして』有耶無耶にする事は実に惜い事で、茲に開学二十五周年記念を機会に集められた消息で其の一端を述べ得る事は蓋し興味深々意

味長長、当時のクラスメート及び其他の關係者をして思ひ出又は友誼のつらなりと成り得ば筆者望外な喜びである。

一概に留學生と稱しても九大開學以來卒業生として本国に活躍する者既に百二十三名の多きに達し最近二、三年の事ではあるが専攻生として所定の一部門を特に研究し其の蘊奥を極め得て帰國して勇往邁進する者既に十指に余る。

物語の内容も粗陋簡略、正確を期し得ないものであるから或は読者をして満足せしめ得ないかも知れないが、努めて実をあげたいと思っている。

惟ふに九州帝國大學は中華民國は地理的に一衣帯水の近きにあるのみならず、留學生を遇する事殊に親切、學術を指導する事特に周到、和氣藹々の氣、学園に充ち充ち他の帝國大學の敢て真似し得べからざる氣風あり、誠に宜なる哉、九州大學留學生中より黎明中華民國を牛耳る偉材傑人の輩出するを見よ。借問す！日本の識者にしてか、るより好き半面に注目する者果して幾何ぞ！

工学部

…遠く俗塵を避け、箱崎の一端幽静渺然たる松林の中に聳え立つ工学部の象牙の塔に終日閉ぢ込もつて勉強した幾多の留學生は今何處！物質文明の爲建設に、土木に、機械に、鑛山に、綺羅星の如き人材が送り出された事は工業の未だ充分發達し得ざる中華民國に取つては誠に縦横無盡に其の快腕を振ふに好都合な状態である。

工学部の最初の入學者は大正五年（大正二年が正しい）の何壘中である。其後昭和十一年三月現在迄我等の工學士様は三十七名で其の科が多種多様なので其の活動範圍

も亦多岐多端に分れて居る。即ち大學會社、官衙に奉職し或は省政府の建設事業にたづさはり渾身の努力を拂ひ國家施設の爲の活動を続けているが前途尚遼遠の感なきにしもあらず。

先づピカーとして挙ぐべき幸運児は見当らないが全部粒がそろつて居る故か、又は地味なエンジニアという社会的地位の爲かその取捨選択に迷つて居る。尤も土木局長、兵工場の課長級、技師長級が五名、大學教授が五名、総て外國人技師の代りとして今後の中華民國工業界の第一線に立つ中堅技師が殆んど全部で工學士の初任給は百八十円が最低と聞く、最近の話であるが大學出の工學士が三百円近くの高給で招聘された者も居るから自分の腕次第、勉強次第では出世が約束されている。尤も仕事が地味だから世間的に知られないが油にまみれて工業報告を目指して一生懸命働いて居る事實は扱て措いて昭和九年卒業の李徳銓君、昭和十年卒業の葛翔君共に某省の鉅業開發の重責を負ひ非常に奮闘して居る事は九大の爲誠に慶賀に堪へぬ。

上述の如く國家有爲の志士仁人を順調に育んで呉れたのは九州帝國大學教授等の指導宜敷きを得又その學識非凡の致す所なれば誠に中華民國の爲感謝に堪へぬ。

尚上述の如く九大卒業留學生は全部三十代四十代の青年で医、工、農、法、經、文を問はず歸國後は切実國を思ひ平和を願ひ、各自の職務に勉励し、爲に席の暖まる暇なく、東奔西走寧日なく、或ひは表に立ちて國務に奮闘して國民政府を泰山の安きに置く者、或ひは國民の福利衛生の爲努力する者、或ひは教育文化の最高学府たる大學の教授たる者全て一丸となつて黎明民國

為新興民国の為、血みどろになつて働き続けて居る眞の姿を見る時又それが報ひられて非常な効果を収めつゝある時、広く九大卒業生諸氏及在學生諸君に訴へ何卒長い目を以て現在中華民國の姿を見、何とかして起き上らうとする中華民國の努力に対してもう少し同情と助力を送つて貰ひたい。諸氏諸君の同情と助力に依り中華民國が立派な強大国となつた時には其処には数多の九大留學生が第一線に立つて居る事実と照らし合せて引いて嘗つて同じ学園に学びし者の為努力を払つた事は起き上らうとする者と助けた者との間には一層融然混和する誼がきつと生じて来るに異ひないと確認する（本学・法文・副手）

4. 2 留學生の現状について

留學生数 全部中国から

昭和5年10月5日 第48号

別項の如く學生課で學生の人員調査を行つたが更に留學生についても行はれたが、留學生は全部支那で之を学部別に見るに

医一名（十五年入學者）

工九名（十三年入學者一名）

農ナシ

法十八名（二年入學者三名）

更に留學生で専攻生は

法文二名、農一名、工一名と云ふ事になつている。

4. 3 留學生の活動に関して

支那料理の講釈を聞く 留學生の招待宴 日華親善の目的で 総長・教授が主催

昭和6年7月5日 第62号

ハルバル母国を離れて本学に在學せる中華留學生に対し当局は日華親善の名義で年

一回の晩餐招待会を催して居るが本年も恒例に依り去月二十九日午後六時から東中洲福新樓で留學生招待会が開かれた定刻前既に參ずるもの約五十名留學生側は殆ど全部で學校側は総長を始め各學部長學生課長其他約二十名出席し親善の気分は満堂に充ち六時過ぎ中華料理の晩餐会が始まり先づ松浦総長起立し帰福直後の疲労も見せずに元気で諧謔を交へつゝ、挨拶を述べ次いで留學生側から答辭あり次々に挨拶あり席上本場の留學生連は中華料理に関する得意の講釈を聞かされる有様だつた。最後に余興に移り九時過ぎ盛況裡に散會した。

4. 4 留學生への教え

留學生に“日本式礼法”を

昭和17年10月20日 第257号

本邦満州国より六名、中華民國より十六名、タイ国より二名計二十四名の留學生が本学各學部に於て勉學中である。之等の留學生は東亞共榮圏の指導国である我國へ只に學問のみならず日本精神を修得するため遙々留學生來たものであり、帰國の上は夫々要路に立つて活躍を期待されている人々である。本学々生課に於ては之等留學生をして少しでも多く効果あり意義ある學生生活の送れる様親心を以て種々尽力しているが、“日本精神の修得は先づ形式より”と云つた見地から、福岡女專教授西澤テル女史を講師として十月二四、五、六の三日間三畏園に於て留學生のための礼法の講義を開く事になつた。二十四名の留學生は全員出席し實際的な指導を受けて立派な日本礼法を体得せんものと意気込んでいる。

4. 5 大東亜留學生との交流

大東亜留學生来學 日伊文化研究会員等と交歓

昭和17年12月8日 第259号

大東亜留學生九州見學旅行団一行十四名は国際学友会総理事国友氏引率の下に十七日午後二時本學を訪れ、先づ本部に於いて総長に挨拶の後記念撮影を済ませて工学部標本室を見學。

“日本刀は何故折れないか”“潜望鏡とは”など張教授等の詳細な説明を聞き、ついで講堂に於ける日伊文化研究会主催の歓迎会場に臨み法文学部学生砂田公德君の“俱に手をとつて進まん”との熱烈な歓迎の辞、武藤助教授の国際学友会紹介並に挨拶に答へて留學生代表交々起つて感謝の辞を巧な日本語で述べ、終つて本學農学部山崎教授の『ビタミン給源としての醗酵微生物』の題する講演を聞いた。…

尚一行十四名一泰國八名、アフガニスタン三名、佛印二名、インドネシア一名一は日伊文化研究会員の有志等と共に十八日雲仙に向つた。

このように、九州大学新聞には工学部の歴史、卒業生の活躍、留學生の現状、留學生の活動、留學生に対する礼儀作法の教え、及び時代性を映り出す大東亜留學生と工学部標本室での交流などが綴られていた。

5. 「留學生後日物語」(その後の活躍)

先述の張兆豊の引継ぎ作業として名簿に載っている工学部出身者のその後の活躍について触れておこう。

5. 1 中国からの留學生

①黄開繩 (1895-1954)：福建出身で、福建工業學堂で学び、1916年に日本に留學生して、東京第一高等学校を経て1920年に九州帝國大學工学部に入学した。1923年に卒業して帰国し、河北省立工業學院、厦門集美學校で教鞭を取り、1931年には上海開成硫酸製造所に技師に招聘された。『最新化学工業大全』第九冊を翻訳し、工業界の注目を浴びた。また、硫酸製造技術の改善及び試作の成功は中国において、硫酸を輸入品に頼るとの現状を変えた。1933年に福建省政府委員会の決定により、福建省立科學館を設け、黄開繩が11月に科學館館長に任命される。また、省師範專門學校、省立醫學院、私立協和大學の教授に任命され、『工業分析』『燃料工業』『高校化学実験教程』などを執筆したが、『高校化学実験教程』は当時の全国各地の高校で一般的に採用された。1948年に国大代表に選ばれ、1949年5月には台灣大學の招待により台灣に赴き、講義を行った。その後、台灣に留まり、台灣省立師範學校の教授に任命された。台北中国自然科学側隱会の委託を受け、『化学、物理課程標準草案』の編集長を務めた。ここで特筆すべきことは、郭沫若の同級生でもある。黄開繩は郭の多才多芸に敬服し、親交を深めていった。郭からもらった「庄敬日強」の文字は木刻され、現在も実家に飾られている。

②彭九生 (1899-1967)：広東大埔人で、1921年に九州帝國大學機械系に入学して、1926年卒業し、工学學士学位を取得し、その年の秋に帰国した。その後、南京工專の教授、蘇州工具製造所工務主任、北洋大學機械系教授兼系主任、久大塩業会社工務主任兼工

場長、国立労働大学教授兼工場主任などの職を担当した。1948年、台湾大学工学院機械系主任となり、同年9月に工学院院長になる。

③冷耿光：1925年7月に南昌で市政準備処を成立し、内部に総務とプロジェクトの二科を設けた。冷がプロジェクト科長になり、技術員など準備作業を行った。1926年1月に準備処が工程処となり、内部の変化はなかった。1926年11月に正式に南昌市政府が成立され、冷は工務局長になった。1928年5月に南昌市の道路建設を開始し1931年2月に完成する予定であったが、財政困難により、進められなかった。局長である冷は工事がスタートできないことと、病気により上海に治療に行くことにより、辞職してしまい、その後のことについては今の所、不明である。

④傅朝梧：中央防空学校民防班第3期生で、陸軍歩兵学校将官研究班を卒業し、南昌市政府工程師、武漢鋼鐵仔公司鉍山工程公司工程師など歴任した。

⑤趙修晋：福建省における現代地質鉍山調査は清国の1911年からであり、日本東京地学協会の地質、地理学会員数人が中国各地の鉍山、物産及び風土などを調査した。その中、野田勢次郎⁵、山根新次⁶などは福建を調査し、その結果を『支那地学報告書』に発表した。1913年から民国政府も調査を開始し、1935年には福建省政府建設庁に鉍山事務所を設置した。これは省内初めて鉍山

調査部門を設置したことになる。責任者は陳昊で、趙修晋、南延宗などが職員として配属された。中華人民共和国成立後、福建省人民政府工業長の趙修晋は福建地質土壤調査所に入り、野外調査を行った。1952年8月から福建省人民政府工業庁に基建科を設け、省内の技術員を集めた。その中に、趙修晋と7名の測定人及び、20名の踏査隊を組織し、陳天祥を隊長にした⁷。また、「安溪県志大事記」によると、1936年2月に安溪鉄鉍探測技術部を組織し、建設庁第四科長、技術室主任趙修晋を主任として鉍山探測団（技師20余人の中、日本人が15人である）を構成し、大連から厦門を渡って潘田に入り、詳しく探測調査した結果、5月に潘田の鉄鉍埋蔵量は八千万トンであることが判明したと記されている⁸。

⑥郝新吾：貴州大学は1946年3月に郝新吾を訓導長として招聘した。著作として、寺田寅彦、坪井宗二著 郝新吾訳『地球物理学』商務印書館 1936、大島義清著 郝新吾訳『最新化学工業大全』第四冊 商務印書館 1936、郝新吾編訳『最新化学工業大全』第六冊 商務印書館 1936、西村唯一著 郝新吾訳『火薬』商務印書館 1937などがある。また、後藤正治、郝新吾、呂克明著『金属冶煉及び合金工業』商務印書館 1951などがある。

⑦鄭愈：物理系を卒業して帰国し、中央大学で教鞭をとった。その後成都大学に移り、後に四川大学教授、総務庁、理学院院

5 農商務省に勤務した地質学者である。養子である野田健三郎は九州大学工学部教授で電気工学者である。

6 山根新次：地質学者、昭和4年に九州帝国大学の教授となり、応用地質学を担当、昭和10年には地質調査所第6代所長に就任し調査所の充実に尽くした。昭和24年に鳥根大学初代学長に就任し、2期8年にわたって鳥根大学の整備に奔走し充実を図った。

7 福建省地質鉍山局編『福建省地質鉍山誌』地質出版社 pp.1-2

8 『安溪県志大事記 1903-1949』 <http://www.htlxls.com/archiver/?tid=340.html> による。

長を担当し、1948年末から1950年10月にまでに技術専門学校の校長になった。1957年からは内モンゴル大学物理系主任、内モンゴル自治区物理学会会長になった。中国で最初に核物理研究者でもあるが、1979年誤診によりこの世を去った。

⑧蔡世理：詳細は確認できていないが、江亢虎が1935年に出版した『台游追記』によると「中華会館の首席である蔡世理さんは九州大学の工学士で、専門は鉱業である。少年時代から志を持ち、常に帰国して役割を果たそうとするが、人の紹介がないので、苦しんでいる。台湾では華僑身分の国籍問題により、自分の抱負を展開することができないと不満を言っている。華僑子弟の多くはこのような状況に陥っている。国内の華僑を担当する官吏達は政策を展開して華僑が帰国して役割を果たすようにできないか」と呼びかけている。当時は、九大で学んだ知識が活かされていないことが確認できよう。しかし、彼の次の論文（蔡世理「台湾石炭鉱業と石炭調整委員会の使命」『台湾鉱業』第1巻3期 1949.1）が掲載されている。

⑨何維華（1899-1989）、湖南省出身で、中国の著名な冶金学家である。1924年に日本文化事業部支給により秋田鉱山専門学校⁹から工学部に入学し、1928年に卒業と共に、大学院へ入学して平炉製鋼法を研究し、1929年に帰国した。その後、済南兵工場試験室主任、江西工業選科学校教務課主任、南京中央陸軍軍官学校試用教官、江西天河製鉄所総技師、江西省建設庁技師管理職、南昌水電所管理職（經理）を担当した。中

華人民共和国成立後は、天河石炭、江西製鉄所準備委員会技師、南昌大学、中南鉱冶学院、北京鋼鉄学院教授を歴任した。江西省重工業庁主任技師、省冶金技師、高級技師、江西省第二、三回人民代表、省人民委員会委員、省政協江西省第四、五回委員、常務委員を務めた。今現在も衡陽市珠暉区人民政府用サイトに珠暉の有名人として名が挙がっている。

⑩李德銓：河北省出身で、1931年に工学部冶金学に入学し、1934年に卒業した。その後、すぐに大学院に進学し、1936年まで文化事業部補給生として研究を行った。卒業直後の活躍ぶりについては、前述の張兆豊の「留學生後物語」で既に言及されている。また、四川省金属学会顧問であり、『中国地質報』に彼の名前が出ているが、詳細については今の所不明であるため、今後の課題とする。

⑪林柏堅：広東省出身で、1934年から1937年まで九州帝国大学工学部土木工学科で勉強した。後に、国立成功大学の土木工学部で教鞭をとり、構造学を教えた。彼の厳しい指導の下で多くの人材が育てられた。

⑫郭書起：原稿の締め切り関係で今回は省くが、大学への家族の思いについて後述する。

⑬王日才（1923）：江蘇省出身で、「中国石油検層の父」と呼ばれている。1943年に九州帝国大学工学部に留学して採鉱学を専攻し、1946年9月に卒業と同時に1947年9月末まで大学院で研究を行う。1948年に帰国して中国石油会社に入り、甘肅玉門油田に派遣され、検層に従事し、技手、技師を担当

9 秋田鉱山専門学校は、1910年3月に設立された日本唯一の官立鉱山専門学校で、現在の秋田大学国際資源学部の前身校である。

当する。1954年8月から北京石油学院に入り、副教授になり、検層人材の養成に力を入れた。「文化大革命」中、打撃を受けたが、1979年に石油学院の探鉱学部の就任に任命され、十何年ぶりに教育と研究に戻れた。また山東省政協委員、中国石油学会の常務理事も担当した。主な著書に、王日才著『地層傾角検層』華東石油学院検層教研室 1980、王日才等著『地層傾角検層』石油工業出版社 1987、王日才等著『検層学』華東石油学院検層教研室 1998などがある。

5. 2 朝鮮半島からの留学生

- ①金大羽：学部の最初の朝鮮人学生として1922年から1925年までに採鉱学科に所属する。その後、朝鮮総督府林野調査委員会書記兼総督府属として官吏生活を開始した。1928年平安北道博川郡守、1930年道理事官として平安北道内務部産業課長になった。その後、総督府事務官に昇進し、1936年10月から1939年3月まで総督府学務部社会教育課長に再任した。1939年3月に全羅南道参与官兼内務部長に昇進した。1940年9月まで慶尚南道参与官兼産業部長、1943年に全羅北道知事、1945年6月に慶尚北道知事に転勤し、解放までその職を続いた。また、1948年から1976年まで在韓国九州大学総同窓会初代会長を務めた。
- ②安東赫：ソウル出身で、京城高等工業学校を卒業して、1926年に工学部応用化学科に入学し、1929年には論文「油脂のアンモニア感化」を提出して卒業した。その後、京城工業学校、京城高等工業学校などで教鞭をとり、1933年に中央試験所の技手とな

り、直ちに技師に昇進して所長になった。1953年には商工部長官に任命され、電気、石炭、石油、セメント、肥料などエネルギー、基幹産業建設を積極的に促進し、科学技術研究所設立委員、経済科学審議会科学振興委員、韓国科学技術団体総連合会名誉会長、韓国科学院理事長、韓国科学技術振興財団理事などを歴任し、韓国の科学技術の発展に寄与した。主な著書は『化学工業概論』『自然科学概論』などがあり、1962年に高麗大学校名誉理学博士、1963年には漢陽大学校で名誉工学博士などの学位を取得した。文化勲章、国民勲章牡丹章、国民勲章無窮花章などを取得した。

- ③尹柱福：京城高等工業学校を卒業して、金性洙¹⁰のお勧めで応用化学に入学し、卒業後、京城紡織に入学する。著書に尹柱福「朝鮮石炭の成分並に風化と石炭成分との關係に就ての研究」『朝鮮鉱業会誌』朝鮮鉱業会 1930.3、尹柱福「石油と朝鮮」『朝鮮』朝鮮総督府 1931.10、尹柱福著『朝鮮と油脂工業』朝鮮中央日報社 1933がある。また、『京城日報』1936.1.26によると、紡績業懇談会で京城紡績工場長尹柱福などが出席し、職工養成の方法について懇談したという。
- ④金鐘射：学術院元老会員であった。
- ⑤崔浩英：ソウル大学工大教授で、1953年12月30日から1955年11月6日まで国立中央地質鉱物研究所（現在の韓国地質資源研究院）所長になった。工学士時代に「砒素を含む金鉱石の青化法」朝鮮産業組合『鉱業朝鮮 第二巻』十月号 京城 1936 を発表した。

10 韓国の教育家・政治家で、1914年早稲田大学政経学部卒業後帰国し、15年中央学校校主となった。19年京城紡織株式会社を設立し、20年朝鮮（韓国）語による民間紙『東亜日報』を創刊した。

- ⑥楊一甲：慶尚南道出身で、松山高校を経て1933年から1936年に工学部で土木工学を学んだ。その後、満洲国に渡って技佐になり、基礎建材工業（株）で活躍した。

ちなみに『満洲紳士録』¹¹によれば、朝鮮系官吏の中には、省庁1名、地方法院次長級1名、判事級2名、総領事級2名、理事官級10名、局長級1名、事務官級16名、技佐9名、視覚官1名、編審官1名、消防分隊長1名がいたが、楊一甲は朝鮮系としてエリート官吏の中の一人であることが確認できよう。

- ⑦金主侏：1931年に入学するが、一旦退学し、1934年に再入学して工学部で採鋳学を学び、1937年に卒業する。その後、仁荷大学校教授として活躍する。
- ⑧孫秉瓚：1940年から1942年に工学部で採鋳学を学び、最後に仁荷大学校工科大学資源工学科待遇教授として活躍する。

5. 3 台湾からの留學生

- ①孫炳輝：高雄出身で、1934年から1937年に工学部電気科で学ぶ。1946年10月15日に台南工業専科学校が台湾省立工学院に昇格する。教務長である孫炳輝が電気工程専攻の専任教授になる。その後、他四人と東元電機（TECO）の台湾の家電及び重電製造業の会社を創業する。本社は台北市で、嘗て電動モーター製造工場として創業され、その後家電も手広く手掛けるようになった総合電機メーカーである。重電を主にして家電を手掛けているという意味で、しばしば「台湾の東芝」と称されたと言われていたという。

- ②呂天爵：1917年台北生まれ、1938年に台北高等学校を卒業して同年工学部機械工学科に入学し、1943年に卒業と共に、中国鞍山昭和鉄工所に入社する。1948年に台湾電力会社機電所に入り、次年度に員山発電会社主任となる。1949年に鉅工発電会社、1968年には松山修理会社、副工場長兼台湾省立台北工業専科学校（現在の国立台北科技大学）の講師になり、1980年にはサウジアラビア電力団顧問、1983年には大同会社技術顧問を担当した。

5. 4 満洲国からの留學生

- ①沙瑩：1935年から1938年に工学部冶金学科で学ぶ。卒業後工学部にて研究して満洲本溪湖国民高等学校教員、新京工学大学の教師、東北工学院加工系教授になる。報告としては、『鑄造曲軸の材質に関する研究』がある。

以上、24名の先人のその後の活躍について追跡調査を行ったが、本調査はその一部にすぎない。その中で多くの人が大学教師となり、執筆しながら次の世代の育成に貢献し、母国の発展に自分の力を捧げたことが確認できた。また、研究所、会社など他分野で活躍していたことも確認できよう。

6. 工学部に対する家族の想い

「九州大学大学文書館トピック」¹²に次ぎの文章が載せられている。

郭曼麗・李瀾氏（母娘）が来館され、ご尊父郭書起氏（昭和12年3月、工学部採鋳

11 満蒙資料協会編『満洲紳士録』第3版 1940 pp.50-1860

12 <http://www.arc.kyushu-u.ac.jp/topics/182> または、九州大学大学文書館「九州大学大学文書館ニュース」第37号 2013.10.31 p.5

学科卒業)関係資料の寄贈を受けました。九州大学は戦前期から多くの留学生を受け入れていましたが、写真資料は数が少なく、寄贈された資料は大変に貴重なものです。資料を寄贈して頂きました郭曼麗・李瀾両氏に感謝いたします。



上：中華民國留日九州帝國大學同窓會送別會。於工学部本館玄関。1936年。

下：郭書起氏の学生証



上記の写真は、九州大学における学生生活と関係の深い「学生証」制度及び留学生との交流活動を知る貴重な史料となっている。郭書起の家族である郭曼麗・李瀾が2012年1月24日に直接来校し、長年大事に保存していたものを提供したという行為からも九州大学及び工学部への家族の強い想いを表現していると思われる。

7. まとめ

以上のように、九州帝国大学工学部は、アジアの拠点という地域的特性から創立当初から多数のアジア留学生を受け入れ、世界に誇る技術を伝授した。卒業生は帰国して高度な人材とし

て活躍し、また、母国と日本の友好親善や相互理解の促進に重要な役割を果たしたに違いない。また、母校への愛着は卒業生だけでなく、その家族も強く持っており、永遠に繋がっていることが本研究によって確認できた。

九州大学では、今現在2,231名、工学部には491名(その中、女子留学生が135名)の留学生(2015年11月の統計)が在学中で、学部中一番多い割合を占めている。そのため、今一度先人達の歩みを振り返ることによってグローバル化戦略の大きな課題となっている留学生受け入れ・教育の有り方が再検討できるのではないかと思われる。引き続き九大留学生の研究を積み重ねていきたい。また、郭書起をはじめとする他卒業生の家族へのインタビューも今後の課題とする。

【参考文献】

- 教育文化出版教育科学研究所編『九州大学工学部七十年史』教育文化出版 1979.11
九州大学創立五十周年記念会編『九州大学五十年史 通史』九州大学創立五十周年記念会 1967.11
九州大学七十年史編集委員会『九州大学七十年史 通史』九州大学 1992
鬼頭鎮雄著・九州大学大学史料室編集校訂『九大風雪記』九州大学大学史料室 2003.3
九州大学新聞部『九州大学新聞』1927年～
九州大学韓国研究センター『朝鮮半島から九州大学に学ぶ』九州大学韓国研究センター 2002
折田悦郎『九州帝国大学における留学生に関する基礎的研究』科学研究費補助金基盤研究(C)(2)研究成果報告書 2004
金斑実『「学生寫真帳」から見た九州帝國大學農學部の留學生』『九州大学留学生センター紀要』23号 2015.3
金斑実「大学文書館所蔵資料から見た九州帝國大學法文學部の留學生」『韓国言語文化研究』21号 2015.3

(謝辞：本研究は九州大学文書館の折田悦郎先生の多大なご支援とご指導により成り立っています。この場を借りてお礼申し上げます。)

Retirement in Aging Japan and Korea: Three Common Factors Shaping the Recent Policy Reforms

Masa Higo *

Abstract:

In response to an unparalleled rate of population aging over the past few decades, Japan and Korea have been reforming their retirement policies to delay the retirement of their older workers. In both countries, to date, while the age of mandatory retirement has increased, employees continue to face significant decreases in quality of employment – including employment status and compensation – typically at age 60 in Japan and age 55 in Korea. Based partly on stakeholder interview data, this article uncovers three factors that have commonly contributed to shaping the path of the policy reforms in both the countries, including: (1) the ‘productivist’ welfare regimes; (2) the labor market structure for younger workers; and (3) seniority-based wage system.

Introduction: Mandatory Retirement in Japan and Korea

Population aging is a global trend, and most countries around the world – developed countries in particular – are under unprecedented pressure to adjust their economic and social policies (Organization for Economic Co-operation and Development, 2014). Arguably, the impact of this demographic shift on the labor market and the workplace is among the most daunting challenges with which governments, employers, and older workers and their families have contended (Klassen, 2013). Reforming policies around retirement – those related to mandatory retirement corporate policies – are particularly complex due in part to the importance of paid employment and a pervasive public belief that there are a finite number of ‘good’ jobs in the labor market (Higo & Klassen, 2015).

This article focuses on recent policies reforms to retirement in Japan and South Korea (henceforth Korea). The former stands today as the country with the world’s highest share of older people, and the latter is currently experiencing the world’s fastest speed of population aging (Higo & Klassen, 2014). Both countries are faced with an unparalleled rate of population aging, steady increases in longevity, and a projected shrinking of the labor force over the past decades. Hence the governments of both countries have sought to reform policies and practices surrounding retirement as a way to delay the timing of the retire-

*Associate Professor at the International Student Center, Kyushu University.

ment of their older workers.

The labor market in both Japan and Korea is characterized by the thorough institutionalization of mandatory retirement, which refers to a set of employer policies and practices related to human resources management, permitted and supported by labor and human rights legislation (Lazear, 1979). Imposing mandatory retirement in the workplace is one of the most important methods for making adjustments to the workforce, such as managing personnel costs, as an important way for important for many employers around the world to maintain their economic competitiveness both in the domestic labor market and in an increasingly competitive global economy (Aoki, 2001; Dore, 2004). The dominant feature of retirement in Japan and Korea is the prevalence of mandatory retirement in the labor market that force employees to leave their workplace at ages much younger than in most other developed countries around the world. Today most employees are called for mandatory retirement at the age of 60 in Japan and typically at much younger ages in Korea. The majority of the workers in the two countries do not permanently exit the labor force after reaching the mandatory retirement age; instead they remain or reenter in the labor force as in precarious employment as non-regular workers, who are typically employed on part-time, fixed-term, or other contracts (Higo & Klassen, 2015).

To date, arguably, the effectiveness of the recent reforms of mandatory retirement both in Japan and Korea has been limited. As will be discussed in more detail later, the reforms have successfully helped to increase the minimum ages of mandatory retirement in both countries' labor market. However, this effect has been achieved at the expense of protecting the quality of post-mandatory retirement employment, including employment status and compensation. In analyzing the recent reforms of mandatory retirement in Japan and Korea, this article uncovers three factors that have commonly contributed to shaping the path of policy reforms of retirement ages between the two countries. The primary goal of this article is to help explain, albeit preliminarily, why in both countries the recent reforms to retirement have produced limited effects to date.

Data & Method

The data for this article were drawn from two sets of sources. First, this article utilizes publicly available data drawn from a range of administrative surveys including those conducted by the Organization for Economic Co-operation and Development (henceforth OECD), the Japanese Ministry of Health, Labor and Welfare (henceforth JMHLW), and the Korea National Statistical Office (henceforth KNSO). Second, this article also uses data gathered from stakeholder interviews gathered from stakeholder interviews conducted between June and August of 2014 in Tokyo, Japan and Seoul, Korea.

The subjects of the stakeholder interviews include a range of government and semi-government officials, think-tanks researchers, employers, and representatives of labor organizations in the two locations. A total of 21 individuals were interviewed. The interviews were designed to be both, semi-structured

and open-ended, and each interview session was conducted at the places of the participants' preference and lasted about an hour and a half. All the interviews were recorded with a digital voice-recorder and were translated and transcribed.

Retirement Trends in Japan and Korea: An Overview

In both Japan and Korea, the average effective retirement ages – that is when workers permanently exit the labor force (OECD, 2012) – are substantially higher than the public pension eligibility ages. That means, most workers in both countries remain in the labor force well beyond the age at which they become eligible for receiving full public pension benefits. This area of similarity renders the two countries unique in the global context, as it is found only among a few countries.

Figure 1 presents data of the average effective retirement age between 2007 and 2012, as well as the pension eligibility age as of 2012 for men – the population traditionally represented in the paid labor force – for all the 34 countries affiliated with OECD. The average effective retirement ages for male workers, in both Japan and Korea are higher than most other OECD member countries. , The effective retirement age for male workers was 71.1 years old in Korea (ranking it third), and 69.1 years old in Japan (ranking it fourth). In other words, workers in Japan and Korea remain in the labor force longer than those in most other developed countries around the world.

Figure 1 also indicates a tendency that in many countries pension eligibility ages for male workers are higher than their average effective retirement ages. That means, in most developed countries male workers fully exit the paid labor force before reaching the age to qualify for full public pension benefits available in their countries. In this regard, again, Japan and Korea commonly stand as exceptional cases, where the average effective retirement ages are well above the public pension eligibility ages. Today the eligibility age for most of the public pension benefits is 65 for Japan and 60 for Korea (Higo & Klassen, 2015). On average, male workers both in Japan and Korea remain in the labor force for at least four additional years after reaching the age at which they are officially qualified to receive full public pension benefits (OECD, 2015a).

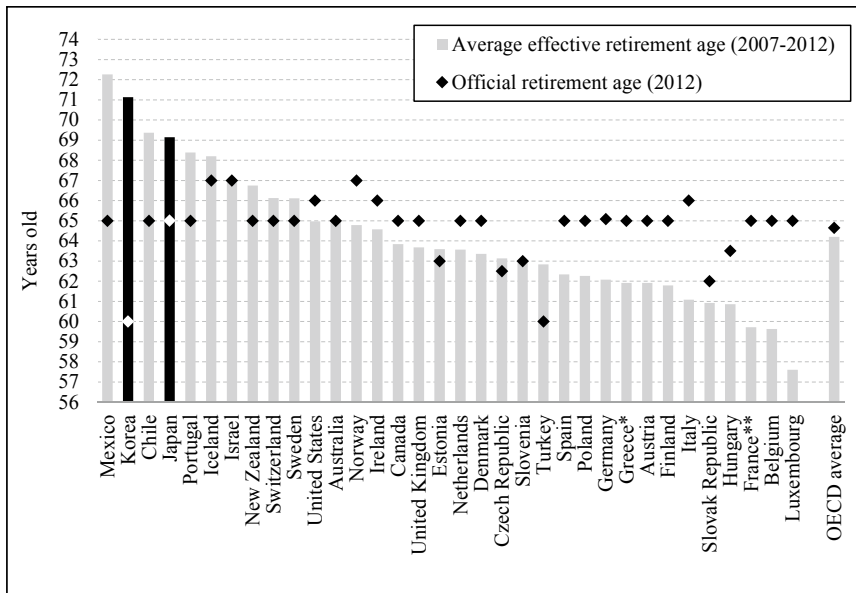


Figure 1. Average effective age of retirement (2007-2012) vs. official retirement age (2012), men, by country (years old)¹

Mandatory Retirement in Japan and Korea from a Comparative Perspective

While unprecedented rates of population aging are a major concern for the governments of Japan and Korea, most employers in both countries continue to call for mandatory retirement, particularly for their regular employees, which includes those employed on a full-time and, presumably, permanent basis. At most workplaces the prevalence of mandatory retirement stands as the primary structural barrier to delaying the retirement of older workers in both countries (Dorn & Sousa-Poza, 2010; Higo, 2015; Okamoto, 2013).

Figure 2 presents data drawn from JMHLW (2015) and KNSO (2011) on the share of employers of different organizational sizes² in Japan and Korea, respectively, who reported that they implemented mandatory retirement policies at their workplaces. Across different organizational sizes, the majority of the employers – about 93.3 percent of employers in Japan and about 87.7 percent in Korea – reported that they implemented workplace policies to call for mandatory retirement. By organizational size, for Japan, while no significant variation is observed,³ larger organizations are slightly more likely than smaller ones to

1 Source: Organization for Economic Co-operation and Development (2015b).

* For Greece, workers can retirement at age 59 with 37 years of contributions to the public pension programs (OECD 2015b).

**For France, workers can retire at age 60 with 41.5 years of contributions to the public pension programs (OECD 2015b).

2 In this context, organizational size is measured by the number of employees (JMHLW, 2015).

3 The standard deviation is only 3.83 (%) (JMHLW, 2015).

impose mandatory retirement on their employees. Generally, nonetheless, regardless of the size of the organization in which they work, most employees in both Japan and Korea contend with mandatory retirement policies at their workplaces.

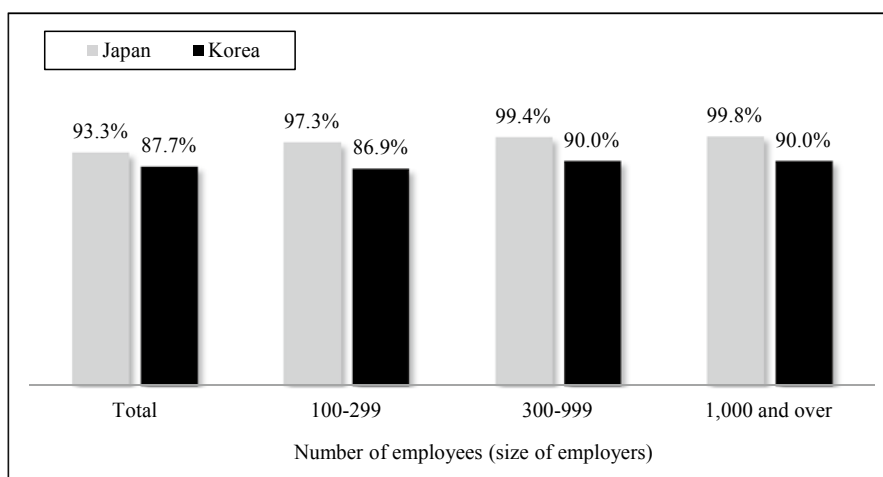


Figure 2. Japan (2014) vs. Korea (2011) – per cent of employers who implement mandatory retirement corporate policies at the workplace, by organizational size (%).⁴

In terms of the ages at which mandatory retirement is called for, there is a significant difference between the two countries. In Japan, in 2014, most employers who implemented mandatory retirement – about mandatory retirement 98.4 percent of them – used a uniform age criterion to call for the retirement of all of their employees, regardless of their job categories⁵ (JMHLW, 2015). Today, the majority of those employers set 60 as the contractual age of mandatory retirement, and this age has been the most common mandatory retirement age in the country’s labor market over roughly the past two decades (JMHLW, 2015; Yamada, 2012).

In Korea, today, while there is much less uniformity in the ages set as the contractual age of mandatory retirement, most employers set this age around the mid-50s (KNSO, 2015). Only a few employers, most of whom are in the public sector, set a retirement age at 60 with even fewer setting it above 60. In contrast to the case of Japan, the share of the labor force that is self-employed or that works in a family enterprise is substantially higher in Korea; in 2013, of the 25 million workers in Korea, 27 per cent were self-employed or worked in a family enterprise⁶ (Korean Statistical Information Service, 2014).

⁴ Sources: Japanese Ministry of Health, Labor and Welfare (2015) and Korean Labor Institute (2011).

⁵ This is as opposed to differential age criteria – setting different age criteria for different jobs within their organizations.

⁶ These workers in Korea, as well as the other 26 percent of non-regular workers, are largely excluded from the retirement provisions. As a result, about 47 per cent of workers in this country – that is, those of regular employment – are subject to mandatory retirement when reaching a pre-set age (Kim & Klassen, 2015). The typical path for workers who involuntarily retire in their 50s is to join the ranks of the self-employed or non-regular workforce, often for a decade or more (Shin, 2015).

Recent Reforms of Mandatory Retirement in Japan and Korea

Japan

In Japan, three major reforms to mandatory retirement policies have taken place since the mid-1990s, all of which have been made through revisions of the *Law for the Stabilization of Employment of Older Persons* from 1986 (henceforth LSEOP). LSEOP is the key legislative tool with which the government has intervened in the labor market with the specific purpose of delaying the retirement of older workers in the country's labor force.⁷ First, the 1994 revision of the LSEOP required that employers across the country increase the age of mandatory retirement for all of their employees at least to 60 (JHMLW, 2012). Prior to this legislation, the vast majority of employees in the country were involuntarily retired at age 55 or younger and had no choice but to search for other employment opportunities (Seike & Yamada, 2004; Yamada, 2014).

The 2004 revision of the LSEOP made the second major reform, which made it a legal mandate for employers across the countries to comply with one of the following three options by April 2013 at the latest:

- (1) Fully abolish mandatory retirement rules in the workplace;
- (2) Set the minimum age to call for mandatory retirement at 65 or above; or
- (3) Introduce in the workplace employment policies aiming to retain employees until at least age 65.

To date, very few employers have chosen the first option – abolishment of mandatory retirement – because the wages of older employees are high relative to what employers perceive to be their productivity (Yamada & Higo, 2015). With the second option, employers would have to simply continue to employ older workers without changing their employment status, job contents, or wages at least until age 65, which results in similar fiscal challenges to those who have chosen abolishment of mandatory retirement.

In complying with the 2004 LSEOP, the majority of employers chose the third option (Higo, 2013; JMHLW, 2015; Yamada & Higo, 2015). By 2012, about 92.1 percent of employers reported that they had elected to adopt the third option for their workplaces instead of the first two (JMHLW, 2013). This is because the third option did not require that all employees reaching age 60 be re-hired. Rather, employers could select those workers to be re-hired and could offer them annual renewable (at the employers' discretion) contracts. Most importantly, in respect to the terms and conditions of the post-60 employment contract, there were no limitations on employers, as such nearly all workers experienced lower

⁷ Interview data (July 13, 2014, Tokyo).

compensation, fewer (if any) benefits, and they were being placed in organizational positions that did not relate to their skills and experience.⁸ Workers on post-retirement contracts are also not eligible for bonuses, which forms an important part of the compensation packages in Japan (and Korea).⁹

Most recently, the 2013 revision of the LSEOP compelled employers to re-hire all workers reaching age 60 who desire to continue working for the same employers (JHMLW, 2015). The new requirement is being implemented in phases, with employers having to offer employment for one year to age 61 starting in 2013, but for two years to age 62 as of 2016, and for five years to age 65 as of 2025. It is worth noting that the previous regulations (those of the 2004 revision) continue to apply to workers not covered by the new rules. That means, the new legislation closes some of the loopholes that allowed employers free reign to decide if, and who, to re-hire at age 60.¹⁰

A clause in the new regulations has provided employers across the country with the discretion to withhold employment past age 60 if the productivity or quality of work of an employee is problematic (Higo, 2015; Yamada & Higo, 2015). Also, there is no requirement for employers to offer workers 60 and over the same benefits and remuneration as for those below age 60.¹¹ Nevertheless, the legislation guarantees employment – if not wages and benefits – for the vast majority of workers reaching age 60 and eliminates some of the employer discretion in their re-hiring decisions of their workers. The specific ways in which the new obligation on employers is implemented in the next decade will be key in determining the working lives of those aged 60 to 65.¹²

Korea

Mandatory retirement in Korea differs from the case of Japan in two important aspects, both of which have contributed to shaping the path of reforms in the national context. First, until 2016 there has not been a nationally-common retirement age as in the case of Japan (Kim & Klassen, 2015). Employers in Korea were free to set a mandatory retirement age at the workplace, and the age varied from industry to industry and from occupation to occupation even within the same workplace.¹³ In recent years, most large-sized employers in the private sector have gravitated toward setting age 58 as the age of retirement, but there continued to be significant variation with many employers using age 55 and some as low as 53 (Klassen & Yu, 2014). Second, employers in Korea, in contrast to those in Japan today, have no legal obligation to provide their employees with post-retirement employment opportunities.

In Korea, unlike Japan, there has only been one substantial reform to retirement.¹⁴ In 2013, the *Age*

8 Interview data (August 2, 2014, Tokyo).

9 Interview data (June 17, 2014, Tokyo).

10 Interview data (August 2, 2014, Tokyo).

11 Interview data (July 10, 2014, Tokyo).

12 Interview data (July 26, 2014, Tokyo).

13 Interview date (August 13, 2014, Seoul).

14 Interview date (August 8, 2014, Seoul).

Discrimination in Employment Prohibition and Aged Employment Promotion Act was amended to set age 60 as what is referred to as the national retirement age – the minimum age that employers may set to call for compulsory retirement. The legislation is scheduled to come into force in 2016 for employers with more than 300 employees and public enterprises, and in 2017 for smaller employers. This reform emulates the 1994 Japanese amendment that successfully increased the minimum age for mandatory retirement across the country's workplaces from 55 to 60.¹⁵ However, the legislation to increase the mandatory retirement age in Korea also allows employers to institute peak wages for workers five years prior to the retirement age. Peak wage systems permit employers to limit and decrease the compensation of workers starting at age 55 so that by age 59 workers will earn less than two-thirds than what they did at age 55 (Kim & Klassen, 2015).

As mentioned earlier, Korean workforce is characterized by a there is a substantial gap between the age of mandatory retirement and age of eligibility for pensions (at least for private sector workers). In Korea, the beneficiaries of the national pension are eligible to access these benefits at the age of 61 (Kim & Klassen, 2015). This eligibility age is scheduled to gradually increase to 65 by 2033 (Yang, 2014). In Japan today, the bulk of the public pension benefit is available at age 65 (Yamada & Higo, 2015).

Overall, relative to workers in Japan, arguably, those in Korea have lesser employment and income security for their later life for at least two reasons. First, in Japan, to a large extent, employment is guaranteed until at least age 60, particularly for regular employees. In contrast, in Korea the average age of retirement, from the main lifetime jobs, at least among private sector employees, has remained around age 55.

Second, due to universal military service in Korea that lasts about two years, an average worker in this country at age 55 – assuming completion of tertiary education at age 22, followed by two years in the military – has a working life of 31 years. His Japanese counterpart, who also completes their tertiary studies at age 22, will have a working life of 38 years at age 60 (Klassen & Higo, 2015). The difference of seven years plays a significant role in creating the gap in financial security in retirement for older citizens between the two countries. Since Japanese workers reaching age 60 have a very strong likelihood of at least two more years of employment, the discrepancy in working lives with Korea has widened in recent years.¹⁶ In comparison to their Japanese cohorts, even when contractually mandatory retirement is raised to 60 in Korea, male workers in the country will still be at a disadvantage in regard to lifetime earnings from their main workplace and job security. This is because of the two years of conscription and peak wages that result in decreases of earnings from age 55 to 60.¹⁷

15 Interview data (August 12, 2014, Seoul).

16 Interview data (July 8, 2014, Seoul).

17 Interview data (July 21, 2014, Seoul).

Analysis: Three Common Factors Shaping the Policy Reforms

This article analyzes that at least the following three factors have commonly contributed to shaping the path of policy reforms of retirement ages in Japan and Korea:

(1) The ‘productivist’ features of the welfare state of Japan and Korea

Of a variety of welfare state conceptual models, in the relevant literature both Japan and Korea are typically classified as ‘productivist’ welfare regimes. Under these regimes, as Holliday (2000, 2005) notes, social policies and welfare policies are typically subordinated to economic policies for the purpose of contributing to the overall economic development of the countries. The welfare state in both countries is characterized by employment practices and legislation that primarily favors capital (employers) over labor (employees), a reliance on the family for the provision of many household goods and services, and corporatism without labor (Holliday, 2005; Lee, 2015).

In the case of both Japan and Korea, mandatory retirement is set at much younger age relative to the effective retirement age. Government efforts to increase the mandatory retirement age have been liminal, rather than drastic. Also, the negative externalities from premature forced retirement – low income for older workers and insecurity in the life course, in particular – are relegated to the individual and family. Arguably, these trends in both countries resonate full with the theoretical premise of the productivist welfare state model.

Since the middle of the 20th century, first Japan and then Korea developed export-dominated economies, sustained by considerably explicit and informal government supports (Klassen & Higo, 2015). The economic growth of both countries was largely sustained by a male-dominated labor force that worked long hours, and by women that typically remained at home after child birth (Chung, 2007). Thus, the welfare state remained relatively small with public pensions, old age insurance, health care, and education being reduced to economic objectives (Lee, 2015; Lee & Ku, 2007). Even in the face of significant demographic pressures and a reasonable expectation that there will be substantial gains in well-being for individuals and households from reforms, the productivist welfare state context makes dramatic reforms to retirement policies improbable.

(2) The structure of the labor market for young workers

To a greater extent than in Western countries, both in Japan and Korea there is a widespread and persistent belief among politicians, employers, and even labor unions that increasing mandatory retirement ages will likely take employment opportunities from younger workers¹⁸ see (also, Song, 2014). The argument that young workers will likely suffer if mandatory retirement ages are increased has had

18 Interview data (July 18, Seoul).

pervasive support both in Japan and Korea due in part to the unique nature of the labor markets in these two countries. The most sought-after-jobs are those with large conglomerates or industrial groups, often both vertically and horizontally integrated: in Japan, the *zaibatsu* (large, family-controlled, vertical monopolies, which contain a bank), and in Korea, the *chaebol* (large, family-based conglomerates) (Flynn, et al., 2014). Oftentimes, these conglomerates recruit only recent postsecondary graduates in a highly competitive process (Seike & Yamada, 2004).

These large corporations also pay relatively high wages and have historically guaranteed what is often referred to as *lifetime employment*; that is employment until the age of contractual mandatory retirement (and in Japan, a high probability of some post-retirement employment starting at age 60). This is possible because of the large size and profitability of the organization, which allows them to weather economic downturns without downsizing and to adjust to technological change via internal reallocations of staff (Dore, 2004). Security of tenure is also critical because workers, once laid-off or honorably retired, have few, if any, prospects of being hired by a large employer again (Aoki 2001). Even after contractual mandatory retirement, employment in a large firm confers benefits, such as valuable capital (skills acquired, reputation, contacts and so forth) that can be used as leverage when seeking post-retirement employment (Jung & Cheon, 2006).

A main consequence outcome is that although research in a number of countries has found no evidence that early retirement policies decrease youth unemployment, this empirical finding seems to get rejected in Japan and Korea¹⁹ (see also, Dhanjal & Schirle, 2014; Munnell & Wu, 2013). Even, the conclusion of the OECD that “public policy cannot re-shuffle a fixed number of jobs between workers of different ages” is given no credence in the case of Japan and Korea (OECD, 2011, p. 76).

(3) Seniority-based wage and compensation systems

Employment with large organizations, in both Japan and Korea, is characterized by seniority-based wage and compensation systems, with guarantees of regular – and often steep – wage increases according to the length of employment for the same employer (Higo, 2015). The compensation scheme provides incentives to workers to remain with the same employers, and likewise enables employers to make long-term human capital investments in training to increase productivity. One result is that workers are highly motivated and loyal, and they are often willing to work long hours (Gordon, 1985; Ono, 2007).

Typically, however, employers have argued that they are unable to keep raising workers' compensation past the current age of mandatory retirement because the productivity of employees does not increase beyond this age (Cho & Kim, 2015; Yang & Klassen, 2010). In any case, employers have a preference for younger workers at lower wages, which, at least for the large firms, continues to be in plentiful supply, even with rapidly aging populations in Japan and Korea. Consequently, unless wage systems are

¹⁹ Interview data (July 18, Seoul).

reformed, employers will continue to resist extending mandatory retirement ages.²⁰ The compromise between employers and employees in the case of Japan are to offer *de facto* renewed employment contracts for those reaching at age 60 that dramatically reduces wages and benefits (Yamada & Higo, 2015).

In the case of Korea, the compromise is found in the peak wages that reduces the wages of employees starting often at age 55. The institutionalization of peak wages was a capitulation in 2013 on the part of the government in order to obtain the support of employers to raise the age of contractual mandatory retirement to 60.²¹ An official of The Korean Ministry of Employment and Labor has stated, “I would have preferred to see the age increase [to 60] without any additional amendments” (interview data, July 28, 2014, Seoul). The Korean government now links peak wages explicitly to the labor market prospects of young workers. For example, the Ministry of Strategy and Finance pronounces that the “peak wage system is designed to guarantee retirement at the age of 60 while at the same time creating jobs for young adults” (Korean Ministry of Strategy and Finance, 2015, p. 46). Furthermore, the Ministry goes on to state that “savings in labor costs realized through the peak wage system should be used to hire young adults as new employees” (Korea 2015, p. 46). However, to date there is no mechanism to enforce this, nor is there evidence that the hiring of entry-level workers is based on the compensation level of more senior employees.

Conclusion

In response to the unparalleled rates of aging of the population and of the workforce, governments of most countries around the world today have been seeking ways to reform retirement policies, including employer policies to call for their employees’ mandatory retirement. In the case of Japan and Korea, the reforms have been incremental and largely reflect the interests of employers, rather than workers and their families. The reforms to the existing ages for mandatory both in Japan and Korea highlight the role that productivist welfare regimes, as well as labor market and workplace arrangements, has played in shaping the employment experience of older workers.

The analysis of the two countries reveals both change and continuity that are commonly found in both countries. The most notable change is that the reforms in both countries have successfully led to increasing the age of mandatory retirement. Simultaneously, nonetheless, employees continue to contend with drastic decreases in the term of employment, including wage and compensation, typically at age 60 in Japan and age 55 in Korea today.

In Japan, the labor force participation of those aged 55 to 64 remains high by international standards, with a substantial number of employees remaining with their original employers after reaching the mandatory retirement age (Higo & Klassen, 2015). By contrast, in Korea most workers have been forced

²⁰ Interview data (August 4, 2014, Seoul).

²¹ Interview data (July 18, 2014, Seoul).

to commence a post-mandatory retirement career with a different employer after being pushed into involuntary retirement in their mid-50s. However, in Japan, the quality of employment in post-mandatory retirement, typically from age 60 on, remains meager, and to date no public policy efforts have been undertaken to improve the quality. Many employees starting at age 60 have low wages, little status at their workplace, and are on yearly contracts; notwithstanding that they are still part of the same workplace or organization that they had been part of for some decades. This is so because employers usually conceive of post-60 employment as an obligation to the state, rather than as an integral part of the business model. In other words, Japan has been successful in reforms to create a significant quantity of employment for older workers with the same employers, but it is often of low quality (Yamada & Higo, 2015).

While there is a steep decline in the labor force participation rate of older workers in Japan after age 65, a substantially less precipitous drop also occurs in Korea, with more Koreans than Japanese remaining in the labor force past age 65. Given the level and speed of population aging, as well as projected labor shortages, both Japan and Korea need to prolong, more effectively than ever before, working lives even beyond age 65, especially in part-time positions. Indeed, in Japan this is an official state policy. However, nationwide, reforms of workplace policies have not been undertaken to ensure this, and there is evidence that employers (and policy makers) view older workers in a positive light.

The reforms to retirement age in both countries have been limited, in that the reforms have failed to eliminate the gap between the age of pension eligibility and the age of forced retirement. The consequence is a high rate of poverty among older workers, especially those of middle or low income. In Japan, this gap will close significantly by 2025 when most workers will be guaranteed some form of employment until age 65, which is the eligibility age for the bulk of the public pension benefits. In Korea, there is a wider gap, yet as of 2017 employment will only be guaranteed to age 60, while the age of eligibility for the public pension will stand at 62, and it will thereafter rise gradually to 65 by 2033. Furthermore, the peak wage system in Korea has contributed to further institutionalizing the differential treatment of older workers. Although the recent reform in this country ensures that workers remain with their employer until the age of 60, this reform fails to protect employment income, which will start to decrease at age 55.

Arguably, the experience of both Japan and Korea is valuable for other rapidly industrializing and aging countries, especially for China, where mandatory retirement policies for significant portions of their labor force is a typical practice. These developing countries may face more complex pressures in adjusting retirement ages given the immaturity of pension and income security programs for older households. Future research is called for in order to continue analyzing the change and continuity in government efforts to reform mandatory retirement in Japan and Korea.

References:

- Aoki, M. (2001). *Toward a comparative institutional analysis*. Cambridge: The MIT Press.
- Cho, J., & Kim, S. (2005). On using mandatory retirement to reduce workforce in Korea. *International Economic Journal*, 19(2): 283-303.
- Chung, Y. (2007). *South Korea in the fast lane: Economic development and capital formation*. Oxford: Oxford University Press.
- Dhanjal, S. & Schirle, T. (2014). *Workforce aging and the labor market opportunities of youth: Evidence from Canada*. Canadian Labor Market and Skills Researcher Network. Working Paper, No. 139.
- Dore, R. (2004). *Stock market capitalism: Welfare capitalism, Japan and Germany versus the Anglo-Saxons*. London: Oxford University Press.
- Dorn, D., & Sousa-Poza, A. (2010). 'Voluntary' and 'involuntary' early retirement: An international analysis. *Applied Economics*, 42(4): 427-438.
- Flynn, M., Higo, M., Yamada, A., & Schröder, H. (2014). Government as institutional entrepreneur: extending working life in the UK and Japan. *Journal of Social Policy*, 43(3): 535-553.
- Gordon, A. (1985). *The evolution of labor relations in Japan: Heavy industry 1853-1955*. Cambridge: Harvard University Press.
- Higo, M. (2013). Older worker in national context: a Japan-US comparison. *Journal of Population Ageing*, 6(4): 305-322.
- Higo, M. (2015). Experiencing mandatory retirement: The perspective of older workers in Japan. In M. Higo & T. R. Klassen (Eds.), *Retirement in Japan and South Korea: The Past, the Present and the Future of Mandatory Retirement* (pp. 73-91). New York: Routledge.
- Higo, M., & Klassen, T.R. (2014). The future of retirement. In T. R. Klassen and Y. Yang (Eds.), *Korea's retirement predicament: The aging tiger* (pp. 146-162). New York: Routledge.
- Higo, M., & Klassen, T.R. (2015). Retirement in Japan and Korea in an era of rapid population aging. In M. Higo & T. R. Klassen (Eds.), *Retirement in Japan and South Korea: The past, the present and the future of mandatory retirement* (pp. 1-29). New York: Routledge.
- Holliday, I. (2000). Productivist welfare capitalism: Social policy in East Asia. *Political Studies*, 48(4): 706-723.
- Holliday, I. (2005). East Asian social policy in the wake of the financial crisis: Farewell to productivism? *Policy & Politics*, 33(1): 145-162.
- Japanese Ministry of Health, Labor, and Welfare (MHLW) (2012) White Paper on Aging Society, 2011, Tokyo: Office of Government Public Relations.
- Japanese Ministry of Health, Labor, and Welfare (MHLW) (2015) *An Overview of the 2014 General Survey on Employment Conditions*, Tokyo: Office of Government Public Relations. <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/14> (accessed September 14, 2015).
- Jung, E. H., & Cheon, B. Y. (2006). Economic crisis and changes in employment relations in Japan and Korea. *Asian Survey*, 46(3): 457-476.
- Kim, J., & Klassen, T.R. (2015). Mandatory retirement in Korea: An overview of the past and present. In M. Higo & T. R. Klassen (Eds.), *Retirement in Japan and South Korea: The past, the present and the future of mandatory retirement* (pp. 92-110). New York: Routledge.
- Klassen, T. R. (2013). *Retirement in Canada*. Don Mills, ON: Oxford University Press.
- Klassen, T.R., & Higo, M. (2015). The future of mandatory retirement: A Japan-Korea comparison and policy lessons. In M. Higo & T. R. Klassen (Eds.), *Retirement in Japan and South Korea: The past, the present and the future of mandatory retirement* (pp. 164-176). New York: Routledge.
- Klassen, T. R. & Yu, K-h. (2014). Introduction to retirement in Korea. In T. R. Klassen and Y. Yang (Eds.), *Korea's retirement predicament: The ageing tiger* (pp. 1-20). Abingdon, Oxon: Routledge.
- Korean Ministry of Strategy and Finance. (2015). *Economic bulletin*. 37.5 (May). Sejong City: Ministry of Strategy and Finance.
- Korean Statistical Information Service. (2014). *Employed persons by status of worker*. <http://kosis.kr/eng/statisticsList/>

- statisticsList_01List.jsp?vwcd=MT_ETITLE&parmTabId=M_01_01#SubCont (accessed August 26, 2015).
- Lazear, E. P. (1979). Why is there mandatory retirement? *Journal of Political Economy*, 87(6):1261-1284.
- Lee, S. S. (2015). Development of the 'productivist' welfare regimes in Japan and Korea. In M. Higo & T. R. Klassen (Eds.), *Retirement in Japan and South Korea: The past, the present and the future of mandatory retirement* (pp. 30-47). New York: Routledge.
- Lee, Y.-j., & Y-w. Ku. (2007). East Asian welfare regimes: Testing the hypothesis of the developmental welfare state. *Social Policy & Administration*, 41(2): 197-212.
- Munnell, A. H., & Wu, A. Y. (2013). *Will delayed retirement by the baby boomers lead to higher unemployment among younger workers?* Centre for Retirement Research at Boston College, CRR WP 2012-22. http://crr.bc.edu/wp-content/uploads/2012/10/wp_2012-22.pdf (accessed September 22, 2014).
- Okamoto, A. (2013). Welfare analysis of pension reforms in an ageing Japan. *Japanese Economic Review*, 64(4): 452-483.
- Ono, H. (2007). *Lifetime employment in Japan: Concepts and measurements*. SSE/EFI Working Paper Series in Economics No. 624, Stockholm School of Economics. <http://paa2007.princeton.edu/download.aspx?submissionId=7223> (accessed September 6, 2015).
- Organization for Economic Co-operation and Development (OECD). (2011). *Pensions at a Glance 2011: Retirement-income Systems in OECD and G20 Countries*. Paris: OECD Publishing.
- Organization for Economic Co-operation and Development (OECD) (2015a). *OECD stats*. <http://stats.oecd.org> (accessed September 12, 2015).
- Organization for Economic Co-operation and Development (OECD) (2015b). *Ageing and employment policies - statistics on average effective age of retirement*. http://www.oecd.org/els/public_pensions/ageingandemploymentpolicies-statisticsonaverageeffectiveageofretirement.htm (accessed September 28, 2014).
- Seike, A., & Yamada, A. (2004). *Koureisha shūrou no keizaigaku* [The economics of older worker labor force participation]. Tokyo: Nihon Keizai Shinbunsha.
- Shin, K-a. (2015). Experiencing mandatory retirement: The case of older workers in Korea. In M. Higo & T. R. Klassen (Eds.), *Retirement in Japan and South Korea: The past, the present and the future of mandatory retirement* (pp. 111-128). New York: Routledge.
- Song, J. (2014). *Inequality in the workplace: Labor market reform in Japan and Korea*. Ithaca: Cornell University Press.
- United Nations. (2012). *Ageing in the twenty-first century: A celebration and a challenge*. New York: United Nations Population Fund.
- Williamson, J. B., & Higo, M. (2009). Why Japanese workers remain in the labor force so long: lessons for the United States? *Journal of Cross-Cultural Gerontology*, 24(4): 321-337.
- Yamada, A. (2012). The linkage between employment and old-age pension. *Keio Journal of Economics*, 104(4): 81-99.
- Yamada, A. (2014). The impact of recent social policy reforms on retirement and income dynamics. *Ageing and Pension Investment*, 32(4): 10-19.
- Yamada, A., & Higo, M. (2015). Mandatory retirement in Japan: An overview of the past and present. In M. Higo & T. R. Klassen (Eds.), *Retirement in Japan and South Korea: The past, the present and the future of mandatory retirement* (pp. 48-72). New York: Routledge.
- Yang, J.-J. (2014). The welfare state and income security for the elderly in Korea. In T. R. Klassen and Y. Yang (Eds.), *Korea's retirement predicament: The ageing tiger* (pp. 39-52). Abingdon, Oxon: Routledge.
- Yang, J.-J., & Klassen, T. R. (2010). *Retirement, work and pensions in aging Korea*. New York: Routledge.

アベノミクスを考える

今井 亮一*

要旨

本稿では、開始3周年を控えて、これまでのアベノミクスの成果と問題点を考察する。本稿ではアベノミクス「第1の矢」金融政策に考察を絞る。2013年4月に開始された「量的・質的緩和」の顕著な効果は円安と景気拡大に現れたが、物価上昇率目標については目覚ましい成果は上がっていない。さらに、物価が上がらないのは賃金が上がらないから、という近年の議論を踏まえ、1997年の金融危機によって日本経済の体質、特に雇用慣行が変化したことが物価および賃金の上方硬直性をもたらした可能性を検討する。

目次

1. はじめに
2. アベノミクスのこれまでの展開
3. 量的緩和の効果
4. 為替レート
5. 日本経済の転換点
6. 消費税の効果
7. 交易損失
8. 「一億総活躍社会」
9. おわりに

1. はじめに

アベノミクスも3周年を迎え、第2弾として「一億総活躍社会の実現」を打ち出した。しかし、これまでの3年間の政策効果について、まだ本格的な総括はなされていない。2012年末に打ち出されたアベノミクス第1段では、「三本の矢」として「金融政策・財政政策・成長戦略」が掲げられたが、これらがこれまでどのような効果を上げたか、詳細な検討はなされていないようである。なんとなく、これまでの政策の効果

の検証については曖昧なまま、「それは措いて」国民の目先を変えるために新たなスローガンを掲げたという印象がなくもない。

特に、「三本の矢」の目玉として、政治的抵抗を排して導入された大胆な金融政策は、為替レートや株価については大胆な効果をもたらしたものの、物価目標については顕著な成果を上げているとは言い難い。2014年4月には1%を超える、生鮮食品価格とエネルギー価格を除いたいわゆる「コアコア物価指数」の上昇を記録したものの、その後の物価動向は低迷を続けて

*九州大学留学生センター准教授。メールは imryoichi@isc.kyushu-u.ac.jp

いる。最近、同指数の顕著な上昇が見られるという一部指摘があるが、原油価格の下落によって計算上、国内物価が国内要因で高止まりしているように見えているという可能性も否定できない。これに対して日本銀行は、「量的質的緩和」を継続して対応しているが、金融緩和の効果について疑問の声は広がっている。

本稿は、アベノミクスが停滞している原因を大胆に総括しようとするものではなく、関連する論点を思いつくまま経済学的に整理したものである。

2. アベノミクスのこれまでの展開

2012年11月14日、民主党政権の野田佳彦首相は、自民党安倍晋三総裁との党首討論で、「議員定数削減の実現に協力すると確約してくれるなら衆議院を解散してもよい」と発言。アベノミクスは事実上、この日から始まったと言ってよい。というのも、為替市場、株式市場はただちに反応して、急速な円安と株高の進行が開始されたからである。

これに先立つ9月26日、安倍は自由民主党総裁に選出されており、すでにこの時から大胆な金融政策によるデフレ脱却を訴えていた。12月16日の衆議院議院総選挙において、自民党が294議席を獲得して圧勝すると、首相に指名された安倍は、翌2013年1月7日の財界祝賀会において、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」という「三本の矢」によって経済再生を達成すると発言した。

特に金融政策については、大胆な緩和のため

には日銀法改正も辞さないという積極的なものであった。これを受けて、当時の日本銀行総裁・白川方明は、任期満了を待たず、3月19日に辞職した。翌20日、元財務省財務官の黒田東彦が日銀総裁に就任した。4月4日、日本銀行政策委員会は、「量的・質的金融緩和」を導入した¹。

「量的・質的金融緩和」という新しい金融政策の枠組みで重要なのは次の2点である。第1に、日本銀行は2%の物価目標を達成するまで金融緩和を続ける。第2に、マネタリーベースを2012年末の実績138兆円から2014年末までに270兆円まで拡大する。このうち、長期国債の保有額は89兆円から190兆円まで拡大する。この政策は、これまでの日本銀行の控えめな緩和姿勢を大胆に転換するものと市場およびメディアに受け止められた。

その後の主要経済指標の推移をまとめると、次のようになる。為替レートは、2012年末の1ドル=80円前後から2013年末の100円前後まで下落し、2014年を通じてほぼ100円台で推移した。その後、2014年10月末に追加的金融緩和措置（いわゆる「ハロウィン緩和」）が取られると、円安はさらに進行して、2015年には1ドル=120円前後で推移している²。

日経平均株価指数は、2012年11月初の9,000円前後から2015年5月には20,000円を超えるところまで上昇し、2006年に記録した18,000円台の、いわゆるバブル崩壊後の高値を更新した。その後、いわゆる「中国ショック」を受けて調整し、2015年9月には18,000円前後で推移している³。

失業率は、2012年平均の4.33%から、2014年平均の3.58%まで低下した⁴。名目GDPは、2012年

1 日本銀行「量的・質的緩和とはどのようなものですか」<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/seisaku/b27.htm/>

2 世界経済のネタ帳 http://ecodb.net/exchange/usd_jpy.html

3 世界経済のネタ帳 <http://ecodb.net/stock/nikkei.html>

の475兆円から2015年には500兆円まで拡大すると予想されている⁵。名目GDP成長率は、2011年は東日本大震災の影響で-0.45%とマイナスを記録したが、2012年には1.75%、2013年には1.61%とプラス成長を記録した。2014年には消費税率引き上げ後の需要低迷を受けマイナス成長に転じたが、2015年は1%程度のプラス成長が見込まれている。

さて、問題は物価上昇率である。IMF統計によれば、2012年から2015年にかけて、消費者物価上昇率はマイナス0.04、プラス0.36、プラス2.74、プラス1.01と推移するが、「量的・質的緩和」開始時点に想定されていたような大きな上昇にはなっていない⁶。

そもそも日本銀行が目標とする物価とは何か、という問題がある。日本銀行は詳細に語っていないが、総合指数の上昇率の安定化を目指しているようである⁷。

消費者物価指数には、三つの代表的指数がある。総合指数、生鮮食品を除く総合指数（コア指数）、食料（酒類を除く）およびエネルギーを除く総合指数（コアコア指数）、の三つである。このうち、生鮮食品を除くのは、生鮮食品の供給が天候に依存し不安定であり、その価格変動に対し政策が及ぼす効果は小さいと考えられるからである。さらにエネルギーを除くのは、エネルギーがもっぱら輸入品であり、その価格変動が国内政策の効果ではないと考えられるからである。このように考えれば、金融政策が目標とすべき消費者物価とは、コアコア指数であると考えられる。

それでは具体的に消費者物価指数の推移を見よう⁸。総務省によれば、コアコア指数（対前年比上昇率）は1998年中頃からほぼ一貫して1%弱のマイナスである。アベノミクス開始によってマイナス幅は縮小したが、2013年8月まではマイナス傾向は変わらない。これが同年9月にプラスに転じている。安倍首相は2013年10月1日に、2014年4月の消費税率8%への引き上げを表明したが、その後、コアコア指数はプラスで推移し、4月の税率引き上げ以降1年間、翌2015年3月までは2%を超える物価上昇が続いた。しかし、2015年4月からは、コアコア指数の上昇幅は大きく縮小し、最近の上昇率は1%以下である。

さて、コアコア指数の推移をどのように評価すべきであろうか。まず2014年秋にプラスに転じたことは、安倍首相が消費税率引き上げを正式表明したことを受けて、年度末に向けて駆け込み需要が予想され、企業が強気の価格設定をしたと解釈できる。続いて4月以降1年間の上昇はもっぱら消費税率引き上げによるものであろう。税率引き上げ幅が3%だったのに物価上昇幅が2%台にとどまっているのは、教育費や家賃など、金額が大きいかかわらず非課税であるサービスが存在するからである。

問題は消費税率引き上げの効果が一周した2015年4月以降のプラス上昇をどう見るかである。ついに量的・質的緩和の効果が出て、人々の期待形成が変わり、インフレ期待が現実化してきたと見る人もいるが、筆者は同意しない。これはもっぱら2014年中頃から急速に光熱水費

4 世界経済のネタ帳 http://ecodb.net/country/JP/imf_persons.html

5 世界経済のネタ帳 http://ecodb.net/country/JP/imf_gdp.html

6 世界経済のネタ帳 http://ecodb.net/country/JP/imf_inflation.html

7 日本銀行「日本銀行の「物価の安定」についての考え方および「物価安定の目標」について教えてください。」<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/seisaku/b29.htm/>

8 総務省「消費者物価指数（CPI）結果」<http://www.stat.go.jp/data/cpi/1.htm>

が低下しているためと思われる。特に、2015年6月以降は下げ幅が2%近い。これはもっぱら世界的な原油価格の低下による。これには、中国ショック（2015年6月の上海指数急落）による世界的な総需要の縮小の影響も含まれる。すなわち、国内価格に何らかの硬直性がある中、エネルギー価格が下がると、計算上、消費者物価が上がったように見えるのではないか。というわけで、現在、金融政策の効果と判断されてもよい物価指数は、引き続き0%前後で推移していると推測される。暫定的な結論を言えば、量的・質的緩和はこれまでのところ、消費者物価に対しては大した影響を与えていないと判断される。

今日までの経済指標の推移に影響を与えたとされるその他のイベントを、二つ指摘しておこう。一つは、2014年10月に安倍首相が表明した、消費税率再引き上げの1年半延期である。当初、消費税率は2014年4月に5%から8%へ、2015年10月に8%から10%へと、それぞれ引き上げられる予定であった。8%への引き上げは予定通り実施されたが、10%への引き上げは延期され、2017年の4月に実施される予定に変更された。これは2014年4月の8%への引き上げ以降、消費が低迷してGDPが下がったという認識が広がったからである。消費税率引き上げ延期には、財政当局からの強い反発が予想されたので、安倍首相は国民の信を問うとして衆議院を解散して総選挙（11月21日）を行った。結果、自民党は291議席を得て大勝し、税率引き上げ延期は国民の信認を得ることとなった。

もう一つは、2014年10月31日に公表された量的・質的緩和の拡大、いわゆる「ハロウィン緩和」⁹である。これによって、金融緩和のペース

は引き上げられ、例えば長期国債の日銀による年間買入額は60～70兆円から80兆円に引き上げられた。結果的にこの追加緩和の効果は大きく、1ドルは120円を超え、日経平均株価は2万円を超えた。

経済指標の推移をまとめると、アベノミクスの第1の矢「大胆な金融緩和」は、為替レート、株価、失業率については目覚ましい効果があったが、名目GDP成長率やインフレ率（コアコア指数）に対しては顕著な影響を与えなかったと思われる。

3. 量的緩和の効果

そもそもアベノミクスは、いわゆる「主流派」の経済学者に支持されていなかった政策である。金融政策論議は日本が金融危機に陥った1990年代末から繰り返されているが、基本的な対立の構図は、日銀執行部および主流派の経済学者が「量的緩和に効果なし」とするのに対し、少数派の経済学者や民間エコノミストが反論するというものである。

主要な論点は「ゼロ金利の下で量的緩和に効果あるか」である。日本銀行の政策金利は1998年ごろから0.1%～0.25%で推移している¹⁰。長期国債金利も低下を続け、新発10年国債利回りは2011年には1%を切り、最近では0.3%台を推移している。このようにほぼゼロ金利の状態では、債券と現金の間の代替関係が失われ、金融政策の効果が失われるというのが経済学者（主流派）の意見であるが、有力な少数派の意見として、「将来の貨幣供給量にコミットすることによってインフレ期待を醸成することができる」というものがある¹¹。また、いわゆる名目GDP目標

9 日本銀行 https://www.boj.or.jp/announcements/release_2014/k141031a.pdf

10 <http://seisakukinri.nekokuro.jp/547>

や為替レート目標にコミットすることでインフレ期待を引き上げることができるという見解も存在する¹²。しかし、今日までの消費者物価指数（コアコア指数）の推移を見る限り、金融政策の効果はほとんどなかったと思われる。最近、クルーグマン本人が、自らの予想に反して日銀の量的緩和の効果が乏しかった理由について、考察している¹³。

当初、なぜ量的緩和に効果があると考えられたのか。教科書のマクロ経済学では、量的緩和によって市中銀行の日銀預け金（超過準備）が増えると、ほぼゼロ金利で資金を寝かしておくのはもったいないと次第に考えられるようになり、銀行貸出が増えると考えられた。実際、わずかだが有意に銀行貸出は増えたという報告（塩路 [2015]¹⁴）もある。しかし、そもそも市場の収益率が上向かないのに、資金供給だけ増やしても需要は増えないという反論がある。

他方、「仮にどれだけ貨幣供給を増やしてもインフレが起きないというのなら、政府は財政資金を国債の日銀引き受けによって無限に貨幣調達できるはず」という、いわゆる「バーナンキの背理法」¹⁵がある。実際、今のところ、事実上すべての新発国債を日本銀行が買っているような状態で、長期金利はますます低下して、政府は事実上金利ゼロで資金調達できているようなものである。

教科書的な物価水準の理論は、簡単な数式で書き表すことができる。M を貨幣供給量、V を貨幣の回転速度、P を物価水準、Y を実質 GDP とすると、これらの間には次のような関係がある。

$$MV = PY$$

平たく言えば、M という貨幣供給量を V 回、回せば名目 GDP が生み出されるというわけである。さて、貨幣の回転速度を一定とすれば、M を増やせば PY は増える。お金を回すだけでは実質 GDP は増えないとしても、最低限物価水準 P は増える。これがもっともシンプルな物価理論である。

問題は、はたして貨幣の流通速度が一定であるかどうかだ。この式を少し書きかえると、

$$k = \frac{M}{PY}$$

を得るが、この k は「マーシャルの k」と言われるものである。実はマーシャルの k は長期的に上昇しているのである。すなわち、貨幣供給増に対する名目所得の感応度は長期的に下がっている。

そこでここに、「そもそも物価は貨幣供給量によって決まらない」という考え方が出て来る。これは吉川洋・東京大学教授が提唱する「物価は足し算」という考え方である¹⁶。教科書的な理論では、一般物価を決めるのは貨幣供給の総量

11 これはクルーグマンによって提案された。Krugman [1998] "It's Baaack: Japan's Slump and the Return of the Liquidity Trap," Brookings Papers on Economic Activity, http://www.brookings.edu/~media/projects/bpea/1998%202/1998b_bpea_krugman_dominquez_rogooff.pdf

12 為替レート・ターゲットについては、例えば、Svensson [2003] "Escaping from a Liquidity Trap and Deflation: The Foolproof Way and Others," *Journal of Economic Perspectives* 17 (4) (Fall 2003) 145-166。

13 小黒一正 [2015] 「クルーグマンの潔さ：異次元緩和の限界」、アゴラ言論プラットフォーム、<http://agora-web.jp/archives/1660925.html>

14 塩路悦朗 [2015] 「ゼロ金利下における日本の信用創造」日本経済学会・石川賞講演、2015年5月24日。

15 三木谷良一；アダム・S. ポーゼン 編、清水啓典 監訳「自ら機能麻痺に陥った日本の金融政策」、『日本の金融危機：米国の経験と日本への教訓』（東洋経済新報社）167-168頁、2001年。

16 吉川洋 [2013] 『デフレーションー“日本の慢性病”の全貌を解明する』（日本経済新聞出版社、2013年）

であり、個別の財・サービスの価格を決めるミクロの事情は問題にならないとされているが、そもそも企業や消費者にとって貨幣総量はどうでもいいものであって、個別価格は貨幣供給と関係ない所で決まり、それを足上げたもの一般物価水準である、というわけである。

残念ながら「物価は足し算」論にはこれまでのところ、経済学によるサポートはない。しかし、脇田成・首都大学東京教授をはじめ、「企業が賃上げしないので物価も上がらない」という議論は有力である¹⁷。アベノミクスで好業績となっている大企業が賃金を上げれば、消費者の購買力が高まり、いずれ物価上昇圧力となるというわけである。ついに日本銀行まで、「物価上昇には賃金上昇が伴うことが必要であると公式に表明するに至った。黒田総裁は11月6日の講演で次のように語る¹⁸。

(賃金と物価の関係)

「この点に関して、賃金と物価の関係について、もう少し詳しく申し上げたいと思います。わが国の過去のデータをみると、賃金上昇率と物価上昇率は概ねパラレルに動いていることが分かります。しばしば、「物価だけが上がって、賃金上昇がそれに追いつかなければ、実質所得が低下し、消費にマイナスの影響を与える」といった意見が聞かれますが、少なくとも経済全体としては、そうした事態が持続的に生じることはありません。物価上昇に賃金が追いつかなければ、消費が減少し、値上げを維持することが困難になります。逆に、賃金が上昇すれば、企業は利益を確保するため、値上

げを行う必要が生じ、物価は上がります。つまり、実際に生じるのは、「賃金も物価も上がる」状況か、「賃金も物価も上がらない」状況のいずれかです。賃金上昇と物価上昇は、いわばコインの裏表のようなものです。日本銀行が現在行っている「量的・質的金融緩和」は、決して無理に物価だけを引き上げる政策ではなく、経済のメカニズムに従って、賃金の改善を伴うかたちで緩やかな物価上昇を実現しようとするものです。」

4. 為替レート

質的・量的緩和がもっとも顕著な効果を上げたと思われるのは為替レートへの影響である。白川総裁時代終盤の2012年末の1ドル=80円から、2015年10月現在の1ドル=120円まで、円は実に33%も下落した。しかしこれがはたして金融政策の効果と言えるかということ、そう簡単ではない。

市場関係者の間で為替レートの推移を予測する指標としてポピュラーな「ソロス・チャート」というものがある。これは、例えば日米の相対的なマネーサプライの比率の変化が為替レートを動かすというものである。具体的には、日本のマネーサプライが米国のそれに対して、10%増えれば、10%円安になるということである。つまり、より多く供給されたものはその分安くなるという、しごく単純なメカニズムであるが、市場関係者の間では広く信頼されている。実際、有名な投資家ジョージ・ソロスはしばしばこの関係を利用して為替市場で投機を行い莫大な利

17 脇田成 [2014] 『賃上げはなぜ必要か』筑摩書房。

18 黒田総裁講演 (2015) 「2%の「物価安定の目標」実現に向けた課題」http://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2015/ko151106a.htm/

益を上げたという。

もちろん、このように単純な話をただちに支持する経済学者はほとんどいない。しかし、大雑把に言って、日米の金融緩和の方向が為替レートを動かすことは広く支持されている。例えば、日本が引き締め、米国が緩和すれば円高になる。日本が緩和しても米国がもっと大きく緩和すればやはり円高になる。このように予想することはおおむね筋が通っている。問題はこれに経済学的表現を与えることができるかである。

白川日銀時代、「ソロス・チャートはおおむね正しい」と主張してエビデンスを提示していた数少ない経済学者が、本多祐三・大阪大学教授（当時）である。本多教授は、2010年12月14日付日本経済新聞「経済教室」において、「2007年1月から2010年10月までの円高進行は、この間FRB（米連邦準備銀行）が大胆な貨幣供給量の拡大を行ったのに対し、日本銀行は特段の緩和を行わず、その結果日米のベースマネー比が大きく低下したことが原因である」と主張したのである。当時、筆者はこの記事を読みながら目からうろこが落ちる思いをした。当時、本多教授と共著者らによる研究は財務省の研究誌に掲載されていたが¹⁹、多くの経済学者にそれほど知られてはいなかった。アベノミクス開始後、本多教授は日本経済学会長に選出されたのは、時の流れであろう。

その後、ソロス・チャートにミクロ的基礎付けを与えるという研究が登場した。加納隆・一

橋大学準教授による研究がそれである²⁰。加納氏は、必ずしも平易とは言えない内容紹介論文加納（2013）において、「為替レート変動の大部分は、低い市場割引率の下、貨幣供給のトレンド要素に対する2国間格差に対するショックによって生成されるランダムウォーク過程によって極めてよく近似される」と述べている²¹。

加納氏の一連の研究から示唆される重要な帰結の一つは、為替レートの変動が相対マネタリーベースの変動から乖離する度合いが、割引率とともに大きくなることである。すなわち、ソロス・チャートのあてはまりが今日良くなっているように見える原因の一つは、世界的低金利の進行であると考えられるのである。

これまで見てきたように、量的・質的緩和は為替レートに対しては大きな効果があったが、国内物価水準についてはほとんど影響を与えなかった。これは金融政策のショックがほぼ100%為替レートの変動によって吸収されてしまったからと解釈できる。もちろん、輸入物価は上昇し、相対的に国産品は安くなるという相対的変化は起こっている。しかし、日本のGDPにおける輸出入比率いずれも10%前後であり、それほど大きくない。また、交易条件は円安進行によって影響を受けない。日本の輸出品の輸入品に対する相対価格は、世界全体の需給関係で決まるから、日本国の金融政策の影響を受けないのである。

しばしば、円安になると交易条件が悪化するように考える人がいるが、交易条件は相対価格

19 本多祐三・黒木祥弘・立花実 [2010] 「量的緩和政策－2001年から2006年にかけての日本の経験に基づく実証分析－」『ファイナンシャル・レビュー』99巻1号。https://www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list5/fr99.htm

20 Kano and Morita (2015) “An equilibrium foundation of the Soros chart”, *the Journal of the Japanese and International Economies*, 2015, 37, 21-42., Kano (2014) “Exchange rates and fundamentals: closing a two-country model” Discussion Paper Series 2013-07, Graduate School of Economics, Hitotsubashi University, 2014.

21 加納隆 (2013) 「為替レートのランダムウォークネスとファンダメンタルズ：動学的確率的一般均衡分析からの視点」全国銀行協会。

なので、円で考えてもドルで考えても、同じである。円安で高くなった輸入品の国内価格を、輸出品の国内製造コストと比較して交易条件が悪化したと考えるのは誤りである。実際には、輸出品の国際価格は変わらない一方、円換算の輸出価格は上昇するので、円安で上昇した輸入価格と釣り合いがとれるのである。その結果、交易条件は変化しないのである²²。

5. 日本経済の転換点

ここでは、日本経済の体質が変わったのは1997年である、とする最近の議論を紹介する。まず、1997年はどうして重要なのか。

1. 1997年、金融危機が起こった頃が転換点。
2. 1997年ごろから、日本的雇用慣行が失われてきた。
3. ゼロ金利が導入され、貨幣供給と名目GDPの関係が失われた。

日本経済の転換点はいつだったのか。通常それは、1990年、バブル経済が崩壊した時と考えられている。確かに、バブル崩壊とともに、経済成長率は急低下したが、今日のようなデフレにはならなかった。実際、1996年には実質経済成長率が3.8%となり、政府はバブル崩壊後の景気後退は終了したと判断して、翌1997年には消費税率の引き上げ（3%→5%）を断行した。

しかし、この増税はタイミングが悪かった。折からアジア通貨危機が発生し、それに連動する形で、わが国を金融危機が襲った。北海道拓殖銀行や山一証券の破綻は大手金融機関の倒産

として、経済界に強い危機感を呼び起こした。

金融危機の実態経済への影響は、いわゆる「貸し渋り」、「貸し剥がし」と呼ばれる信用収縮となって現れた。金融機関が信用収縮に走った理由は二つある。一つは、金融機関それ自体のリスク回避である。不良債権を抱えることが景気後退時の破綻リスクを高めることは、北海道拓殖銀行や山一証券の倒産によって明らかであった。

もう一つは、国内的、国際的に、不良債権処理を加速するような政治的、制度的圧力が高まったことである。いわゆる BIS（国際決済銀行）規制が強化され、国内業務の場合は4%、国際業務の場合は8%、それぞれ自己資本比率を維持することが求められた。自己資本比率は、取引先を整理して預金を減らすことによって高めることができるから、銀行は債権の圧縮に走ったのである。

同時に、政府部内で、景気回復より不良債権処理を優先すべきという認識が高まった。これには、低成長の長期化の原因の理解が、需要サイド重視から供給サイド重視へと転換したことが重要である。

バブル崩壊直後のベストセラーとして、宮崎義一（1991）『複合不況』（中公新書）がある。ここでは、バブル崩壊後の不況が、通常の景気循環に加えて、土地や株などの資産価格低迷による需要低下や信用収縮が重なった複合的なものである、という認識が提示されていた。このように、目下の不況の原因が需要縮小によるものという認識は、当時の政府にも共有され、その結果、大規模な公共事業によって総需要を追加するという景気刺激策が採用された。

その効果もあって、1996年には3.8%という高

22 他に、竹中正治「交易条件悪化招かず 将来の円高回帰に備えを」2015年6月30日付、日本経済新聞「経済教室」。

めの実質経済成長率が達成されたのだが、翌1997年に発生したアジア通貨危機と我が国の金融危機は、景気回復の持続期待を打ち砕いた。この頃、にわかに台頭してきたのが「長引く低成長の原因は、不良債権処理の遅れによる低生産性企業の延命である」という、供給サイド重視の見方である。

これについては、経済学者の貢献も重要である。低成長の原因として供給サイドに注目した重要な研究は二つある。一つは、Hayashi and Prescott (2002) である²³。林文夫とエドワード・プレスコットは、1990代後半、単純な新古典派成長モデル、すなわち貯蓄率を所与とするソロー・モデルに、TFP (Total Factor Productivity、全要素生産性) を外挿することによって、日本の低成長を簡単にシミュレートすることができると主張した。TFPはイノベーションあるいは技術進歩の指標であり、イノベーションの低迷が日本経済低迷の原因であると断じたわけである。

彼らの方法について異論がないわけではない。彼らは、日本経済におけるTFP成長の低迷を、成長会計 (Growth Accounting) という方法で明らかにした。成長会計では、実質経済成長を、労働人口、労働時間、資本およびTFPそれぞれの成長に分解する。この時、前三者 (労働人口、労働時間、資本) については直接測定することができるが、最後のTFPについてはそれができず、結局、経済成長率から労働人口、労働時間、資本それぞれの成長率を差し引いた残差 (Residual) をTFP成長率とみなすことにな

る。つまり、労働人口、労働時間、資本それぞれの成長によって説明できない、いわば残りの部分を、技術進歩と解釈しようということである。目的が技術進歩率の測定にあるなら問題はないが、しょせん説明できない残差にすぎないものを実体化して低成長の原因を特定したと主張するのは、疑問なしとは言えないであろう。しかし当時、この議論はにわかに影響力を持ち、全要素生産性成長の低迷を引き起こした、いわば「戦犯」を特定化しようという研究プロジェクトが実施された²⁴。

もう一つの重要な研究は、Caballero, Hoshi, and Kashyap (2008) によって提案された「ゾンビ経済学」である²⁵。これは、金融機関による金利減免や「追い貸し」が低生産性企業を延命させ、新興企業の参入を阻止し、結果的に経済全体の生産性を下げている、という議論である。彼らの研究は90年代末から知られており、不良債権処理を急ぐ金融規制当局を後押しした。この議論にもいくつかの批判が行われた。一つは、景気後退時に金利を下げたり、返済を猶予したり、必要があれば追い貸しするのは、金融機関本来の機能ではないか、という批判である。もう一つ、流動性不足 (liquidity shortage) と債務超過 (insolvency) を区別することは難しい。金融機関の機能は、債務の持続可能性を判断し、短期債務の返済に必要な現金を提供する一方、持続可能ではない債務者については破綻処理を求めることであろう。Caballeroらは、独自の方法で金利減免を受けた企業をゾンビ認定したのだが、その多くの企業がその後の景気回復で正

23 Hayashi and Prescott (2002) "The 1990s in Japan : A Lost Decade", *Review of Economic Dynamics*, 5(1), 206-235.

24 林文夫編集 (2007) 「経済制度の実証分析と設計」(「経済停滞の原因と制度」「金融の機能不全」「経済制度設計」) 勁草書房。

25 Caballero, Hoshi, and Kashyap (2008) "Zombie Lending and Depressed Restructuring in Japan." *American Economic Review*, 98(5): 1943-77.

常金利を払える状態に復帰した。これを受けて、福田・中村（2008）は、ゾンビ認定する方法の変更を提案した²⁶。

しかし、ゾンビ経済学の提案者としては、「ゾンビは死なないからゾンビ」と言いたいところであろう。景気低迷時に金融機関の援助を受けて生き延びた企業が、景気回復で元気になるのは半ば当然である。会社更生法や民事再生法によって債権放棄などを受けて再生した企業が、政府や金融機関の支援を受けずに自立していた企業から疎まれるのはもっともである。債権放棄や金利減免を受けなければならないような企業には退場してもらい、そういう支援を受けなかった企業と新規参入企業によって産業が活性化される方がむしろ効率的、という見方も当然あり得る。

いずれにしても、1990年代末の不況を受けて、需要サイドより供給サイドを重視する政策論が強まり、不良債権処理が加速したことは確かである。著者は、小泉政権で経済財政担当相と金融担当相を兼ねて、不良債権処理を推進した竹中平蔵氏が、論壇誌に「景気対策より不良債権処理を先に進めよ」という論文を寄稿していたことを鮮烈に記憶している²⁷。

結果的には、不良債権処理を加速した小泉政権後期には景気が順調に回復し、2005年の衆議院総選挙、いわゆる「郵政解散」で自民党に大勝利がもたらされた。しかし、不良債権処理を加速したことが景気回復の原因であるとか、不良債権後の日本経済のTFP成長率が高まったという、有力な証拠はまだ発見されていない。

そもそも、小泉政権下で景気回復の起点となったのは、2003年6月の、当時深刻な経営危

機に陥っていた、りそな銀行への公的資金投入決定である。その直前まで、政府は金融機関に厳格な資産査定や、バランスシートへの時価反映を強く求めていたので、貸し渋りや貸し剥がしへの不安から株価は低迷し、日経平均株価はバブル崩壊後の最安値を更新していた。突然、掌を返したような公的資金投入に市場は驚き、株式市場はそれを底として回復を開始した。

積極的に評価すれば、厳格な資産査定で持続可能な債務者を認定し、持続可能だがリスクが大きくて民間金融機関の支援が得られない、りそな銀行には公的資金を投入して救済した、という言い方もできるかもしれない。しかし、政府支援が得られないと破綻するような金融機関はむしろ退場してもらった方が、経済全体の生産性は高まる、というのがゾンビ経済学の見方である。実際、政府は数年前、北海道拓殖銀行や山一証券については破綻処理したわけである。残すべき企業のみ残し、淘汰されるべき企業を排除した結果になっているかどうかには、議論の余地がある。

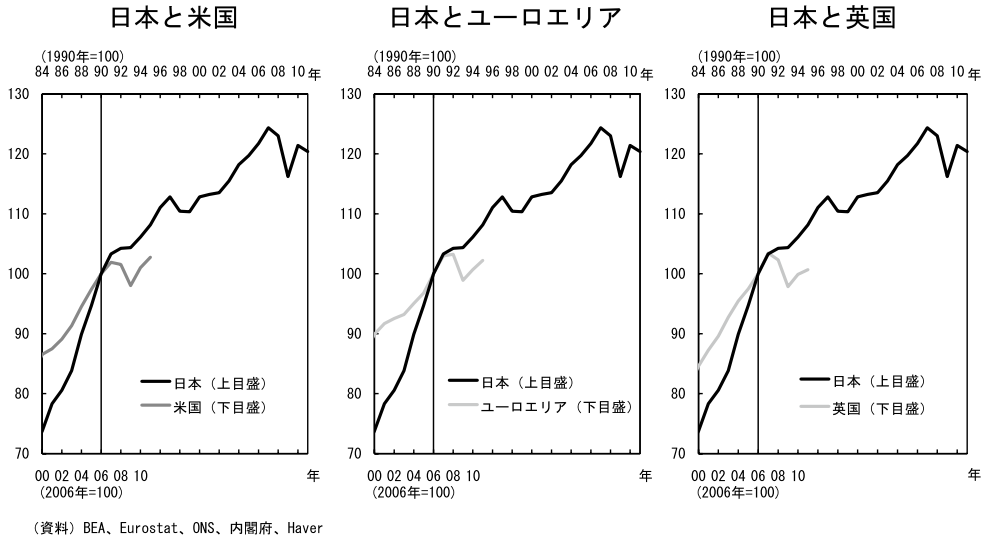
金融機関の破綻・清算がことさら重要なのは、それによって金融支援されていた低生産性企業も同時に破綻処理されて、経済の「創造的破壊」が一気に進む可能性もあるからだ。しかし同時に、景気回復の起点となったのが、不良債権を抱える大手金融機関への公的資金投入による救済だったこともまた事実である。

不良債権処理の加速は、日本企業の雇用慣行を大きく変えた。いわゆる年功賃金や終身雇用に象徴された「日本的経営」が大きく変わり始めたのは、1990年代末である。例えば、日本企業の賃金プロファイルの傾きが下方修正されだ

26 福田慎一・中村純一（2008）「いわゆるゾンビ企業はいかにして健全化したのか」日本政策投資銀行。<http://www.rieti.go.jp/projects/cgp/09.html>

27 『中央公論』『文芸春秋』いずれかだったと思うが、確認できない。

不動産価格ピーク後の実質GDPの推移比較 日本：1990年～、米国：2006年～



金融危機後の実質GDPの推移比較 日本：1997年～、米国：2008年～

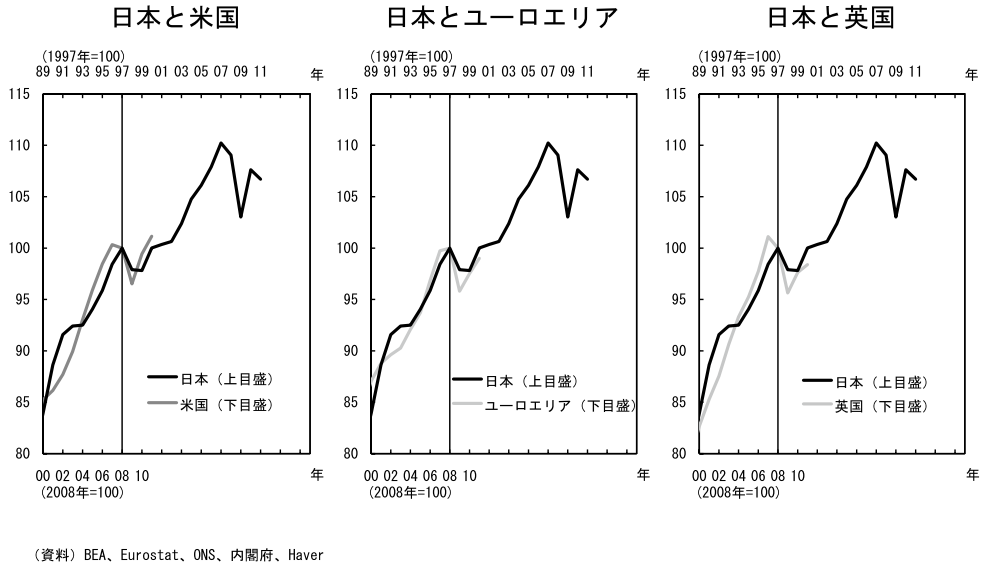


図1 白川総裁講演 2012年3月

http://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2012/data/ko120326a2.pdf

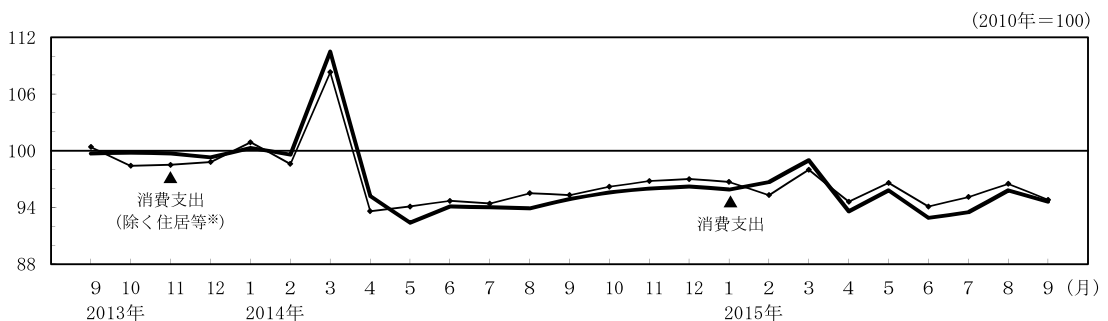
したのもその頃である²⁸。前述したように、日銀総裁まで賃上げを企業に訴える御時世だが、平均賃金が上がらなくなったのは、要するに年功賃金が見直され、中高年正社員の賃金が上がらなくなったことに因るのではないか。

「デフレの原因は賃金が上がらないこと」これについて直接的な証拠はないが、日本経済の転換点が1990年代末にあったことは、様々な証言から確かである。例えば、日本銀行の白川方明・前総裁は2012年3月の講演で、次のように発言した²⁹。

『我々の感覚では、金融緩和が資産価格

の下支えや景気回復につながらなかったのは、下振れショックを十分にオフセットしなかったからであって、金融政策の波及メカニズムが棄損してしまったからではない。... 1990年代前半の日本において、金融の脆弱性が、追加金融緩和の有効性を取り除いたわけではない。』

それからしばらく時が経過して、今度は米欧で住宅・信用バブルが崩壊し、金融危機が発生した。米国で不動産価格がピークを記録した後、あるいは、リーマン・ショックという形で大規模な金融危機が発



	2014年				2015年								
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
消費支出 (除く住居等*)	94.9	95.6	96.0	96.2	95.9	96.7	99.0	93.6	95.8	92.9	93.5	95.8	94.6
対前月変化率(%)	1.1	0.7	0.4	0.2	-0.3	0.8	2.4	-5.5	2.4	-3.0	0.6	2.5	-1.3
消費支出(除く住居等*)	95.3	96.2	96.8	97.0	96.7	95.3	98.0	94.6	96.6	94.1	95.1	96.5	94.8
対前月変化率(%)	-0.2	0.9	0.6	0.2	-0.3	-1.4	2.8	-3.5	2.1	-2.6	1.1	1.5	-1.8

※：「住居」のほか、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」を除いている。また、実質化には消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）を用いた。

注1 季節調整の方法は、センサス局法(X-12-ARIMA)を用いた。

2 季節調整値は、毎年1月結果公表時に、過去に遡って改定している。

図2 家計調査速報 2015年9月

(http://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/pdf/fies_mr.pdf)

28 連合『賃金レポート2014』「8. 標準労働者賃金の推移」https://www.jtuc-rengo.or.jp/roudou/shuntou/2014/shuukei_bunseki/08.html

29 白川総裁講演(2012)「セントラル・バンキングー危機前・危機の渦中・危機後ー」http://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2012/ko120326a.htm/

生した後の実質 GDP の推移を1990年代の日本と比較すると、両国は驚くほど似通っている。政策面でも、実質的なゼロ金利や中央銀行のバランスシートの大幅な拡大は言うに及ばず、非常に似通っている。日本銀行がゼロ金利政策や量的緩和政策、将来の金利水準についてのコミットメント、今日の言葉で言う信用緩和政策等の政策を苦勞しながら導入した頃、同じような政策を数年後にFRBが採用することになるなどは私自身、想像もしていなかった。我々は過去四半世紀における各国の経験をもっと真剣に研究し、そこから将来の政策運営に役立つ真の教訓を引き出す努力をしなければならぬことを痛感する。

ここで白川・日銀前総裁はまず、日本の1990年代の低成長がもたらしたバブル崩壊の需要の下振れを中央銀行が十分にオフセットしなかったことが原因であるとする欧米専門家の見方を引用した上で、資産価格暴落（日本は1990年、欧米は2008年）後の日米欧の経済状況はそれほど似ていないのに、金融危機（日本は1997年、欧米は2008年）後の日米欧の経済状況や政策対応がきわめて似通っていることを指摘している（図1）。いずれにしても、日米欧を問わず、金融危機の後で中央銀行は、ほぼゼロ金利と量的緩和に追い込まれて、通常の金融政策波及メカニズムを失ったと指摘している。つまり経済システムを根本的に変えるのはバブル崩壊そのものではなく、金融システム危機というわけだ。

1990年代後半が日本経済の転換点だったこと

は、岩本康志・東京大学教授も指摘している³⁰。岩本氏によれば、1995年まではベースマネーと名目 GDP の間には顕著な比例関係が成立する。すなわち1995年までは、ベースマネーが増えると名目 GDP が比例的に増加していた。しかし、90年代後半の金融危機で日銀がゼロ金利や量的緩和に追い込まれて以降は、名目 GDP はベースマネー増加にほとんど反応しなくなってしまった。ゼロ金利に到達すると金融政策は物価に対して効果を失うというのは経済学者の共通理解であるが、これが日本経済の現実で確認されたというわけである。

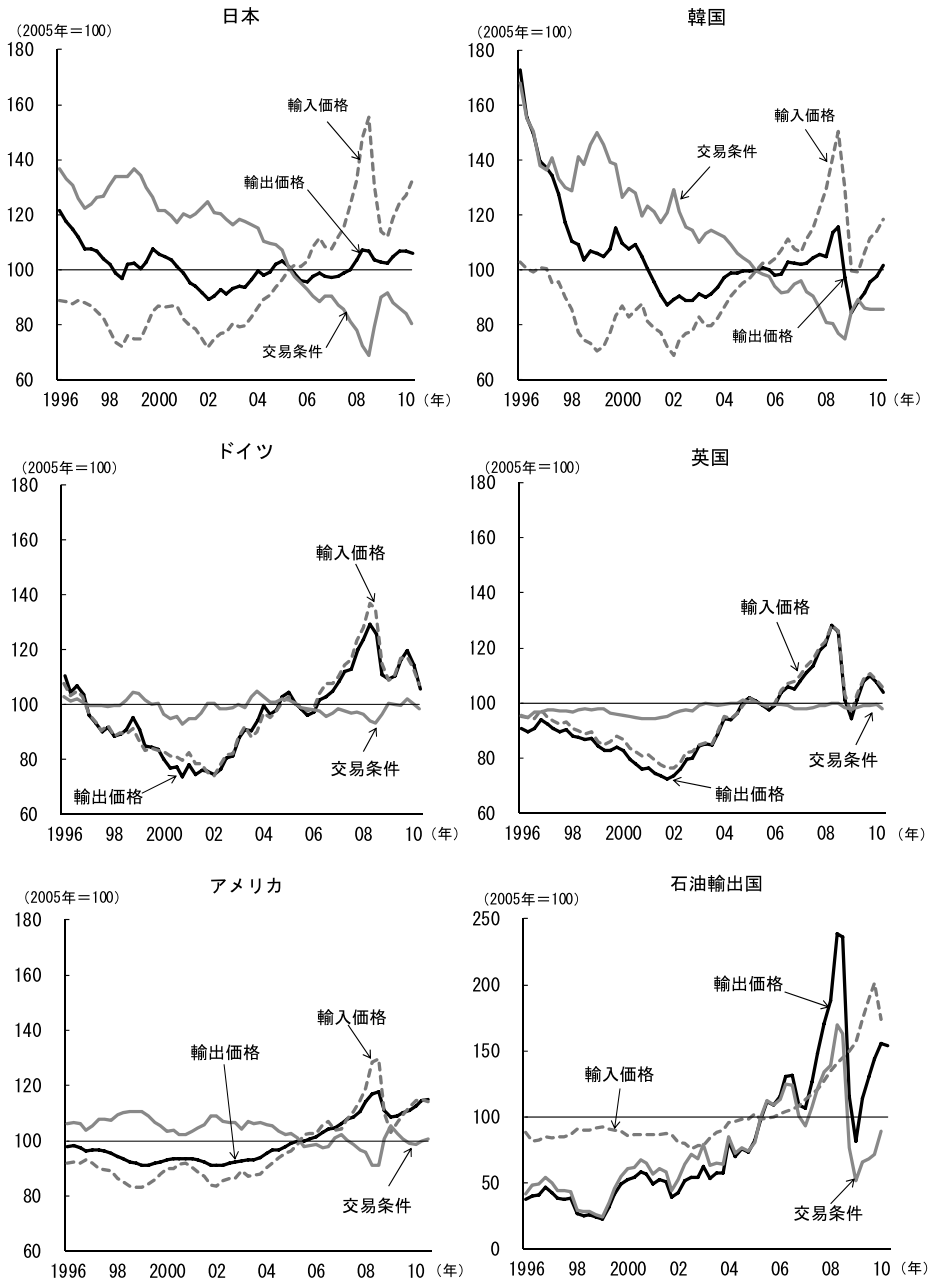
要するにこういうことではないか。90年代、政府・日銀は財政金融政策を駆使して景気刺激を試み、それは半ば成功して1996年の高めの経済成長として現れた。しかし、折悪しくアジア通貨危機が起こり、先送りしていた不良債権処理が金融危機を招いた。銀行依存を脱却しようとした企業はコスト削減に努め、日本的雇用を脱却して賃金プロファイルの傾斜低下を進めた。その結果、平均賃金が上がらなくなったことが、結果的に物価と賃金の好循環上昇、良い意味のインフレ・スパイラルを阻止して長期デフレを定着させた。元より、ゼロ金利下では金融政策そのものに物価上昇を起こす力はない・・・。

6. 消費税の効果

アベノミクスおよび量的・質的緩和は2014年4月までは順調に景気を回復させ、日本経済がデフレ脱却する出口が見えたかのようだが、その後の経済状態は一進一退である。この現状を

30 岩本康志のブログ「貨幣数量説と流動性の罫」2011年4月3日。<http://blogs.yahoo.co.jp/iwamotoseminar/35329635.html>

日韓は悪化、欧米諸国は安定、石油輸出国は輸出価格の動きにほぼ同調



(備考) 1. IMFより作成。
 2. 交易条件は、輸出価格を輸入価格で除した値。
 3. 輸出入価格はドルベース。

図3 交易条件の推移

http://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sh11-01/pdf/sl-11-1-1-04.pdf

受け、安倍首相は2014年11月、消費税率の8%から10%への延期を掲げて衆院を解散して、翌2月の投開票で再び勝利を収めた。結果的に、消費税率引き上げ延長は国民の信任を得たが、はたして景気停滞の原因は消費税だったのか。

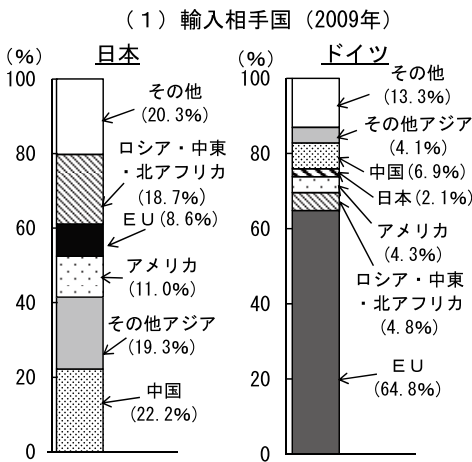
総務省の消費動向調査をつぶさに追うと、消費税率引き上げ後、家計消費支出は消費税引き上げ後、長期にわたって低迷していることがわかる(図2)。

実は、このような長期低迷は、前2回(89年、97年)の消費税率引き上げ時には観測されていない。97年には年末から大きな低下が起こったが、それはもっぱらアジア通貨危機および金融危機によるものと考えられている。

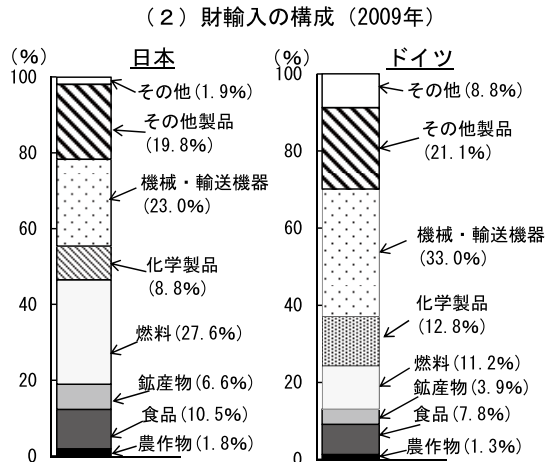
前2回の消費税率引き上げと今回の大きな違いは、増減税均等化のための所得減税が行われなかったことだ。しかし、新古典派経済学による消費者理論では、消費税率引き上げは、駆け込み需要とその反動をとまうが、その影響は一時的にとどまり、消費はほどなく元のトレンド

に戻ると考えられる。というのは、新古典派理論によれば、消費は恒常所得にのみ依存し、増税は課税タイミングの変更にすぎず、恒常所得を変えるものではないので、駆け込み需要とその反動を除いた影響はほとんどないと考えられるからである。この効果は短期的な増減税均等化を意図した所得減税の効果を考慮に入れても変わらない。前2回は確かに理論通りの推移を示しているが、今回のデータはあたかも消費増税を恒常所得の低下のように家計が受け取ったことを示唆している。

これは経済理論的にはいささかパズルである。家計が新古典派的でなくナীবに消費行動している、すなわち可処分所得の一定割合を消費に充てているとみなせば、所得減税がなかった分だけ家計の可処分所得がなくなり、それに見合った分、消費を減らすのもおかしくない。しかし、この解釈は正統的な経済理論と整合しない。通常、可処分所得の一定割合を消費に充てるようなナীবな家計は、家計全体の



(備考) IMFより作成。



(備考) UNCTADより作成。

図4 日本とドイツの貿易構造

http://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sh11-01/s1-11-1-1/s1-11-1-1-27z.html

高々 30%程度と考えられているからである。

それでも2015年3月までは、経済学の教え通りに、消費は緩やかに元の水準に戻ろうとしていたかのように見える。ところが、この4月以降、にわかに低下し不安定な傾向を見せているのはなぜだろうか。「中国ショック」など、世界経済の不安定化を背景に株式市場が動揺したことが、恒常所得の低下として意識された可能性は確かにあるとはいえ、やはり落ち込み幅が大きすぎると思われる。いずれにしても、昨今の消費の変動は、経済理論でうまく説明できないところが多い。

7. 交易損失

アベノミクスについては、「実感なき景気回復だ」という指摘がある。つまり、株価が上がり失業率も低下したが豊かさが実感できない、というわけである。これについては様々な説明がすでに提出されているけれど、一言でいえば、円安による輸出促進の景気回復は交易損失を拡大するからであろう。

すでに指摘されているように、日本経済の交易条件は悪化の一途をたどっている(図3)。同時に、2006年頃から交易利得はマイナスに転じている³¹。これは、交易条件が悪化しているので、円安によって輸出企業の円換算の手取りが増える以上に、円換算による輸入コストが増えるので海外に所得が流出するというわけである。交易利得あるいは損失が拡大すると、GDPとGDIの乖離が大きくなる。後者は交易利得を含んでいるので、交易損失が発生するとGDPがGDIを上回る。

しかし、交易損失が発生するからと言って貿易をやめてしまえ、というわけではない。日本経済の現在の体質は、GDP拡大のコストとして交易損失が発生する構造になっているというべきである。貿易をやめたらそもそもGDPそのものがなくなる。実際、交易損失を考慮したGDIは、景気拡大とともに増加する。すなわち、貿易だけ取り上げれば損であるが経済は拡大・発展するというだけのことだ。

GDIに海外からの利子・配当を加えるとGNIが得られる。これはかつてGNPと言われていたものだ。日本経済では近年、海外資産からの投資収益が大きくなっているため、GNIとGDIの乖離は大きくなっている。リーマン危機以来、GNIはGDPを下回る傾向が続いたが、原油価格下落のおかげで2015年は久々にGNIがGDPを上回る見込みである³²。

GNIがGDPより高いということは、海外との関係で投資収益の流入が流出を上回るということだ。それだけ日本の国内経済が海外からの投資対象として魅力がないということの裏返しでもある。したがってGNIを過度に目的とする経済運営は妥当でないというべきであろう。

そもそも、交易条件が悪化しているのは、日本経済がいわゆる加工貿易で、エネルギーや食料品を輸入して、工業製品を輸出する構造であるからだ。そのため、工業製品輸出のライバルとして新興国が台頭して、一次産品価格が上昇すれば、交易条件は急速に悪化する。これに対してしばしば日本経済との類似性が指摘されるドイツでは、EU内での産業内貿易が中心なので、交易条件の悪化はそれほど観測されていない(図4)。そもそも交易条件の悪化は比較優位

31 交易利得については、早川英男 [2015] 「円安 vs 原油安の経済学：鍵は「交易条件」」(富士通総研ホームページ)が興味深い指摘を行っている。<http://www.fujitsu.com/jp/group/fri/column/opinion/201412/2014-12-3.html>

32 竹中正治「日本の2015年国民総所得(GNI)は3%の高成長になる」Blogos、2015年3月29日。

を追求した結果でもあり、交易条件悪化を避けるために近隣に産業内貿易相手国を見つけると言っても相手が要ることであって、経済政策の目的化することは妥当ではないだろう。

交易条件の悪化は、いわゆる実質実効為替レートの推移とも重要な関係がある³³。我々が親しんでいるのは名目為替レートである。しかし、為替レートが割高か割安かを、名目為替レートを見るだけでは判断できない。まず、物価が高ければその分を為替レートは減価してしかるべきだ。もう一つ、貿易金額の多い国の通貨との交換比率は、少ない国の通貨との交換比率より重

要なはずである。この二点を考慮して、通貨の価値を指数化したものが、実質実効為替レートである。伊藤隆敏・コロンビア大学教授は、円の実質実効レートは、1995年まで上昇を続けたが、その後、今日に至るまで下落を続け、現在の1米ドル=120円前後の水準は1973年前後の水準であるという。1973年ごろの1ドルは300円前後だったから、この40年間ではアメリカのインフレ率が日本より平均的にみて高かったことを示唆しているという³⁴。

伊藤氏は、実質実効レートが1995年を境に上昇から下降に転じたのを、バラッサ・サミュエル

団塊ジュニア世代の雇用をめぐる動向

- 男性の就業率は、25～34歳、35～44歳、45～54歳といった働き盛りの層で低下傾向にある。
- 役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は増加している。
- 不本意非正規の割合は、特に男性の働き盛りの層で高くなっている。

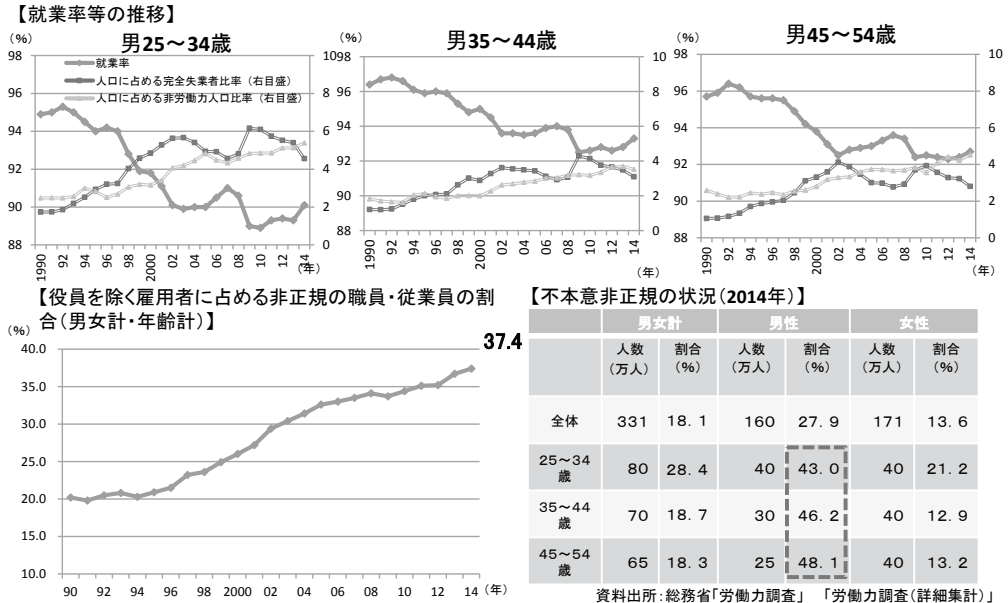


図5 介護離職問題

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/dai1/siryou4-9.pdf>

33 実質実効為替レートの推移については、次のページを参照されたし。<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/5072.html>

34 伊藤隆敏 [2015]「経常収支、為替レートとバラッサ・サミュエルソン効果」、日本金融学会報告要旨。2015年5月17日、東京経済大学。

ルソン効果として説明している。一般に、長期的な為替レートが貿易財の一物一価 (Purchasing Power Parity, PPP) によって決まるとすれば、貿易財と非貿易財の生産性成長率が異なり、前者が後者より高い時は、実質実効為替レートは増価し、その国の物価水準は国際的にみて割高になる。1995年まで円の実質実効レートで見た円高が進んだのは、変動相場制移行後の製造業の生産性成長率がサービス業のそれをはるかに上回っていたからである。これに対して1995年以後は、製造業の生産性成長率が鈍化し、サービス業のそれが規制緩和などで上昇した結果、実質実効レートが低下したというわけだ。

交易条件の悪化は、国民の生活感の低下と分かちがたく結びついている。川口大司・一橋大学教授は、実質賃金は、GDP デフレーターで実質化するとあまり低下していないが、デフレートの基準を消費者物価水準 (CPI) に変えると、大きく低下すると指摘している³⁵。実質化に用いる価格指数によって結果が大きく異なるのは、GDP デフレーターが GDP を構成する財を対象とする一方で CPI は消費財を対象としているからである。

8. 「一億総活躍社会」

2015年10月、第4次安倍内閣の開始にともない、安倍首相は「アベノミクス第2ステージ」と銘打って、新たに「一億総活躍社会の実現」を掲げた。何とも仰々しいタイトルではあるが、官邸に新たに開設されたホームページによれば、「一億活躍社会」とは次のようなものであるらしい。

〈我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」³⁶

今一つ具体性に欠けるスローガンではあるが、どうやら国民の労働力化を推進し、それによって少子化・人口減少による経済成長の低下を少しでも食い止めよう、という新たな成長戦略のようだ。

具体的には、次のような論点が検討される模様である。第一に、女性の労働力化を進める。女性の職業進出が進んだとはいえ、女性の労働参加率は30台で低下し40歳前後に回復 (いわゆるM型) することが知られている。これは、結婚にともなって女性がいったん退職し、出産・子育ての終了とともに労働市場に復帰するからである。この時、例えば最初の就職では正規雇用であっても、復帰時には非正規雇用という場合が多く、女性の平均賃金が男性に比べて低いことの原因であるとも指摘される。女性の賃金が低い理由として他に、結婚・出産・子育てにともなっていったん退職する女性従業員に対して、企業が十分な職業訓練=投資を行わないからである、というものもある。そこで、退職せずに結婚・出産・育児を行える雇用環境の整備が課題となる。

第二に、そもそも女性が家事に専念しなければならぬのは、男性の働き方が問題であるとされる。つまり、しばしば「社畜」などと揶揄される男性労働者の長時間労働が典型とされ、女性もこれにしたがわされる結果、出産・育児のために労働供給を減らさなければならなくなる。そこで、男性の働き方を見直し、男性も育

35 川口大司「交易条件の改善こそ本筋」日本経済新聞、2015年3月6日付「経済教室」。

36 官邸ホームページ <http://www.kantei.go.jp/jp/headline/ichiokusoukatsuyaku/>

児を一定程度負担するいわゆる「イクメン」を促進することが必要だが、それには、男性に育児休暇を認めるだけでなく、広く労働者一般の働き方を見直し、フレックス・タイムの導入や「短時間正社員」などいわゆる「柔軟な働き方」を促進する制度整備が必要であるとされる。

おそらく、出産・育児を考慮すると、女性の雇用コストは男性より高い。もちろん出産・育児は社会にとって必要なことであるが、私企業にとってはあくまでコストである。このコストは賃金ではなく、女性従業員の数に比例して人頭税のように企業にかかってくる。従業員に占める女性の割合が低い間は、負担配分もそれほどたいへんではないが、女性雇用が普及して来ると、負担をどう公平に割り振るかが深刻な問題となる。最近、資生堂が出産・育児を理由に女性の勤務シフトを優遇することをやめると報道され、大きく話題となった³⁷。

つまり、出産・育児を抱える女性従業員を勤務時間や営業ノルマで優遇したら、出産・育児をしていない女性従業員から不公平との批判が出て、ついに優遇措置を見直さざるを得なくなったようである。これは、資生堂のように女性従業員の割合が高く、女性雇用のコストが大きい企業だから起こった問題と言える。

第三に、最近急増している介護離職の問題がある。両親の介護のため40代ぐらいの現役戦力と思われる社員が退職してしまう、という問題である。特に40代以上の会社員ではリストラ圧力があるので、「生活費は両親がもらっている年金に頼って、この際介護に専念しよう」と考える男性社員がけっこう多いようなのである。実際、「一億総活躍国民会議」委員である樋口美雄・慶応大学教授が提出した資料によれば、近

年、20代～50代の男性の労働参加率が顕著に低下傾向にあるようだ(図5)³⁸。

介護離職については、労働市場の問題というより社会保障制度の問題かもしれない。介護保険制度が整備されたといっても自己負担が高いので、制度を利用するより自分でやった方がよい、と思う人が多いのである。介護保険については、介護職員の報酬が低すぎるという問題もある。いずれも介護保険料を引き上げれば相当程度解消する問題と思われるが、現在以上の保険料負担に対する政治的合意が確立していないのである。

女性の労働力参加と男性社員の介護離職予防には、共通の目的がある。それは「家事の市場化」だ。つまり家事を自分でやらずヘルパーや家事代行サービスを使えばその分雇用とGDPが増える、だから成長戦略になる、というわけである。しかし、介護にしても家事一般にしても、現状ではコストが高すぎる。だから他人を雇うより自分でやる方が安上がりということになるのだ。

9. おわりに：残された論点

以上、アベノミクス開始後3周年を控えて、関連する論点を展望してきた。もちろん、多くの重要な論点が言及されずに残っているが、今後の課題としたい。

例えば、アベノミクス第2の矢とされた財政政策についてはほとんど何も触れなかった。実際、安倍政権が財政支出を増やしたかどうかをどのように議論すべきか、まだ視点が定まっていない現状である。例えば、財政支出と言っても公共投資か、社会保障給付かで性格が異なり、

37 NHK オンライン「資生堂ショック」(2015年11月9日) <http://www.nhk.or.jp/ohayou/marugoto/2015/11/1109.html>

38 樋口美雄「中年層ニート・フリーターの増加と介護離職問題」国民総活躍社会国民会議第1回会合提出資料、2015年11月。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/dai1/siryou4-9.pdf>

一律に議論することはできない。関連して、財政再建は進んでいるのか遅れているのか。最近の景気回復で基礎的財政収支は確かに改善している。しかしこれを以て、安倍政権は緊縮財政と断ずることもできない。同じことは、消費税率引き上げの効果についてもより緻密な議論が必要である。

また、アベノミクス第3の矢とされた成長戦略はどうであろうか。法人税減税、規制緩和、労働市場規制改革、地方創生、いずれも重要な論点だが、筆者はまだこれらいずれについても経済学的に語る準備ができていない。

引用文献一覧

1. 岩本康志のブログ「貨幣数量説と流動性の罟」2011年4月3日。http://blogs.yahoo.co.jp/iwamotosemi-nar/35329635.html
2. NHKオンライン「資生堂ショック」(2015年11月9日)http://www.nhk.or.jp/ohayou/marugoto/2015/11/1109.html
3. 加納隆 (2013)「為替レートのランダムウォークネスとファンダメンタルズ：動学的確率的一般均衡分析からの視点」全国銀行協会。
4. 小黒一正 [2015]「クルーグマンの潔さ：異次元緩和の限界」、アゴラ言論プラットフォーム、http://agora-web.jp/archives/1660925.html
5. 塩路悦朗 [2015]「ゼロ金利下における日本の信用創造」日本経済学会・石川賞講演、2015年5月24日。
6. 白川総裁講演 (2012)「セントラル・バンキング危機前・危機の渦中・危機後」http://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2012/ko120326a.htm/
7. 竹中正治「日本の2015年国民総所得 (GNI) は3%の高成長になる」Blogos、2015年3月29日。
8. 竹中正治「交易条件悪化招かず 将来の円高回帰に備えを」2015年6月30日付、日本経済新聞「経済教室」。
9. 早川英男 [2015]「円安 vs 原油安の経済学：鍵は「交易条件」」http://www.fujitsu.com/jp/group/fri/column/opinion/201412/2014-12-3.html
10. 林文夫編集 (2007)「経済制度の実証分析と設計」(「経済停滞の原因と制度」「金融の機能不全」「経済制度設計」) 勁草書房。
11. バーナンキ [2001]「自ら機能麻痺に陥った日本の金融政策」三木谷良一；アダム・S. ポーゼン 編、清水啓典 監訳、『日本の金融危機：米国の経験と日本への教訓』(東洋経済新報社) 167-168頁、2001年。
12. 樋口美雄「中年層ニート・フリーターの増加と介護離職問題」国民総活躍社会国民会議第1回会合提出資料、2015年11月。http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/dai1/siryou4-9.pdf
13. 福田慎一・中村純一 (2008)「いわゆるゾンビ企業はいかにして健全化したのか」日本政策投資銀行。http://www.rieti.go.jp/projects/cgp/09.html
14. 本多祐三・黒木祥弘・立花実 [2010]「量的緩和政策－2001年から2006年にかけての日本の経験に基づく実証分析－」『ファイナンシャル・レビュー』99巻1号。
15. 連合『賃金レポート2014』「8. 標準労働者賃金の推移」https://www.jtuc-rengo.or.jp/roudou/shuntou/2014/shuukei_bunseki/08.html
16. 吉川洋 [2013]『デフレーションー “日本の慢性病” の全貌を解明する』(日本経済新聞出版社、2013年)
17. 脇田成 [2014]『賃上げはなぜ必要か』筑摩書房。
18. 黒田総裁講演 (2015)「2%の「物価安定の目標」実現に向けた課題」http://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2015/ko151106a.htm/
19. Caballero, Hoshi, and Kashyap (2008) “Zombie Lending and Depressed Restructuring in Japan.” *American Economic Review*, 98 (5) :1943-77.
20. Hayashi and Prescott (2002) “The 1990s in Japan : A Lost Decade” , *Review of Economic Dynamics*, 5 (1) , 206-235.
21. Kano (2014) “Exchange rates and fundamentals: closing a two-country model” Discussion Paper Series 2013-07, Graduate School of Economics, Hitotsubashi University, 2014.
22. Kano and Morita (2015) “An equilibrium foundation of the Soros chart”, *the Journal of the Japanese and International Economies*, 2015, 37, 21-42.,
23. Krugman [1998] “It’s Baaack; Japan’s Slump and the Return of the Liquidity Trap,” *Brukkings Papers on Economic Activity*,
24. Svensson [2003] “Escaping from a Liquidity Trap and Deflation: The Foolproof Way and Others,” *Journal of Economic Perspectives* 17 (4) (Fa

新中国初期における社会変革と思想教育運動について

白 土 悟*

目次

はじめに

第1章 新中国の政治理念と思想政治教育の方針

第1節 『共同綱領』にみる基本政策

第2節 文化教育政策の基本方針

第3節 階級闘争と思想闘争の意味するもの

第2章 整風運動の実施

第3章 三大運動の展開

第1節 「抗美援朝」運動の展開

第2節 土地改革運動と階級成分の決定

第3節 反革命活動の鎮圧

第4章 知識人の思想改造運動

第1節 「知識分子」の定義

第2節 民主主義革命期の知識人政策

第3節 知識人の思想改造運動

第4節 知識人問題に対する統一的見解

第5章 宗教団体との妥協と闘争

第1節 宗教団体との統一戦線の構築

第2節 キリスト教団に対する措置

第3節 イスラム教に対する措置

第4節 仏教・道教等の漢族の宗教団体の措置

結語

はじめに

近代中国は、孫文の三民主義を掲げる辛亥革命によって成立した。すなわち、三民主義は初め「三大主義」として唱導されたが、のちに清朝を倒して中華を回復し（民族主義）、民国を創設し（民権主義）、地権を平均にする（民生主義）と要約され、1905年の中国革命同盟会の綱領となった。1912年中華民国が成立、1919年10月、中国国民党が設立されたが、この時、三民主義はその中核的な指導思想とされた。1924年1月、中国国民党は第1回全国代表大会を開催し、①ソ連との連携（連ソ）、②中国

*九州大学留学生センター准教授

共産党（1921年成立）との合作（容共）、③労働者・農民の援助政策（労農扶助）を三大方針とすることを決定、ここに中国国民党と中国共産党との国民革命統一戦線が組織された（第一次国共合作）。その時、三民主義の内容は、①帝国主義の侵略を排除し、中国民族の真正な自由と独立を求め、内には各民族の一律平等を実現する（民族主義）、②少数者が握るのでなく私的でもない、一般平民が共有する政治を確立する（民権主義）、③地価に応じて徴税し、資本を制約すること（平均地権と資本節制）を原則として、「耕作者には其田あり」（耕者有其田）を実現する（民生主義）、というものになった。これは孫文の「新三民主義」と呼ばれている。だが、孫文はその実現を見ることなく、翌1925年3月12日に急逝した。

孫文亡き後、蒋介石は中国国民党右派を率いて1927年上海クーデターを起こし中国共産党を追放して南京国民政府を樹立した。中国共産党は華中・華南に革命根拠地を築き土地革命を進めていたが、国民党軍の圧倒的な軍事力に追い詰められ、大長征を経て陝西省延安に移動、そこを中心に幾つかの革命根拠地を再構築して抗戦した。国民党軍は1930年から34年にかけて革命根拠地に対する度重なる大規模な討伐戦を実施したが、ついにこれを降らすことは出来なかった。

しかし、1937年7月7日、盧溝橋事件を契機に、中国国民党と中国共産党は抗日民族統一戦線を組織した（第二次国共合作）。また1941年12月9日、太平洋戦争が勃発するや、米英その他と軍事同盟を締結し、「日本ファシスト」（日本法西斯）に勝利するまで抗日民族統一戦線を堅持することを宣言した。⁽¹⁾

約4年後、1945年8月15日、日本の敗戦によって太平洋戦争は終結、それとともに抗日戦争も終結した。だが、直に中国国民党と中国共産党は対立し、再び分裂して内戦に突入した。かくして、4年後、中国共産党は内戦に勝利し、新中国政府を樹立したのである。

この中国近代史は中国共産党の視点から言えば、大きく二段階に分かれる。第一段階は「民主主義革命」の時期と位置づけられる。「五・四運動」（1919年5月4日）に始まり、中国共産党の結成（1921年）、国共合作（1923年2月～27年7月）、土地革命（1927年7月～37年7月）、抗日戦争（1937年7月～45年8月）、解放戦争（1945年8月以降）を経て、1949年10月1日新中国成立までの約30年間を指す。この「民主主義革命」は「ブルジョア階級の知識人」が主体となって推進したものであるが、毛沢東は「ブルジョア階級の知識人」ではなく、「人民」（労働者と農民）が主体となる革命を実行した。毛沢東はこれを「人民民主主義革命」あるいは「新民主主義革命」と名付けた。ゆえに新中国成立は「新民主主義革命の勝利」と表現される。そして、第二段階は「社会主義制度の確立と全面的建設」の時期である。新中国成立以後、今日（2015年）までの66年間である。従って、新中国成立は社会主義社会建設の入口に立ったと位置付けられている。新国家建設の構想はまだ曖昧であり、革命根拠地での経験と「ソ連に学ぶ」という方針だけがあったと言っても過言ではない。

1950年6月6日から9日まで中国共産党第7期中央委員会第3回総会（中共七届三中全会）が北京で開催された時、会議初日に、党主席・毛沢東は「国家財政経済状況を基本的に好転させるために闘争しよう」（為争取国家財政経済状況的基本好転而闘争）という書面報告を提出するとともに、「四面出撃の必要はない」（不要四面出撃）と題する短い講話を行った。この二つの内容はほぼ重複しているが、後者は今後遭遇する一連の困難な課題について、より端的に述べている。以下、抄訳である。

《われわれは、北方における1億6千万の人口を擁する地域ですでに土地改革を完了したが、この偉大な成果を確認すべきである。われわれの解放戦争は、おもにこれら1億6千万の人民に依拠して勝利したのである。土地改革という勝利があったからこそ、蒋介石を打倒する勝利がかちとられたのである。ことしの秋、われわれは、ほぼ3億1千万の人口を擁する、かくも広大な地域で土地改革に着手し、全地主階級を覆すことになっている。土地改革にあたって、われわれの敵はまことに多く、かつ大きい。第一に、帝国主義がわれわれに反対し、第二に、台湾、西藏の反動派がわれわれに反対し、第三に、国民党の残党、特務、匪賊がわれわれに反対し、第四に、地主階級がわれわれに反対し、第五に、帝国主義がわが国で設立したミッション・スクールと宗教界の中の反動勢力、およびわれわれが接収した国民党の文化・教育機構のなかの反動勢力が、われわれに反対する。彼らはみなわれわれの敵である。われわれは、これらの敵と闘って、これまでよりもはるかに広大な地域で土地改革を完成しなければならない。この闘争は非常に激しいものであり、歴史上かつてないものである。》
(毛沢東「不要四面出撃」)

すなわち、土地改革という経済的変革は既に北方の「老解放区」では完了したが、今度は全国で実施しなければならない。それには反対勢力を駆逐する必要がある。①国内外の帝国主義勢力、②台湾・西藏の反動派、③国民党の残党、特務、匪賊、④地主階級、⑤帝国主義の手先となっているミッション・スクールと宗教界の中の反動勢力、⑥国民党の文化・教育機構の中の反動勢力、である。

毛沢東が予見したように、これら反動勢力との武力闘争及び旧弊撤廃と賛同者拡大のための思想闘争は熾烈を極めた。それは大衆運動の形をとって推進された。①「抗美援朝」運動、②土地改革運動、③反革命鎮圧運動は、社会全体に大きなインパクトを与えた運動で、「三大運動」と呼ばれている。また、④知識分子の思想改造運動、⑤三反・五反運動もそのインパクトは大きいものであった。「三大運動」にこの二つを加えて「五大運動」と呼ばれる。

更に、⑥各種の宗教団体との闘争と妥結も重要度において「五大運動」に劣らないものであった。中国には仏教・キリスト教・イスラム教など世界宗教をはじめ道教・ラマ教、その他少数民族固有の伝統的信仰が色濃く存在していた。中国共産党と新政府はそのマルクス主義的無神論とは相容れない宗教思想との思想闘争という課題を抱えていた。

これらの社会変革運動を経て、新政府の政権基盤は固められ、社会主義制度の確立に向けて一步を踏み出すことができたのである。これらの運動は当然、学校教育、延いては青少年の政治思想・価値観等に深い影響を与えることになった。そこで、本稿では1949年から1953年までに、中国共産党と新政府が『共同綱領』に掲げた基本政策である「抗美援朝」、土地改革、反革命鎮圧、知識人の思想改造などの社会変革運動の展開過程を検証することにしたい。但し、三反・五反運動については別に論じているので、ここでは繰り返さないが、三反運動は1951年11月から52年8月にかけて行われた。党幹部の汚職・浪費・官僚主義の三つに対する反対運動であり、五反運動は1952年1月に開始、私営の商工業者における贈賄、脱税、国家私財の横領、手抜き仕事・材料のごまかし、国家経済情報の窃取という「五毒」に反対する運動である。

第1章 新中国の政治理念と思想政治教育の方針

第1節 『共同綱領』にみる基本政策

中国共産党は内戦にほぼ勝利して、北平に入城した。1949年9月21日から30日まで中国人民政治協商会議の第1期全体会議を開催し、『中国人民政治協商会議共同綱領』、『中国人民政治協商会議組織法』、『中華人民共和国中央人民政府組織法』など重要な法律を制定し、中央人民政府の指導部を選出。かくして、翌10月1日、中華人民共和国の建国宣言を行った。⁽²⁾

さて、『中国人民政治協商会議共同綱領』（以下、『共同綱領』と略す）は1954年6月の憲法制定までの約5年間、いわば臨時憲法として、新政府の基本政策を掲げたものである。その「序言」に新国家の政治理念を次のように記している。

《中国人民解放戦争と人民革命の偉大な勝利は、既に帝国主義、封建主義と官僚資本主義が中国を統治した時代の終結を宣言するものである。中国人民は圧迫される地位から、新しい社会・新しい国家の主人となった。而して人民民主主義独裁（人民民主專政）の共和国が封建的・買弁的・ファシズム独裁（封建買弁法西斯主義專政）の国民党による反動的統治に取って代わった。中国人民民主主義独裁は中国の労働者階級、農民階級、小ブルジョア階級、民族資本階級及びその他の愛国的民主分子による人民民主統一戦線の政権であり、而して労農連盟を基礎とし、労働者階級が指導する。中国共産党、各民主党派、各人民団体、各地区、人民解放軍、各少数民族、国外華僑及びその他の愛国的民主分子の代表たちによって構成される中国人民政治協商会議は、まさに人民民主統一戦線の組織形式である。中国人民政治協商会議は全国人民の意志を代表し、中華人民共和国の成立を宣告し、人民自身の中央政府を組織する。中国人民政治協商会議は新民主主義即ち人民民主主義を以て中華人民共和国建国の政治的基礎とする。また以下の共同綱領を制定するので、およそ中国人民政治協商会議に参加する各機関、各級人民政府と全国人民は等しく共同遵守しなければならない。》
（『共同綱領』序言）

この『共同綱領』の短い「序言」には多数の政治用語が使用されている。一般的に言えば、政治用語は各時代の政治状況を背景に生み出される政治理念を表現している。それら政治理念が政治行動を引き起こし、行き詰まった政治状況を打開して行く。政治家や政党は自らの政治理念を明確に人々に訴え、人々の支持を獲得し、激烈な権力闘争に勝利して、自らの政権を樹立することを目指すのである。言うまでもなく、自らの政権を樹立して初めて、自らの政治理念を実現できるからである。従って、中国共産党の政治理念を理解するには、これら政治用語を理解する必要がある。

以下に、『共同綱領』のいう新中国の政治的基礎である「新民主主義即ち人民民主主義」とそれに対立する政治理念や政治思想について検討しておきたい。これら政治理念や政治思想には立場の違いによって議論が異なり、また複数の定義があって決着していないものもある。我々が通常理解している一般的定義も重要であるが、今は中国共産党の定義を理解する必要がある。中国共産党の定義が中国革命のエネルギーを引き出す政治理念であったという事実のほうはるかに重要だからである。この

ために、中国で発刊されている辞典類を参照したいと思う。

『共同綱領』序言では「帝国主義、封建主義、官僚資本主義」が中国を統治した時代の終結を宣言し、また国民党政府の「封建的・買弁的・ファシズム独裁」という政治思想を否定して、労働連盟を基礎とし、労働者階級の指導する、人民民主主義独裁による共和国を樹立するという。すなわち、革命の対象は、中国人民を圧迫していた「帝国主義、封建主義、官僚資本主義」および中国国民党による「封建的・買弁的・ファシズム独裁」の政治であった。

では、「帝国主義」とは何か。様々な議論があるが、中国ではレーニンの定義を指す。夏征農主編『社会主義辞典』（吉林人民出版社、1985年）の「壟断資本主義」の項は、レーニンの著書『資本主義の最高段階としての帝国主義』（1916年）を要約している。⁽³⁾ これによれば、中国語の「壟断資本主義」は、「帝国主義」、「資本帝国主義」又は「現代資本主義」とも称されている。日本語では通常〈独占資本主義〉と訳されるものである。

そもそも資本主義の発展は「自由競争」段階と「独占」段階に分かれる。生産力と科学技術の発展が、生産と資本の集中をもたらし、19世紀末から20世紀初頭にかけて「自由競争」段階から「独占」段階に転変し始めた。レーニンは、帝国主義は独占資本主義であると指摘して、その特徴を幾つか挙げたのである。「①生産と資本の集中的発展が高度なレベルに達し、経済生活において決定的作用を起こす独占組織を造り上げた。②銀行資本と工業資本が融合し、この金融資本の基礎の上に、金融に関する政治・経済の大権を握る少数の支配者（金融寡頭）が生まれた。③商品輸出とは異なる資本輸出が特に重要な意義を持った。④世界を分割する、資本家による国際的カルテル（独占同盟）が形成された。⑤最大の資本主義列強は既に世界の領土分割を終了した」という。⁽⁴⁾

帝国主義段階において、ブルジョア階級の国内労働者や植民地・属国の人民は資本の奴隷となり掠奪されるので、これに反対する闘争を起こすようになる。帝国主義と植民地・属国の人民の間の利害衝突のみならず、独占資本集団の間、帝国主義国家の間の利害衝突が激化していく。帝国主義諸国の政治経済状態の不均衡な状況が悪化して、世界を改めて分割せんとして、世界の覇権を争うようになり、ついに「帝国主義戦争」が起こるといふ。このようにレーニンは欧米の「帝国主義」の実態を分析したのである。

次に「封建主義」とは何か。『思想政治工作大辞典』（中国経済出版社、1990年）の「封建主義思想」の項によれば、封建社会において、統治する立場にあった地主階級の思想を指し、その思想が封建的な搾取制度や等級制度を維持してきたという。その主流は儒家思想である。儒家では、〈天道不変、死生に命あり〉とする世界観、また君臣父子の忠孝節義という倫理を説くが、「封建主義思想」（又は「封建残余思想」）とはその儒家思想の残余を指す。「人は觀念に依存するという考え方」（人身依附觀念）、特権觀念、官僚・商人の気風、差別觀（等級觀念）、家父長制（宗法觀念）、個人崇拜、男尊女卑、家柄の觀念（門弟觀念）、迷信等々の中に表現されてきた。これら「封建主義思想」は社会主義社会でも、ある程度人々を束縛しており、長期間の宣伝教育によって消し去る必要があるという。⁽⁵⁾

また「官僚資本主義」とは何か。『思想政治工作大辞典』（中国経済出版社、1990年）の「官僚資産階級」の項によれば、官僚資産階級とは、植民地化された状況で、政府と一体となって外国の帝国主義に奉仕し豊かになった大資本を有する階級である。旧中国では19世紀後半に出現した統治階級であ

り、帝国主義による商品のダンピング、資本の輸出、資源の略奪などをその政治権力によって助け、「国家主権と民族の利益を売り渡した階級」である。この「官僚資本主義」は国民党政府の下で成長し、蒋介石、宋子文、孔祥熙、陳果夫と陳立夫の四大家族がその代表格とされ、ファシスト独裁を利用して金融機構を掌握し巨大な富を蓄積したとされる。

要するに、帝国主義と封建主義と官僚資本主義が旧中国経済を支配してきた。ゆえに新中国政府の重要な任務は、①諸外国の帝国主義による侵略を防ぎ、中国内に残る特権を排除すること、②土地改革を実行して地主の土地を農民に分配すること、そのために旧体制を支えてきた儒教的な封建主義思想を改めること、③外国の帝国主義と結託して大資本家となった官僚資産階級の資本を没収して、全国人民共有の国家財産とすることである。但し、儒教的な封建主義思想については、短期間に変えることは難しく、長期に亘る宣伝教育がなされなければならないというのである。⁽⁶⁾

第2節 文化教育政策の基本方針

「共同綱領」第5章「文化教育政策」（第41条～第49条）は、新中国政府の教育政策の基本方針を示している。以下、その部分の訳である。

《第5章 文化教育政策

- 第41条 中華人民共和国の文化教育は、新民主主義的、即ち、民族的、科学的、大衆的な文化教育とする。人民政府の文化教育工作は、人民の文化水準を高め、国家建設人材を育成し、封建的・買弁的・ファシズム的思想を肅清することによって、人民のために服務する思想を發展させることを主要な任務としなければならない。
- 第42条 祖国を愛し、人民を愛し、労働を愛し、科学を愛し、公共財産を愛護することを中華人民共和国全体の国民道徳（公德）とすることを提唱する。
- 第43条 自然科学の發展に努力し、以て工業、農業と国防の建設に服務する。科学の発見と發明を奨励し、科学知識を普及する。
- 第44条 科学的な歴史的觀點を用いて、歴史、經濟、政治、文化および国際事務を研究し解釈する。優秀な社会科学の著作を奨励する。
- 第45条 文学芸術が人民のために服務し、人民の政治覚悟を啓発し、人民の労働への熱情を奨励することを提唱する。優秀な文学芸術作品を奨励する。人民の演劇映画事業を發展させる。
- 第46条 中華人民共和国の教育方法は理論と實際を一致させる。人民政府は計画的に順序立てて、旧式の教育制度・教育内容・教学法を改革しなければならない。
- 第47条 計画的に順序立てて、教育の普及を実行する。中等教育と高等教育を強化し、技術教育を重視し、労働者の業余教育と在職幹部教育を強化する。青年知識分子と旧知識分子に革命的政治教育を与え、以て革命工作と国家建設工作の広範な需要に応じる。
- 第48条 国民体育を提唱する。衛生・医薬事業を拡充し、母親・嬰兒と児童の健康を注意深

く保護する。

第49条 真実のニュースを報道する自由を保護する。新聞を利用して誹謗し、国家人民の利益を破壊し、世界戦争を煽動することを禁止する。人民の広報事業を発展させる。人民の出版事業を発展させ、かつ人民に有益で通俗的な書籍・新聞雑誌を出版する。》
（『共同綱領』第5章）

この中で、思想政治教育に関連する事項は、第41条、第42条、第47条である。すなわち、①「封建的・買弁的・ファシズム的思想」を肅清し、「人民に奉仕する思想」（為人民服務的思想）を普及させること、②5つの国民道徳を定着させること、③旧知識人と青年知識人に対する革命的な政治教育を実施することである。これが当時の思想政治教育の方針であった。以下、①と②について検討しよう。

（1）「封建的・買弁的・ファシズム的思想」の肅清

『共同綱領』のいう「封建的思想」については既に述べた。主として儒教思想の残余を指す。また「買弁」（ポルトガル語 *comprador* の音訳）とは、旧社会での外国商社の中国代理人、外国銀行の中国支社長などの総称であったが、次第に自分で直接商売を始めて資産階級になった人々も指すようになった。「買弁的思想」とは、外国の資本家に依存して蓄財する人々の思想である。「官僚資本家」もまた「買弁」概念に含まれる。更に「ファシズム的思想」とは、外国の帝国主義を是認する考え方である。具体的には抗日戦争時における親日派を指しており、新中国成立後では新米派を指していると思われる。すなわち、これらの思想はいずれも自己の幸福だけを追求し、中国人民全体の幸福を考えないものであり、肅清あるいは改造して、「人民に奉仕する思想」を普及させなければならないという。

（2）「国民公徳」の提唱

「祖国を愛し、人民を愛し、労働を愛し、科学を愛し、公共財産を愛護すること」を新中国の国民道徳として提唱し、人民を教育するという。この5つの徳目に関して、中共中央委員で教育家・徐特立（1877-1968）は1950年7月1日、「国民公徳を論ず」（『人民教育』第3・4・5期に掲載）と題する長文の論文を発表した。

冒頭に、『共同綱領』が国民全体の「公徳」を規定し、「私徳」（個人的道徳）を規定しなかった歴史的・理論的根拠を説明している。要するに、道徳は社会が決定するものであり、天性が決定するものではなく、封建社会・資本主義社会の決めた徳目は、社会主義社会の決める徳目とは異なるものであるという。「ブルジョア階級の人性論および封建社会の天理良心論」は社会との関連を離れて個人の天性を説明しており、完全に間違っているというのである。これを前置きとして、5つの徳目の意義を順に論じている。以下、要約である。

- ①「祖国を愛す」とは、帝国主義から奪還した領土を保全し、辺境の少数民族を大家族の一員として援助し、各自が家庭や職場で規律を守り、責任を果たすことが愛国の任務である。過去に民族独立や民主自由を勝ち取るための愛国運動があったが、新中国では事情は既に異なってい

る。抑圧された階級の愛国の権利は統治階級によって制限されていたが、人民が主人公となった新中国では「祖国を愛す」を人民の最高公德と規定することができたのである。「人民は既に祖国を愛する権利と自由を獲得しているのである」と説く。

- ②「人民を愛す」とは、新中国の新道徳基準であり、どの国家にも、いつの時代にも適用できるものではない。「人民」の範囲について、「我々の反帝国主義・反封建主義の革命に参加し、この人民民主国家の『共同綱領』を擁護するものは、いかなる階級でも人民の範囲の中に含まれる。しかし、一切の反革命者は人民の中には含まれない」という。「人民を愛す」は具体的には、人民の政治権利、財産権、人権が保証され、農民が土地を獲得し、労働者が仕事を持ち、「公教人員」が仕事を持つことである。これは政治問題であるが、これを意識にまで高めれば道徳となる。この政策を実行することが「新民主主義の道徳」であると説く。政治・経済上に搾取制度がある階級社会では平等・博愛の道徳を説いても全て虚偽である。道徳は政治権利と財産権が保障されて初めて、虚偽ではなくなるという。
 - ③「労働を愛す」とは、新中国の労働者は国家の主人となったので、労働は自分のための労働であり、「一種の道徳あるいは一種の権利」として「無上の栄光」と見なすことであると説く。社会形式が異なれば労働方式・労働態度も異なり、過去の階級社会では奴隷労働、農奴労働、雇用労働等々があったが、社会主義の労働方式は「各人が出来ることを精一杯行い、その価値を受け取る」（各尽所能、各取所値）であり、共産主義の労働方式は「各人が出来ることを精一杯行い、必要なものを受け取る」（各尽所能、各取所需）であると述べ、中国の社会主義過渡期では「公営、私営、合作」の三種の経済方式が取られ、私営経済にはまだ搾取が存在するという。また社会主義社会では「働かざる者、食うべからず」（不労働者不得食）のほかに、「労働者には労働権を与える」（給労働者以労働権）というスローガンがあり、失業しないことが保証されるという。
 - ④「科学を愛す」とは、マルクスの唯物史観・社会発展史・政治経済学を「最高の原理的理論科学」と認め、それに基づいて決定される政策や戦略を行動原則、即ち「応用科学」として、常に理論科学と応用科学、理論と行動を結びつけることであると説く。近代科学はブルジョア階級のものであり、ギリシャ哲学とアラブ科学の遺産であり、高い価値を持つが、系統的ではなく、科学と非科学が錯綜した産物である。ブルジョア階級の科学は政治経済学も政治学もブルジョア階級を擁護し、統治階級の道具となっていたという。
 - ⑤「公共財産を愛護する」とは、努力して生産し、節約を励行し、浪費をしないことであると説く。「一分一厘を節約し、4億9200万の人口が1人1日に1・2両の米を節約すれば、毎日15000トンの食糧を節約でき、大きな救済物資となる。」と述べ、こまめな消灯、廃物利用など様々な方法で節約をすることの重要性を訴えている。
- 以上が、5つの徳目を「国民公德」として掲げた理由であるという。

(3) 旧知識人と青年知識人に対する「革命的政教育」

「革命的政教育」は、知識人の思想改造運動および青年に対する大学の思想政治教育として実施

された。大学の思想政治教育については別に考察しているのでここには繰り返さないが、思想改造運動については後述することにした。⁽⁷⁾

第3節 階級闘争と思想闘争の意味するもの

1. 階級と階級闘争の概念

周知の事柄かもしれないが、新中国におけるマルクス主義的教育を理解するために必要な諸概念を確認しておきたい。まず「階級」概念である。階級とは「主に生産関係上の利害・地位・性質などを同じくする人間集団」(『広辞苑』岩波書店)である。マルクス主義では階級の歴史的発生とその消滅について次のように説明する。

古代における原始共同体では生産資料(生産手段ともいう)の公有制が実現されていたので階級は生じなかった。だが、社会的分業や交換が発展すると、生産資料の私有制が生じ、それが原因で社会の富と権力は不均等となり、搾取階級(支配階級)と被搾取階級(被支配階級)に分裂し、ここに階級社会が出現した。階級社会は社会発展の様々な段階で様々な階級を生じた。例えば、奴隷社会では奴隷主と奴隷、封建社会では地主と農民、資本主義社会ではブルジョア階級(資本家)とプロレタリア階級(労働者)である。そして、これら階級間で常に闘争が繰り返された。これを「階級闘争」という。

資本主義社会における階級闘争によって、社会主義社会が到来する。社会主義社会では生産資料の公有制を実現し、それを基礎にして「社会主義改造」を行うことによって、階級社会を支えた生産資料の私有制と搾取階級は消滅する。この社会主義社会において高度に生産力が発展すれば、共産主義社会に到達する。この共産主義社会では国家も政党も階級も自然消滅すると言われている。

さて、新中国では、このマルクス主義の社会発展段階論を基本的な指導理論とする。すなわち、中国共産党はプロレタリア階級を代表する政党として階級闘争を指導し、それまで支配階級であったブルジョア階級を倒し、人民民主主義独裁の政権を樹立して、社会主義社会の建設を始めた。新中国がそれである。だが、実際の中国は、発達した資本主義社会を経ずに、社会主義に突入した。マルクス主義の公式通りには行かなかったのであり、西欧とは異なる複雑な課題を抱えたのである。

階級闘争には「政治闘争」、「経済闘争」、「思想闘争」の3つの基本的形式がある。簡単に言えば、政治闘争とは資本主義社会ではプロレタリア階級が政権奪取を目的として行う活動(政治的ストライキ、デモ行進、議会闘争、武装蜂起など)を指し、経済闘争は当面の経済生活上の要求を掲げる活動を指し、思想闘争は対立する思想間の論争を指す。これら3つの闘争は常に相互に結びついている。

2. 思想闘争の概念

階級闘争の重要な要素である思想闘争は2種類ある。ひとつは、社会主義制度下での人民内部の思想闘争である。主に〈先進的思想〉と〈落後思想〉、〈正確な思想〉と〈誤った思想〉の間の闘争を指す。例えば、人民大衆に対する革命理念の教育やブルジョア階級自由化に反対する運動などが

起され、説得（説教教育）や「批判と自己批判」（批評と自我批評）が方法として用いられた。もうひとつは、経済的利益が対立する階級間の意識形態上の闘争である。階級社会では統治階級の思想が支配的地位を占めるが、被統治階級は自己の思想を強化してこれと闘争しなければならない。マルクス主義と反マルクス主義（搾取階級の意識形態を含む）との思想闘争は、プロレタリア階級とブルジョア階級の闘争の重要な一部である。この階級間の意識形態上の闘争が社会主義制度下でも継続して行われたのである。⁽⁸⁾

思想闘争が階級間の直接的な対決であるとするれば、青少年に対する「思想教育」は間接的な対決であろう。次世代をまるごと味方につけるための闘争と言える。

第2章 整風運動の実施

中国共産党の党員は、1945年4月第7回全国代表大会時に121万人であったが、新中国建国後の1951年春には580万人を超えた。当初からの党員に加えて、国家建設に参加する方法として党籍を得た人々もいれば、社会的特権を得るために便宜的に党籍を得た人々もいたであろう。毛沢東とその指導部は党員の増加政策を取っていたが、他方で党員の政治的自覚を高める教育と、不適切な言動や不正な活動を正す整風運動の必要を感じていた。

1950年5月1日、中共中央は「全党全軍の整風運動の展開に関する指示」（關於在全党全軍開展整風運動的指示）を全国各級の党委員会宛に通達した。「我党が既に全国で勝利を収めたことにより、この2年余で、党の発展は既に党員が約200万人も増加した。その中の多くの人の思想作風は極めて不純であり、まだ計画的な教育訓練を与えることが間にあっておらず、旧党員や旧幹部の中の多くの人が傲慢になって自惚れており、命令主義の作風を作り上げ、党と人民政府の政策にわざと違反し、横暴な態度で工作任務を完成し、党と人民政府の威信を破壊して、人民の不満を引き起こしている。甚だしくは汚職し、政治上は墮落・頹廢し、違法乱紀等々の極端な現象が生じている。」と述べて、全党全軍の整風運動（批判と自己批判、文献学習など）を夏・秋・冬に実施し、今年中に完了するよう求めた。

1951年3月28日、党副主席・劉少奇は中国共産党第1回全国組織工作会議において報告を行った。その中で、この会議の主要な目的は「党の本来の組織を肅清し、また新党員を発展させることに関する問題」を検討することであると述べ、幾つかの議題を提出している。この中で、党員数の増加傾向、勤務状況、地理的分布その他の概要を述べている。それによれば、1951年現在、党員数は580万人に達し、2年間で270万人も増加した。勤務状況は表1の通り、農村に300万人余、武装部隊に160万人余で、合わせて全体の80%を占める。また別の角度から言えば、中央党員160万人に対して、地方党員420万人である。地方党員の多い省は河北、山東、蘇北、山西、平原、察哈尔の6省区で計290万人に上る。それは地方党員全体の70%を占め、分布から言えば不均衡な状態である。また、女性党員は60万人余（10.4%）、25歳以下の党員は120万人余（20.7%）であるという。

表 1. 1951年の中国共産党員の勤務機関と党員数 (人)

勤務機関	党員数
武装部隊	160万余
工場・鉱山・工業の体力労働	20万余
国家行政機関・企業機関・機関学校	70万余
農村	300万余
その他	20万余
計	580万

出所) 劉少奇「第1回全国組織工作会議上の報告」(1951年3月28日)より作成

また、会議の最終日4月9日には、劉少奇が総括報告「共産党員の条件を更に高めて闘争しよう」(為更高的共産党員の条件而闘争)を行ったが、その報告内容は会議全体の決議文に反映された。即ち、会議は同4月9日、「党の基層組織を整頓することに関する決議」(關於整頓党的基層組織的決議)および「新党員の発展に関する決議」(關於發展新党員の決議)を通過させたのである。

第3章 三大運動の展開

第1節「抗美援朝」運動の展開

1. 朝鮮戦争への関与

全党全軍の整風運動を開始した直後、1950年6月25日、朝鮮戦争が勃発した。遑れば、1945年8月15日の太平洋戦争終結後、日本に進駐した米軍と、満洲に駐留するソ連軍によって、日本軍の武装解除後の朝鮮半島の管轄区域を、ソウル北西の北緯38度線を境に二分することが決められた。だが、1948年8月15日に大韓民国が成立、9月9日には朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が成立し、それぞれの政府が朝鮮半島全体の唯一の合法的政府であることを宣言し、祖国統一を目標に掲げた。かくして、北緯38度線(軍事境界線)は「国境」と化し、韓国軍と北朝鮮軍の局地的衝突が頻繁に生じていた。そして1950年6月25日、北朝鮮軍は突如として38度線を越えて韓国に侵攻したのである。6月27日、国際連合はこれを北朝鮮の侵略行為として、即時停止すべきという米国決議案を採択した。翌6月28日、北朝鮮軍はソウルを占領した。7月7日、国連安全保障理事会は国連軍の最高司令官にマッカーサーを任命したのであった。

戦争勃発後、数ヶ月して米軍を主力とする国連軍の反攻により北朝鮮軍は次第に劣勢となった。1950年10月1日、主席・金日成は毛沢東に出兵支援を要請。10月8日、毛沢東は北辺防衛軍を中国人民義勇軍(中国人民志愿軍)と改名し、北朝鮮に急派した。こうして中国人民義勇軍はほぼ前面に立って、国連軍・韓国軍と対戦することになった。

新中国政府の財政は戦費支出のため甚だ悪化した。国内では「抗美援朝」、即ち米国に対して抗戦し北朝鮮を援護すること(以下「抗米援朝」と訳す)の意義について、国民の支持を得るべく宣伝工作が開始された。

すなわち、1950年10月26日、中共中央は「全国において時事の宣伝を実施することに関する指示」

(関于全国進行時事宣伝的指示)を各中央局・分局、各軍区、各省市委員会宛に発布し、簡単に言えば、「米国は中国人の敵である」、「米国は世界の敵である」、「米国はハリコの虎である」という全国的キャンペーンを展開するよう指示した。親米感情と米国を恐れる心理を払拭し、米帝国主義を蔑視する態度を養うよう宣伝を行き渡らせよという。そのために、全国各地の機関、団体、学校、工場、部隊で内部討論させ、或いは講演会や街頭宣伝を実施し、雑誌・新聞等の出版物・文芸作品を大量に制作することを求めた。

そこには中国が朝鮮戦争に関与する理由について次のように説明している。以下、その部分の訳である。

《(一) 中国側から言えば、中朝は唇と齒のように相依り相助ける密接な関係にあり、米国の朝鮮侵略と中国侵略は不分離のものである。①米国は朝鮮侵略を発動すると同時に、公然と台湾を侵略し、続いてわが東北辺境を爆撃掃射する。②米国は我国の警告やソ連の提案を顧みず、強硬に38度線を越えて中朝の辺境に真直ぐに向かってくる。③北朝鮮が鹵獲した文件或その他の証拠から、米国のこの種の計画は以前の日本の対華侵略史と全く一致している。日本は第一歩で朝鮮と台湾を侵略し、第二歩で東北を侵略し、第三歩で全中国を侵略した。これら全てを考えると、我国の安全のために、米軍の朝鮮侵略を放任することはできない。(二) 朝鮮側から言えば、強大な米軍の仁川上陸後の朝鮮人民軍の退却は必然的で必要なものであるが、朝鮮人民による反米闘争は依然として継続され、正確な持久的努力によって、反攻に転じようとしている。この形勢下で、朝鮮人民の継続的闘争に対する我国の支援は重大な意義を有しており、朝鮮人民の闘争継続は我国の安全にとっても重大な意義を有している。(三) 米国がもし敢えてこの時に世界戦争を勃発させれば、その失敗は更に徹底的なものになる。現在の米国の軍事的準備は未完成なので、和平陣営の勢力は米英の勢力より大きい。我々は和平を求め、戦争を求めないが、米国が中朝辺境界に侵入したと聞けば、放任することはできない。》

(中共中央「関于全国進行時事宣伝的指示」)

すなわち、米国は朝鮮侵略に続いて中国東北部に侵攻し、やがて全中国を侵略する計画であるので、自国の安全を守る意味からも北朝鮮に派兵しなければならないという。だが、米国が先に北朝鮮に侵攻したとするのは歴史的事実と異なる。これは誤解ではなく、明らかに「デマ」であり、戦時において自国民に敵国に対する憎悪を掻き立て、戦意を高揚させるプロパガンダであった。

2. 「抗美援朝」運動の全国的展開

(1) 戦争支援のための大衆運動の発動

W.W. ロストウ『中共の将来』(1956)は当時の米国による最高水準の中国研究書である。これによれば、中国共産党は朝鮮戦争勃発の直後から反米主義を掲げて、抗美援朝運動を開始した。「この運動は多くの集会の形式を取り、これらの集会において朝鮮戦争を『帝国主義』世界対共産主義世界の大試練として劇化し、中国人民を説得して政府の見解に一致させる努力が払われた。

アメリカは侵略者とされた。アメリカという『張子の虎』の敗退は、中共が国民党に与えたと同じく、迅速にして徹底的であろうと約束された」という。⁽⁹⁾

しかし、戦争は経済的意味で高価である。1949年末に公表された1950年国家予算のうち39%が軍事に回されたという。これは「国家企業への投資支出24%及び行政費21%と比較される。重兵器及び航空機の形においてソ連から相当の援助を受けたにも拘らず、朝鮮戦争が1950年から1951年にわたって進展するに従い、中国の経済的地位に重大な影響を与えたことは明らかである。軍事予算は他の部門を犠牲にして増加した。限られた中国の重工業及び機械工業のある部分は、軍需品の生産及び維持のために振り向けられた。・・・中国政府は、投資、行政、その他の高度の重要性を持つ部門の公共経費を削除するよりは、むしろ消費者の収入と積立てられた貯金とを犠牲にして、戦費を賄おうとした」のである。⁽¹⁰⁾

こうして、各種の大衆運動が開始された。大衆運動の一つが「愛国公約」である。1950年11月7日、北京の商人や労働組合によって最初の「愛国公約」が作成された。それは5つの条文から成っていた。「一、抗米援朝運動を支持するために全精力を尽くせ。二、アメリカの作り出す流言に耳を傾けず、国賊や特種代弁者の活動を妨害せよ。三、軍の要求に応ずるため、都市と農村との物資交流を促進せよ。四、脱税する勿れ、投機、実務を離れること及び財政的安定の転覆を避けよ。五、現在の事件を研究し、その宣伝努力を倍加せよ。」である。これに各団体が署名し、具体的に実行するのである。⁽¹¹⁾

翌1951年2月2日、中共中央は「抗米援朝愛国運動を更に普遍的に展開することに関する指示」(関于進一步普遍開展抗美援朝愛国運動的指示)を各中央局・分局、各省・直轄市・自治区の党委員会、各大軍区の党委員会宛に発布。愛国運動は次の3つの目的で行うよう指示した。

- ①中国は、米国が日本を新たに武装することに反対し、全面的で公正な〈日本との平和条約〉を勝ち取らなければならないこと。
- ②中国人民義勇軍と北朝鮮軍を慰労すること。
- ③全国各地の各界の大衆に愛国を公約させること(愛国公約)、

である。

愛国公約の内容は7項目とされた。「1. 毛主席・人民政府・中国共産党・人民解放軍・共同綱領を擁護する。2. 中国人民義勇軍と北朝鮮軍を支援する。3. 米帝国主義に反対し、台湾解放を擁護し、米国の中国侵略勢力を肅清する。4. 米国が日本を新たに武装することに反対する。5. 政府に協力し、特務を肅清し、反革命的デマを消滅させる。6. 労働者・農民は生産に努力し、職員は服務に努力し、学生は学習に努力し、商人は都市と農村の交流に努力し、政府の経済政策に従い、機会に乗じて利益を得ようとする行為に反対する。7. 国家財産を愛護し、国家機密を保守する」である。この「愛国公約」は人民の自由意志に基づいて締結されることを原則とし、党・政府は決して強要すべきではないと指示している。愛国公約運動は瞬く間に全国に広がって行った。

(2) 愛国公約運動の全国的展開

1951年5月31日、中共中央は「愛国公約の締結と点検に関する指示」(関于訂立和検査愛国公約的指示)を各中央局・分局、省・市・自治区の党委員会宛に通達した。愛国公約運動を開始してから6カ月が経過した。未だ愛国公約運動を開始していない地方もあり、公約の内容が正確でない場合もあった。そこで6カ月に1回、状況を点検するよう指示したのである。点検上、注意すべき点を挙げている。愛国公約運動の実情が分かるので、以下にその部分を訳すことにしたい。

- 《(一) 締約者(訂立者)の範囲は小さくなければならない。一つの都市の中では、業界毎(例えば運輸労働組合、紡績労働組合、旅館業、雑貨業、カトリック教徒、戯曲界)に公約を締結するだけでなく、更に、一つの職場(車間)、一つの生産組、一つの学習組、一つの医院、一つの停留所、一つの町内(街道)、一つの公共施設、一つの家庭等々と公約を締結しなければならない。農村の中では、村民が愛国公約を締結するのも良いが、それ以外に一つの互助組、一つの民族学校、一つの討論グループ(読報組)等々と公約を締結すべきである。
- (二) 公約の内容は具体的でなければならない。一般に、政治任務(例えば、抗米援朝への積極的参加、スパイ・裏切り者の防止、納税、公共財産の愛護など)、生産任務あるいは工作任務、学習任務の3種類の内容を含まなければならない。いずれの内容もみな各界・各業種・各人の実際的情況に基づいて具体化されているべきであり、一般的スローガンを列挙する必要はない。公約の条文は簡単で通俗的であるべきで、多すぎたり複雑すぎたりしてはならない。こうすれば、締約者がよく記憶し暗唱できる。
- (三) 公約の締結は、民主的に自由意志で行う原則を遵守しなければならない。大衆に参加を強要し、あるいは大衆に承認を強要してはならない。どの条文もみな締約者の同意を取る必要があり、少数の幹部や積極分子が出しゃばって代行し、また命令主義と形式主義の悪い結果を作り出すことを防止しなければならない。凡そ愛国教育がまだ展開されていない地方では、先ず人民大衆に愛国教育を行い、彼らの政治覚悟と愛国の熱情を啓発し、然る後に人民大衆の革命的積極性を基礎にして公約を締結しなければならない。
- (四) 点検が必要である。公約の内容は公表しなければならない、仕事場に貼り出し、締約した大衆が推薦した点検員や点検組が經常点検の責任を負う。同時に、各市・県によって定期的に抽出点検が行われ、その結果は等しく公表しなければならない。こうして、模範を表彰し、遅れている者を促す。以後は一般に半年毎に1回総括し改訂し、かつ適切な会議を開いて決議しなければならない。最近1カ月の内に、どの市・県も既に締結した愛国公約および全体の愛国運動の状況を一度総括して、若干の模範単位を選び出し、党内外で鄭重に表彰し広報しなければならない。同時に、生産、スパイ・裏切り者の防止、税収、代表会の開催などの中心的任務と結び付け、今後半年の内に愛国公約の具体的計画を押し広め執行しなければならない。この任務の執行情況は、各省・市・自治区の党委員会が7月末に中央に報告しなければならない。》

(中共中央「関于訂立和検査愛国公約的指示」)

愛国公約は、業界から学校や病院などの公共施設、あるいは街道などの行政単位に至るまで、大小の単位毎に締結されていった。全国隅々までこの愛国公約運動は行き渡ったのである。

(3) 武器と食糧の献納運動の展開

翌日、1951年6月1日、中共中央は「愛国公約等の運動を展開することに関する指示」（関于開展愛国公約等項運動的指示）を各中央局・分局と各級の党委員会宛に通達した。以下、全訳である。

- 《(一) 五・一節前後までの、普遍的な宣伝教育と日米の罪業を訴えたり、デモ行進を行ったりして、抗米援朝運動は既に全国の大部分の地区と半数以上の人口に深く浸透し、既に巨大な成績を獲得した。しかし、このために、「抗米援朝運動は既にまずまずである」という一種のうぬぼれの気持ちが芽生えている。この傾向は必ず防止し克服しなければならない。
- (二) 抗米援朝の運動と教育を更に普遍的に深く浸透させるために、中央は決定した。全国において更に普遍的に愛国公約運動を展開し、武器を増産し献納する運動と「戦死者の遺族、軍人の家族および傷痍軍人を優待する運動」（優待烈属軍属及残廢軍人的運動）を展開する。それによって人民の政治覚悟と愛国の熱意を高め、またそれによって前線の士気を鼓舞し、かつ一部の財政上の困難を解決する。現在、中国人民抗美援朝総会は既に具体的なスローガンを発した。直にこの通りに実行するよう求む。
- (三) 愛国公約は、我々が大衆を指導し、大衆を教育し、大衆を動員し、各階層の人民の歩調を統一し、協力して指定した方向に向かって前進するという重要な形式である。我々は必ずこの形式をしっかり把握し、それを強固にし、各階層の大衆を常に長く団結させ共同して活動させるための形式にしなければならない。これによって、各種の工作を推進し、大衆の覚悟を高めるのである。
- (四) 武器献納運動は、必ず生産増加運動、あるいはその他の収入増加運動と結び付けなければならない。もし今後半年内に各界人民が自らの意思を基礎として、努力し増産した収入の中から、1人平均5斤から10斤の米を献納すれば、全国で数十億斤の収入を得ることになる。これは前線と国家財政にとって大変大きな援助となる。現在の商工業は既に去年に比べて大きく繁栄し、商工業界における愛国の熱意は既に去年に比べて大いに高まっている。今度は4億人以上の農民・労働者が参加し、同時に光栄な愛国的献納でもあるので、ただ我々が十分に説明し動員すれば、この種の運動は去年の公債募集工作に比べて容易である。

抗米援朝運動の深まりと発展は、今後も過去と同様に、主に各級の党委員会が責任を負う。この工作の指導を注意深く継続強化するよう望む。》

(中共中央「関于開展愛国公約等項運動的指示」)

朝鮮戦争への従軍には軍事費用が高んだ。大衆運動として武器と食糧の献納運動を起こすほか手段はなかった。同1951年6月6日、中共中央は「収入を増加し、支出を減らして、財政赤字を補填することに関して饒漱石等に与える電報」(関于增加収入減少開支弥補財政赤字給饒漱石等的電報)を發出している。すなわち、去る3月の財政概算(収入72万6834億元、支出82万521億元)で既に9万8187億元の赤字だったものが、ここ2・3カ月で軍事費用その他の支出が高み、赤字は更に16万1830億元増えて、合計26万17億元となる見込みとなった。そのうち軍事費用は3月編成の予算では41万1121億元から9万億元増加して、計50万600億元になる見込みだという。これは現予算収入の69%を占めるといふ膨大なものである。これに対処するために、各種の増税、企業利潤の増加と建設投資の減額、抗米援朝の献納運動、農業税の増加の4項目を実施する案があるが、これを実施すれば、農民に重い負担を強いることになる。しかも、これによって赤字を削減できても、なお12万8000億元の赤字が見込まれるのである。中共中央はこの4項目を実施すべきか否か、饒漱石、鄧小平、鄧子恢、習仲勛、簿一波の5氏に即日、意見具申するよう求めたのである。その日、どのような意見が提出されたのか明らかではないが、軍事費用のために国家財政は逼迫していたことが窺える。

かくして朝鮮戦争は1953年7月21日に板門店で休戦協定が調印されるまで約3年間続いた。休戦協定締結後、同年9月12日、中国人民義勇軍の総司令・彭徳懐は「中国人民義勇軍の抗米援朝工作に関する報告」(関于中国人民志愿軍抗美援朝工作的報告)を、中央人民政府委員会第14次会議において行った。その内容は朝鮮戦争の休戦に至るまでの戦闘経過と、中国・北朝鮮軍は米国と李承晩政府の侵略に対する防衛戦争に勝利したというものである。満場の拍手喝采を浴びた。なお、周知のように、その後38度線は休戦ラインとして今日(2015年)まで維持されている。

第2節 土地改革運動と階級成分の決定

1. 土地改革法の制定

『共同綱領』第1章第3条は、「中華人民共和国は必ず帝国主義国家の中国における一切の特権を取り消し、官僚資本を没収して人民の国家所有に帰し、順序立てて封建・半封建的土地所有制を農民のための土地所有制に改変し、国家の公共財産と合作社の財産を保護し、労働者・農民・小ブルジョア階級と民族ブルジョア階級の経済的利益及びその私有財産を保護して、新民主主義の人民経済を發展させ、ゆっくりと農業国を工業国に変える」と規定している。この規定に則して、土地所有制の改革が当面の事業として実行されたのである。

少し遡るが、農地が最も重要な生産基盤であり、貧富の格差を生じる主要な原因であった時代が続いていた。1946年5月4日、中共中央は「小作料の引下げおよび土地問題を清算することに関する指示」(関于清算減租及土地問題的指示)を發布した。これは通称「五四指示」と呼ばれるが、この指示によって、封建的搾取を減らすための減税政策と耕作者には土地を分配する政策(新民主主義の「耕者有其田」政策)を唱導し、「老解放区」(中国共産党の統治地区)で土地改革運動が始められた。1947年7月から9月まで、中共中央は河北省平山県西柏坡村で全国土地会議を開催し、「老解放区」での土地改革の経験を統括して「中国土地法大綱」(全16条)を採択し、10月10日に發布し

た。地主による土地所有制の廃止、土地その他財産の頭割りによる均等な分配、貧農による権力の掌握を目的としたものであった。かくして1949年上半期までに、「老解放区」では1億人近い農民が土地を分配され、これによって中国共産党は広範な農民の支持を得ることができた。

国共内戦では、中国共産党では農民が民兵となり、軍隊の物資輸送を支援した。他方、中国国民党はその統治地区において、物価高騰に十分に対処できず、また農民から取税し、学生を徴兵するなどしたため、人心を失った。謝春濤（2012）は、これが国共内戦の勝敗を分けた理由であるという。⁽¹²⁾

さて、序でも触れたが、1949年6月6日から9日まで開催された中国共産党第7期中央委員会第3回総会（中共七届三中全会）において、「土地改革問題委員会」の設立が決定され、委員が選出された。党中央委員会副主席・劉少奇はじめ彭德懷、習仲勛、王震、劉伯承、鄧子恢、黄克誠、饒漱石、葉劍英、彭真、劉瀾濤の11人である。こうして、劉少奇が中心となって全国土地改革に関する法律が起草された。法案は人民政治協商会議全国委員会第1期第2次会議で審議された後、中央人民政府委員会第8次会議を通過した。1950年6月30日、中央人民政府は国家主席・毛沢東令として「中華人民共和国土地改革法（草案）」（全6章40条）を正式に発布したのである（以下、「土地改革法」と略す）。

この「土地改革法」は、地主階級による土地所有制を廃止し、農民による土地所有制を実施して、農村の生産力を高め、彼らの生活を向上させることを目的とする。地主階級等の土地の没収と税徴収（征収）、土地の再分配、特殊な土地の処理問題、土地改革の実施機関や実施方法などを細かく規定している。この「土地改革法」に則して中国全土で土地改革が執行された。

2. 土地改革の方法

土地改革の基本的手順は、W.W. ロストウ（1956）によれば、5段階に分けられる。⁽¹³⁾

第一は「政治的及び心理的準備」の段階である。土地改革の主要な受益者になる貧農を動員するために、「一連の村民大会、ポスター、演劇、舞踏会その他の宣伝計画において」、その目的が説明される。

第二は「積極分子」の選抜段階である。貧農の中から土地改革を指導する人物を地方職員として選抜し、下級幹部の指導の下に置かれる。下級幹部は共産党員の指導の下に置かれている。

第三は「階級闘争の局面」の段階である。村内で地主・富農に対する批判大会が開かれる。「この予備段階における一つの策略は、しばしば地主を強制してこれまで取った地代の貯えを払い戻させることであった。また地方の〈弱い者いじめ〉や〈専制的地主〉或はその他の評判の悪い人物が、爆発した積年の感情のために人類の敵として選ばれたのもこの段階であった。身代わりの犠牲者が公然と告発され、逃亡を余儀なくされ、投獄され、或いは殺害された」という。

第四は「階級的地位の決定」の段階である。中国語の「階級成分」の決定である。

第五は「土地の再配分」の段階である。「階級成分」の中で貧農・下層中農によって農民協会が設立され、農民協会が下級幹部の指導の下に、一戸当たりの所有面積の標準を定め、地主・富農・富裕中農の余剰農地を貧農・下層中農の分配し、新しい地券を発行する

すなわち、地方によって若干異なるが、基本的にはこの5段階を経て、土地改革は進行した。「土地の再分配」の段階において、土地没収等の合法的執行機関は「農民協会」であった。農民協会は、1950年7月14日、政務院「農民協会組織通則」の規定によれば、地主・富農は参加できない。雇農、貧農、中農その他の農民による自発的大衆組織である。1952年末、土地改革の完了とともに解散し、その機能は農村の行政機関に引き継がれたという。⁽¹⁴⁾

3. 「階級成分」の決定

さて、「土地改革法」の執行に当たって、農村の各家庭が解放前の旧社会でどの階級に属していたか、即ち各家庭の「階級成分」が調査された。その「階級成分」決定後、「階級成分」に相応しい方法で土地が分配されたのである。こうして1950年8月4日、政務院第44次政務会議において「農村の階級成分を区分することに関する決定」（關於划分農村階級成分的決定）が承認された。以下「50年階級成分決定」と略すが、8月20日、共産党機関紙『人民日報』にその全文が掲載された。⁽¹⁵⁾

この「50年階級成分決定」は甲乙丙の3つの文献から構成される。

- ①甲は「農村の階級をどのように分析するか」（怎樣分析農村階級）
- ②乙は「土地改革の中の諸問題に関する決定」（關於土地改革中一些問題的決定）
- ③丙は「政務院の若干の新決定」、である。

なお、「50年階級成分決定」は冒頭に、その成立経緯を次のように説明している。

- 《1. 1950年6月30日に中央人民政府が公布した「中華人民共和国土地改革法」を正確に実施するために、特に本決定を公布する。
- 2. 中央人民政府政務院は、1933年瑞金の民主中央政府が土地問題を正確に解決するために公布した二つの文件、即ち「農村の階級をどのように分析するか」と「土地改革の中の諸問題に関する決定」を、ある部分は現在適用外とするが、残りの部分は全て現在の土地改革の中で基本的に適用すべきであると認識している。この二つの文件は1948年5月25日、かつて中共中央が新しく公布し、土地改革工作の中で応用したことがあるが、それは現在の土地改革の中でも適用できることが既に証明されている。これによって、中央人民政府政務院は特にこの二つの文件を添削し補充したのち、今後土地問題を正確に解決するための文件として作成し再び公布する。この二つの文件の中では、本院が補充することを決定したものには「政務院補充決定」という字を書き加え、またこの二つの文件以外は「政務院の若干の新規定」として増補した。
- 3. 本決定によって交付する文件において、その文字の解釈が土地改革法に抵触する場合は、等しく土地改革法に沿って執行する。
- 4. 各省人民政府は各地の実際情況や本決定が公布する文件が規定する原則に則って、階級区分のための補足的文件を發布できる。しかし、それら文件は本院に報告して準備しなければならない。》
(政務院「關於划分農村階級成分的決定」)

以下に、甲乙丙の各文献を見ることにしたい。そこには階級成分の分類基準が明記されている。また分類基準に当てはまらない人々に関しては、後日、補足的規定が出された。思うに、この階級成分の調査は、国民の家族状況・生活状況・思想状況など情報を一戸毎に収集する国勢調査であったと言えよう。

(1) 農村の階級分析

甲の「農村の階級をどのように分析するか」では、農村における階級を、①地主、②富農、③中農、④貧農、⑤労働者の5階級に区分し、各階級の定義を次のように解説している。

《甲：農村の階級をどのように分析するか

一. 地主

土地を占有し、自ら労働しないか、或いはただ附帯する労働をするだけで、搾取して生活している者を地主と呼ぶ。地主の搾取方式は主に小作料方式（地租方式）で農民を搾取するが、それ以外にも金貸し（放債）、小作の雇用（雇工）、商工業の経営などである。しかし、農民に対して小作料を搾取するのが地主による搾取の主な方式である。官庁の集会所を管理し（管公堂）、また小作料を取り立てる（収学租）のも小作料搾取の類である。

ある地主は既に破産しているが、破産後、労働力があるのに労働せず、その生活状況が普通の中農を越えている者は地主に数える。

軍閥、官僚、土豪、品行下劣な劣等紳士（劣紳）は地主階級の政治的代表であり、地主の中の特に兇悪な者（富農の中にも常に小土豪や品行下劣な劣等紳士がいる）である。

地主が小作料を集めたり家事を管理したりするのを助け（収租管家）、地主が農民を搾取することで主な生活源を得、その生活状況が普通の中農を越えている人は地主と一律同等と見なさなければならない。

政務院補充決定：

- (1) 地主から大量の土地を借り入れ、自分では労働せず、他人に貸して小作料を得て、その生活状況が普通の中農を越えている人は第二地主と呼ぶ。第二地主は地主と同等と見なさねばならない。一部の土地で自ら農耕している者は富農と同等と見なさねばならない。
- (2) 革命軍人、烈士の家族、労働者（工人）、「職員」、「自由業者」、行商人（小販）及びその他の職業に従事するか或いは労働力に欠けるために少量の土地を貸出している者は、その職業によってその成分を決定するか、或いは「小さい土地の貸出者」（小土地出租者）と呼ばねばならないが、地主と同列ではない。その土地は土地改革法第5条によって処理しなければならない。
- (3) その他の職業収入があり、同時に大量の農地を占有して貸出し、当地の地主一戸当たりの所有する土地の平均面積以上に達する者は、その主な収入によって成分を決定し、「その他成分兼地主」或いは「地主兼その他成分」と呼ばなければならない。その他の

職業に直接用いている土地と財産は没収しない。

- (4)各地の地主が一戸当たり所有する土地の平均面積は、一つ或いは数県を単位として計算し、各区や県の人民政府によって省人民政府に報告し承認された後にこれを決定する。

二. 富農

富農は一般に土地を占有している。しかし、自分も土地を占有しているが、別に土地を借り入れている場合もある。自分に全く土地がなくても、全ての土地を借り入れている場合もある。一般には、比較的優良な生産道具と活動資本を占有し、自分も労働に参加している。しかし、常に搾取によって収入源の一部或いは大部分を賄っている。富農の搾取方式は主に雇用した小作人（長時間労働を請う）を搾取するものである。一部の土地を貸出して小作料を搾取し、或いは金貸しや商工業経営をしている。富農の大半はまた官庁の集会所を管理している。ある者は相当多くの優良な土地を占有し、自分で労働する以外には、小作人を雇わないが、別に小作料・金利などの方式で農民を搾取している。このような情況もまた富農と見なすべきである。富農による搾取は経常的であり、そのうえ多くが主要なものである。

政務院補充決定：

- (1)富農が貸出している大量の土地が、自分や小作人が耕作する土地の面積を越えている者は、〈半地主の富農〉と呼ぶ。富農や〈半地主の富農〉の土地や他の財産は土地改革法第6条によって処理しなければならない。
- (2)地主の家庭の中で、ある人は常に自ら主要な農業労働に参加し、或いは同時に小作人に一部の土地を耕作させ、主要な部分の土地を貸出している。その貸出した土地の量が自分や小作人が耕作する土地の量の3倍以上（例えば、150畝を貸出し、自分と小作人が耕作するのは50畝ない場合）の者と、占有する土地が更に多い情況下で、貸出した土地の量が自分や小作人が耕作する土地の量の2倍以上（例えば、200畝を貸出し、自分と小作人が耕作するのは100畝ない場合）の者は、富農と呼ばず、地主と呼ばなければならない。その土地や他の財産は土地改革法第2条によって処理しなければならない。しかし、その自分で労働して耕作している土地は、適当に取捨した後、基本的に保留されねばならない。その労働に参加している人がもし家庭の中で支配的でなく、被支配的地位にいるならば、その労働に参加している人は適切に「労働者成分」（工人成分）と定めなければならない。家庭の中で労働に参加していないその他の人の成分とは別である。

三. 中農

中農の多くはみな土地を占有している。ある中農は一部分の土地を占有して、別に一部の土地を借り入れている。ある中農は土地を持たず、全ての土地を借り入れている。中農自身みな相当な道具を持っている。中農の生活源は全て自分の労働であるか、主として自分の労働である。中農は一般には搾取する人ではなく、多くの中農は別の人から一部小作料や借金の利子などの搾取を受けている。しかし、中農は一般に労働力を売っているわけではな

い。別の一部の中農（富裕な中農）は他者に対して軽微な搾取をしているが、それは経常的でもなく、主要なものでもない。これらは皆中農である。

四. 貧農

貧農のある人々は土地と不完全な道具を占有している。ある人々は土地を全く持っておらず、ただ不完全な道具を持っているだけである。一般にみな土地を借りて耕し、小作料、借金の利子や部分的な小作（雇用労働）の搾取を受けている。これらが皆貧農である。

中農は一般に労働力を売る必要はないが、貧農は一般に部分的に労働力を売らなければならない。これが中農と貧農を区別する主要な基準である。

五. 労働者（工人）

労働者（農業に雇用されている人も含む）は一般に全く土地も道具も持たない。ある労働者は極めて少しの土地と道具を有しているが、完全に或いは主要なものとしては労働力を売って生活している。これが労働者である。》（同上）

農村社会の階級を原則的に5つに区分し、地主・富農の土地を没収して再分配が始められたが、その過程で多種多様な技術的問題が生じた。政府職員は対応に追われ、規定を誤解したり、規定がないので勝手に判断したりして混乱が生じたのである。

(2) 乙の「土地改革の中の諸問題に関する決定」

混乱を解消するために、乙の「土地改革の中の諸問題に関する決定」は、①労働と附帯労働、②富裕な中農、③富農の搾取時間と搾取分量、④反動的富農（反動富農）、⑤富農の有すべき土地・家屋・耕作用の牛・農具、⑥破産地主、⑦貧民、⑧知識分子、⑨遊民、⑩宗教職業者、⑪紅軍戦士の中の地主・富農出身の分子と土地、⑫労働者の家庭が富農或いは地主である場合、⑬地主・富農・資本家と労働者・農民・貧民が相互に結婚後の階級成分、⑭地主・富農が商工業者を兼ねる場合、⑮「管公堂」（農村にある各種の祠・廟・会・社の土地財産のこと）など、15項目にわたって実例を示すなどして、その規定の考え方と土地・財産の処理法について解説している。以下、要約である。

①では「労働」の定義として、1年の30%の時間を使って従事するものを「労働」と呼び、それ以下の時間しか従事していない場合や30%の時間を使っていても主要な労働でない場合、「附帯労働」と呼ぶ。従って、富農は自分で労働するが、地主は自分では労働しない者か、「附帯労働」をしている者を指す。

②では、一家の年収の15%が搾取収入である場合は「富裕な中農」であり、その利益は「中農」と同等に保護されると説明する。

③では、年収の15%以上が搾取収入である場合、「富農」と呼ぶ。

④では、重大な反革命行為をした富農は反動的富農と呼び、土地財産を全て没収する。重大な反革命行為とは「民間の自衛団（民団）を指導して労働者・農民を殺戮したり、民主政府に頑強に抵抗し、特に解放後、反革命団体を組織したり指導したり、暗殺や敵の密偵を務めたり、敵軍

の道案内をしたり、敵方へ逃げて国民党を援助したり、田畑の分配や査定運動と経済建設を積極的に破壊したりするなど」の行為を指す。

⑤では、富農の土地・家屋・耕作牛・農具・衣服や肥料などを、労働者・農民・貧民のそれと交換する処置を取る地方が出現しているが、富農の財産は保護すべきで没収してはならないと規定する。

⑥から⑩までは、破産地主、貧民、知識分子、遊民、宗教職業者という、上記5階級の枠組みに当てはまらない人々であり、その定義と処理法を示す必要があった。以下、その部分の訳である。

《乙. 土地改革の中の諸問題に関する決定

政務院補充：

本章の規定は現在、地主にも同様に適用する。

六. 破産地主

解放前、地主が既に土地財産上の彼の搾取を全部或いは最大部分を失ってしま い、労働力はあるが労働に従事せず、その生活状況が普通の中農者を越える程度であれば、「破産地主」と呼ぶ。破産地主は依然として地主階級の一部分である。

しかし、地主が破産後、自己の労働によって主要な生活源を得ること満1年の者は、成分を改変しなければならない。

地主が破産後、自己の労働によって生活源の一部を得、この部分が1年の生活費の3分の1に達する者は富農成分に照らして待遇する。

(説明)

- (1)ある人々は、未だ一部分の産業を持ち、搾取に依存している。これはただ搾取した収入の分量が変わっただけである。
- (2)ある人々は、破産後すでに主に労働に従事して1年になる場合を破産地主と呼ぶが、これは正しくない。なぜなら地主は破産後、主に労働に従事して既に1年ならば(解放前を指す)、彼は既に地主から労働者或いは貧民や農民に変わったのである。
- (3)ある人々は、地主が破産後、既に一部分労働に従事する場合、地主に照らして待遇しているが、これは正しくない。なぜなら、もしその労働が既に一家全員の1年の生活の3分の1を維持する場合、この種の人々は既に富農の待遇をしなければならないからである。

七. 貧民

労働者・農民以外で、一切が自己の労働によって生活するか、あるいは大部分が自己の労働によって生活するか、あるいは少数の生産資料によって個人経営して生活費を得ている。これら上記の人はおおよそ固定した職業を持たないので生活貧苦者であり、等しく貧民となす。農村や小都市の貧民の失業者には土地を分配しなければならない。

(説明)

- (1) 貧民は都市の中で相当の多数を占め、農村や小都市でも一部分いる。貧民の職業は複雑であり、ある貧民の職業は常に季節によって変わり固定していない。貧民の生活は困難なものであり、その収入は常に支出するのに足りない。
- (2) 労働者・農民以外で、独立した生産者、自由職業者、小売業者、店員を雇用していない小資本の商業経営者およびその他一切の労働分子は、固定した職業がなく生活が貧苦である場合、等しく貧民の範囲内に属する。

八. 知識分子

知識分子は階級成分と見なすことはできない。知識分子の出身階級はその家庭成分によって決定する。本人の階級成分は本人が主要な収入源を得ている方法によって決定する。

一切の地主・ブルジョア階級出身の知識分子は、民主政府の法令に服従するという条件の下、彼らを十分に活用して民主政府のために服務させなければならない。同時に彼らが労働人民を軽視するという間違った思想を克服するよう教育しなければならない。

知識分子は、他人を搾取しないような仕事、例えば教員、編集者、新聞記者、事務員、著作家、芸術家などに従事する時、能力を使用する労働者である。この種の能力労働者は民主政府の法律の保護を受けなければならない。

(説明)

- (1) 近年、ある地方では知識分子を排除しているが、これは正しくない。地主やブルジョア階級の出身であるが民主政府のために服務したいと思っている知識分子を吸収し、工作に参加させることは、人民革命事業を利する政策である。彼らが民主政府に服務する期間は彼らの生活問題を法によって解決しなければならない。
- (2) 知識分子の出身階級は、その家庭成分によって決定する。例えば、家庭が地主階級に属すれば地主出身であり、家庭が富農階級に属すれば富農出身、家庭が中農階級に属すれば中農出身である。知識分子本人の階級成分は本人が主な生活源を得ている方法によって決定する。例えば、本人が地主的方法によっていれば地主、本人が資本家的方法によっていれば資本家、本人が「自由職業者」的方法によっていれば「自由職業者」、本人が「職員」的方法によっていれば職員、本人が軍人的方法によっていれば軍人である。知識分子が家庭を主な生活源としている場合、その本人の成分はその家庭成分によって決定する。知識分子を単独の成分と見るのは正しくない。労働人民の子弟で、学校で教育を受けたことがある分子（所謂、卒業生）を悪い成分と見なすのは更に正しくない。
- (3) 教員、医者などの仕事を労働ではないと見なすこと、これも正しくない。

政務院補充決定：

- (1) およそ国家機関や合作社の機関あるいは個人的単位、企業、学校などに雇用され、その中の事務員で、給与を得て、それを生活の全部あるいは主要な生活源としている人は「職員」と称する。「職員」は労働者階級の一部である。

- (2) およそ専門的スキルあるいは専門的知識を有する知識分子で、国家機関、合作社機関あるいは個人の機関、企業、学校などに雇用され、能力労働に従事して、高額の給与を得て、それを生活の全部あるいは主要な収入源としている人、例えばエンジニア、教授、専門家などは高級職員と称する。その階級成分は一般職員と同じである。但し、個人の経済機関や企業の経営者側の代理人は職員とは称さない。
- (3) 国民党政府の各級責任ある官吏は職員成分ではない。これらの人は、解放後に他の職業で得た収入を生活の主要な収入源としている場合には、その職業を基にその成分を決定する。

九. 遊民（游民）

解放直前、労働者や農民およびその他の人民は、反動政府及び地主の買弁的なブルジョア階級によって抑圧され搾取されて、その職業と土地を失い、不当な方法によって主な収入（生活源）を得ること連続して満3年になる者は、遊民と呼ぶ（習慣上、流氓と呼ぶ）。

民主政府の遊民に対する政策は、大衆（群衆）を勝ち取り、その中の反動勢力に頼って積極的に反革命に参加した分子に反対するものである。一般の遊民大衆を勝ち取る主な方法は、彼らを生産に戻し、土地と仕事を分配することである。但し、土地を分配するのは、郷村に居住して自分でよく耕作できる者でなければならない。

（説明）

- (1) いわゆる不当な方法によって主な生活源を得ているとは、窃盗、強盗、詐欺、乞食、賭博或いは売春などの不当な収入によって生活していることを指して言う。
- ある人々は、就業あるいは半分失業して、一部で不当な収入（主要な生活源ではない）を得ている分子を「流氓」と呼ぶが、これは正しくない。甚だしくは労働者・農民・貧民の中の、過去に不良な習慣に染まり、例えば女郎買い、賭博、アヘンの吸引をしていた者をすべて「流氓」と呼ぶが、これは更に正しくない。
- (2) ある地方では、積極的に反革命に参加した遊民の頭目（いわゆる流氓頭）に対して、懲罰を加えず、反対に彼に田を分け与えていたが、これは正しくない。ある地方では、一般の遊民に対して、田を分けてほしいという要求を拒絶していたが、これも正しくない。

十. 宗教職業者

解放直前に、牧師、神父、和尚、道士、道士に仕える者（齋公）、風水師（看地）、命数の易者（算命）、八卦の易者（占卦）などの宗教的・迷信的職業を、主な収入（生活源）とすること満3年になる者は、宗教職業者或いは迷信職業者と呼ぶ。》（同上）

すなわち、破産地主、貧民、知識分子、遊民、宗教職業者などに、土地を分配すべきか否か、現場は判断しかねたのであった。兎も角、ここにそれぞれの生活状況に則して、その定義を示したのである。

(3) 政務院の若干の新決定

ところで、政務院は原則的な規定に当てはまらない人々に対処するために新規定を設けた。その中には、①従業員のいない小規模の手工業の経営者（小手工業者）、②自らは労働せず、従業員を雇用している手工業経営者（手工業資本家）、③手工業の賃金労働者（手工工人）、④「自由職業者」、⑤小売商（小商と小販）、⑥商業資本家や商人、⑦開明的読書人（開明士紳）、⑧革命烈士の家族、⑨児童・少年や青年学生の出身家庭、⑩「悪覇」、⑪「地主成分」からの変更者、などの人々がいる。

この中で①・②・③は理解しやすいが、残りは説明が必要であろう。以下の通りである。

《丙. 政務院の若干の新決定

- (四) 自由職業者。一切を独立営業で生活し、他人を搾取しない医者、教師、法律家（律師）、新聞記者、作家、芸術家などは、自由職業者と称する。この自由職業者は自己の業務を行うために、ある時は助手あるいは使用人を雇用して家事労働をさせていたが、このような使用人を雇う行為のあった人は、搾取者の範囲内に入れない。これらの人がもし独立して営業せず、国家や個人の機関に雇われて仕事をしている場合は、「職員」と称する。
- (五) 小売商。資本が全くないか、少ししかなく、商人や小規模な生産者から商品を購入し、消費者に販売する。労働者や店員を雇わず、自分が商品流通過程の中で労働して生活の全部或いは主要な糧としている人は、小規模な商人（小商）と呼び、常に動いている小規模商人は小規模な販売者（小販）と呼ぶ。
- (六) 商業資本家や商人。商業資本を有し、労働者や店員を雇い、商品を流通させて利潤を得し、収入の全部或いは主要な源としている人は商業資本家或いは商人と呼ぶ。
- (七) 開明的読書人。開明的読書人（開明士紳）とは、地主階級の中の個別な人物を指す。かつて蒋介石の反動的統治や帝国主義の侵略に反対し、人民民主事業に賛同して積極的に行動し、かつ人民民主独裁を擁護し、土地改革に賛同する者である。
- (八) 革命烈士の家族。およそ革命烈士の家族と称するのは、辛亥革命以来これまでに革命で戦死した国難に殉じた烈士、抗日戦没将兵や人民解放戦争中の戦没将兵の父、母、妻（または夫）、子、娘及び16歳以下の弟妹を指す。土地改革法の中で、その他人員の家族と称するところも又これと同じである。
- (九) 児童・少年や青年学生出身家庭。およそ年齢が18歳以下の児童少年及び学校で学んでいる青年学生は、土地改革の時に既に一家の実際の支配者となり、その階級成分を区分できるものを除いて、一般にその階級成分を区分せず、ただその出身家庭を区分するのみである。
- (十) 「悪覇」。およそ「悪覇」と称するのは、反動勢力やそれを組織化することによって覇を唱える一方、私的利益のために、暴力と権勢を常に用いて人民を欺いて略奪し、人民の生命財産に重大な損失を与え、その実際の証拠がある者を指す。

およそ「悪覇」分子は人民の告発後、人民法廷の判決によって処理する。

- (十一)「地主成分」の改変。およそ地主成分は土地改革完成後、完全に政府法令に服従し、努力して労働生産に従事し、或いは他の経営をなして、いかなる反動的行為もせずに連続5年以上の者は、郷人民代表大会を通過し、県人民政府の承認を得た後、その従事する労働や経営の性質によって、その地主成分を労働者の成分やその他の成分に改変する。労働生産やその他の経営に努力せず、或いは反動的行為を行い、或いは人民政府法令に違反する行為がある者は、この例にあらず。旧解放区の富農が土地改革完成後、上述の条件を3年以上満たす場合は、又同様の方式でその成分を改変する。上述の条件に合わない者は改変せず。その他の成分で地主を兼ねている者は、土地改革完成後、その他の成分に照らして待遇する。》(同上)

このような生計形態別・生業形態別の詳細な「階級」分類を経て、1950年8月4日の「50年階級成分決定」に基づき各家庭の「階級成分」が決定され、土地の再分配が開始された。しかし、その約半年後、1951年3月7日、「農村の階級成分を区分することに関する補充規定(草案)」を發布し、新たに出現した問題の対処方法として、農村の現実を踏まえた、より詳細な規定を補充している。以下に要点を列挙する。

- ①「小さい土地の貸出者」(小土地出租者)とは、本来自分の土地を耕作すべき者が、革命軍人となり、あるいは革命戦争で犠牲となっていなくなり、耕作できないので農地を貸して収入を得ている者を指す。一家に労働力があるのに土地を貸出している者は地主成分に算入する。
- ②貸出している土地が、本人(雇用者を含む)自らが耕作している土地の3倍以上ある場合、この人は地主である。しかし、各地で所有地の状況は異なるが、当地の「小さい土地の貸出者」(小土地出租者)が所有する最大の農地を基準として、その2倍以上の土地の所有者やその貸出している土地の2倍以上を貸出している者は地主である。それぞれ2倍に満たなければ「半地主の富農」(半地主式富農)とする。
- ③自ら耕作した土地が貸出している土地より多い場合は富農であり、少ない場合は「半地主の富農」(半地主式富農)であるが、もし借り受けている土地があれば、貸出している土地からその分を差し引かなければならない。
- ④解放前の農村で貸した金の利子で生活していた者は「債利生活者成分」とする。農民・労働者のかかえる対地主の債務は一律廃止し、対富農の債務は規定により処理する。
- ⑤「主要な労働」とは一家の3分の1の人数が1年間の3分の1の時間を使用している労働を指すと規定しているが、その主要な労働とは農業を指す。
- ⑥雇用農民が耕作した土地の収穫量から彼らの給与・食費を差し引いた分が雇用主の雇用農民からの「搾取量」と定義し、詳細は除くが、その搾取収入の多寡によって富農と中農を区別する。
- ⑦牧畜業者は土地がないか、少しの土地を所有して、自分で牛を飼育し売ったり貸出したりし

ている者を指す。牧畜業者の経営はそのまま保護する。

- ⑧農村の商工業者（雑貨商、酒造、船主など）は商工業者の成分とする。自ら土地を耕作しているか否か、土地や船を貸し出しているか否かによって当てはまる成分が異なる。
- ⑨漁民であっても、貸し出している土地が多い場合、「小さい土地の貸出者」として区分する。漁業道具を所有し労働者を雇用している場合、「漁業資本家」とし、所有地は没収するが、家族の一部が土地の収入で生活している場合は土地の一部を保持できる。
- ⑩国民党政府の役職ある官吏（各級負責官吏）とは、郷鎮長・区長・県長や中央政府の部長・司長・庁長・局長・処長などを指すが、彼らは「職員成分」とせず、解放後に土地を貸したり、農民を雇用して耕作させたり、自ら耕作していない者は地主とする。土地を有さないで、貯蓄で暮らしている者は「旧官吏成分」とする。
- ⑪「革命軍人成分」は人民解放軍入隊から起算し、本人と家族は土地分配で優遇される。国民党政府の職員であったが、人民政府に留任している者は「職員成分」とする。
- ⑫解放前、1年以上中農・貧農・労働者であった者はそのままとする。
- ⑬解放前、労働者・農民・貧民が地主・富農・資本家と結婚し、その人がその父母と同等の生活を3年以上しておれば、その父母の成分を継ぐ。
- ⑭小都市の農地は、建築用や非農業用地として使用する場合、分配しない。地主がそこに所有する余分の家屋は農民に分配する。大きな建築物は政府が没収し公共事業に使う。地主が商工業用に使ったり、貸し出していたりした家屋は地主の余分の家屋とは見なさず、没収して分配する。

以上、各農家その他の人々の「階級成分」を判別する作業が続けられた。これらの階級成分の決定は土地改革運動にとって不可欠であった。階級成分は土地の没収や再分配の際の公準とされた。しかし、それだけではなく、階級成分の相違はその後の待遇（就職・就学、賃金、住居等）にも反映されたのである。

かくして、1952年冬から1953年春にかけて実施された土地改革運動は、新疆・チベットなど少数民族地方を除いて、全国で基本的に完了した。旧社会の支配階級にとっては冷遇される過酷な時代の始まりであった。全国の土地改革運動によって没収され、また税金として徴収された土地は7億畝（全国耕地の46.5%）に上り、それまで土地を所有していなかったか、或いは少しの土地しか所有していなかった3億人余の農民に土地その他の財産が分配された。土地改革はここに完成した。⁽¹⁶⁾

かくして土地は最分配されたが、貧農・下層中農の生活水準は依然として低く、小面積の土地での農業生産は思うほど向上しなかった。このため、農業の集団化が図られることになり、その形態は互助組から農業生産合作社を経て、1958年以降、農村人民公社に変化して行ったのである。

第3節 反革命活動の鎮圧

1. 反革命活動の鎮圧の指示

『共同綱領』第1章第7条は、「中華人民共和国は必ず一切の反革命活動を鎮圧し、帝国主義と共謀し、祖国に謀叛し、人民民主の事業に反対する国民党反革命戦争犯罪人やその他の悔悟しない反革命首領分子は全て厳しく懲罰しなければならない。一般の反動分子、封建地主、官僚資本家に対しては、その武装を解除しその特殊な勢力を消滅させた後、法によって必要な期間内に彼らの政治権利を剥奪するが、しかし同時に、生活の道を与え、彼らが労働の中で自己を改造し新しい人間になるよう強く迫らなければならない。もし彼らが継続して反革命活動を実行するならば、必ず厳しい制裁を加えなければならない」と規定している。この規定を原則として、抗米援朝運動や土地改革運動と同時に、反革命の鎮圧活動は展開された。

1950年3月18日、中共中央は「反革命活動を鎮圧することに関する指示」（関于鎮圧反革命活動的指示）を、中南局、華東局、西南局、西北局、華南分局、陳宋（陳賡と宋任窮）、賀李（賀竜と李井泉）、新疆分局、山東分局かつ華北局、東北局、内蒙分局、そして各省・市・自治区の党委員会、委員会、地区委員会宛に発布した。「最近、それぞれの新解放区の匪賊団による多くの地区での悪行は既に肅清され、それとは別の多くの地区の匪賊団はまさに現在討伐中である。しかし、匪賊団の悪行が既に肅清された地区で、また多くの反革命的武装暴動が発生し、我々の幹部を多数殺害し、甚だ多くの公的食料と物資を強盗し、かつ各地の工場、倉庫、鉄道や汽船を度々破壊した。これはこれら地区の反革命分子の活動が依然として勢いが十分に盛んであることを証明している。しかし、我々の工作の中の欠点は反革命分子がデマを作り大衆を動かす機会を与えてしまったことである。これら反革命活動に対して、各地は必ず時を移さず厳しく鎮圧しなければならず、決して寛容すぎてその勢いを盛んにさせてはならない」と述べて、次の指示を与えたのである。以下、指示の部分の訳である。

- 《(一) 武器を持ち、衆を集めて暴動を起こし、わが公共機関や幹部に向かって進攻し、倉庫の物資を強盗する一切の匪賊に対しては、必ず決然として鎮圧し殲滅しなければならず、少しの猶予も与えてはならない。これら匪賊を捕獲後、厳しく尋問し、その首領や組織者を捕獲して極刑に処さねばならない。もし我々の部隊が鎮圧できず、匪賊が既に逃げてしまった場合には、部隊と優秀な幹部を事件の発生した地区に派遣して嚴重に調査し、匪賊の首領や組織者をできるだけ追い払い、処罰を加える。いい加減にしてはいけない。
- (二) 我々の統治地区において反革命活動と組織を進め、確実な証拠がある者は、必ず極刑或いは長期懲役に処す。反革命の目的のために我々の幹部を殺害し、工場・倉庫・鉄道・汽船及びその他の公共財産を破壊する者は、一般に死刑に処さねばならない。反革命の目的ではなく、その他の目的のために、例えば個人的な怨恨殺人及び公共物資の窃盗なども、必ず処刑すべきである。但し、反革命行為とは区別しなければならない。

- (三) 匪賊を殲滅した地区では、土匪の過去の犯罪行為に対して、彼らが投降し邪悪を改めるならば、一般に既往を咎めなくてもよい。但し、継続して我が軍に抵抗する土匪の首領、政治的背景を持つ土匪分子、土匪を匿って共謀する横暴な地主（豪紳地主）、継続して抵抗し邪悪を改めるつもりのない匪賊（慣匪）は、厳しく処罰し、長期の懲役或いは死刑に処さなければならない。土匪の部隊に参加した一般大衆に対しては、悔悟させて生産に従事させる。
- (四) 上記各項の反革命活動や土匪行動の鎮圧を実行する中で、むやみに争い殺したり、間違っ争い殺したりする現象を決して発生させてはならない。この事は各省委員会や省政府の責任ある地位の同志によって自ら掌握されなければならない。死刑及び長期懲役は人民法院の審問と判決を経なければならない。判決後、省政府主席或いは省政府の委託する専門家或いはその他の責任者の承認を経て後、執行されなければならない。但し、この種の審判と承認の手続きは簡便迅速でなければならない、以て状況の緊急なる時に時を移さず鎮圧するのに便ならしめる。もしある地方でむやみに争い殺したり、間違っ争い殺したりする現象が発生すれば、必ず決然として即時にそれを停止させ、然る後に審査を行う。
- (五) 反革命活動を有効に鎮圧するために、我々の工作に欠点がある地方では、必ず迅速に真摯に欠点を正し、以て民心を安定させ、反革命分子を孤立させるのに便ならしめる。ある地方では水害・旱害による不作があり、或いは一部の貧しい人民に食料の欠乏する現象があるが、必ず真摯に大衆を組織し生産して災害から救い、かつ公共の食料を一部売り出さねばならない。本当に困難な時に到り、本当に水害・旱害による不作を乗り切る方法のない人々に対しては、また必ず救済し、或いは一部の糧食を貸し与え、収穫後に返還させる。一方で、真摯に人民を安んじ慰撫してこそ初めて自分の工作中的欠点やその方法（作風）の欠点を正すことができる。他方で、反革命分子の暴動・いやがらせ・破壊行為には厳しく鎮圧し、また脅迫されて従っていた分子（脇従分子）や罪悪の少ない分子に対しては寛大な処置を与え、彼らを悔悟させ生まれ変わらせる。かくして人民の革命的秩序を強固に打ち立てることができる。》

（中共中央「關於鎮壓反革命活動的指示」）

この指示を見ると、政府転覆をもくろむ反革命活動や重大な犯罪者の制圧と、天災に苦しむ人民の救済を即刻実施し、社会秩序を安定させようとする緊迫感が伝わってくる。国内はまだ騒然としていたのである。だが、ここで注目すべきは、鎮圧活動において、反革命活動をした人物でも、むやみに殺害することなく、「悔悟させ生まれ変わらせる」という説得的方法が唱導されていることである。

だが、朝鮮戦争の勃発後に、反革命活動に対する処置は明らかに厳罰化し、流血を伴うものとなった。すなわち、1950年7月23日、政務院・最高人民法院は「反革命活動を鎮圧することに関する指示」（關於鎮壓反革命活動的指示）を發布。反革命分子の処罰手続きについて明示した。①武器

を持って起こされた叛乱の首謀者・指揮者・重大な罪業者は死刑に処す。②反革命を目的とする公職人員・人民の殺害や工場・鉱山・倉庫・交通その他公共財産の破壊、国家や人民の物資の強盗、国家機密の窃盗や反政府活動などの組織者・重大な罪業者は無期懲役か死刑に処す。③悔悟しない匪賊は長期懲役か死刑に処す。④このような反革命分子と共謀したり、匿ったりして、事情が重大な者は長期懲役か死刑に処す、というものである。死刑執行や無期懲役が常態化したのである。

死刑の手続きについては次のように述べている。「現地の人民法院或いは人民法廷が死刑の判決を出した場合、その承認手続きは、新解放区では省人民政府主席或いは省人民政府が授権している現地の専署以上の首長の承認後に執行する。東北・華北・西北の旧解放区では、省人民政府或いは大行政区人民政府の主席の承認後に執行する。中央及び大行政区直属の市では、それぞれ最高人民法院院長及び大行政区人民政府（軍政委員会）主席の承認後に執行する。上述のような重要な反革命分子の死刑判決者は等しく上訴できない」と。すなわち、死刑判決が出されれば、直ちに執行されることを意味している。

更に3ヵ月後、1950年10月10日、中共中央は「反革命活動の鎮圧において右傾の偏向を是正することに関する指示」（關於糾正鎮壓反革命活動的右傾偏向的指示）を發布、多くの幹部や党委員会が勝利に浮かれて傲慢になり、敵を軽視して寛大な処置を取るという「右傾の偏向」が現れたことを指摘し、新たに規定を作成したのである。すなわち、①各級の党委員会は所轄部門に、既存の資料に基づいて懲罰が寛大な処置のどちらを行うかを指導すること。②「帝国主義の特務間諜組織や間諜分子」に打撃を与えること。③反革命の案件の調査については検察と公安部門が責任を負う。供述の強制や体刑（肉刑）を行ってはならず、死刑判決を下すには省委員会・大行政区の市委員会・区の党委員会や委託された地区委員会の承認を経なければならないし、重要人物は中央に報告して承認を得、外国人の処罰は政務院の承認を経なければならない。④人民法院・検察・公安機関に対して各級の党委員会は指導を強化し、適切にそれらの幹部を充実させること。⑤各中央局は鎮圧情況の第1回報告を1ヶ月以内に提出すること。各中央局所属の分局や省委員会・大行政区の市委員会・区の党委員会は40日以内に各中央局に第1回報告と今後の鎮圧計画を提出し、中央にも一部送ること。更に、党委員会書記の責任で、各中央局や分局、省委員会・大行政区の市委員会・区の党委員会は等しく4ヶ月毎に中央委員会や中央局に鎮圧に関する特別報告を行うこと、などを指示した。

2. 懲罰法規の制定

更に、政務院政法委員会は、『共同綱領』に基づき、「中華人民共和國懲治反革命条例（草案）」を作成。第71次政務会の審議を経て、中央人民政府委員会の承認を得、1951年2月21日、中央人民政府は「中華人民共和國懲治反革命条例」（全21条）を正式に發布した。その翌日、『人民日報』はこれを全国民に公示している。言うまでもなく新中国政府に対する敵対活動を抑えるための刑法である。以下、全訳である。

《第1条 中国人民政治協商會議共同綱領の第7条の規定に基づき、反革命犯罪人を処罰し、

反革命活動を鎮圧して、人民民主主義独裁（人民民主專政）を強固にするために、特に本条例を制定する。

- 第2条 およそ人民民主主義政権を覆し、人民民主主義事業を破壊する目的をもつ各種の反革命犯罪人は皆、本条例によって処罰する。
- 第3条 帝国主義と共謀し祖国に謀反する者は、死刑または無期懲役に処す。
- 第4条 公職人員、武装部隊或いは民兵を策動し、誘惑し、収賄して反乱を起こす、その首領分子或いは反乱隊を率いた者は、死刑または無期懲役に処す。策動や誘惑や収賄或いは反乱に関与したその他の者は、10年以下の懲役に処す。その事情が重大な者は刑を加重する。
- 第5条 大勢を集めて反乱を主導した首謀者、指揮者及びその他の罪悪重大な者は死刑に処す。その他の積極的な参加者は5年以上の懲役に処す。
- 第6条 下記の間諜或いは利敵行為を行った者は、死刑または無期懲役に処す。その事情が比較的軽い者は5年以上の懲役に処す。
- (一) 国内外の敵のために国家機密を盗んだり探ったりし、或いは情報を与えたりする者；
 - (二) 敵機、敵船のために砲撃目標を指示する者；
 - (三) 国内外の敵のために武器・兵器或いはその他軍用物資を供給する者；
- 第7条 反革命の特務ないし間諜組織に参加し、下記の事情の者は、死刑または無期懲役に処す。その事情が比較的軽い者は5年以上の懲役に処す。
- (一) 国内外の敵に派遣されて潜伏活動をする者；
 - (二) 解放後、反革命の特務ないし間諜組織を作り或いは参加する者；
 - (三) 解放前、反革命の特務ないし間諜組織を作ったり或いは指導したり、またその他の罪悪重大であるが、解放後に功を立てもせず、贖罪もしない者；
 - (四) 解放前、反革命の特務ないし間諜組織に参加し、解放後も継続して反革命活動に参加する者；
 - (五) 人民政府に登録され、自首後も継続して反革命活動に参加する者；
 - (六) 人民政府の教育的釈放を経て、依然として反革命の特務・間諜と関係を継続するか、或いは反革命活動を行う者；
- 第8条 封建的結社（封建会門）を利用して、反革命活動を行う者は死刑または無期懲役に処す。その事情が比較的軽い者は3年以上の懲役に処す。
- 第9条 反革命を目的として、下記のような破壊・殺害行為を策謀し或いは執行した者は死刑または無期懲役に処す。その事情が比較的軽い者は5年以上の懲役に処す。
- (一) 軍事施設、工場、鉱山、森林、農場、堤防、交通、銀行、倉庫、検疫施設 或いはその他重要な公私有財産を強盗し、破壊する者；
 - (二) 毒物を投げ、病原菌を撒き散らす、或いはその他の方法で、人、家畜や農作物に重大な被害を起こす者；

- (三) 国内外の敵にそそのかされて、市場を攪乱し、或いは金融を破壊する者；
- (四) 公職人員や人民を砲撃し、或いは殺し、傷つける者；
- (五) 軍政機関、民主党派、人民団体の名義を借りて、公文証書を偽造し、反革命活動に従事する者；

第10条 反革命を目的として、下記のような挑発・扇動行為を行う者は3年以上の懲役に処す。その事情が重大な者は死刑または無期懲役に処す。

- (一) 大衆を扇動して人民政府の年貢米（征糧）、税金徴収（征税）、労働奉仕（公役）、兵役或いはその他の政令を拒否し、破壊する者；
- (二) 各民族、各民主階級、各民主党派、各人民団体或いは人民と政府の間の団結を、挑発して離間させる者；
- (三) 反革命の宣伝を行って扇動し、デマを作ってばら撒く者；

第11条 反革命を目的として、国境をひそかに越えた者は、5年以上の懲役か、無期懲役または死刑に処す。

第12条 大勢を集めて牢獄を襲って囚人を逃がし、或いは暴動を起こして牢獄から逃げ出す、その組織者や首謀者は死刑または無期懲役に処す。その他の積極的参加者は3年以上の懲役に処す。

第13条 反革命犯罪人をかくまい、保護する者は、10年以下の懲役に処す。その事情の重大な者は10年以上の懲役か、無期懲役または死刑に処す。

第14条 本条例の罪を犯して下記の状況にある者は情状酌量して、懲役を軽くするか、減輕または免除する。

- (一) 人民政府に自首し心から悔悟している者；
- (二) 真相を暴かれて、検挙される前或いは後に、心から悔悟し、功を立てて贖罪している者；
- (三) 反革命分子に脅迫され、騙され、確かに自分の意志でない者；
- (四) 解放前の反革命の罪業は重大なものでなく、解放後は既に悔い改め、また反革命組織との関係を絶っている者；

第15条 多種類の罪を犯した者は、死刑または無期懲役の判決した者以外は、刑の総和以下、多種刑の中の最高刑以上で、情状酌量して刑を定める。

第16条 反革命を目的としたその他の犯罪人で、未だ本条例に規定にない者は、本条例に類似する罪と比較して刑を課する。

第17条 本条例の罪を犯した者は、その政治権利を剥奪し、かつその財産の全部または一部を没収する。

第18条 本条例施行前の反革命犯罪人にも本条例の規定を適用する。

第19条 反革命犯罪人に対して、いかなる人も等しく人民政府に真相を暴露し、密告する権利を有する。しかし、恨みを抱いてあらぬことを訴えてはならない。

第20条 本条例の罪を犯した者は、軍事管制の時期には各地の軍区司令部、軍事管制委員

会或いは匪賊討伐指揮機関（剿匪指揮機関）が組織する軍事法廷によって、本条例に照らし審判する。

第21条 本条例は中央人民政府委員会が承認し公布した日より施行する。》

（「中華人民共和国懲治反革命条例」）

この全21条の反革命条例によって、厳しい摘発が行われた。第19条にあるように、相互密告が奨励された。多くの人民が法廷において裁かれ、また処刑された。また民間団体はほとんど解散させられたようであるが、その実際情況は詳らかではない。ある地区では「左」傾と検挙率を早く上げようとして、冤罪による捕縛や処刑が行われたという。⁽¹⁷⁾

3. 党員・軍部の粛清

反革命活動の鎮圧は、その対象を「外層」、「中層」、「内層」の3つの層に分けて行われた。「外層」は社会の中に隠れている反革命分子、「中層」は軍事機関や政府機関の内部に隠れている反革命分子、「内層」は共産党内部に隠れている反革命分子を指す。反革命分子の摘発と排除は「外層」から「中層」・「内層」へと進んでいった。⁽¹⁸⁾

1951年5月21日、中共中央は「『中層』・『内層』問題を粛清することに関する指示」（關於清理「中層」「内層」問題的指示）を、各中央局、各大軍区の党委員会、義勇軍の党委員会および分局、省・市・自治区の党委員会、地・県級の党委員会、そして省級軍区・軍分区・兵团・軍師団の党委員会に通知した。以下、指示の部分の訳である。⁽¹⁹⁾

- 《一. 粛清する範囲には、各民主党派と政府、軍隊、民衆団体および財經・文教等の機関の全ての工作人員と幹部学校の学生、主にその中の留任者（留用人員）と新しく吸収した知識分子を含まなければならない。打撃を与える対象は主に各種の反革命分子でなければならない。粛清の重点と順番は、まずトップ機関（首脳機関）と重要部門（要害部門）、然る後に一般機関、最後に全部門の幹部と雑役夫（勤雑人員）としなければならない。政府系統と民主党派および各種の統一戦線の性質を持つ機関や団体の中では、『共同綱領』と人民政府の各法令を以て政治思想の武器とし、北京では全国的委員会の常務委員会が、都市では現地の協商委員会など機関が全ての指導機関を組織して執行する責任を負う。学校と工場の中では、この種の審査を進める時に、党外人士がこの種の審査工作委員会に参加しなければならない、共産党員が孤立して行うのを避けなければならない。必要な時には党組を設立し指導を強化してよい。しかし、党内や青年団内では、政治上・思想上、党綱領、党章あるいは団章を標準としなければならない、かつ党委員会あるいは団委員会によって指導されなければならない。
- 二. 目下の工作が極めて忙しく、同時に若干の地区と若干の部門では有力なベテランが不足しているため、トップ機関と重要部門を除き、一般的には一斉審査（普遍審査）の方法を採ってはならず、工作人員全員に対して一つ一つ精密で詳細な審査を行う。まず整風

方式を採らなければならない。即ち反革命鎮圧の文献や首長の作成した報告を学習することから開始し、思想がよく熟してから、然る後に問題のある人（全ての人ではない）に誠実な態度で呼び掛け、国家（或は党）に向かって自分の過去の「歴史」を自白し、隠蔽された問題を告白させ、かつ判明した反革命分子や疑わしい分子あるいは別の人の隠蔽された問題を検挙する。首長が報告する時には、全ての人員に対して説明しなければならない。すなわち、過去の「歴史」を隠しだてて誇張する者には改めるよう言わなければならない。はっきりと説明しない者にははっきりと補足説明させなければならない。反動的組織と関係があり、反革命活動をしたことがある者には自分から告白させなければならない。反動的で違法な事をした者には自白させなければならない。こうして、有罪者は罪を減じ、罪の軽い者は罪を許し、無罪の者は旧思想を捨てさせて解き放つべきであり、こうして人民と国家の信任を更に獲得できる。もし誠実の話をせず、問題があるのに告白しないで、将来いつか露見すれば、等しく国家人民に対して、あるいは党に対して忠実でないと思なす。もし他の人に反革命行動があり、あるいは反革命の嫌疑があるのを知っていて、国家機関の適当な人に報告せず、隠し立てしたならば、また国家人民に対して、あるいは党に対して忠実でないと思なす。経験が証明するように、この様にした後、問題のある人や「歴史」を隠している人は、大いに自分で告白し、あるいは他の人について報告するようになる。これによって多くの問題を発見でき、また多くの人の政治的面貌を明らかにすることができる。

既に告白した人に対しては、指導機関は直にその問題の是非軽重や告白の忠誠度によって、別々に適切な結論を出さなければならない。既に徹底的に告白した人を安心させる工作をして、多数を団結させ、少数を孤立させる。かつ指導部の中心的人物、また幹部を審査中の積極分子には十分に力を傾注させて、問題が重い分子や告白が不徹底である分子を継続して審査させる。

- 三. 上述の方法を採用し、問題のある人は大いに告白できるが、真に決心の堅い反革命分子や罪悪の重い反動分子は、情況に迫られて重いものを軽くして「仮の告白をする」以外に、一般には告白しない。このために、証拠が確実なのに悔悛するのを拒む反革命分子、特に血で償わなければならない分子、特務・スパイや「悪党地主」（悪覇地主）に対しては、逮捕して審判しなければならない（逮捕時に所属単位の大衆に理由を公表しなければならない）。反革命の疑いのある分子や重大な「歴史」のある分子は重要部門や機関の枢要部門から決意して転属させ、集中的に訓練し、審査し、重要でない部門の業務に就かせ、主管部門によって継続して調査する。経歴のはっきりしない人に対しては調査を行い、彼らの経歴を明らかにしなければならない。

- 四. 我々の政府は各革命階級や各民主党派の連合した政府である。また同時に、多くの留任者や新しく吸収した知識分子はいるが、旧幹部や党員は比較的少ない。このために、審査する時には必ず思想が熟していることに留意し、旧幹部や信頼できる幹部をリーダーとなし、多数派になるよう隊伍を組まなければならない。一方、留任者や新しく吸収し

た知識分子の中で問題のある人全員に、誠実にはっきりと告白するよう呼び掛けなければならない。他方、また必ずこの種の運動が、「旧幹部が新幹部を整理する」、「党員が非党員を整理する」、「労働者・農民の幹部が新旧の知識分子を整理する」あるいは「留任者を専ら整理する」(専整留用人員)運動に簡単に変わるのを厳格に防がなければならない。党員や旧幹部を孤立させてしまうからである。同時に、自白を迫るような偏向が生じるのを防ぎ、かつ問題のある人に容易に告白させるために、典型的な報告以外は、一般的には「大会での告白方式」(大会坦白方式)を採用してはならない。小さな会での告白や書面による告白あるいは主管部門や指導部の首長に直接告白する方式を努めて採用すべきである。既に確実な資料があるのに告白を拒む分子に対して審査時に問い詰める以外は、他の全ての人の告白に対しては、等しく自由意思の原則を取り、強迫してはならない。経験が既に反復して証明しているように、自白を強制した結果はすべて問題を徐々に混乱させるので、必ず堅くこれに反対しなければならない。

- 五. 現在流行している「被闖戸」、「被鎮庄戸」、「党団分子」、「留用人員」、「流散軍人」、「会道門分子」等の口癖があり、これら口癖は、隊伍を整頓し機関工作人員を肅清する中で用いられているが、妥当ではなく有害である。我々は審査の中で、全ての工作人員に対して、主に彼本人の政治的態度、思想状況、仕事ぶりや具体的経歴に基づいて、彼の問題を処理しなければならない。彼らの家庭状況や過去の出身は付帯的に関連して観察すべきであり、大雑把に彼が「被闖戸」等に関係あるか否かに基づいて、彼の問題を処理してならない。このほか、それぞれが問題を告白する時、必ず厳粛かつ謹慎な態度を取るべきであり、大雑把であってはならない、特に是非軽重を分けずに、多数の新旧の知識分子を洗いすすいではならない。
- 六. 機関工作人員を肅清する業務は、もちろんどの方式を用いてもよいが、すべては煩雑で重大かつ繊細な業務であり、首長がその執行に責任を負わなければならない。同時に、現在また極端に繁忙な業務過程の中で行っているのも、運動の開始後、各部門の指導者間で、必ず適当に分業し、必ず首長が指導責任を負うべき一定の専門領域を指定しなければならない。各地の初歩的経験に基づけば、ある単位が文献を学習し、報告を聴くことから始めて、告白を完了させるまで、約4・5週間の時間を要する。最も緊迫する時期は2・3週間以後である。その時、直に少し仕事を停止せざるを得なくなる(仕事を半日停止し、あるいは順番に仕事を2・3日停止するなど)。しかし、時間を長く引き延ばしてはならず、それによって工作に大きな影響が出ないようにし、また強制現象や対峙して譲らない現象が生じるのを防ぐことができる。審査と工作の時間配分に関しては、各機関の首長が具体的情況に照らして決定してよい。
- 七. 宣告各地において、機関工作人員に対して初歩的な肅清を普遍的に行う以外に、トップ機関や重要部門に対して重点的に審査しなければならない。経験を積んで、今年の冬に更に審査を進めるように。》 (中共中央「関于清理『中層』『内層』問題的指示」)

こうして、政府機関や軍隊内部における反革命分子やその疑いのある人々が徹底的な個別審査を通して粛清された。この場合、「歴史」即ち過去の反革命的活動等の経歴を自白することが重視され、もし自分から告白し罪状が軽いと判断された人は、重要部門の業務には就かせないが、重要でない業務に就くことが許された。罪過の軽い者の罪を減じるのは、本当の反革命分子やスパイ、殺人など罪過の重い者を孤立させるための方策であった。

4. 反革命鎮圧運動を巡る評価

反革命鎮圧運動の成果をめぐる様々な議論がある。W.W. ロストウ（1956）は、「国賊」として殺害され、あるいは処刑された人数に関して種々の個人的報告や強制労働者数を1800万人とする国民党の報告（1952）があるが、いずれも実証できる数字ではないと述べる。だが、その真の目的について次のように考察している。「（反革命運動の鎮圧）その特徴の一は、大衆の敵として告発された者に対する暴力行為の奨励である。即ち一種の公然と認められた私刑である。市民は、破壊分子を警察及び法廷に告発し、また処刑のために大衆広場に集合することを強要された。このようにして、この運動は、人々を暴力及び流血の行動に参加するように誘導し、彼らを政権との関連に引き入れた。これにはもう一つの利益があった。即ち、処刑され或は強制労働に送られた反革命分子の現金及び財産は国家によって没収され、また中国及び海外にある犠牲者の裕福な家族から罰金が国家によって強奪されたので、共産政府は労働力供給及び現金という具体的な形で助けられた。しかし、その真の目的は、政府がこの時代を特徴づける密告、テロ、投獄及び処刑の展開を敢えて隠そうとしなかったことで明らかである。即ち、すべての反革命運動鎮圧は、中国人民の心に、政府の権威に対する良い意味の恐怖を、徐々に吹き込むことを本来の目的としていた。・・・われわれは、中共における政治上の暗殺や政治上の奴隷化について、その規模を科学的に打撃することができない。そして、これらの方法が用いられない西欧社会においては、当然に、かかる現象の実態や規模を信じようとししない傾向がある。しかし、これらの暗殺や奴隷化が現存し、また、これらは、中共の指導者が1949年以来、建設してきた社会の正常な（かつ大いに公然たる）部分だと、彼らが考えていることは否定できない」と。要するに、この運動の本質は大衆をして暴力的行動に参加させ、同時に政府に対する恐怖を植え付けることであったという。これが西側諸国の評価となって、今では定着している。⁽²⁰⁾

これに対して、1951年10月1日、羅瑞卿の論稿「偉大な反革命の鎮圧運動」（『人民日報』掲載）には、「統計によれば、東北において反革命の鎮圧以来、8か月までに、大衆の検挙・密告状が16万通あった。上海市では検挙状が33,000通あり、反革命分子を29,000人近く検挙した」と述べているが、それだけでは全国の様子は分からない。論考はむしろ、その成果を強調して、「東北の大部分の老解放区、都市から農村まで、匪賊の団は消え、社会秩序が安定した。ハルピンやチチハルでは、反革命の鎮圧以来、未だ強盗の案件が発生していない。熱河、遼東、遼西、吉林等の省では、去年は土匪が一時期激しく暴れ、強盗・破壊事件が頻出したが、今年は土匪の活動が甚だしく減少し、散々になった土匪30人余が発見されただけである。去年と比べて、強盗・破壊事件は95%減少した。このために農民は反革命の鎮圧を真の「解放されて生まれ変わること」（翻身）と呼び、労働者はこ

れを第二の〈八・一五〉と呼んでいる。」という。鎮圧運動によって全国で匪賊が消え、かつ人民の政治的覚悟は高まったと評したのである。

さらに後年になるが、1957年6月26日、周恩来は第1期全国人民代表大会第4次会議における「政府活動報告」の中で反革命分子の鎮圧運動について、次のように述べた。以下、抄訳である。⁽²¹⁾

《政府が処理した反革命分子には次の四通りあります。(一) きわめて多くの罪悪をかさね、極度に人民の憤りを買っている者で死刑に処した者は16.8%を占めており、そのうちのほとんどは解放後から1952年までに処刑したものであって、当時としてはそうすることが絶対に必要でした。(二) 労働改造を行っている者は42.3%を占めており、そのうちすでに刑期を終えて釈放されたもの、または生産業務に従事しているものが25.6%で、ただいま拘留して労働による改造を行っているものは16.7%であります。(三) 監察下においたものは32%を占め、そのうち監察を解かれたものは22.9%で、いまなお監察下にあるものは9.1%であります。(四) 逮捕したのち、寛大な扱いをし、教育して釈放したものは8.9%であります。

これから見ても分かりますように、これらの反革命分子のうち57.4%は、労働による改造または寛大な扱いによって釈放されるか、監察を解かれるかして、新しい人間に生まれ変わる機会を得ており、その他のものは、まだ労働による改造をおこなっているか、または監察下におかれているのでありますが、かれらがその罪を認め、法律を守って、おとなしく改造を受け入れさえすれば、やがては再生の機会を得ることが出来るのであります。政府がこれまで点検したところによりますと、これらの反革命分子の扱いでは偏向はごくわずかであって、ほとんどが完全に正しいのであります。毛沢東主席は、この運動について点検を試みることを提案しましたが、その点検の結果が引き続きこの点を明らかにすることをわれわれはかたく信じています》

(「政府活動報告」)

すなわち、周恩来報告からも反革命分子として摘発された総数は分からない。だが、死刑に処したのは全体の16.8%である。労働改造と監察処分74.3%および教育・釈放処分の8.9%に比べると、それほど多くない。つまり、「大量の処刑を行った」という批判は当たらないという。『国史通鑑』第1巻(紅旗出版社、1993年、78頁)に、各種の反革命分子は300万前後だったとあるが、これをもとに算出すれば、50万人が処刑されたことになる。だが当時、中国政府は情報公開しなかったために、反革命分子の鎮圧運動に関しては全く相反する評価があった。双方に長期間、疑心暗鬼を残す結果となった。

第4章 知識人の思想改造運動

第1節 「知識分子」の定義

馬嘶(2003)によれば、清朝末に西洋文化が流入し、特に海外留学した青年たちが新しい知識や観念を普及させたことにより、科挙制度によって培われてきた伝統的な「士」(官吏)概念が近代的な

「知識分子」概念に変化した。辛亥革命前後には「知識分子」は増加して重要な独立した社会階層をなし、各種の職業の様々な局面で活躍するようになった。人文・社会科学、自然科学、工程技術、実業、法律、教育、文化、新聞、出版など多種多様な職業を出現させた。現在では、「学歴の高低、知識の多寡、職業の尊卑、収入の高低によって、知識分子は高級知識分子と一般知識分子の両種に分かれる。前者は大学教授、学者、科学者、エンジニア、作家、芸術家、弁護士、主任医師、編集者、記者、高級職員等々である。後者は小中学校の教員、工程技術員、公的機関の職員、事務職員、医療従事者、大学生等々である。」という。⁽²²⁾

すなわち、中国でいう「知識分子」とは「高級知識分子」と「一般知識分子」の両方を包摂する総合的概念である。従って、中国でいう「知識分子」とは、一定の科学的・文化的知識を有する人々であると定義できるであろう。なお、「知識分子」を〈知識人〉と訳せば、誤解を招くかもしれない。日本語の〈知識人〉は「高級知識分子」だけを指すからである。しかし、「一般知識分子」も含めた総合的概念としての「知識分子」を〈知識人〉と訳すことができる。

第2節 民主主義革命期の知識人政策

中国共産党における知識人問題とは何か。毛沢東の代表的な講話・報告等を先ず見ることにしたい。党を代表する意見と考えてよいだろう。

1939年12月1日、毛沢東は「知識分子を大量に吸収せよ」（大量吸収知識分子）という指示を中共中央に提出した。「1. 長期にわたる残酷な民族解放戦争において、新中国を建立する偉大な闘争において、党が偉大な抗戦力を組織し、何百何千万の農民大衆を組織し、革命的文化運動を発展させ、革命的統一戦線を発展させるには、知識分子を吸収することに習熟しなければならない。知識分子の参加なくして、革命の勝利は不可能である。」、「2. …多くの軍隊の幹部は知識分子の重要性に気づいていず、知識分子を恐れ、甚だしいものは知識分子を排斥する気持ちを持っている。…ブルジョア政党が死に物狂いで我々と知識分子を争奪しあっており、日本帝国主義も様々な方法を使って、中国の知識分子を買収し、麻痺させていることの重要性を理解していないからである。」、「3. 全ての戦区の党と党の全ての軍隊は、大量の知識分子を我々の軍隊に、我々の学校に、政府工作に吸収すべきである。…このような大量吸収の政策を取るに当たっては疑いもなく、敵やブルジョア政党から送り込まれた分子を拒否し、不誠実な分子を拒否することに十分に注意すべきである。」、「4. …プロレタリアート自身の知識分子の養成も、社会に今まであった知識分子の援助を利用することと、決して切り離すことは出来ない。」と述べる。

中国社会は本来、知識人を尊重する伝統を有しているが、階級闘争路線の下、党内には旧社会の統治階級出身の知識人を憎悪し排斥する傾向が強かったのである。毛沢東は、中国共産党、政府、軍、教育界、文芸界等々に大量の知識人を参加させることが革命成就にとって必要であり、かつ労農大衆の中から知識人を育成するにも知識人の協力が必要であるので、知識人は排斥するよりも「吸収」すべきだと訴えたのである。

また、毛沢東はかつて共同執筆した中国革命の教科書『中国革命と中国共産党』（1939年12月）の中では次のように記している。

《知識人と青年学生は、一つの階級または階層ではない。しかし、彼らの出身家庭、彼らの生活条件、彼らの政治的立場から見れば、現代の中国の知識人と青年学生の大部分は小ブルジョアジーの部類に入れることができる。・・・彼らは多かれ少なかれ、資本主義の科学的知識を身につけ、政治感覚に富み、現段階の中国革命の中でしばしば前衛的な架け橋的な役割を果たしている。辛亥革命前の留学生の運動、1919年の五・四運動、1925年の五・三〇運動、1935年の一二・九運動は、その明らかな例証である。殊に広範な比較的貧しい知識人は、労働者・農民と一緒に革命に参加し、革命を支持することができる。マルクス・レーニン主義の思想が中国に広く伝わり、受け入れられたのも、最初はやはり知識人と青年学生の間であった。革命勢力の組織と革命事業の建設は、革命的知識人の参加なしには成功することができない。》

(毛沢東『中国革命与中国共産党』)

毛沢東は、このように中国革命の中で知識人の果たす役割は重要であり、その参加なしには革命は成功しないという認識を示している。だが、それとは正反対の認識も併せ持っていた。知識人は革命に消極的になり、一部は「革命の敵」になる可能性があるという恐れである。

《知識人がまだ大衆の革命闘争と一体にならず、まだ大衆の利益に奉仕し大衆と結合する決意を固めないうちは、とかく主観主義と個人主義の傾向を帯び、彼らの思想はとかく空虚で、行動もとかく動揺的である。・・・そのうち一部の者は、革命の重大な瀬戸際になると、革命の隊列から離れて消極的な態度を取るようになり、そのうち少数の者は革命の敵になってしまう。知識人のこのような欠点は、長期の大衆闘争の中でしか克服できない。》 (同上)

更に、1945年4月24日、毛沢東は中国共産党第7回全国代表大会（党七大）の政治報告「聯合政府を論ず」（論聯合政府）において、「民族圧迫と封建圧迫を掃除し、新民主主義国家を建立するためには、大勢の人民の教育家と教師、人民の科学家・エンジニア・技師・医者・新聞工作者・著作者・文学作家・芸術家と普通文化工作者を必要とする。・・・一切の知識分子はただ人民に服務する工作のなかで成績を上げれば、尊重されるべきである。彼らを国家と社会の宝貴的財産と見なすべきである。」と述べている。

以上、毛沢東の胸中には、知識人は革命の勝利のために必要な存在であると考える一方で、一部の知識人が「革命の敵」となることを警戒していた。このためには、知識人の思想改造は必須であった。

第3節 知識人の思想改造運動

新中国成立後、その初期には多数の知識人が支配階級出身であったため、旧社会の、人民を搾取し労働を卑しむ旧思想を多分に残している可能性があると思なされた。実際にはそうではなくても「ブルジョア階級の知識人」として警戒された。なぜなら、「ブルジョア階級の知識人」は一緒に革命を遂行して政治権力を握ったとしても結局は封建的な地主階級と妥協して革命を水泡に帰せしめる恐れのある存在だとイメージされたからである。このような理由で、多くの知識人がプロレタリア階級に奉

仕するように旧思想を改造する必要があるとされた。従って、社会主義社会を構成する労働者、農民、知識人の三種類の人々の中で、知識人は最も不遇な立場に置かれたのである。しかし、教育と科学技術を発展させ得るのは知識人しかないという現実があった。

1951年9月29日、周恩来は北京・天津大学教師学習会において「知識人の改造問題について」（関于知識分子的改造問題）という講演を行った。講演の中で、中国共産党の立場、知識人の思想改造の必要性等々について周恩来自身の経験を交えながら訴えた。約1700人の大学教員等が出席し、講演は5時間に及んだが、多くの聴衆が率直な経験談に共感し、知識人に対する中国共産党の立場と期待を理解できたという。⁽²³⁾

1951年10月23日から11月1日まで中国人民政治協商会議第1期全国委員会第3次会議が開催された。毛沢東は「開会の辞」において、反米・北朝鮮支援（抗美援朝）を継続的に強化するという方針を述べると同時に、国内における知識人の思想改造運動にも言及して、「なによりもまず各分野の知識分子の思想改造は、わが国が各方面で徹底的に民主的改革を実現し、次第に工業化を実行するうえでの重要な条件の一つである。従って、我々はこの自己教育と自己改造の運動が着実に前進する過程で、一層大きな成果が収められるよう希望する」と述べた。

1951年11月17日、中共中央は「北京・天津の大学教師の政治学習運動の経験に関する通報」（関于京津高等学校教師政治学習運動経験の通報）を各中央局・分局と各省市区の党委員会宛に発布し、大都市において大学教員の政治学習運動を活発化するために北京・天津の成功経験をまとめて広報した。また11月30日、中共中央は「学校の中で思想改造と組織整理工作を進めることに関する指示」（関于在学校中進行思想改造和組織清理工作的指示）を発布。小中高校・大学における政治思想の「革命化」は急速に進んでいる一方、二つの課題が残っていると指摘し、その解消のための方針と方法を指示した。これによって、全国大学において教職員・学生の思想改造と組織整理が進行することになった。

政府は組織的・計画的に全国知識人の思想改造運動を始めた。思想改造運動は、農村・工場での労働、毛沢東思想の学習、反革命鎮圧運動への協力、朝鮮戦争への従軍あるいは観戦を通じて行われた。こうして知識人の思想改造運動は一定の成果をあげて、1年後に一旦終息した。

他方で、1951年5月に映画「武訓伝」と陶行知批判が出され、1954年に俞平伯の「紅樓夢研究」批判、胡適の唯心論批判、胡風の文芸論批判など、文芸界における思想批判運動が繰り広げられた。⁽²⁴⁾

第4節 知識人問題に対する統一の見解

1955年11月23日、周恩来は党の知識人問題について統一の見解を示す必要性を毛沢東に進言。毛沢東は党内で知識人問題を検討し、この問題に関する大規模な会議を翌年1月に開催するよう指示した。こうして周恩来を責任者として10人のメンバーによる「中共中央知識人問題検討十人小組」が設置され、議論が煮詰められた。

1956年1月14日、中共中央の知識人問題会議が中南海の懷仁堂で開催された。中央委員会委員、中央委員会委員候補、各省・自治区・直轄市および27の省轄市の党委員会書記又は副書記、それら党委員会の組織部・宣伝部・統一戦線部の責任者、主要な大学・高等専門学校・科学研究機関や重要な工場・鉱山・病院や文芸団体や軍事機関などの党組織の責任者など、1279人が出席する大会議となった。

周恩来は「中共中央知識人問題検討十人小組」でまとめた意見を「知識分子問題に関する報告」（関于知識分子問題的報告）として最初に発表した。以下は抄訳である。⁽²⁵⁾

《社会主義の時代においては、以前のいかなる時代にもまして生産技術を十分に高めることがますます重要になり、科学を十分に発展させ、科学知識を利用することがますます必要になる。従って、我々が多く、速く、立派に、無駄なく社会主義建設を發展させるためには、労働者階級と、広範な農民の積極的な労働に依拠せねばならないだけでなく、知識分子の積極的な労働にも依拠しなければならない。・・・彼らの中の絶対多数はすでに国家工作員となり、すでに社会主義のために服務しており、すでに労働者階級の一部分である。旧知識分子を団結させ、教育し、改造すると同時に、党はまた大きな力を注いで大量の知識分子を養成した。そのうちには、すでに相当数の労働者階級出身の知識分子がいる。これらすべてにより、我国の知識界の様相には、過去6年の間にすでに根本的な変化が生じた。・・・》

《・・・何が当面の知識分子の問題なのであろうか。当面の根本問題は、我々の知識分子の力が、数においても、政治的自覚の面においても、すべて社会主義建設の急速な發展の需要に適應しえていないこと、そして、我々の現在の知識分子の使用および待遇の面における若干の不合理な現象、特に一部の同志の、党外の知識分子に対する若干のセクト的感覚が知識分子の現在有する力を發揮させることをかなり妨げていることである。・・・知識界の政治と業務における巨大な進歩を過小評価し、我国の社会事業における彼らの役割を過小評価し、彼らが労働者階級の一部分であることを認識せず、どのみち、生産は労働者に依拠し、技術はソ連専門家に頼ると考えて、党の知識分子政策をまじめに執行せず、党の知識分子の面に関する問題をまじめに研究解決しようとしぬものである。・・・知識界の進歩を見るばかりで、彼らの欠点を見ず、彼らを過大に評価して、無差別にやたらと信頼し、悪質分子に対しても警戒せず・・・彼らに対してあえて教育・改造工作をすすめようとしぬものである。この二つの傾向は、・・・そろって我々が知識分子の問題と科学文化の問題を解決することを妨害し、我国の社会主義事業の發展を妨害している。》

《・・・党中央は、旧時代の知識分子に対しては彼らが自己改造することを援助し、彼らに地主階級およびブルジョアジーの思想を放棄させ、労働者階級の思想を受け入れさせなければならないと考える。この目的のために、党は一連の措置を取った。党は彼らを組織して土地改革、反革命鎮圧、抗米援朝、「三反」「五反」の闘争に参加させ、工場および農村を見学させ、ソ連を訪問させ、各種の国際活動に参加させ、彼らがマルクス・レーニン主義の基本知識を学習し、ブルジョアジーの観念論的観点を批判し、胡風反革命集団およびその他の反革命分子との闘争を行うことを指導するとともに、学習の基礎に立って、批判と自己批判を展開した。・・・彼らの中の絶対多数はすでに国家工作要員となり、すでに社会主義のために服務しており、すでに労働者階級の一部分である。》
(周恩来「関于知識分子問題的報告」)

周恩来はこの報告で、第一に知識人はすでに労働者階級の一部であり、第二にこれに反するセクト

主義やそれとは逆の過大評価をともに批判したうえで、第三に知識人の活用策を提言した。すなわち、知識人を信頼し支持すること、知識人の無駄のない適切な職場配置、知識人の職場の条件整備と賃金待遇の改善、知識人の思想改造の支援、先進的な科学技術習得のためのソ連研修などの諸対策を行うことが党の任務だと述べたのである。この報告は会議にて了承され、党の基本的認識とされた。

これを受けて、1956年2月24日、中共中央は「知識分子問題に関する指示」（関于知識分子問題的指示）を發布し、知識人の力量を培い、その業務水準を高めることを重要政策と位置付け、科学技術と教育事業の発展に優秀な知識分子を最大限活用するよう指示した。更に、1956年7月20日、国務院は「《高級知識分子の就業条件に関する問題の情況と意見》を転送する通知」（転發《関于高級知識分子工作条件問題的情況和意見》的通知）を發し、それに附して、「高級知識分子の就業条件を改善することに関して、中央関係官庁が行うべき業務」（関于改進高級知識分子工作条件應由中央各有關部門進行的工作）を指示した。それには、全国の図書資料の充実、中核都市における歴史・自然・芸術に関する博物館の建設、外国との科学技術情報の交換や学術交流の活発化、研究費・研究機器や研究助手の充実、実験用の建物の建設などについて、中央官庁が実情を觀察して検討し改善計画を立て、9月30日までに国務院に報告するよう求めている。すなわち、科学と文化の発展を促進するには高級知識分子の研究条件を改善しなければならないという。ここに知識人尊重政策が確立された。

これで党内の意見は統一されたかに思えたが、問題は未だ決着していなかった。翌1957年6月から1958年上半期にかけて反右派闘争（反右闘争）が展開され、多くの知識人が「右派」とされて、公職追放、逮捕拘留、労働教養等々の処罰を受けたのである。更に、その延長として1966年に文化大革命が発動された。知識人の粛清は頂点に達した。毛沢東は文革において大衆闘争という方法で知識人問題を解消しようと考えたのではないかと思われる。だが、文革は党内の権力闘争と絡まり、かつ大衆の日頃の対立や鬱憤も加わって、毛沢東の予想を超え統御できないほど過激化してしまったように思われる。⁽²⁶⁾

第5章 宗教団体との妥協と闘争

『共同綱領』第1章第5条は「中華人民共和国の人民は思想・言論・出版・集会・結社・通信・人身・居住・転居・宗教信仰およびデモ行進についての自由権を有する」と規定している。この中の宗教信仰の自由は、その後「54年憲法」でも人民の基本的権利として保障された。しかし、中国共産党の信奉するマルクス主義は無神論である。即ち、一切の宗教は「幻想の反映」であり、神仏・来世・地獄・鬼など客観的に存在しないが、信仰や崇拜の対象は「人々の日常生活を支配する外部の力」として客観的に存在する。その「外部の力」が超人的な力として神や仏の姿を取るのであると宗教の本質を説明し、またそれが歴史的産物であり、いつか消滅するものであると歴史的法則を説明する。⁽²⁷⁾

有神論者である宗教団体はいかにしてマルクス主義の中国政権の下で命脈を保つことができるだろうか。ここでは建国初期の中国共産党の宗教政策と宗教団体の帰趨について考察することにしたい。

第1節 宗教団体との統一戦線の構築

1950年4月13日、政務院総理・周恩来は全国統一戦線工作会議において講話を行った。題して「人民民主統一戦線の積極的作用を発揮する幾つかの問題」（發揮人民民主統一戦線積極作用的幾個問題）という。その中で、人民団体の一つである宗教団体の取扱いについて、次のように述べた。

《我々は、宗教界の民主的人士（民主人士）に対しては、彼らが民主的人士の身分であるから連合するのである。宗教信仰の自由を認めることが一つであり、宗教界の民主的人士に政治協商会議或いは各界代表会に参加を要請することが一つである。後者は政治を基準とするので、彼らが牧師であろうと、また「和尚」であろうとかまわない。我々の政策は宗教信仰の自由を保護しなければならない。しかし、各地のプロテスタント（基督教）とカトリック（天主教）の中に帝国主義の間諜が紛れ込んでいるのが見つかった。彼らは帝国主義という国際的背景を有している。我々は、宗教は帝国主義と関係を断たねばならないと主張する。中国のカトリックがまだパチカンの指揮を受けているようでは駄目である。中国の宗教は中国人によって営まれねばならない》
（周恩来「發揮人民民主統一戦線積極作用的幾個問題」）

周恩来は、宗教関係者が愛国的な民主的人士であり、外国の帝国主義から利用される関係を断つならば、彼らの代表を政治協商会議あるいは各界代表会に出席させて政治的権利を与え、その宗教団体とは団結していくという。これが基本的な宗教団体の取扱原則であった。なお、中国語の「基督教」はカトリック、プロテスタント、ギリシャ正教など各キリスト教宗派の総称であるが、通常はプロテスタントを指している。また文中の「和尚」は中国では仏教界トップの人物の尊称である。⁽²⁸⁾

第2節 キリスト教団に対する措置

1. 「三自」運動の推進

1950年7月、プロテスタントの呉耀宋の下、40人の教会指導者が共同で『中国キリスト教が新中国建設の中で努力する方途』（中国基督教在新中国建設中努力的途径）を発表。「過去、帝国主義がプロテスタントを利用した事実を認識し、プロテスタント内部の帝国主義の影響を肅清する」と述べて、「三自」愛国運動を開始した。⁽²⁹⁾

「三自」とは「自治・自養・自伝」の略である。「自治」とは教会が帝国主義との関係を断絶して自力で運営すること、「自養」とは教会は帝国主義との経済関係を断絶して自己責任で運営すること、「自伝」とは帝国主義の思想的影響を完全に払拭し、教会は聖書の福音の伝導に専念することである。これは周恩来の示した上記の基本原則に適うものであった。

「三自」運動は賛同者を拡大するために署名活動を行った。1954年までに40万人余の信徒の署名を集めたのである。賛同者の増加は中国共産党の方針への従順度を示す尺度であった。日本の「踏み絵」と同じではなかったかと想像される。この自主的な変革運動に、中国におけるプロテスタント教会の存続がかかっていたのである。

2. 周恩来の談話

全国統一戦線工作会議での講話に続いて、政務院総理・周恩来は1950年5月2日から20日にかけて、北京・天津・上海の宗教界人士と中共中央や政務院関係部門の責任者たちと、キリスト教問題についてたびたび会議を開いた。その時の発言が「プロテスタント問題に関する4回の談話」（関于基督教問題的四次談話）として記録されている。これによって、より鮮明に、周恩来の立場、延いては中国共産党の立場を知ることができる。

- 《1. 中国は政教合一の国家ではない。中国では宗教と政治は本来分離しているものである。ゆえに、宗教問題は欧州の政教合一の国家とは全く異なる。
2. プロテスタントは16世紀、マルティン・ルターがローマ教皇の専制に反抗して、宗教改革を実行して建てた新しい教会であり、それは当時の社会において積極的な作用を起こした。しかし、近百年来、プロテスタントは中国に伝わり、その中国文化に対する影響は帝国主義の中国に対する侵略と関係してきた。プロテスタントは帝国主義の鉄砲の威力と、中国清朝政府が署名を迫られた不平等条約を頼りにして、布教とその特権を獲得したものである。このために、中国人民はプロテスタントに対して、かつて悪い印象を生じ、プロテスタントを「洋教」と呼んだ。プロテスタントは帝国主義の中国に対する侵略と分離できないものであり、よってプロテスタントに反対するのである。
3. 20年代、かつて規模の大きい非プロテスタント運動があった。1922年から1927年までで、非宗教大同盟は帝国主義がプロテスタントを利用して行った多くの悪事および発生させた悪影響をきれいに清算しようとした。この清算は帝国主義の文化侵略をターゲットにした。しかし、指摘しなければならないが、五四運動以来、プロテスタント内には進歩的分子がおり、中国革命の過程で、彼らは中国革命に同情的だった。例えば、大革命の時期、プロテスタント青年会やその他の宗教団体の進歩的民主人士は職工運動に従事する革命分子や共産党員を掩護したことがある。抗日戦争の時期、プロテスタント青年会などの宗教団体も大変良い作用を起こした。解放戦争の時期、大変多くのプロテスタントの進歩的民主人士は反蒋介石・反米闘争に同情して参加し、独裁に反対し、内戦に反対して、国民党反動政権の迫害を受けた。解放戦争が基本的に勝利した後、北京で開催した人民政治協商会議には、宗教界の進歩的民主人士も代表を出席させたのである。
4. 今日、アメリカ帝国主義は中国の宗教団体を利用して中華人民共和国を破壊する活動を行おうと企図している。》
(周恩来「関于基督教問題的四次談話」)

すなわち、プロテスタント教会は帝国主義に協力して中国に布教した歴史を反省し、帝国主義と手を組むのをやめるよう強く求めている。プロテスタント教会は帝国主義の中国侵略と一心同体で拡大してきたという。帝国主義との関係を断絶することが中国の他の階級と「団結」する条件であると説明する。では、プロテスタント教会は中国でいかに活動すべきなのか。続けて、周恩来は次のように述べる。

《中国の宗教団体はどうしなければならないだろうか？

第一に、民族の反帝国主義の決心を堅持し、帝国主義との関係を断絶し、宗教をその宗教本来の面目に還らせなければならない。今日、宗教界自身が民族自覚運動を起し、百年来の帝国主義との関係を清算している、当然、この種の関係については自覚があり、自覚していないことではない。プロテスタント内では帝国主義の走狗となることを心から願っていたのだろうか。自然に願っていたのである。

第二に、宗教の思想は唯心主義のものである。唯心主義と唯物主義は、同じでないものは同じではなく、隠し立てする必要はない。我々は宗教団体が帝国主義の統制から脱け出し、帝国主義の影響を肅清するよう要求しているだけである。我々は反宗教運動を行うのではない。我々が遵守する約束は教会内ではマルクス・レーニン主義の宣伝をしないということである。だから宗教界の友人たちも街では布教しないという約束を遵守しなければならない。これは政府と宗教界の間の協議であり、一種の黙契であると言える。

第三に、宗教団体それ自体が自主独立し、自力更生しなければならず、「自治、自養、自伝」の教会を建てなければならない。このようにすれば、プロテスタント教会はすぐに中国のプロテスタント教会に変貌するだろう。》 (同上)

ここで注目すべきは、中国共産党は「反宗教運動を行うのではない」と述べ、教会内ではマルクス・レーニン主義の宣伝はしないと約束し、教会側にも教会以外では布教しないことを約束するよう求めた点である。つまり、中国共産党とプロテスタント教会との棲み分けを守るよう要望したのである。また、プロテスタント教会の中の外国籍人員と外国寄付金の問題について、次のように述べる。

《我々は外国人宣教師が中国に来てくれるよう請うことはない。外国人宣教師は自覚してかしないか、容易に帝国主義の道具になるので、我々中国人は彼らを純一だと考えることが難しい。外国籍の宣教師を招聘しないほうが、プロテスタント自体のために益するところがある。すでに中国の外国人宣教師において、彼らが自発的意思で直ぐに中国を離れるか、或いは彼らの反動的行為の証拠が発見される以外は、我々は彼らが直ぐに去るのを求めないし、彼らは双方の合同の期限が切れるのを待って去ることができる。》

プロテスタントは帝国主義との関係を清算し、自力更生で教会を運営し、そうして外国の寄付金を募ってはならない。我々は自分で教会を運営する準備をしなければならない。

現在、中国は自主独立の国家であり、我々は他人に低頭しないし、他人を頼らない。しかし、我々も盲目的に排外しない。この原則は他の教育団体にも適用する。このために、外国の金は一銭ごとに弁別しなければならない。もし条件付きの援助ならば、受けることはできない。… (中略) …あなた方は有神論者であり、我々は無心論者であるが、我々はここで皆さんと有神無神の論争を展開するつもりはない。我々は、唯物論者と唯心論者は政治上の合作はできるし、共存できるし、相互に尊重しなければならないと思う。我々の間には合作の道が

ある。これは我々の衷心からの希望である。》

(同上)

すなわち、中国国内において、無心論者と有神論者は共存し得るのであり、相互に尊重しなければならないという。この時期、中国共産党の目的は、帝国主義、封建主義、官僚資本主義との闘争に絞られていた。宗教界との闘争というよりも、宗教界を通じて中国を侵略した帝国主義との闘争のほうに重点が置かれていた。兎も角、周恩来は党の宗教政策の方針を明確に説明し、宗教界の合意を得たのである。

3. キリスト教団体に対する基本方針の指示

1950年8月19日、中共中央は「カトリックとプロテスタントの問題に関する指示」(関于天主教、基督教問題的指示)を、各中央局・分局、各省・市の党委員会、各軍区の党委員会宛に発布して、キリスト教団体に対する基本方針を示した。以下、その部分の訳である。

1. 我国のカトリックとプロテスタントは一方では宗教問題であり、他方では長期間、帝国主義によって我国に対する文化侵略の道具として用いられ、また一部の組織は帝国主義によって間諜活動を行う機関として用いられた。両宗教は我国に教会、学校、病院その他文化事業及び救済事業機関を有し、外国の補助金を受け、多くの外国人宣教師が指導的地位を占めている。全国のカトリック宣教師(宗教を生業とする神父、修道女、修道士など)の中で、外国人は半数(12000人中5500人)を占める。プロテスタント宣教師の中では外国人は17%(1万人中1700人)を占める。カトリックは組織上、統一的であり、ローマ教皇が所管しているが、プロテスタントは組織上、不統一で多くの分派から成っている。カトリックの活動は比較的に鄉村に重点を置き、大量の土地を所有しているが、プロテスタントは比較的に都市に重点を置き、青年会や女子青年会をその外郭団体として有している。
2. マルクス主義者は徹底的に無神論者である。宗教は人民の覚悟にとって有害であると認識している。しかし、マルクス主義者は大衆の宗教問題に対処するのに、従来は歴史的必然性のある社会問題や大衆問題として処理したり、また従来は単純に行政命令によって事を急ぐ簡単な方法で宗教問題を処理したりした。解放前の統計では、中国のカトリック教徒は約300万人で、80%前後は農村にいる。プロテスタントは70万人で、70%前後は農村にいる。農村における教徒は絶対多数が貧苦の農民である。都市における教徒は絶対多数が貧苦の市民、労働者、小売人などである。教徒の中の婦女はおよそ半数である。その中の多くの人々の信仰は大変深い。もし慎重なやり方を取らなければ、広大な教徒を帝国主義の影響から解放できないばかりか、彼らは我々に対して極めて大きな反感と敵意を抱き、帝国主義の計略にはまってしまう。これ以外にも、この両宗教は世界の多数の国家に多くの信徒を持つ。もし我々が不適當はやり方を取れば、帝国主義が外国人教徒の嫌悪感を作り出すのに利用するだろう。このため、我々が目下、中国のカ

トリックとプロテスタントに対処するには、彼らの発展を支援することなく、その中の帝国主義の影響に反対しなければならない。同時に、信教の自由を堅く保護し、かつその中で愛国主義の影響を拡大し、カトリックとプロテスタントを帝国主義の道具から中国人自身の宗教事業に変化させる。

3. 新民主主義革命の勝利によって、我国のプロテスタントとカトリックの中の帝国主義の影響は厳しい打撃を受けた。土地改革が既に完成した地区では、広大な人民が帝国主義の侵略の道具となったプロテスタントとカトリックに反対し、一部の教徒も既に決して教えを信じることはない。しかし、帝国主義者は政治的経済的侵略が既に失敗を告げたことによって、まさに彼らが教会の中のもつ影響を極力保持し、教会を通じて我国の帝国主義の影響を保持し、間諜活動に一段と力を入れている。帝国主義のこの種の陰謀は我々の民族と人民の利益に全く反するものであり、我々が必ず反対しなければならないものである。
4. 帝国主義の侵略の道具となった教会を中国人自身の運営する宗教事業に変えるために、一連の辛苦で複雑な工作をする必要がある。我々の現在の任務は、大衆の反宗教運動を行うことではなく、人民大衆を指導して、決然として『共同綱領』を実現し、土地改革を実現し、財政の根本的好転を勝ち取り、唯物主義と科学知識の宣伝を広範に行い、宗教の市場を逐次縮小させることである。同時に、プロテスタントとカトリックの内部において、各種の機会と愛国心のある教徒を利用して、教徒たちに向かって愛国主義の宣伝を行い、帝国主義の文化侵略と間諜活動の陰謀を暴露し、その中の愛国分子を指導して支持し、敬虔な教徒の大多数と団結し、帝国主義と結託している少数の反動分子に反対し、順序立てて教会を帝国主義の影響及びその経済関係を抜け出させ、教会を中国人の「自治・自伝・自養」による宗教事業に変えることである。教会の中で破壊活動と間諜活動を行っている特殊工作員（特務分子）に対して、外国人か中国人かに拘らず、等しく『共同綱領』第7条によって決然として懲罰を与える。しかし、これら特殊工作員に懲罰を与える時、全体の教会や教堂や教会学校などを巻き添えにしてはならず、そこにいる教徒の大多数を愛国主義の旗幟の下に団結させ、一緒に帝国主義と特殊工作員に反対しなければならない。
5. 上述の基本方針の下、我々はプロテスタントの中の愛国心のある分子・呉耀宋らが督励し、宣言に署名し発表させた。逐次帝国主義の影響と経済関係を離脱し、「自治・自伝・自養」の実行を教会の今後の目標とすると呼びかけている。この署名運動については各地の党政機関や人民団体が傍らから適当に賛助しなければならない。適切な関係を通して、愛国心のある教徒を組織して、共鳴して署名するようにさせ、かつ教徒間に宣伝を行わなければならない。しかし、勢力が更に大きいカトリックにおいては、現在未だこの種の運動は起こっていない。各地がカトリックの中の愛国心ある分子との団結に注意を払い、適当な時期に同じ運動を起こすよう求めて欲しい。全てのこれらの宣伝運動は強迫命令の方法を取ってはならず、とりわけ教徒以外の人が出しゃばってはいけない。》
(中共中央「关于天主教、基督教問題的指示」)

プロテスタントの呉耀宋らの「三自」運動を高く評価し、カトリックが未だこの運動を起こしていないので、宣伝によってカトリックの中の愛国者に同様の運動を起こさせるよう指示する。そして、最後に、教会問題を具体的に処理する原則を示している。重要な箇所なので訳出する。

- 《(一) 布教の問題に関して：『共同綱領』第5条は人民の宗教信仰の自由を規定している。即ち宗教を信仰する自由があれば、宗教に反対する自由もある。人民政府は『共同綱領』を忠実に遵守し、この自由を保証する。しかし、宗教的と反宗教的宣伝は社会秩序の安定の問題にかかわる。社会秩序の安定のために、教会は教堂以外で伝教してはならない。同時にその他の団体も教堂内やその周囲で反宗教の宣伝をしてはならない。同様の理由で、教会は土地改革を行っている地区では暫時活動を停止しなければならない。教会側は一般教義を宣伝する書籍を出版してもよいが、その内容は『共同綱領』に違反してはならない。以前、教会側は宗教を宣伝するという名目を借りて、人民民主を侮蔑する書籍（例えば、カトリック上海教区は解放前、「現代問題研究社」の名義で出版した『国家と世界大同』など）を出版したが、教会側は自ら焼却しなければならない。もし再び発見したら、政府はその出版者を取り調べて処分し、決して寛大に取り扱わない。
- (二) 教会学校、病院及び救済機関に関して：これら機関は『共同綱領』及び政府法令を遵守するという条件で、私営事業と見なさなければならず、政府の「公私ともに注意を払う」（公私兼顧）の原則で、一視同仁である。教会学校は政府法令を遵守して政治課を必修科目として設置しなければならず、同時に教会の運営する大学では宗教課を選択科目として設置できる。教会学校内では宗教を宣伝し或いは宗教に反対するような展覧会や集会を挙行してはならない。教徒の学生と非教徒の学生は信仰問題上で人の失策を暴いて攻撃したり、甚だしくは人格を侵害する行為があってはならず、団結して帝国主義と特殊工作員に反対しなければならない。
- (三) 家屋などの紛糾問題に関して：軍事期間において、政府が徴用或いは借用した教会の家屋は、中央人民政府内務部の今年1月の指示に基づき、当地で協議して処理する。一般には教会に返さなければならない。特殊な場合は借用を許し、必要な時は契約を結ばなければならない。一方、無理に占有してはならず、他方、裕福な家屋が空いていれば借用を許さなければならない。》 (同上)

すなわち、新政府の宗教政策全般がまとめられているが、特に注目すべきは、「マルクス主義者は徹底的に無神論者である。宗教は人民の覚悟にとって有害である」とし、「宗教を信仰する自由があれば、宗教に反対する自由もある」と主張して、唯物主義と科学知識の宣伝教育によって最終的に「宗教の市場を逐次縮小させる」と述べている点である。これが中国共産党と新政府の宗教に対する基本姿勢であった。

翌1951年3月5日、中共中央は「宗教革新運動を積極的に推進することに関する指示」（關於積極推進宗教革新運動的指示）を、各中央局・分局及び各省市の党委員会宛に発布した。党中央や地方

の党組織の働きかけが奏功して、四川省広元県のカトリック神父・王良佐と500人余の信徒は「天主教自立革新運動宣言」を発表、帝国主義との関係を断つことを宣言し、「三自」による教会建設を目指すことになった。1950年7月から10月にかけて、プロテスタントとカトリックの自立革新運動が軌道に乗り始めたのである。

また、「指示」は各級の党組織に、教徒に対して愛国主義教育を実施し、教徒の中の反動分子を肅清することを求めるとともに、イスラム教・仏教の愛国運動の展開を注視することを求めている。イスラム教と仏教は「帝国主義との関係は少ないが、少数民族地区に大きな勢力をもち、国際的影響もあるので」、状況を注視し、その進歩的リーダーを育成するよう指示している。

4. 米国の資金を受けている文化教育救済機関と宗教団体の措置

1950年12月29日、政務院第65次政務会議において、政務院副総理・郭末若による「米国の資金を受けている文化教育救済機関及び宗教団体の処理の方針に関する報告」（関于処理接受美国津貼的文化教育救済機関及宗教団体的方針的報告）が通過した。冒頭に次のように述べている。

《百余年、アメリカ帝国主義は我国に対して、政治、経済と武力の侵略を行ったほか、大変長期にわたって、文化侵略の活動を取りわけ重視してきた。この侵略活動の方式は、主に巨額の経費を宗教、教育、文化、医療、出版、救済などの各事業に助成することを通して、統制し、中国人民に対する欺瞞を行い、麻痺させ、奴隷根性（奴化思想）を注入し、精神の上から中国人民を奴隷しようと図った。1908年米国政府は庚子賠償金を利用して、帝国主義の統制に下に中国文教事業を發展させることを提議したが、これは一種の、久しい以前から計画された、極めて毒のある政策であった。当時、米国イリノイ大学学長ジェームズ・エドモントが米国大統領セオドア・ルーズベルトに対して備忘録を送った。この備忘録の中に『精神上の影響を拡張するために金を使うことは、即ちただ物質的意義から言っても、別の方法を用いるのに比べて多くの収穫を得ることができる。商業は精神上の支配の後につき従うほうが、軍旗の後につき従うよりも更に確実である。』と述べている。これは帝国主義者自身による文化侵略の目的についての最も率直な自白の供述である。ここから、アメリカ帝国主義の文化侵略活動は更に積極的になった。第一次世界大戦後、米国は中国にいる伝道者をすぐに激増させ、中国にいる外国人伝道者の半数を占めるようになった。》

（郭末若「関于処理接受美国津貼的文化教育救済機関及宗教団体的方針的報告」）

1900年6月20日、義和団事件が勃発し、列国の連合軍によって鎮圧された。翌1901年9月7日、清朝と11カ国全権の間で北京議定書（辛丑和約）が締結された。その7条項目の一つは、総額4億5000万両（年利4%による39年分割払い）の賠償金を支払うことであった。これが庚子賠償金である。対米賠償額は2444万ドルであったが、これがあまりにも高額すぎるので、1907年12月3日、大統領ルーズベルトは賠償金の未払い分1078万ドルを清朝に返還する法案を提出し、1908年12月28日に成立、1909年1月1日から返還が始まった。「返還」と言えるかどうか分からないが、これには1909年

から1940年まで31年間、中国政府が米国に留学生を送り出す経費に使用するという条件が付された。郭末若はこの1908年以来、既に50年間、米国は文化援助の美名の下に文化侵略を行ってきたと断じるのである。

さて、郭末若報告によれば、国民党政府の時にアメリカ帝国主義の文化侵略が拡大した。1936年調査では米国の教会や救済機関が中国に「投資」した総額は4190万ドルに達し、そのうち医薬関係費が14.7%、教育関係費が38.2%、宗教・救済活動費は47.1%であった。具体的には次のような状態にあったという。

- ①米国の資金援助を受けていた学校は、中国にある全ての教会大学20校のうちの17校、教会中等学校300校以上のうち200校近く、また教会小学校1500校（教会小学校全体の25%）であった。
- ②米国の資金援助を受けていた病院は、全教会病院の半数に当たる200病院であった。解放前には「善後救済総署」「中国国際救済会」などを通じて勢力を拡大していたという。
- ③「米国援華救済委員会」を通じて補助金を受けていたのは、孤児院200ヶ所、らい病医院20余ヶ所、聾啞学校10ヶ所、盲学校30ヶ所などであった。
- ④図書館や博物館は数少ないが、その他には映画事業がある。解放前に中国で上映された映画の70%は米国产であった。また、「広学会」のような教会出版機構が少数あった。
- ⑤米国伝道師が中国で直接運営する西洋の「差会」（プロテスタントの布教組織）は58団体あり、全113団体の半数を占めていた。米国の「差会」の補助金を受けていたプロテスタント教会は15ヶ所であった。このほかに、各種の教会の連合組織や青年団体、出版団体や救済団体などがある。米国系カトリックは6～7教会あるが、全国123主教区の中の13主教区の主教は米国人であった。⁽³⁰⁾

これら文化教育救済機関や宗教団体に対しては、はじめ政府法令に従っていれば、米国の補助金を受けることを容認することにしていたが、困った事態が生じているという。すなわち、「アメリカ帝国主義は依然として絶えずこれらの機関や団体を利用してこっそりと反動的宣伝と活動を企図している。1年来、わが公安機関は多くのこの種の事件を発見した。デマを飛ばし、誹謗し、反動的宣伝を実行し、反動的書籍を出版配布し、甚だしきは武器を隠し、蒋介石の特務機関と結託し、間諜活動を実行する等々である。とりわけアメリカ帝国主義が朝鮮・台湾を侵略した後、中国人民の抗米援朝運動が広範に展開された際、アメリカ帝国主義分子はこの種の破壊活動を更に活発化させた」と述べる。

かくして、米国の資金援助を受けている文化教育機関や宗教団体については、中国人民が完全に自主運営できるよう計画的に援助し、文化教育医療機関については状況を見て政府が国家事業として引継ぐか、中国人民による自立的事業として個人・団体に経営させるかを決め、また救済機関については「中国人民救済総会」が全て引継ぎ、宗教団体については中国人教徒による自立団体に改変するよう指導し、政府がその自立を支援することとなった。

5. キリスト教会の全国組織の成立

かくして数年が経った。1954年7月22日から8月6日まで、中国基督教全国会議が北京で開催さ

れた。出席者は全国62教会と団体の代表232人であった。プロテスタント牧師・呉耀宋はかつて1950年に提唱した「三自」運動の経過報告「中国基督教の反帝愛国運動の4年間の工作」（中国基督教反帝愛国運動4年来工作）を発表した。

会議は、この「三自」運動の継続と憲法遵守、国家建設と愛国運動・世界平和運動への参加などを決議し、「中国基督教三自愛国運動委員会」という指導機関を成立させ、その主席に呉耀宋を選出した。全国各地には「三自」愛国組織が設立されていった。こうして、この時期、キリスト教団は反帝国主義と愛国運動、民主的改革運動を始めることによって、中国において命脈を保つことができたのである。⁽³¹⁾

他方、カトリックのほうは、1957年8月、それまでに各地に設立された「天主教愛国会」を糾合して、「中国天主教友愛国会」を成立させた。1962年第2期代表大会において規定を改正し、「中国天主教愛国会」と改名した。⁽³²⁾

しかしながら、1957年以後、西側諸国が伝道師を利用して破壊活動を行ったという理由で、宗教団体の合法的権益は侵されるようになった。信者は蔑視され、宗教活動は干渉された。こうして中国にいたプロテスタントの外国人牧師は中国を退去させられ、1959年には全員が中国を離れたのである。その後、1966年からの文化大革命期の10年間、宗教団体の活動は厳禁され、信者は「階級の敵」とされたのである。

第3節 イスラム教に対する措置

1. 民族宗教に対する処置についての意見

中国にイスラム教が伝来したのは隋代あるいは唐代か、未だ定説はない。現代史学では、多くの学者が『旧唐書』本紀及び『冊府元龜』の記述を根拠として、永徽2年（651年）にパルティア国（大食）が初めて朝貢の使者を派遣してきたが、その時に伝わったと言う。それ以来、イスラム教は中国全土に普及してきた。⁽³³⁾

さて、中国では10の少数民族がイスラム教を信仰している。回族、ウイグル族、カザフ族、ウズベク族、タジク族、タタール族、キルギス族、サラール族（撒拉族）、トンシャン族（東郷族）、ボウナン族（保安族）である。

1950年4月14日、政務院民族事務委員会のウランフと劉格平は「新疆少数民族の宗教問題に対する意見」（対新疆少数民族宗教問題的意見）を中共中央に具申した。同6月10日、中共中央はこれを承認して、中共中央の新疆分局、西北局と各中央局に布告した。これによって、新疆少数民族のイスラム教に関する取扱方法が決められたのである。ここでいう「新疆」は「新疆省」を指す。「新疆ウイグル自治区」が成立したのは5年後、1955年10月1日のことである。以下、「意見」の全訳である。

《我国の少数民族はほとんど皆、宗教を信仰している。新疆の大多数の少数民族はともにイスラム教（即ち、回教）を信仰している。宗教は少数民族を束縛し、害毒は大きく、その政治、経済、文化及び社会の発展を相当阻害している。新疆の回教の中のアホン（阿訇）やマウラー（満

拉)は宗教の権勢を借りて政治に干渉し、人民を搾取すること、又甚だしい。しかし、少数民族の宗教問題は歴史的・民族的な大衆の思想信仰の問題であり、それは少数民族の遅れた経済・文化及び社会状況と密接に関連している。少数民族の経済や文化は未だほとんど発展しておらず、人民の覚悟は未だ大いに高まらないうちは、宗教は少数民族人民の生活の中で深い影響を有している。このために、少数民族の宗教問題に対する態度は十分に慎重でなければならない、焦るのが最も良くない。必ず信教自由の政策を動揺することなく堅持しなければならない。広大な少数民族大衆の覚悟は未だ高くないので、軽々しく改革を口にしてはならない。少数民族の中の進歩的知識分子は初歩的な覚悟を持った後、往々にして盲目的な反宗教的情緒を生じるので、必ず教育するか或いは制止しなければならないが、彼らのこの種的情緒を広大な少数民族大衆の覚悟の表現であると絶対に思い込んではいない。回教の中のアホンやマウラーなどは大衆の中に一定の影響を持ち、ある者は甚だしくも神聖と見なされている。このために彼らに対する態度もまた十分に慎重でなければならない。当面は彼らの一般的な宗教的搾取や宗教的権利に反対しないで、慎重で妥協的なやり方を取って、彼らに政治・司法や国家の学校教育に干渉させないようにして、逐次、政教分離を行うのが良い。匪賊・特務及び帝国主義と結託したアホンやマウラーは、問題をはっきりさせ、証拠を得た後、法によって懲罰し、大衆に彼らの罪悪を暴露しなければならない。しかし、このようなアホンやマウラーは極めて少数であり、かつ主要な悪と脇役を区別して別々に処置しなければならない、一律に逮捕してはならない。処置する時には、彼らの罪悪を暴露する以外に、必ず大衆に向かって説明し、彼らの国家反逆罪や治安破壊罪を挙げるべきであるが、彼らの宗教的身分に論及する必要はなく、法を守っている多数のアホンやマウラー及び広大な少数民族大衆に影響が及ぶことを避けなければならない。》

(ウランフ・劉格平「対新疆少数民族宗教問題的意見」)

新疆少数民族に性急にイスラム信仰の放棄を強いることのないよう、また宗教指導者に対しても帝国主義との結託等々の証拠が明らかになるまでは宗教指導者・宗教搾取者だからという理由で罰することのないよう、慎重な対応を求めている。なお、アホン(阿訇:Akhun)はペルシャ語で、〈神学者〉、〈教師〉、〈学校教員〉を意味する。清朝以来、中国では回族のイスラム教教師の呼称となっている。マウラー(滿拉:mawla)はアラビア語で〈保護者〉、〈学者〉、〈教師〉を意味する。イスラム教国では、国王やスルタン、貴族や宗教指導者や学者の名前の前に付ける称号とあるが、新疆のイスラム教では〈学者〉を指す。

さて、この「意見」は新疆のイスラム教徒だけでなく、他の地区の少数民族の宗教信仰に対する中国政府の基本的スタンスとなったのではないと思われる。中国には、イスラム教の他に、蒙古族とチベット族がラマ教を信仰し、銀伯族・満洲族・ダフル族はシャーマニズム(霊界と巫者の交信による占いを信じる宗教)を信仰し、漢族はカトリック、プロテスタント、道教を信仰し、ロシア族はギリシャ正教を信仰していた。なお、仏教や道教やシャーマニズムなどは入信儀礼がないので、その信者数は明確ではないが、これら諸民族の多種多様な宗教信仰を一気に止めさせるのは不可能だったに違いないのである。

2. 少数民族問題に関する指示

1950年6月13日、中共中央は「少数民族問題を処理することに関する指示」（關於處理少数民族問題的指示）を各中央局・分局、各軍区党委員会宛に通達した。下級党委員会や幹部の少数民族問題の処理において慎重さを欠いたために、事件が頻発し、ついには少数民族の暴動や報復殺人事件が発生していたのである。これに対して、中共中央は少数民族問題を処理する下級の党委員会は必ず上級の党委員会に報告し指示を請うこと、上級の党委員会は各中央局・分局に報告し指示を請うことを義務付け、下級の党委員会が勝手に処理し、報告もせず、指示も請わない状況を改善しようとしたのである。一節に次のように述べている。

《このほか、各地の少数民族内部の社会改革、特に少数民族の宗教信仰、風俗習慣および土地制度、小作料と利子の制度（租息制度）、婚姻制度の改革などは、必ずゆっくりと提出しなければならず、各中央局と中央の承認を得ずに、各地の党委員会が少数民族の人民に、これらの改革やこれらの改革に関する決議やスローガンを提出してはならず、また新聞紙上でこれらの改革に関する宣伝扇動を行ってはならない。また回族のイスラム教の学校およびチベット族のラマ教の学校においては、暫く社会発展史の中のサルから人間に変わったという課程を教えるはならない。彼らの宗教感情を刺激しないためである。ただ少数民族の高級幹部学校では、学生の覚悟の程度と状況を受け容れるのを見て、社会発展史の授業を許す時、この種の教育を行ってよい。

少数民族の中で工作を行うには、必ずまず少数民族の中の具体的状況を理解し、かつ各少数民族の中の具体的状況から出発して、現地の工作方針と具体的な工作順序を決定しなければならない。漢人地区の工作経験やスローガンを機械的に引用するのを厳格に防止しなければならず、命令主義の方式で以て少数民族の中で、漢人地区で実行している各種の政策を行うことを厳格に禁止しなければならない。少数民族地区の新聞、特に少数民族文字で出版される新聞に、新華社の伝える漢人地区の工作経験を全く取捨選択せずに登載してはならない。必ず選択するか、編集を重ねるか、注釈をするかして登載すべきである。現地新聞が現地の少数民族に関するニュースを登載するには一層注意しなければならない。》（中共中央「關於處理少数民族問題的指示」）

現地の下級の党委員会が自らの判断で、少数民族の宗教観や社会制度を社会主義的に改造しようとするのを禁止したのである。漢人地区と民族地区では具体的状況が異なるので、新聞等のマスコミで相互に伝えるニュースを取捨選択するよう指示したのである。

3. イスラム教の全国組織の成立

『共同綱領』の規定に基づき、宗教信仰の自由政策が実行された。1950年12月2日、政務院は「イスラム教の人民が三大祭日に自分の食用として牛羊を屠殺することには屠殺税を免除し、検査基準を緩めねばならないことに関する命令」（關於伊斯蘭教的人民在其三大節日屠宰自己食用的牛羊應免徵屠宰稅並放寬檢驗標準的通令）を發布している。⁽³⁴⁾

《民族の習慣に鑑みて、イスラム教（回教）のバイラム祭（新疆では肉孜節と称す）、グルバーン（即ち宰牲節）、聖誕祭（新疆では冒路德節と称す）の三大祝祭日に、イスラム教を信仰する各民族人民が自己の食用とする牛羊に対しては、屠殺税を免除しなければならない。また、牛の屠殺を制限する規定について、各省（市）の税務機関は、検査基準緩和の具体的方法を省（市）人民政府と相談しなければならない。直にこの通りに処置するよう求む。》

（政務院「関于伊斯蘭教的人民在其三大節日屠宰自己食用的牛羊應免征屠宰税并放宽檢驗標準的通告」）

すなわち、イスラム教徒の宗教生活を尊重した通達であった。党と政府がイスラム教信徒である少数民族との融和を重視したためである。1952年8月8日、『共同綱領』第50、51、52、53条の規定に則して、「中華人民共和國民族区域自治實施綱要」（全40条）が制定された。そこには「各民族自治區自治機關は自治區内の各民族が民族の平等權利を享有することを保障し、各民族人民がその言語文字、風俗習慣および宗教信仰を相互に尊重するよう教育し、民族間の蔑視や圧迫を禁止し、民族を煽動してするいかなる行為も禁止しなければならない。」（第25条）、「各民族自治區自治機關は自治區内の一切の人民が民族成分を問わず、中國人民政治協商會議共同綱領の規定した思想、言論、出版、集会、結社、通信、人身、居住、移転、宗教信仰およびデモの自由權を享有することを保障しなければならない。」（第26条）と明確に規定された。

さて、このような民族融和政策の下、1953年5月11日、全国組織として「中国イスラム教協會」が成立し、ウイグル族の包尔漢（ボルハン・シャヒティ）が協会主任に就任した。協會は新政府に協力する様々な活動を行った。詳細は分からないが、「イスラム教の中にあつた封建的特權や封建的搾取制度を排除する工作」を展開したという。⁽³⁵⁾

1955年11月、イスラム教の經典を理解するアホンを育成するために、中国イスラム教學院が北京に設立されたのである。また、1956年6月2日、國務院は「イスラム教の名称問題に関する通知」（関于「伊斯蘭教」名称問題的通告）を發布した。以下、全訳である。

《我國の漢民族地區では、一般にイスラム教を「回教」と稱している。その意図は、この教えが回民族の信奉する宗教だからである。新聞・雑誌も因習として常に「回教」の名称を使用している。これは正確ではない。イスラム教は國際的な宗教であり、イスラム教というこの名称も國際間で通用する名称である。我國にはイスラム教を信仰する者は、回族以外に、またウイグル族、カザフ族、ウズベク族、タジク族、タタール族、キルギス族、トンシャン族、サラール族、ボウナン族など9民族がおり、約1000万人に上る。このために、今後、イスラム教については、一律に「回教」の名称を使用してはならず、「イスラム教」と稱さなければならない。》

こうして、イスラム教は〈少数民族の宗教〉であつたがゆえに残存できたのである。

第4節 仏教・道教等の漢族の宗教団体の措置

中国に仏教が伝わったのは紀元1世紀頃であった。後漢（25～208年）の明帝の時（67年）であると言われている。

中国仏教は、漢族の「漢地仏教」、チベットの「蔵伝仏教」、雲南地区の「上座部仏教」の三系統に大別される。唐代に最盛期を迎えたが、その後は徐々に衰退していき、近代に入り西洋文明に押されて仏教界内部も混乱の状態に陥っていたと言われる。

新中国成立は仏教にとって新しい出発点であった。仏教界は封建的特権等を廃止し、中国共産党の宗教信仰の自由政策を理解し、党と政府を指示するようになった。1951年6月16日、中共中央は「漢民族の中の仏教問題に関する指示」（關於漢民族中佛教問題的指示）を發布し、仏教の名山となっている寺院や歴史的価値の高い寺院は破壊することなく、保護すること、また僧侶・尼僧は政府が管轄し、寺院の多い都市では少数の大きな寺院に集めて、そこを使用させて仏事を行わせると述べている。

龔学増主編（1998）は次のように評している。「土地革命、反革命の鎮圧、反動的会道門を取り締まる運動において、絶対多数の僧尼が敵味方をはっきりと区別できるようになり、封建的搾取が僧集団の腐敗の主要な根源であることを認識するようになった。抗米援朝運動の中では、仏教界は『中国佛教号』、『中国喇嘛号』という航空機を献納し、世界平和を防衛する運動に積極的に参加した」という。⁽³⁶⁾

1953年5月30日から6月3日まで、北京で中国佛教協会成立会議を開催し、「中国佛教協会章程」を制定した。第2条に協会の目的が記された。「本会は中国仏教徒の連合組織であり、その趣旨は以下の通りである。全国の仏教徒を団結し、人民政府の指導下に、祖国を愛し世界平和を守る運動に参加する。人民政府が宗教信仰自由の政策を貫徹するのに協力する。各地の仏教徒を連絡し、仏教の優れた伝統を発揚する。」と。こうして三大系統の仏教界が団結して、現代仏教を保持し発展させて行った。

末木文美士・曹章祺『現代中国の仏教』（1989）は1953年第1回から1993年第6回までの全国代表会議の記録を考察し、その発展過程を明らかにしている。⁽³⁷⁾「漢地仏教」と「上座部仏教」は大体において同様の過程を進んだ。しかし、チベットの「蔵伝仏教」は複雑な政治問題を抱えて、今なお解決されていない。⁽³⁸⁾

ところで、その後の1956年9月の中国共産党第8回代表大会から1962年9月の党第8期中央委員会第10回総会（中共八届十中全会）まで6年間、宗教政策は「左傾化」した。つまり全民整風運動、反右派闘争、社会主義思想教育が宗教界でも行われ、更に大躍進政策によって宗教関係者は生産労働に参加し、宗教施設を提供し、銅・鉄製品も供出したのである。もちろんイスラム教のモスクは閉鎖された。1963年から経済調整策が取られて、漸く宗教界は落ちつきを取り戻したのだった。しかし、1966年の文化大革命が始まると、約10年間宗教信仰は否定され、寺院は破壊・略奪されて活動は停止したのである。

以上、中国共産党と新政府のマルクス主義にとって、国内の宗教団体とは排除すべき存在であったが、現実にはその権威と財力と信徒の信仰心は短期間で排除できるものではない。また何よりも信仰心の厚い少数民族との融和は政治上の重要課題であった。かくしてこの新中国成立初期には漢族の宗教団体や少数民族の宗教団体との政治的妥協が図られたのである。

結語

新中国成立と共に「階級」は消滅し、階級闘争は終結したと思いがちであるが、そうではない。新中国初期には階級闘争は継続して激烈に行われたのである。では、初期の階級闘争の実際の様相はどのようなものであったのだろうか。旧統治階級や反政府勢力とその政治・経済思想および宗教思想との闘争が繰り広げられるとともに、土地改革や反革命鎮圧、知識人の思想改造など様々な社会変革運動が行われ、それを支える大衆の社会主義思想教育の全国キャンペーンが行われた。これらの運動が基礎になって、生産関係の社会主義的体制（社会主義改造）が構築された。これら一連の階級闘争は、1966年からの文化大革命の中で激化し、1976年10月「四人組」逮捕まで続いたのである。

かくして1978年12月、中国共産党11期中央委員会第3回総会（中共十一届三中全会）において、漸く階級闘争の終結宣言がなされ、経済建設に全力を傾注することが決議されて、改革開放政策が始まった。だが、改革開放後も、階級闘争は「一定の範囲内で未だ存在する」とされている。中国共産党は搾取制度の復活を防ぎ、外国の資本主義的影響を抑制するために警戒を怠ってはいない。青少年に対しては学校の思想政治教育を通して、社会主義イデオロギーを教育し、社会主義社会に対する献身的態度を養うことを続けている。このように長期的に眺めると、新中国において今日（2015年）まで66年間、階級闘争、なかでも「思想闘争」が継続されてきたことが分かる。それは今後も継続されるであろう。

注・参考文献

1. 「中国共産党為太平洋戦争の宣言」1941年12月10日『解放日報』、参照
2. 宮沢俊義編『世界憲法集』岩波書店、1983年、378頁。因みに、憲法は1975年、78年、82年にそれぞれ全面的に改定された。この書では、54年憲法は新民主主義から社会主義への「過度期」型憲法、75年憲法は継続革命思想を定めた「文革」型憲法、78年憲法は4つの現代化建設のための具体的方策を示そうとした「政策転換期」型憲法、82年憲法は「現代化」推進型憲法であると述べて、類型化している。要するに、中国憲法は社会主義事業の展開情況に合わせて、改定されてきたのである。
3. 江口朴郎編『世界の名著52 レーニン』中央公論社、1966年、所収
4. 夏征農主編『社会主義辞典』吉林人民出版社、1985年、参照
5. 『思想政治工作大辞典』中国経済出版社、1990年
6. 王惠徳・于光遠『中国革命読本』上冊、人民出版社、1949年、参照
7. 当時の高等教育における思想政治教育に関しては、白土悟「新中国初期の高等教育における思想政治教育について」『国際教育文化研究』Vol.14、2014年、15-79頁。および白土悟「中国の社会主義建設期における大学の思想政治教育の展開について」『国際教育文化研究』Vol.15、2015年、23-174頁、参照
8. 『新編思想政治工作辞典』中国経済出版社、1987年、11-12頁、及び『思想政治工作大辞典』中国経済出版社、1990年145-146頁、参照
9. W.W. ロストウ『中共の将来』（植田捷雄監訳）一橋書房、1956年、87・89頁
10. 同上書、84頁
11. 同上書、84頁
12. 謝春濤「なぜ新中国は成立できたか？」、『人民中国』2012年1月号、34-35頁
13. W.W. ロストウ、前掲書、94-97頁、参照
14. 農民協会に関しては、『現代中国事典』岩波書店、1999年、1027頁、参照
15. 中共中央文献研究室編『建国以来重要文献選編』第1冊、中央文献出版社、1992年、382-407頁

16. 『国史通鑑』第1巻、紅旗出版社、1993年、18・19頁、参照
17. 『国史全鑑』第1巻、団結出版社、1996年、19頁
18. 1951年2月18日、「中共中央政治局拡大会議決議要点」参照。『建国以来重要文献選編』第二冊、39-43頁、所収
19. 中央档案馆・中共中央文献研究室編『中共中央文件選集』第6冊、人民出版社、2013年、124-128頁、所収
20. W.W. ロストウ、前掲書、85・86頁
21. 周恩来『中国の内外政策』上巻（森下修一編訳）嶋崎経済研究所、1973年、1101頁
22. 馬嘶『百年冷暖20世紀中国知識分子生活状況』北京図書館出版社、2003年、3頁
23. 金冲及主編『周恩来伝 上』（劉俊南・譚佐強訳）岩波書店、2000年、171-188頁
24. 1951年5月20日、毛沢東「映画〈武訓伝〉についての討論を重視すべきである」（当重視電影「武訓伝」的討論）が『人民日報』に掲載された。1955年3月1日、中共中央は「唯物主義思想を宣伝し、ブルジョア階級の唯心主義思想を批判することに関する指示」（關於宣傳唯物主義思想批判資產階級唯心主義思想的指示）を發布。同年5月16日、中共中央は中央宣伝部の提出した「胡適思想の批判運動の情況と今後の工作に関する報告」（關於胡適思想批判運動的情況和今後工作的報告）に回答を与え、他の機関に転送した。
25. 周恩来『中国の内外政策』上巻（森下修一編訳）嶋崎経済研究所、1973年、1234-1256頁、所収
26. 反右派闘争に関しては、白土悟「中国の社会主義建設期における大学の思想政治教育の展開について」『国際教育文化研究』Vol.15、2015年、23-174頁、参照
27. 龔学増主編『当代中国民族宗教問題研究』中共中央党校出版社、1998年、209・210頁。なお、本書は中央党校の教科書として編纂されたものである。
28. 中共中央文献研究室編『建国以来重要文献選編』第一冊、中共中央文献出版社、1992年、185・186頁
29. 龔学増主編、前掲書、280頁
30. 「差会」の「差」は、sent（送る）と言う意味であり、神はその一人子を私たちに送った。神の我々を愛する心はここに明らかであるという一節があるが、その「送る」（差）がこの会の名称になったのではないかと思われる。
31. 『国史全鑑』第2巻、団結出版社、1996年、1251頁、参照
32. 龔学増主編、前掲書、277・278頁
33. 金宜久主編『伊斯蘭教概論』青海人民出版社、1987年、330-350頁、参照
34. 劉秀文主編『民族宗教法律法規1950-1989』撫順市教育印刷廠、1990年、169頁、所収
35. 龔学増主編、前掲書、274頁
36. 同上書、265頁
37. 末木文美士・曹章祺『現代中国の仏教』平河出版社、1989年
38. チベット問題については中国政府批判の側からの書籍が幾つかある。例えば、ダライ・ラマ『チベットわが祖国』（木村肥佐生訳）中央公論社、1989年（初版1983年）。及びツェリン・オーセル『殺劫-チベットの文化大革命』（藤野彰・劉燕子訳）集広舎、2009年。またツェリン・オーセル、王力雄『チベットの秘密』（劉燕子編訳）集広舎、2012年。

報 告

日本語・日本文化研修コース（15期生）報告

Report on Japanese Language and Culture Course (JLCC 2014-2015)

郭 俊 海*

1. はじめに

九州大学留学生センターの日本語・日本文化研修コース（JLCC: Japanese Language and Culture Course）は、海外の大学で日本語や日本文化を専攻した学部生を対象とし、今後の日本研究に必要な日本語能力の向上を図るとともに、日本の社会や文化に関する理解を深めることを目的とした1年間の短期留学コースである。

2. 概要

2.1 受け入れ人数

平成12年度から、日本語・日本文化研修生は一括して留学生センターが受け入れ主体となっており、最近までの受け入れ人数の推移は次のとおりである¹。

平成16-17（2004-2005）年度5期生	15名	平成17-18（2005-2006）年度6期生	10名
平成18-19（2006-2007）年度7期生	21名	平成19-20（2007-2008）年度8期生	20名
平成20-21（2008-2009）年度9期生	26名	平成21-22（2009-2010）年度10期生	29名
平成22-23（2010-2011）年度11期生	29名	平成23-24（2011-2012）年度12期生	44名
平成24-25（2012-2013）年度13期生	34名	平成25-26（2013-2014）年度14期生	26名
平成26-27（2014-2015）年度15期生	21名		

2.2 受け入れ期間 その年の10月1日から翌年の9月30日まで

2.3 15期生の国籍と出身大学

15期生は、12カ国・地域の18大学から計21名が参加している。うち、奨学金受給者は、国費が9名（大使館推薦7名、大学推薦2名）、JASSOが12名である。表1は15期生の国籍と出身大学を示す。

*九州大学留学生センター教授

1 平成23年度以前の受入人数は清水（2007, 2011）によるものである。詳しくは（『九州大学留学生センター紀要』第16、19号を参照されたい）

2.4 コースの修了要件

JLCCのコースは、必修科目、選択必修科目そして選択科目から構成される。コースを修了するには、年間30単位（450時間）の履修が必要である。

1) 必修科目（2単位 30時間）と選択必修科目（24単位 360時間）

「自主研究」が2単位、「日本語論（JL: Japanese Language and Linguistics）」、「日本社会文化論（JC: Japanese Culture and Society）」がそれぞれ年間12単位以上の履修が必要である。詳しくは表2のとおりである。

2) 選択科目 4単位（60時間）

基幹教育院や各学部等が開講する日本の社会や文化に関する学部学生向けの授業科目を年間2科目（4単位）以上の履修が必要である。

表1 15期生の国籍と出身大学

国・地域	大学名	人数
インド	ネルー大学	1
インドネシア	ブラウイジャヤ大学	1
韓国	慶尚大学校	1
	檀国大学校	1
	慶北大学校	1
タイ	タマサート大学	1
台湾	台湾大学	1
中国	華中科技大学	2
	清華大学（韓国籍）	1
	人民大学	1
	北京大学	1
香港	香港中文大学	1
オランダ	ライデン大学	1
グルジア（ジョージア）	自由大学	1
ドイツ	ミュンヘン大学	1
フランス	エクス・マルセイユ大学	1
	国立東洋言語文化大学（INALCO）	3
ベルギー	ルーバン・カトリック大学	1
合計（12カ国・地域）	（18大学）	（21名）

2.5 単位認定

本コースで履修した科目は、成績認定が行われ、所定の要件を満たすと修了証が授与される。また単位互換に応じることでもある。

表2 JLCC15期生のカリキュラム

(修了所要単位数：30単位 /450時間)

	秋学期（10月-3月）	曜日&担当者	春学期（4月-9月）	曜日&担当者
	選択 必修科目	日本語論（Japanese Language and Linguistics） 通年12単位（180時間）		
JL 101 日本語の語彙と語法		金 3 岡崎	JL 201 日本語のスタイルと表現	金 3 岡崎
JL 102 日本語演習 A		金 3 斎藤	JL 202 日本語演習 B	木 3 斎藤
JL 103 日本語・日本文化概論 A		水 1 郭	JL 203 日本語・日本文化概論 B	水 3 郭
JL 104 日本映像文化論 A		木 5 川邊	JL 204 日本映像文化論 B	木 5 川邊
JL 105 日本語総合力をつけよう		金 1 疋田	JL 205 日本語教育学	水 1 小山
日本社会文化論（Japanese Culture and Society） 通年12単位（180時間）				
JC 101 現代日本における若者論		火 1 大神	JC 201 日本人論と日本社会の変化	木 1 大神
JC 102 社会問題に見る日本社会①		水 3 鹿島	JC 203 私のための社会学	火 1 西頭
JC 103 現代日本の姿		木 1 西頭	JC 204 現代の小説を読む	金 1 疋田
JC 104 ドラマで学ぶ日本の歴史		水 3 小山	JC 205 4コマ漫画にみる日本②	火 5 和田
JC 105 4コマ漫画にみる日本①*		火 木 3 和田		
JC 106 人と社会を考える*	水 金 5 西頭			
必修科目	自主研究 2単位（30時間） ISP（Independent Study Project）			水 金 5 郭
選択科目	基幹教育院や各学部等が開講する日本の社会や文化に関する学部学生向けの授業科目 通年 4 単位（60時間）以上			

* 1月開講

表3 秋学期の時間割

時限	時間	火	水	木	金
1	08:40-10:10	JC101 大神	JL103 郭	JC103 西頭	JL105 疋田
2	10:30-12:00				
3	13:00-14:30	JC105 和田	JC104 小山 JC102 鹿島	JC105 和田	JL101 岡崎 JL102 斎藤
4	14:50-16:30				
5	16:40-18:10		JC106 西頭	JL104 川邊	JC106 西頭

表4 春学期の時間割

時限	時間	火	水	木	金
1	08:40-10:10	JC203 西頭	JL205 小山	JC201 大神	JC204 疋田
2	10:30-12:00				JC203 郭
3	13:00-14:30	JL204 岡崎 ISP 郭	JL203 郭	JL202 斎藤	JL201 岡崎
4	14:50-16:30				
5	16:40-18:10	JC205 和田	ISP 郭	JL204 川邊	ISP 郭

2.6 第15期生の主な年間行事

日にち	行事内容
9月24日(水)～25日(木)	JLCC 生来日
26日(金)	オリエンテーション@国際ホール
29日(月)	熊本阿蘇見学旅行
30日(火)	サポートセンター・オリエンテーション
9月30日(火)～10月6日(月)	JLCCs オンライン・プレースメントテスト(OP)
10月1日(水)	基幹教育授業開始
2日(木)	平成25年度秋季入学式・外国人短期留学プログラム開講式、 JLCC・JTW 合同図書館ツアー&合同懇親会
3日(金)	福岡市早良区防災センター体験学習
6日(月)	吉野ヶ里遺跡見学旅行
7日(火)	三者面談
14日(火)	JLCC 授業開始
11月10日(月)	太宰府戒壇院座禅体験
11月17日(月)	ゲストレクチャー(1)
12月1日(月)	ゲストレクチャー(2)
12月7日(日)～8日(月)	JLCC・JTW 長崎原爆見学旅行
13日(土)	糸島市東風公民館交際交流会
15日(月)	福岡県魁誠高校との交流会
2015年	
1月5日(月)～6日(火)	三者面談(2回目)
5日(月)	基幹教育授業開始
6日(火)	JLCC 1月開講の授業開始
26日(月)	JLCC・JTW・研修コース「長崎県被爆体験講話」
2月3日(火)	東長寺節分祭七福神仮装体験
16日(月)	福岡市香椎第一中学校のゲストティーチャー
27日(金)	JLCC 1月開講授業終了
4月10日(金)	大分(日田市)日帰り見学旅行
14日(火)	JLCC 授業開始
6月8日(月)	歌舞伎観劇
8月5日(水)	JLCC 授業終了
6日(木)	閉講式・パーティー
9月3日(木)	JLCC 成果発表会

2.7 自主研究

春学期の必修科目の「自主研究」は、各自が興味のある本（日本に関する内容）を一冊選び読み通し、2週間に一回読書レポートを書く。提出したレポートをもとに口頭報告を行い、そして学期末に最終的なレポートを提出する。以下は、学生たちのレポートのテーマである（あいうえお順）。

【文献講読】

1	カン・ミンギョン	日本の温泉
2	キム・ダジョン	日本語形容詞の語源
3	ケリー・クナーベン	水俣と福島の公害被害ガバナンス
4	宋祥玉	「日本のポップパワー」による日本のコンテンツ産業
5	左馥維	漢字意識—漢字文化圏の地名人名の翻訳の仕組みから見る—
6	ジャン・ミンジ	日本でのカタカナ語の使用
7	ショレナ・ゴザリシュヴィリ	地下鉄サリン事件—オウム真理教の団体—
8	張 伊	日本人と漢字
9	ドリアナ・アンニダ・ウランダリ	腐女子の特徴
10	パク・ヨンワン	桜の意味
11	ピータセン・マリア	死刑の基準—永山裁判が遺したもの
12	メラファ・メルダット	親族語における体系
13	ラモジダ・ヨセフ	リービ英雄の目から見られる日本文化
14	李・采盈	日本女性の労働問題
15	リュウ・シン	日本語から見る凹凸文化
16	リュウ・リョウシ	江戸庶民の食生活

【社会調査】

17	加藤・バンジャマン	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による日本人の意識と日常生活の変化—建築面から見た変化—
18	デボリナ・チャタルジ	現在の日本の宗教の形
19	プレステレ・アレクサンダー	日本の若者の政治参加に対する意識
20	ポンカチョーン・キッタポーン	現代日本映画のトランスナショナル性
21	リ・マリー	ヘイトスピーチを表現の自由として見ていいのか

3. 第15期で行った改良

3.1 授業の取り方

授業の取りかたについては、従来通り、秋学期に留学生センターが開講する各種のスキル別コース（会話、漢字、読解、作文など）を受講させるとともに、選択必修の「日本社会文化論（JC）」の一部

の開講時期を遅らせ（1月開講、週2回行う方法）、10月来日からの3か月間は、足りない日本語の力をつける猶予期間を設けた。これによって、非漢字圏学習者はもちろん、漢字圏学習者にも留学生センターが開講する多くの読み書きの授業に慣れさせ、日本語力を伸ばせるのに効果的であった。

3.2 必修科目「自主研究」

研修生の日本語の応用力を高めることと、身を持って日本人や日本社会に接する機会を与えることを目的とし、15期生から必修科目の「自主研究」を従来の「文献講読」と「社会調査」に二分した。文献講読は従来のやり方を踏襲した（2.7節を参照）。

一方、社会調査では、各自が興味のある分野（日本に関する）からテーマを決め、それについて問題設定やフィールド・スタディを行う。そして、その進捗状況を2週間に一回口頭発表による報告をし、学期末にレポートを作成する。研修生たちはインタビュー調査などフィールド・スタディを通じて、日本人や日本社会に接する機会や日本人とのインターアクションが増え、興味のある分野の学習を深めることができただけでなく、日本留学の達成感も味わうことができた。

3.3 エクストラ・カリキュラムの開発

近年、JLCC生の関心や興味は、日本語よりも広く日本の文化や社会などに移りつつある傾向である。修了生からは「日本文化を体験できる機会を増やしてほしい」「見学旅行や日本人との交流活動をもっと多く行ってほしい」等の声が上がってきている。こういった修了生のフィードバックを踏まえ、体で日本文化を体験できる活動を増やすことを目的とした、ゲストレクチャーや課外活動を含むエクストラ・カリキュラムの開発を実施し始めた。ゲストレクチャーの詳細は以下のとおりである。

1回目 「現在のポップカルチャー事情」（他大学非常勤講師・社会学専門）

2回目 「九州・福岡の若者観光」（同上）

3.4 その他

12期以来の試みを踏襲し、一部の授業でiPadの導入を継続した。グループディスカッションやハンズオンタスクの実施において、学生が言葉や漢字などを互いに教えあったり、iPadのWifiやカメラ機能を使って情報を即時に共有したりすることで、学生間の交流やコミュニケーションが促進できて、教室活動も効果的であった。

学生の指導においては、授業が始まる前（10月1週目）と秋学期の終わる前（1月1週目）に、2回にわたってJLCC生全員を対象に一人ずつ三者面談（郭と事務担当の岩井田さん）を行った。面談を通じて、学生の来日後の適応状況や生活上・勉強上の問題点などを迅速に把握し、スムーズな問題解決につなげることができた。

4. コースに対する評価

春学期の「自主研究」の最後の授業時に、JLCC 生によるプログラム評価の報告会を行い、カリキュラムの構成、授業内容、見学旅行について、「非常に満足」「満足」「どちらとも言えない」「あまり満足しない」「満足しない」の5段階評価で評価してもらった。

1) カリキュラム（回答者17人）

カリキュラムの構成、授業内容について、「非常に満足」「満足」と回答した人が17人（100%）だった。カリキュラムの構成や授業内容に満足していることが示されている。

2) 見学旅行（回答者17人）

旅行の「場所（内容）」に対しては、「非常に満足」「満足」が17人（100%）だったが、「回数」に対して「非常に満足」「満足」と回答した人が10人（58.8%）に留まっており、14期生と同様に旅行回数をもっと増やしてほしいという期待感が滲み出ている。

3) ゲストレクチャー（回答者19人）

ゲストレクチャーの難易度については、「ちょうど良い」が16人（85%）、「やさしい」が3人（15%）だった。テーマの適切さについては、「適切だった」が16人（84%）、「あまり適切ではなかった」が3人（16%）だった。今後、学生のレベルにあった内容設定が課題である。

4) 「自主研究」（回答者20人）

自主研究の良かった点としては、「日本語で論文を書く機会が得られて良かった」「自分が興味のあることについて研究できて良かった」「日本語でアカデミックな本を読めて良かった」があった。一方問題点としては、「時間がかかりすぎた」「難しかった」などの回答があった。

5. 今後の課題

前述のとおり、近年日本語・日本文化研修コース生は、ニーズが多様化し、その関心や興味は広く日本の文化や社会などに移りつつあるようである。いかに彼らのニーズを満たしたカリキュラムを継続的に開発・改善をしていくべきかが、重要である。

また、プログラム期間中に、日本での就職や、日本の大学院への進学に関する相談が多々あった。今後、こういった日本語・日本文化研究生を対象とした、就職、大学院進学に関するアドバイスや支援をどう提供すべきかが新たな課題となる。

日本語研修コース

大神智春*

1. はじめに

日本語研修コースは、大学院に進学する予定の国費研究留学生を主な対象として、来日後の半年間日本語予備教育を行うコースである。日本語研修コース（以下研修コース）では、初級からの日本語教育、日本事情教育、専門教育の場への適応を促進するための活動、の3点を予備教育として行っている。目標は「会話を中心とした初級日本語を習得させること」、「研究の場において日本人とコミュニケーションができるようにすること」である。以下に平成26年度（2014年度）の実施状況を報告する。

2. 実施概要

平成26年度研修コースの実施時期、主な日程は下記のとおりである。

- 1) 実施期間 前期 4月8日 - 9月11日（第58期）
後期 10月6日 - 3月5日（第59期）

2) 主な日程

①前期

開講式	4月8日
授業開始	4月11日
見学旅行（熊本・阿蘇）	4月27日
健康管理についての講義（健康科学センター：丸山徹）	5月15日
見学旅行（太宰府）	6月3日
小学校訪問（福岡市立香陵小学校）	6月30日
書道の授業（学外講師）	7月11日
発表会（文集『世界の輪』46号に収録）	8月6日
日本人学生との交流会（留学生センター指導部門：高松里）	8月6日
閉講式	9月11日

*九州大学留学生センター准教授

②後期

開講式	10月6日
授業開始	10月15日
健康管理についての講義（健康科学センター：丸山徹）	11月8日
見学旅行（太宰府）	11月9日
見学旅行（熊本城・阿蘇山）	11月22日
書道の授業（学外講師）	1月23日
小学校訪問（福岡市立香陵小学校）	2月2日
発表会（文集『世界の輪』47号に収録）	2月20日
日本人学生との交流会（留学生センター指導部門：高松里）	2月20日
閉講式	3月5日

3) 受講者

受講者は、文科省の国費外国人留学生のうち九州大学および北部九州地区の大学へ配属された研究留学生、福岡教育大学で研修予定の教員研修留学生（後期のみ）、学内募集に応募した九州大学の留学生である。

①前期 18名

全員国費外国人留学生である。前期は初級が15名、中級3名であった。既習者は「九州大学留学生のための日本語コース（JLC）」で3種類のクラスを受講した¹。

出身：アルゼンチン イギリス インドネシア チュニジア パレスチナ バングラディシュ
ベトナム ペルー ベルギー マレーシア ミャンマー メキシコ モンゴル ルワンダ
進学先：九州大学17名 九州工業大学1名

②後期 11名

2名が国費外国人留学生、3名が福岡教育大学で研修予定の教員研修留学生、6名が学内募集に応募した九州大学の留学生である。

出身：イギリス 韓国 ギニア 中国 ペルー ベトナム ホンジュラス メキシコ
進学先：九州大学8名、福岡教育大学3名

4) 時間割

① 4月11日～7月18日（第1ラウンド・第2ラウンド）

10月15日～1月30日（第3ラウンド・第4ラウンド）

限	時間	月	火	水	木	金
2	10:30-12:00		J1		J1	J1
3	13:00-14:30	J1	文化	文化	文化	文化
4	14:50-16:00	J1	S1	K1	S1	K1

1 JLC ホームページ <http://jlc.jimu.kyushu-u.ac.jp/jlc/placement/PCampusSelect.aspx> を参照

第1ラウンド～第4ラウンドはJLCsと同じ日程となっている。開講時期をJLCsに合わせることで、既習者が授業を取る際負担にならないようにするためである。また、JLCsに開講時期を合わせることでフィールドトリップの日程を無理なく組めるようにしている。

② 7月22日～8月8日（夏季ラウンド）

2月2日～2月20日（冬季ラウンド）

限	時間	月	火	水	木	金
2	10:30-12:00	J2	J2	J2	J2	J2
3	13:00-14:30	発表準備	J2	発表準備	J2	発表準備
4	14:50-16:00	発表準備	発表準備	発表準備	発表準備	発表準備

JLCの第2ラウンドおよび第4ラウンド終了後に夏季ラウンドおよび冬季ラウンドを開始し、J2終了程度の内容まで学習した。同時に、最終発表に向けての準備を同時進行で行なった。

3. 授業内容

1) 授業時間数

前期・後期：全17週間 合計299時間

2) 使用教材

J1	『初級日本語げんき I』	坂野永理他	The Japan Times
	『初級日本語教材げんき ワークブック I』	坂野永理他	The Japan Times
J2	『初級日本語げんき I』 『初級日本語げんき II』	坂野永理他	The Japan Times
	『初級日本語教材げんき ワークブック I』	坂野永理他	The Japan Times
	『初級日本語教材げんき ワークブック II』	坂野永理他	The Japan Times
K1	『初級日本語げんき I 読み書き編』	坂野永理他	The Japan Times
	プリント教材		
S1	『初級日本語げんき I』	坂野永理他	The Japan Times
	プリント教材		
	文化：自習作成教材		

3) 授業内容

初心者レベルのクラスの授業内容は下記のとおりである。

J1：日本語学習経験のない学習者を対象に、基礎的な文法や語彙を勉強し、簡単な日常会話ができるようになることを目指す²。教科書の第1課から第8課がJ1に該当する。

² JLC ホームページ <http://jlc.jimu.kyushu-u.ac.jp/jlc/placement/PCampusSelect.aspx> を参照

- J2 : J1で動詞、形容詞の過去形、非過去の活用を学習した後にJ2に入る。日常会話に必要な基本的文法や語彙を学び、身近な話題で会話ができる日本語能力を養成する²。教科書の第9課から第15課が学習範囲である。
- S1 : J1のクラスと連動させながら、テキストの会話部分を補足発展させ、十分に会話の練習を行う。また、日常会話に必要な基礎的な表現を学ぶ。
- K1 : ひらがな・カタカナの定着をはかった後に漢字学習を開始する。文法学習 (J1クラス) の進度の後を追う形ですすめる。
- 文化 : ①日本の大学や日本社会での生活に適應できる力をつけること、②日本文化と研修生それぞれの国の文化の違いに気づき、異なる価値観を理解すること、③アカデミックな発表の方法を学ぶこと、の3点を目標としている。このクラスでは教室活動の他にフィールドトリップなどの見学や訪問も取り入れている。当コース終了前の最終発表会の準備も含む。

4. 研修生からの評価

毎学期、コース終了前に研修生による評価をアンケート形式で実施している。結果は今後の本コース改善の資料として活用している。以下に評価の結果をまとめる。尚、アンケートでは自由記述形式で研修生にコメントを書いてもらっている項目がある。本稿では代表的なコメントおよび今後の課題として考えさせる意見を抜粋し紹介する。

1) 研修生による評価

①前期 8月8日実施 回答者：14名（初心者14名）

a. 日本語のクラスに関して

*数字は人数

クラス名	大変よい	よい	どちらとも言えない	よくない	全然よくない	無回答
J1・J2	11	3	0	0	0	0
S1	10	3	1	0	0	0
K1	8	5	1	0	0	0
文化	9	3	2	0	0	0

- 学習の内容と順序がとても良かった。言語だけでなく文化も学べて良かった。
- 内容は大変良かったが、クイズと宿題は初級者には多すぎると思う。
- 漢字は至る所で目にするので、漢字の学習はとても重要だと感じた。もっと学習したかった。
- とても良かったし、役立った。実際の場面で使える練習がたくさんあった。もっと会話の授業があればよかった。

b. もっと勉強したいこと（複数回答可）

文法	会話	漢字	リスニング	発音	単語	読解	筆記	文化	スピーチ	その他
5	8	6	1	2	3	3	1	4	3	0

c. 授業以外の活動について

	大変興味深い	興味深い	どちらとも言えない	興味が持てない	全然興味が持てない	無回答
1) 熊本・阿蘇旅行	6	5	0	0	0	3
2) 大宰府見学	7	4	0	0	0	3
3) 小学校訪問	10	1	0	0	0	3

- もっと課外活動があると良い。
- 日本と日本人のを知るには、課外活動はとてもいい方法だと思う。

d. 「最終発表会」について

大変有意義	有意義	どちらとも言えない	それほどよくない	全然よくない	無回答
5	5	1	0	0	3

- 日本で二度目のプレゼンだったが、日本語では初めてだったので将来の自信になった。
- 指導教官に日本語の到達レベルを知ってもらうのに良い方法だと思う。他のクラスメイトのことを知るいい機会にもなった。
- 日本で暮らすための基本的な能力が身についた。文化の違いを知る事が、学習課程でとても役立った。
- 自分の研究が母国で重要なことを知ってもらう良い機会だった。
- 大勢の前で初めて日本語を話す機会だった。とても役立った。

e. コースに対する満足度

100%	3	平均88%
90%以上	6	
80%以上	0	
70%以上	1	

f. コースへの提案

- 単語の暗記が多すぎて負担だった。少し減らしてほしい。（他にも暗記がたくさんあり、宿題も多いため。）しかしやったことは全て役立つので感謝している。
- 漢字の練習と、文化をもっと学べたら良かった。
- モデル文をコピーすることを評価するのではなく、学生がどれだけ日本語で会話できるかにもっと重点を置いてほしい。

②後期 2月20日実施 回答者：5名（初心者5名）

質問1：日本語のクラスに関して

a. 日本語のクラスに関して

*数字は人数

クラス名	大変よい	よい	どちらとも 言えない	よくない	全然 よくない	無回答
J1・J2	4	0	0	0	0	1
SI	5	0	0	0	0	0
K1	5	0	0	0	0	0
文化	5	0	0	0	0	0

- テキストに例文が多く、とてもわかり易かった。いい教科書だと思う。
- 授業での会話のすべてが、実際の生活に則っている。
- 漢字の授業が、もっとたくさん受講できたらいいと思う。

b. もっと勉強したいこと（複数回答可）

文法	会話	漢字	リスニング	発音	単語	読解	筆記	文化	スピーチ	その他
1	3	1	2	3	0	1	0	1	1	0

c. 授業以外の活動について

	大変 興味深い	興味深い	どちらとも 言えない	興味が 持てない	全然興味が 持てない	無回答
1) 熊本・阿蘇旅行	6	0	1	0	0	2
2) 大宰府見学	5	1	1	0	0	2
3) 小学校訪問	6	1	2	0	0	3

- 小学校訪問はとても興味深かった。
- 実際の先生と生徒の授業の様子を目の当たりにすることが出来て、小学校訪問は素晴らしい経験だった。
- 大宰府の見学（時期）がもう早かったらよかったと思う。

d. 「最終発表会」について（既習者4名を加えた9名からの回答）

大変有意義	有意義	どちらとも 言えない	それほど よくない	全然よくない	無回答
7	2	0	0	0	0

- このコースでどれ程の日本語を学ぶことが出来たのか、自分で証明できた。
- 将来にはいろいろな発表があるし、日本語を使うし、この発表会はすごくよかった。
- 専門語を学ぶ機会になった。

e. コースに対する満足度（既習者4名を加えた9名からの回答）

100%	2	平均90.5%
90%以上	4	
80%以上	3	
70%以上	0	

f. コースへの提案

- 会話と漢字の授業がもっと多いほうが良かった。
- まずコースの初めに、通常の授業内容とは別に、学生の個々の研究利益と関連する“日本”に焦点を合わせたほうがよい。
- 上級の学生の通常の授業をもっと増やしてほしい。

2) 評価のまとめ

日本語クラス・授業以外の活動・最終発表会ともに、研修生の評価は高かった。ほぼ研修生の希望に沿う形でコースを展開することができたと言えるのではないだろうか。

自由記述のコメントについても大多数がコースや教師への感謝や肯定的なものであったが、評価の高低だけでは判断することができないコメントも複数あった。

日本語クラスに関しては、会話と漢字のクラス数の増加を希望する声が多かった。日常生活を送る上で会話は欠かせないものである。また漢字も日本で生活を送る上で目にしない日はないであろう。しかしカリキュラム的にこれ以上クラス数を増加することは難しいことから、今後は会話・漢字クラスの中だけで練習するのではなく、他のクラスでもなるべく両者を取り入れ授業を進めていきたい。

最終発表会については、例年、肯定的なコメントも今後の課題といえるコメントも出るが、今年度は高く評価する学生が多かった。コメントの内容は様々であったが、日本語で発表すること自体が貴重な経験となったというものや、日本語の到達度を自他ともに把握する機会となったというものが比較的多かった。研究は英語で行う学生が多いが、日本人に向けて日本語で自分の専門について紹介する機会は少なくないだろう。その際に本コースでの最終発表会の経験が役に立つのではないだろうか。

5. 受講者数について

国費留学生は、一般的に、4月に来日し半年間本コースで日本語を学習する。その後、後期に大学院の入学試験に向けて勉強し、翌年の4月に大学院に入学するのが最もよく見られるスケジュールである。そのため、毎年度、後期は日本語研修コースの受講者数が少なくなる傾向がある。そこで後期は学内の各学部にも所属する私費留学生も受講対象とし幅広く学内募集をかけている。しかし2013年度の当コース受講生は4名に留まったことから、2013年度の年報で「今後の課題」として次のように記述した。

例年、後期の受講者数が少なくなるといっても、学内募集性も入れて10名近く研修生が集まっていたことから、4名という数字が意味するものを検討する必要がある。2010年度からG30プログラムが開始し英語による授業の受講および英語論文執筆により学位が取得できるようになったことが影響している可能性もある。あるいは学内募集の通知方法に問題がある可能性もある。

今年度は学内募集の通知方法を再検討した。従来は、当センターの事務から各学部の事務に学内募集案内メールを送付し各学部の事務から教員に転送してもらう方法を取っていた。しかし、この方法では学生に案内が伝わらない可能性がある。そこで、今年度もこの方法は踏襲したが、更に、学生個人に送るメールに当コースも含む日本語コースの案内を載せた。

その結果、2013年度の学内募集応募者は2名（国費留学生も含む合計受講者数4名）であったのに対し、今年度は10名以上の問い合わせがあり実際に6名が申し込んだ（国費留学生も含む合計受講者数11名）。しかし1回の試行だけでは効果の有無を判断することができないため、来年度も継続して試行していく予定である。

6. 今後の課題

今後の課題として、2014年度は以下の2点をあげる。

①後期の当コースの受講者数について

上で述べたが、今年度は学内募集の案内方法を広げることで参加者が増加したように思われる。しかし1回だけの試行では効果があったと言えるか判断できないため、次年度以降も継続して行っていきたい。次年度に更に応募者が増加すればそれなりの効果があると判断できるのではないか。

②伊都キャンパスでのコース実施について

2015年度の前期までは箱崎キャンパスでコースを開講するが、後期からは伊都キャンパスで開講する予定である。といっても留学生センターの建物が新築されるわけではなく授業のみ伊都キャンパスで実施されることになるため、様々な対策および対応が必要になると考えられる。今後準備を進めるとともに、実施後生じるであろう新たな課題や問題点に柔軟に対処していきたい。

ソウル大学校生のための日本語上級集中プログラム

Kyushu University Intensive Japanese Courses for advanced level students from Seoul National University

齊 藤 信 浩*

西 原 暁 子**

1. 概要

九州大学で行われているソウル大学校生のための日本語上級集中プログラム (Intensive Japanese Courses for advanced level students from Seoul National University) は通称ソウル大プログラムと呼ばれ、ソウル大学校の要請により2007年度後期の第5週目の1月より始まったプログラムであり、留学生センターの受託事業として同大の日本語上級レベルの学生に対して日本語の集中トレーニングを行うものである。授業運営は留学生センターの日本語教育部門が担当し、運営事務は国際交流推進室が行っている。2014年度は2015年1月6日から2月4日までの約4週間で実施された。このプログラムは日本語上級者を対象とし、日本滞在による短期集中トレーニングによって日本語力のブラッシュアップと日本文化への理解の深化を目的とした日本語上級集中プログラムである。2014年度の受入学生数は6名 (男2名、女4名) であり、ソウル大学アジア言語文明学科が選抜した学生である。

2. 簡易オンライン受験システムの実施

2012年度よりプレースメントは九州大学留学生センターが保有する簡易オンラインプレースメントシステムにより行われている。2011年度以前は、来日後のオリエンテーションの日に文法・読解・聴解・漢字のプレースメントテストを行っていたが、日程が逼迫する短期プログラムにおいては来日後のプレースメントは時間的な問題点が大きかった。また、来日直後にレベルが判明し、次の日から開始する日本語のクラスへ配置を決めるという手順であると、受入クラスの担当教員が何名増員になるのかを直前で知られることとなり、授業準備という面からもマイナスが大きかった。そのため、来日前にレベルを把握し、各クラスへの配置人数を事前に担当教員へ知らせることができるオンライン簡易プレースメントシステムは有効性が高いのである。2014年度は12月第一週末に開放した。2013年

*九州大学留学生センター准教授

**九州大学国際交流推進室准助教

度は期間内に受験しない学生が多く、実施の負担が非常に大きかったが、2014年度はシステムエラーによる受験失敗者が出、その対応を期間外に行った以外は、ほぼ全ての学生が期間内に受験することができた。2013年度は学生の未受験による負担があまりにも大きかったため、簡易プレースメントによる来日前プレテを止めるかどうかという議論も出たが、2014年度の事例を見る限りにおいては有効であった。2014年度は、学生に、ソウル大学側の担当者を通して知らせるのではなく、直接、九州大学からメールを送るなどをして、受験意識を確実に促すようにすることが功を奏したかたちであった。来日前のプレースメントは簡易プレテのエラー等のオンラインシステム上の問題ではなく、実施運用上の問題であり、運用方式を固めて行くことが今後の課題と言える。

3. コース内容

3-1 2014年度のクラス開講にあたって

2クラスを選択無しの必修科目として開講している。加えて、JLCs コースで既に関講されている日本語技能コース（漢字（K）、読解（R）、作文（W））の3コースがあり、これらの3コースの上級レベルのK6、K7、R6、R7、W7、W8の6クラスに途中参加として接続させ、これらの6科目も選択科目として用意した。JLCsのコース改編により、K8が廃止されたため、Kのクラスは、今期はK6とK7の2クラスに学生を配置した。

2014年度より、本プログラムの修了要件を「必修科目を含む4科目以上を合格すること」とした（ただし、本プログラム学生は短期訪問学生として受け入れていることから、特別聴講学生のような修了認定は行わないため、修了証書のかわりに留学生センター長名による受講証明書を発行している）。そして、受講規則として、「原則として、履修登録した科目の授業の全日程を通して出席すること」「各科目において2回以上欠席した場合は、当該科目の最終成績を不合格とすること」を示している。

3-2 クラスの概要

各クラスの概要は以下の通りである。全受講者数はソウル大生を含めた当該クラスの受講者数である。

必修科目

科目名		受講者数
上級日本語	日本語で日本の文化や事情を学ぶ（1）	6名
	日本語で日本の文化や事情を学ぶ（2）	6名

選択日本語（日本語技能コース）

科目名		ソウル大生数	全受講者数
漢字	K6	3名	12名
	K7	3名	16名
読解	R6	3名	18名
	R7	3名	14名

作文	W7	4名	17名
	W8	2名	12名

3-3 成績評価

2011年度まではソウル大において単位認定がなされていたが、2012年度より単位認定がなくなった。単位認定がなくなった2012年度は授業担当教員から、2011年度の学生と比べて一部の学生の意欲の減退が明らかに感じられたという報告があった。しかし2014年度の学生は、学習意欲も学習態度も非常に良く、出席・授業参加共に優秀な成果を取めた。6名全員がB～Aの成績評価を得ることができ、全てAの評価を受けた者が2名、全てB～Aの評価の者が3名だった。1名は来日中に急遽決まった就職の面接のため、一時帰国せざるを得ず、欠席が2回を超えた科目が1科目（W7）出てしまったが、それ以外の評価はB～Aの評価だった。

3-4 コース評価

コース終了後に取ったコース評価は以下の通りである。1～5の5段階評価で調査しており、5が最高値である。

コース評価

評価項目 / クラス	必修科目		選択科目					
	上級 日本語 1	上級 日本語 2	W7	W8	R6	R7	K5	K6
① 講義の内容	4.8	5	5.0	5.0	5.0	5.0	4.7	5.0
② 講義の質の高さ	4.8	4.8	5.0	4.5	5.0	5.0	4.0	5.0
③ 講義の難しさ	4.2	4.4	4.0	3.0	4.5	3.3	3.3	3.5
④ 教師の授業準備	5	5	5.0	5.0	4.5	5.0	4.7	5.0
⑤ 学生の授業準備	4.2	4.4	4.7	4.0	5.0	4.3	4.0	4.5
⑥ 授業の負担	3.8	4.2	4.3	4.0	4.5	3.7	3.7	3.5
⑦ 授業の速度	3.8	4	4.7	4.0	4.5	4.0	3.7	4.0
⑧ クラスサイズ	4.4	4.4	5.0	3.5	5.0	4.0	3.7	3.5

4. 学生チューター

本学は韓国への交換留学を目指す九大生の現地体験と韓国語力向上を企図する短期派遣プログラム The 21st Century Challenges in Living Abroad Program, Korean (CLP-K) を実施しており、原則として同プログラムで韓国派遣した学生をソウル大生のチューターとして配置している。

チューターはソウル大生の滞在中、キャンパスおよび福岡での生活・諸活動のアドバイザー、案内役的存在となり、日本語会話のパートナーとしても機能する。チューター学生にとっては韓国人学生、とくに韓国での交換留学先の一つであるソウル大生の学生と交流することは将来の留学に備えて有

用な体験となる。

なお、上記 CLP-K 派遣学生は箱崎地区の文系学生が中心である。次年度から本コースが伊都キャンパスにおいて実施することから、同派遣学生からチューター学生を確保することが難しくなることが予想される。

また、伊都地区の場合、福岡市中心部をチューターが案内しようとする、交通費だけでも累積すると高額になってしまうことから、次年度からは受託事業経費にチューター謝金計上を検討している。

チューター評価

評価項目	評価平均
チューターグループ	4.6
あなたのチューター	4.8

5. 宿舎

宿舎は民間企業が経営する、バス/トイレ付き個室、朝夕2食付き（日・祝除く）の施設を利用している。本来長期滞在者用の施設であるため室数確保が難しいが、毎年かろうじて必要数を確保できている。立地、部屋の状態、管理、食事いずれもソウル大側の満足度は高いため、次年度以降も同じ企業の物件確保を目指したい。

宿舎評価

評価項目	評価平均
位置	4.6
食事	4.8
設備	4.8

6. その他

2011年度から2012年度にかけては、ソウル大学の側で主管する部局の変更と、単位認定が無くなり、引率者も不在になるという大きな変化があった。引率者が不在であった年度のプログラムにおいては、学生の学習意欲、学習態度に他の年度と比べて明らかな差異が見られ、病気等の正統な理由なく授業を欠席するなど、規律の乱れも生じた。ソウル大での単位認定がなくなったこともおそらく影響していると思われるが、学生が旅行気分の流れ、学習に集中しなくなるとは、受託プログラムとしての成果に大きく影響する。短期集中のプログラムでは受入側コーディネーター、各クラスの担当教員、オフィス担当者の指導できる範囲は限られており、学生と同じ宿舎に寝起きして生活全般を管理する引率者の存在は大きく、プログラム運営に引率者は必須と認識している。2014年度は、アジア言語文明学科の大学院生が引率をつとめたが、日本語が堪能であり、九州大学の事務方との意思疎通も良好であった。引率者の存在は危機管理上も有用であり、この体制は今後も維持することをソウル大学へ要望し続ける予定である。

九州大学留学生のための日本語コース (JLCs)

Japanese Language Courses for International Students (JLCs)

齊 藤 信 浩*

1. コース概要

JLCs (Japanese Language Courses; 以下 JLCs) は九州大学留学生センターに所属する各プログラム (研修コース、日本語日本文化研修コース、日韓理工系プログラム、福岡市広州市交流プログラム、Japan in Today's World Program) の留学生に対して提供する日本語のコースであり、総合 (J コース)、漢字 (K コース)、会話 (S コース)、読解 (R コース)、作文 (W コース) の5コースで構成されている。毎期、平均80名弱の留学生センター所属の留学生を受け入れ、クラス定員に余裕がある限りにおいて、九州大学の各部局に在籍する一般の留学生 (修士、博士、交換留学生、研究生) の受け入れも行っている。これらの運営管理はオンラインシステムによって、受講申込からプレースメントテスト、成績管理などの一連の教務を補助している。

この JLCs は留学生センターで開講される最も大規模な日本語コースであり、留学生センター開設以降の様々な流れの中で形成されて来た。様々な意味で留学生センターの各コースの事情をくみ上げた最大公約数の知恵の結晶のようなコースであったが、2015年後期より、伊都キャンパスへの留学生センターのコアコースの移転に伴い、その形を変容させ、留学生センターに所属する留学生センター生80名を対象とした Japanese Academic Courses (JACs) と、それ以外の各部局に在籍する一般の留学生の補講のためのコースの Japanese Training Courses (JTCs) とに分かれる。前述の JACs が JLCs を継承した後続プログラムとなるが、JLCs としての報告はこの報告が最後となる。従来は、前期 (春学期) 分+後期 (秋学期) 分を報告していたが、前期で JLCs が終了するため、前期分のみの報告とする。JACs については、来年度の紀要にて1年半分を報告することとしたい。

1-1 コースの編成

JLCs で開講される日本語コース (J、K、S、R、W) は以下、表1のようになっている。2015年の春学期 (前期) を表1としている。括弧内は週当たりの授業コマ数であり、1コマ90分の構成である。以下、表1は箱崎キャンパスでの開講コースの全体図である。

*九州大学留学生センター准教授

表1 JLCs 箱崎キャンパスのコース編成 (2015年 春学期)

	日本語コース				
	総合	漢字	会話	読解	作文
入門	J-1 (3)				
初級 1	J-2 (3)	K-3 (2)			
初級 2	J-3 (3)		S-3 (2)		
中級入門	J-4 (3)	K-4 (2)	S-4 (2)		
中級 1	J-5 (2)	K-5 (2)	S-5 (2)		
中級 2	J-6 (2)	K-6 (2)	S-6 (2)	R-6 (2)	
上級入門	J-7 (2)	K-7 (2)	S-7 (2)	R-7 (2)	W-7 (2)
上級			S-8 (2)		W-8 (2)

2014年秋学期より、K8のレベルを廃止し、代わりに、K1+2というかたちで、下へクラスを増設した。これは初級学習者がJ1しか受講できるクラスがなく、語彙能力の補強という面で不十分であったためである。また、交換協定上、J2以上であれば複数のクラスを選択でき、複数のクラスの単位を交換できるのに比して、J1に配置されると、Jのクラスの単位しか取れないという不平等な部分があり、それを改善するために、K1+2を増設した。Sについては、最小限の文法の学習がJで達成されていない学習者に対して、会話を提供することは指導上あまり効果がないという議論があり、S1を増設するということはしなかった。しかし、春学期はK2とK3の受講者数が例年少ないことから、1つのクラスとし、S2も受講者数が少ないことからS3に統合している。2015年の春に新規に来日したJTWの学生が13名いたが、その中でJ1に判定された学生が2名おり、Jコースしか受講することができず、J2に判定された学生のうち1名がインタビューテストによってレベルが不十分と判断され、S3に参加することができなかった。入門から初級1のレベルをどのように増設して、交換留学生に単位認定が可能なクラス編成にするかは、JLCsを継承する後続プログラムのJACsに持ち込まれる課題である。

次に、表2は伊都キャンパスで開講されているJLCsのコース編成の図である。

表2 JLCs 伊都キャンパスのコース編成 (2015年 春学期)

	日本語コース
	総合
入門	J-1 (2)
初級1	J-2 (1)
初級2	J-3 (2)

伊都キャンパスで開講される日本語コースは総合コースのJのみであり、予算の都合上、J1からJ3に限定している。プレースメントテストの結果、J2のレベルが少なく、J3のレベルが多かったため、急遽、J3にクラスを増設した。

1-2 使用教材

2015年度の後期からコースが改編される予定のため、各クラスの教科書や内容の変更は今期は行わないように指示した。各クラスでの使用教材は以下の通りである。

表3 各クラスでの使用教材

総合	使用教材	読解	使用教材
J-1	『初級日本語げんきⅠ』	R-6	大学生と留学生のための論文ワークブック 読解編
J-2	『初級日本語げんきⅠ、Ⅱ』	R-7	大学生と留学生のための論文ワークブック 論文編
J-3	『初級日本語げんきⅡ』	作文	使用教材
J-4	『中級へ行こう』	W-7	大学生と留学生のための論文ワークブック 作文編
J-5	『中級を学ぼう中級前期』	W-8	『小論文への12のステップ』
J-6	『中級を学ぼう中級中期』		
J-7	『日本語上級への5つの とびら』		
会話	使用教材	漢字	使用教材
S-3	『聞く・考える・話す 留学生のための初級日本語会話』	K-3	『Basic Kanji Book vol.1』
S-4	『会話に挑戦！中級前期からの日本語ロールプレイ』	K-4	『Basic Kanji Book vol.1、vol.2』
S-5	『聞いて覚える話し方 日本語生中継』	K-5	『Basic Kanji Book vol.2』
S-6	『日本語上級話者への道』	K-6	『Basic Kanji Book vol.2』 『上級へのとびら きたえよう漢字 - 上級へつなげる基礎漢字800 -』
S-7	自主作成教材を使用	K-7	『Intermediate Kanji Book vol.1』
S-8	自主作成教材を使用	K-8	『Intermediate Kanji Book vol.2』

1-3 開講日程

2015年度（平成27年度）の春学期の開講日程は以下の通りである。各学期は2期に分けられており、コース開始時に間に合わなかった来日遅れの学生への対応ができる。また途中でのレベル替えやコース替えにも対応できる。但し、実際のところ、1ラウンドはわずか6週間であり、6週間で学習効果が出るのかという議論もあり、ラウンドと途中のレベル替えやコース替えは極少数に留まっている。

表4 JLCsの開講スケジュール

	学 期	開講時期
春学期	第1期	2015年（平成27年）4月13日～2015年（平成27年）5月29日
	第2期	2015年（平成27年）6月8日～2015年（平成27年）7月17日

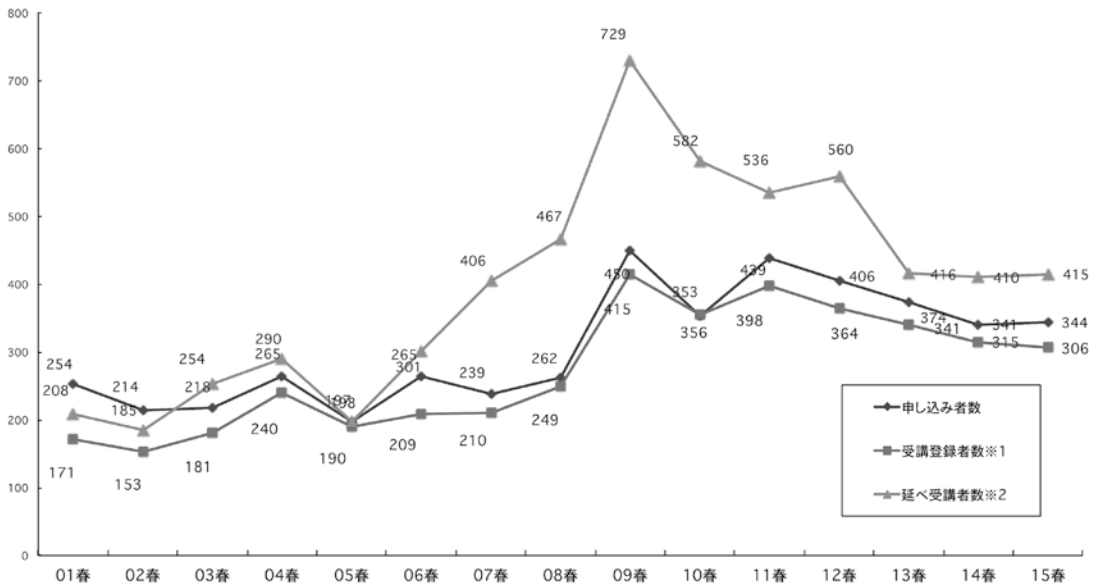
1-4 プレースメント

2009年度秋学期より、JLCs コースはオンラインによるプレースメントテストの体制へ移行したが、システムエラーや様々な事情でオンラインテストに失敗した学生のために、紙ベースによるバックアップテストを箱崎キャンパスで行う体制を取っている。Windows8と Mac OS への対応作業が完了し、また従来、多かったエラーの1つである「NEXT」ボタンが押せないという不具合の修正も完了した。また、オンラインテストに入る前に、ポップアップブロックが解除されているかどうかのチェックも入れたため、このエラーもほぼ回避することができた。2015年度の春学期には紙ベースのバックアップテストには、27名の参加となり、2013年度の同時期のバックアップテストよりも大幅に減少した。しかし、それでも、ゼロを達成することはできず、紙ベースのバックアップテストが廃止できないでいる。

2. 受講者数、及び、受講者の内訳

2-1 受講者数

図1に至近14年間の秋学期の受講者数の推移を示した。



※1 プレースされた学生数（最終受講登録者数ではない）

※2 プレースされたのべ学生数（最終受講登録者のべ数ではない）

図1 春学期のJLCs受講者の推移

春学期は図1に示したように、2009年以降、受講登録者数の漸減が続いているが、延べ受講者数ではほぼ完全に横ばいとなっている。JLCsで与えられた予算で展開できるクラス数には限りがあり、表1の展開で公的に打ってあるクラス定員は534名である。しかし、確保できる教室のサイズのような物理的問題などから考えると、実際の収容定員はその8割程度が限界であり、JLCsの限界定員は427名と考えることができる。その数と延べ受講者数の415名を比較すると、ほぼ定員に達する充足状況だと捉えることができる。2009年春から2012年春までは大幅な増加があり、その後、震災の影響等もあって学生数が減少し、現在は留学生センター所属の学生ではない、補講の学生については、選択できるコース数を2コースから1コースのみに制限するという対策を行っているのみで、それ以外の特段の受講制限(年次制限)を行っていないが、その状態でもほぼ物理的な定員に達する状況であるため、今後、補講の学生が大幅に増えた際の対策を事前に練っておく必要がある。

2-2 受講者の内訳 —所属別—

受講者の内訳として、所属別に、箱崎キャンパスと伊都キャンパスの別に表5にまとめた。

表5 2015年度 春学期 (Round1) 所属別の内訳

	箱崎	伊都
システム情報科学府	1	9
システム生命科学府	4	4
医学部・医学系学府	4	
経済学部・経済学府	23	
芸術工学部・芸術工学府	16	
工学部・工学府	2	39
歯学部・歯学府	5	
人間環境学府	27	
生物資源環境科学府	36	
地球社会統合科学府	6	1
統合領域学府	5	2
統合理工学府		
農学部	14	2
比較社会文化学府	1	2
文学部・人文科学府	14	
法学部・法学府	24	
薬学部・薬学府		
理学部・理学府	5	
数理学府		2
教育学部	2	
留学生センター	80	
計	269	61
総計	330	

* 申込者数344名中、14名は所属不明のため未計上

2-3 受講者の内訳 一身分別一

受講者の内訳として、所属を留学生センター（JTW、JLCC、研修、日韓、広州市）と補講対象の部局学生の2グループに大別し、その身分ごとの数を表6にまとめた。春学期は日韓プログラムは展開されていないため空白である。

表6 2015年度 春学期（Round1）身分別の内訳

	箱崎	伊都
JTW	54	
研修コース	6	
JLCC	16	
日韓プログラム	-	
広州市	1	
交換留学生	29	6
修士	63	15
博士	34	17
研究生	66	18
その他の身分	4	4
計	273	60

3. 今後の改革事項

3-1 JLCsのコース編成上の問題点

冒頭でも述べたように、JLCsは今期で終了し、JACsという後続プログラムへ継承される。今までJLCsで存在していた問題点を挙示し、その改善を提唱することでJACsの運営上の改善に役立てたい。

ア) レベルの8段階設定について

Jコースを基軸に8レベルの設定がしてあり、Jは7レベルであるが、SはS8、WもW8までが用意されており、2014年度の春学期まではKもK8までがあった。しかし、プレースメントテストのたびに、8のレベルに到達する学生が少なく、秋学期の段階で8のレベルに入る学生は少なかった。8レベルは主にJLCCの学生を対象としているが、秋学期で8レベルに入れずに6や7で始め、春学期には部局の授業を選択してしまうため、S8、W8、K8は慢性的に受講者数が少なかった。また、近年のK8についてはK8のレベルの授業ができずに、ほぼK7に近い授業となっていたため、2014年の春学期にK8を廃止した。九州大学の留学生センターとして、日本語を8段階に分けるべきなのかどうかという大きな枠組の議論が生じた。

イ) 技能コースの受講者数について

技能コースとして、S、K、R、W、の4コースが用意されている。Sコースは人気コースであり、S2やS8などの下端と上端のクラス以外は、ほぼ定員で満たされるが、RやWのコースについては、恒常的に受講者数が少なかった。まず、殆どの学生は総合コースであるJを選択する。すると、補

講生については、1コースしか選択できないので、技能コースへの参加は無くなる。一方、留学生センター生はプラス2コースを取ることができるが、J+Sというのが殆どであり、RやWを受講する学生数は必然的に少なくなる構造的な問題だった。ア) で述べたように、8レベルに参加する学生が少ないため、W8の必要性も問われる。また、Rコースが導入される際には、そもそも読解のクラスの必要性についての議論があった。

ウ) 入門から初級レベルの教育について

表1と1-1で言及したように、6レベル以上については選択できるコース数が多いのに比して、下のレベル特に1と2のレベルについては、KやSがなく、K2やS2が開講されない学期もある。本来は下のレベルの日本語力を補強するべきであると考えられるのに、2のレベルが不十分な構成になっている。但し、斉藤(2012)でも述べたが、K2やS2の受講者数が2~3名という時期が暫く続いたため、廃止したという経緯も忘れてはならない。そのため、KやSの学生選抜の方法にもう少し工夫が必要であると考えられる。

エ) 予算の問題

JLCsは表1を見ると分かるように、かなり幅広く展開したコースであり、その分、多くの非常勤予算が投入されている。昨今、予算が緊縮して行く中で、潤沢に日本語コースを運営していくことは難しく、先手を打って、全体の効率化を図って、予算に見合ったJLCsのコースの形を造りあげていく必要がある。

ここまでの問題点について、既に日本語教育部門内で議論が交わされ、様々な改善点が出された。ア) については、8レベルを廃止するという事で解決をし、イ) については、RとWを統合するという方法で解決を図った。そして、WはW5、W6、W7という3レベルを展開することとした。ウ) についてはまだ完全な解決方法となっていないが、JTWの学生が多く来日する秋学期においてはK1+2というかたちで、1のレベルの学生がJとKを取れるように手当をした。但し、春学期についてはこのかたちが維持できるかどうか、未定である。このようなかたちで、J1~J7、K1+2~K7、S3~S7、W5~W7の4コースに集約させ、簡潔化を図り、JACsへ接続する。

3-2 JLCsの補講生の問題点

JLCsの特徴的な点として、本来は留学生センター生を教育するためのコースであり、クラスに空きがある限りにおいて補講生を受け入れるという方針であったのであるが、空きの部分に補講生が押し寄せ、留学生センター生の数倍の数の補講生が在籍するという事態が2007年あたりから顕在化していた。そのため、単位交換の必要性のある留学生センター生を想定して編成されたJLCsのシラバスや受講ルールは多数を占める補講生には合わないにも関わらず、少数の留学生センター生に合わせるといった不合理な事態が長らく続いていた。確かに、週3回の出席規定は、部局に所属する修士や博士の学生には難しいルールであるし、80%以上の欠席でFが確定し、70%以上の欠席で受講不可となる

のも、単位認定されない補講生にとっては厳しすぎるルールであったのは間違いない。このアンバランスをどのように解決するかはJLCsの課題であったが、2015年の後期より、留学生センター生を対象とするJACsと補講生を対象とするJTCsにコースが分かれることによって、解決されることとなった。

また、プレースメントテストの際にも、対応が異なる留学生センター生と補講生が混在していることで大変に煩雑な方法を取らざるを得なかった。そのため、オンラインシステムの開発にも支障があったが、これもJACsとJTCsが分かれることによって解決された。

3-3 部局間交換留学生の問題について

九州大学が姉妹提携をしている大学からの交換留学生は九州大学では学生番号の冒頭に9が振られる。実は、留学生センター生と、補講生として扱われている部局間の交換留学生には、共に9番号が振られており、九州大学としては同等のステータスの留学生なのであるが、留学生センターで受け入れた場合は、JLCsで3コースが受講でき、部局間で受け入れた場合は1コースしか受講できないという差が存在している。本来ならば、部局間の交換留学生も等しく3コースで対応するのが望ましいのであるが、JACsのクラス定員に収まり切らない。そのため、この問題については、早急に解決できるものではなく、今後、議論を続けていく。

4. さいごに

留学生センターの長い歴史の中で形成されてきたJLCsのコースが終了することには感慨深いものがあるが、後続プログラムのJACsに継承される。留学生センター生に特化された日本語教育として今後どのように発展させていけるかどうか、また長い歴史の始まりとも言える。

参考文献

- 大神智春 (2010) 「九州大学留学生のための日本語コース (JLC)」『九州大学留学生センター紀要』第19号、pp.57-70.
- 大神智春 (2011) 「九州大学留学生のための日本語コース (JLC)」『九州大学留学生センター紀要』第20号、pp.85-96.
- 齊藤信浩 (2012) 「九州大学留学生のための日本語コース (JLC)」『九州大学留学生センター紀要』第21号、pp.39-51.
- 齊藤信浩 (2013) 「九州大学留学生のための日本語コース (JLC)」『九州大学留学生センター紀要』第22号、pp.223-233.
- 齊藤信浩 (2014) 「九州大学留学生のための日本語コース (JLC)」『九州大学留学生センター紀要』第23号、pp.223-232.

九州大学留学生センターにおける Hiragana e-learning の開発

— Articulate Quiz Maker と Engage による開発 —

The development of Hiragana e-learning in Kyushu university
International Student Center

— by using the Articulate Quiz Maker and the Articulate Engage —

齊 藤 信 浩*

平 岡 貴 子**

井 手 玲 奈**

キーワード : e-learning、moodle、ひらがな、Articulate Quiz Maker

1. はじめに

九州大学留学生センターで開講されている、留学生のための日本語コース (Japanese Language Courses: JLCs) の中心となる日本語総合コース (J コース) は、初級の J1 から上級の J7 までの 7 レベルの幅で開講されており、九州大学に在学する留学生の日本語の指導が行われている。特に、英語力で九州大学に入学・在籍が許可された留学生にとっては、日本社会で生きていくために求められる最低限度の日本語、即ち、生活補助のための日本語は必要不可欠な緊急の課題である。しかしながら、日本語という特殊な言語を習得するためには非常に大きな負担があり、週 3 回 12 週間の日本語の授業では圧倒的に時間数が不足している。そのため、効果的な日本語学習のためには、コース開始後の冒頭の段階から、文法・語彙の訓練を行わなければならない、平仮名から指導をする時間的な余裕がない。平仮名は「を」「は」「へ」以外は、一字一音に対応しており、個人の暗記によって習得が可能なものであると当コースでは考えている。そのため、このコースを受講するためには、受講条件として平仮名テストを課し、50 音図の 80% 以上の得点がなければ受講を許可しないというルールがある。受講する留学生には最低限の努力として、平仮名の自学自習による習得を求めているのである。

この自学自習のための補助として、留学生センターのホームページから平仮名練習用のシートがダウンロードできるようになっているが、「あ」から「ん」までの文字を模写するだけの簡単なものであり、音と字の関係の練習はできず、学習補助のための教材としては非常に物足りないものであった。また、来日直後に J1 へ入るためには、来日前に平仮名の練習を行う必要があるが、それを補助するた

*九州大学留学生センター准教授

**九州大学留学生センター非常勤講師

めにはオンラインによる遠隔地での学習が可能な環境を整えなければならない。以上のような問題点から、平仮名の学習を助ける教材として、Hiragana e-learning の開発を行うことにした。

2. 開発計画

2.1. 全体の構成

J1からJ3までの初級クラスでは『げんきⅠ、Ⅱ』が教科書として使用されている。文字を覚えるために語彙も提示するが、J1のクラスでの語彙の予備練習にもなるように、J1で使用する『げんきⅠ』で提示される語彙を基盤に、平仮名の基本となる「あ」から「ん」までの単語を選定し、四肢選択式の問題を作成する。

次いで、Articulate Engageによって、デモンストレーションを作成し、平仮名の字と音、そして、文字を学習しながら、幾つかの語彙を習得できるようにする。その後、Articulate Quiz Makerによって、四肢選択式のクイズを作成し、練習ができるようにする。

これらのEngageとQuiz Makerによって作成されたデモンストレーションとクイズを基幹教育院の基幹教育eラーニングシステム moodle に載せて運用する計画を立てた。

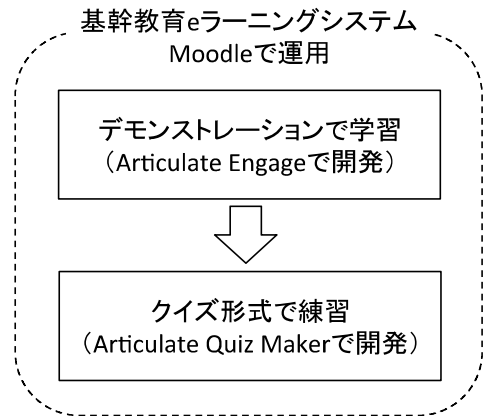


図1 全体の構想図

2.2. 語彙の抽出について

ひらがなを定着させ、語彙の予備練習になるよう、短音の聞きわけのための一字語から始め、三字語までの選択肢を段階的に増やした。各正答となる選択肢にはできるだけ『げんきⅠ』に提示されている語彙を基盤に、有意味語に限って掲載した。その他の選択肢に関しても、できるだけ『げんきⅠ』掲載の有意味語を掲載したが、単語にならないものもあった。類似の表記、発音のものを入れ、表記の区別、発音の聞きわけができるように工夫した。

「あ」から「ん」までを順に行、か行のように行単位で覚えていくとし、その行が出てきた時点でそれ以前のひらがなは習得しているものとした。

か行の問題5を例に出して説明する。

画面には、「こえ」「いえ」「おえ」「うえ」の選択肢が現れ、音声で「こえ」と流れる。か行5番目の問題は、「こ」の習得ができていないかを測る問題である。誤答選択肢は、「こ」と「い」の形の認識ができていないか、「こ」と「お」・「こ」と「う」の音の違いを把握しているかを意識させる目的で選んだ。「げんき」の中で「こえ」はL10、「いえ」はL3、「うえ」はL4で提示されている。

掲載した単語については以下の表1にまとめる。

表1 e-learning 掲載語一覧

デモンストレーション					クイズ				
	1	2	3	4	1	2	3	4	
ア行	うえ	えう	おえ	いえ	あ	い	お	う	
					い	あ	う	え	
					あう	あお	あえ	あい	
					いえ	あえ	ええ	えい	
					あお	おあ	あう	おう	
カ行	かお	あお	うお	こお	かく	あく	けく	きく	
					えき	えい	えか	えさ	
					きく	きけ	きう	きへ	
					け	え	い	か	
					こえ	いえ	おえ	うえ	
サ行	かさ	かき	かせ	かし	あさ	あき	あし	おさ	
					しお	すお	いお	せお	
					いす	いし	いせ	いさ	
					せ	そ	し	え	
					おそい	おすい	おせい	おさい	
タ行	たつ	あつ	てつ	とつ	うた	うつ	うあ	うて	
					うち	うし	うつ	うき	
					つくえ	すくえ	うくえ	しくえ	
					て	と	せ	つ	
					とし	とさ	とち	とい	
ナ行	なか	さか	たか	おか	なつ	たつ	かつ	さつ	
					あに	あね	あな	あす	
					いぬ	いく	いね	いす	
					ねこ	たこ	ぬこ	けこ	
					なのか	なにか	なぬか	なすか	
ハ行	は	ほ	け	に	はなす	けなす	しなす	ほなす	
					ひく	はく	いく	さく	
					ふね	あね	すね	いね	
					へた	かた	えた	うた	
					ほし	にし	あし	かし	
マ行	あまい	おもい	めまい	しまい	ひまな	ひもな	ひほな	ひはな	
					みせ	くせ	あせ	おせ	
					むいか	すいか	ふいか	ぬいか	
					め	ぬ	ね	の	
					もつ	しつ	まつ	ほす	
ヤ行	やま	いま	うま	しま	はやい	はゆい	はさい	はかい	
					ゆき	しき	すき	あき	
					よむ	あむ	かむ	こむ	
ラ行	うります	うきます	うけます	ういます	きらい	きちい	きさい	きたい	
					おりる	おまる	おきる	おさる	
					ある	あれ	あろ	あね	
					いれる	いきる	いける	いねる	
					いく	ろく	るく	つく	
ワ行	わたし	ねたし	あたし	れたし	わかい	れかい	ろかい	ねかい	
					うん	うみ	うえ	うる	

2. 3. 音声ファイルの作成

sound ファイルは、予め、Praat ver12.0で作成し、mp3ファイルを用意しておく。wav ファイルの形式で保存し、フォルダーに格納しておく。音声の録音は、男性の声と女性の声で交互になるように作成し、1つの文字や1つの単語につき、男女1回ずつの音声が入るように作成した。

3. デモンストレーションの開発

まず学習者は、文字に対する音を学習する必要がある。そのため、文字を見て、音を学べるように、「あ」「い」「う」などの一文字が画面に現れたのち、音が出、音と文字を一致させる練習画面を Articulate Engage のソフトによって作成した。図2は冒頭に出る説明文を設定する画面である。図3は「あ」のみ記載された画面に対応する音声を宛てがう作業で、予め録音し作成しておいた.wavファイルを選択して宛てがう。その結果、図4にあるように、下のバーにある「1」「2」「3」「4」「5」のボタンを押すことによってその音が出るのである。この図4は「い」で、「2」のボタンが押せるようになっており、「2」のボタンを押すと、「い」という音が出るように設定されている。



図2 説明文設定画面

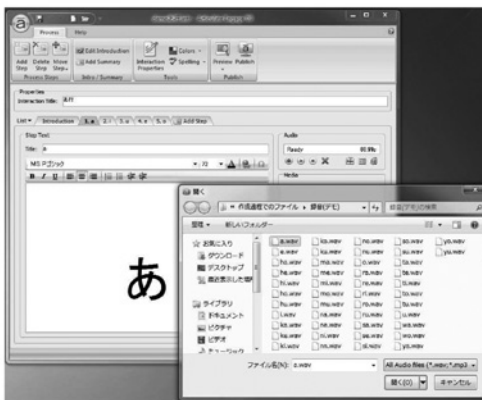


図3 音声ファイルの挿入画面

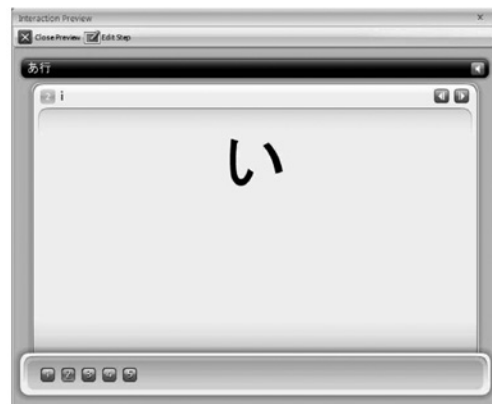


図4 完成画面（音を出す）

4. クイズの開発

クイズ箇所はまず、四択式の Multiple Choice の形式を選択する（図5）。

そして、図6のような設定画面で、問題の指示文を英語で入力し、選択肢の四問を入力する。正解は左の◎に選択し、正解の設定を行っておく。そして、Mediaで picture を挿入すると、右上部に挿入した写真が表示される。同様に、sound を挿入する。Media で入力された絵や写真は実際の運用画面では拡大して表示することができる。



図5 クイズ形式の決定画面



図6 問題項目の作成画面

5. ファイル形式について

前節3と4で作成されたデモンストレーションとクイズを保存する。Publishを開くと、図7にあるように「Articulate Presenter」「Web」「Articulate Online」「LMS」「CD」「Word」という選択肢が表示される。「LMS」選択し、「SCORM1.2」を選択して、SCORM形式でファイルを生成して保存する。保存する際にはzip圧縮形式にする。

SCORM (Shareable Content Object Reference Model) はeラーニング共通化規格として、事実上の世界標準となっており、米国のADL (Advanced Distributed Learning) という標準化推進団体によって開発されたものである。日本では日本イーラーニングコンソシアム (eLC) が中心となってSCORMの標準化を推進している。各大学や各機関、或は個人で開発されたeラーニングのソフトは互換性がなく、開発された組織や環境で局所的な利用しかできなかった。SCORMはそのような問題点を解決し、規格の乱立を防ぐために、汎用的に使用が可能な規格としてその使用が推進されている。一般的に使用されているSCORMのバージョンはSCORM1.2とSCORM2004の二種類がある。

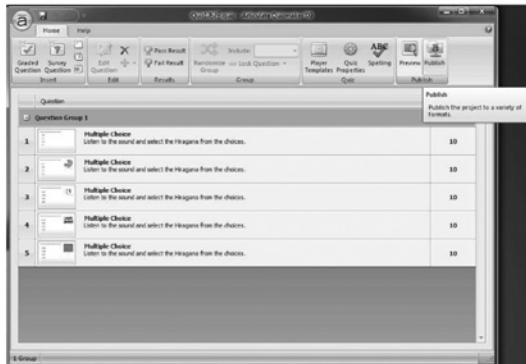


図7 Publishのボタン



図8 保存形式の選択画面

6. 実施運用

ムードル (Moodle ; Modular Object-Oriented Dynamic Learning Environment) はオープンソースのプラットフォームの1つである。phpで開発されており、Windows、Mac、Linux、UNIXなど、phpが作動するほとんどのOSで使用可能である。教育者が質の高いオンライン学習のコースを作成することが可能であり、主要な学習管理システム (Learning Management System : LMS) の1つである。九州大学の基幹教育院においても、eラーニングシステム Moodle というかたちで使用ができるようになっている。また、ここでは英語の選択もできるため、ゼロ初級のひらがな学習の留学生のためにはありがたい機能である。但し、図10を見ると分かるように、画面上に現れる全ての文字が英語表記されるわけではないので、やや見づらいかもしれない。



図9 言語選択の機能

前節で SCORM1.2の zip 圧縮形式で生成したファイルを、Moodle 上に載せて運用して行く。Practiceには Articulate Engageによって作成されたデモンストレーションのファイルを載せ、Quizには Articulate Quiz Makerによって作成されたクイズを載せる。

Topic1の Quiz01 Japanese vowel をクリックすると図11のような画面が出る。Enter を押せば、図12

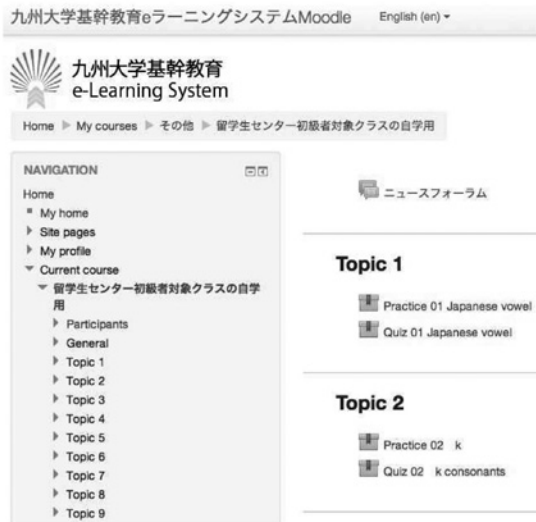


図10 Moodle のコース画面

の Quiz1が開始する。開始と同時に、自動的に音声で「あ」「あ」というように2回流れる。それを聞いて、学習者は「あ」にチェックを入れて、NEXTをクリックする。



図11 クイズ入口画面 (ENTER)

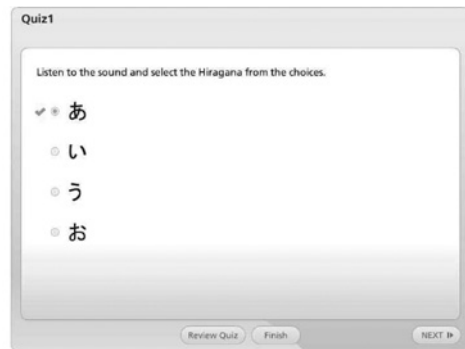


図12 クイズ画面

誤った答えを選択すると、Incorrect という pop up ウィンドウが表示される。正しい答えを選択すると Correct という pop up ウィンドウが表示される。

Topic1はア行であるので、「あ」「い」「う」「え」「お」の5問が用意されている。この5問の全てを回答すると、図15のような画面が現れ、Passed か Not Passed かの結果を見ることができる。Preview Quiz のボタンで学生は自分が回答した問題へ戻って、正解をしていたか不正解であったのかを確認する機能もある。



図13 不正解の pop up 画面



図14 正解の pop up 画面



図15 クイズ終了画面



図16 Preview による結果閲覧画面

7. 今後の運用計画

冒頭で解説した JLCs の日本語コースは2015年7月を以て終了し、初級学習者を対象としたコースとしては、2015年10月からは、課外補講・日本語 (Japanese Training Courses : JTCs) が後続のコースとして開講される。JTCs の特徴は、ゼロ初級クラスを設けるといふ点において、JLCs とは異なっている。そのため、Hiragana e-learning のシステムはコースの中で威力を発揮すると予測される。今後、JTCs の中で実施運用し、その成果を報告したい。

参考文献

井上博樹 (2013) 『Moodle 2 ガイドブック』 KAIBUNDO

玉木欽也編著 (2010) 『これ一冊でわかる e ラーニング専門家の基本 ICT・ID・著作権から資格取得準備まで』 東京電機大学出版局

坂野永理他 (2011) 『An integrated course in elementary Japanese GENKI I second edition』 The Japan Times.

坂野永理他 (2011) 『An integrated course in elementary Japanese GENKI II second edition』 The Japan Times.

William. H. Rice IV (2008) *Moodle 1.9 E-learning Course Development*, UNI Agency, Inc., Tokyo (福原明浩訳/喜多敏博訳・監訳 (2009) 『Moodle による e ラーニングシステムの構築と運用』 技術評論社)

モバイル・デバイスを活用した授業実践

— 会話コースにおける試み —

Report on Using Mobile Devices in Classroom Activities: A Project in Speaking Course

脇 坂 真彩子*

西 頭 由紀子**

高 嶋 文**

高 田 恭 子**

平 岡 貴 子**

和 田 玉 己**

1. はじめに

1990年代後半のIT技術の革新的な進歩とインターネットの普及により、近年、モバイル・デバイスが日常的に使用されるようになってきている。それに伴い、学生を取り巻く言語学習環境も大きく変化した。デジタルネイティブ世代の学生が年々多くなり、学生個人がスマートフォンやタブレット端末を所有し、授業でそれらを辞書代わりに使用したり、授業外での言語学習にそれらを活用したりすることも珍しくない。このような変化に対応して、授業でもモバイル・デバイスを積極的に活用することで、より良い授業ができるのではないか。このような問題意識から本プロジェクトを行うことにした。

2. プロジェクトの概要

本プロジェクトは、九州大学留学生センターで開講されている日本語コース (Japanese Language Courses) の会話コースで行った¹。このコースは、初級後期 (S3)、中級前期 (S4)、中級中期 (S5)、

*九州大学留学生センター講師

**九州大学留学生センター非常勤講師

1 会話コースではこれまでビデオカメラでの撮影やICレコーダーでの録音を授業活動に取り入れており、また一部のクラスでは昨年度よりiPadを授業に活用していたため、モバイル・デバイスの活用がしやすいのではないかと考えた。

中級後期 (S6) 上級前期 (S7) 上級 (S8) という6つのレベルに分かれており、主に留学生センターに所属する短期留学生が受講する²。各レベルの担当教員にプロジェクトの趣旨を説明し、参加を募った結果、会話コース全体でこのプロジェクトを行うことになった。プロジェクトの実施期間は2015年4月13日～5月29日のRound1、2015年6月8日～7月17日のRound2である。

本プロジェクトの目的は、実践を通してモバイル・デバイスの授業での有効な活用方法を探究することであった。各クラスは学習者のレベル、授業目的、内容が異なるため、モバイル・デバイスの活用の可能性も当然異なることが予想される。そこで、各教員が、担当するクラスの学習内容を考慮して活用の方法を考え、実践することにした。ただし、プロジェクトを行うにあたり、担当教員間でアイデアの交換や、実践に対する学生の反応の共有、問題が起こった時の相談ができるように、以下のようなスケジュールで3回の会合を設けた。まず、Round1のはじめに各クラスでの実践計画についてアイデアを出し合った。2回目の会合はRound1の終わりに行き、Round1での実践に対する感想や問題を共有し、Round2での実践に向けて意見交換をした。3回目の会合はRound2の終わりに行き、各クラスでの実践について報告し合い、モバイル・デバイスを活用する意義や問題点について話し合った。

3. 各クラスでの実践

本節では、S3 (初級後期) ～S8 (上級) の各クラスで行った実践内容と学生の反応、実践を通して担当教員が感じたことを記述する。

3. 1. S3 (初級後期) での実践

1) 学生の内訳

留学生センター生7名

(アルゼンチン1、イギリス1、インドネシア1、オーストラリア1、オランダ1、台湾1、ポーランド1)

2) 実施期間と回数 Round2 の2回

3) 実践の内容

S3では、授業活動に以下の2つの方法でモバイル・デバイスを活用した。

- (1) スピーチ原稿の内容と文法・語彙のフィードバック：スピーチの直前に、教師が個別に発音をチェックする際、各自のスマートフォンにモデル会話を録音した。録音データは暗記のために活用しても、発音の矯正のために活用してもよいと伝えた。
- (2) ロールプレイの撮影と視聴：S3のクラスでは以前から学期のまとめとして、ロールプレイ大会をしていたが、この活動にモバイル・デバイスでの撮影を加えた。発表を撮影するまでの活動を通して総合的に日本語を使ってもらうことを主たる目的とした。活動は以下のような流

2 2015年のRound1とRound2においては、受講生が定員に満たなかったクラスについては部局に所属する学生も受講した。

れで実施した。

- ①コース最終日の「私たちのロールプレイ大会」に向けて、ペアまたはグループで事前にやりたいロールプレイカード（状況設定と課題設定）を考える。発表本番はミニドラマ（ロールプレイ）の会話をドラマのように演じるようにと指導した。会話文は全員で考えても、シナリオライター、役者、監督という役割を分担してもいいと指示し、やり方は学習者に任せた。
- ②会話文の内容を教師がチェックする。
- ③ロールプレイ大会の当日は、グループに分かれてリハーサル（教師は各グループをまわりアドバイスをする、必要な小道具のチェックをする等）をした後、本番に臨み、本番中は教師が動画を撮影した。その後、ドラマ上映会と称して、クラス全員で撮影した動画を見て、演技者は感想を、観客役はコメントを言う。

4) 学生の反応

(1)の活動に関しては、教師が録音したモデル会話を利用したのは2名のみ、1回聞いた程度の学生は2名であった。モデル会話の録音を利用した学生のうちの1名は、教師のアドバイス通りシャドーイング練習をしており、イントネーションや発音が聞きやすくなっていた。さらに、全体的な滑らかさとキーワード前後のポーズの置き方に改善がみられた。この学生は授業中の発話やロールプレイは好んではいるが、大きい声を出すことそのものが苦手だったため、シャドーイングが弱点を補う練習になったかもしれない。(2)の活動に関しては、ロールプレイの動画を撮影する活動自体が全員初めてだったため、「ドラマみたいで、おもしろかった。」「ちょっと恥ずかしかった。」「あとから自分を見てよかった。」という感想が聞かれた。

5) 教師が感じたこと

学生は日本でスマートフォンを購入しRound2に全員が持つこととなった。しかし、録音・撮影機能がついていないスマートフォンを所有する学生が1名おり、友達のスマートフォンにスピーチのモデル会話を入れさせてもらっていた。全員が同じ条件ではないとやりにくい側面があると感じた。また、担当教師自身が不慣れなこともあり、今回は負担のない最小限の試みとなった。

今回の反省点と今後の課題としては以下のようなことが挙げられる。まず、時間があればそれぞれのペアやグループで一度撮影し、練習したあと、本番として教師がまとめて撮影したほうが更によかっただろう。また、今回は発表の本番をコースの最終日に設定したので細かいフィードバックまではできなかった。発表前に自分で録音する宿題を出すことでモデルを聞かざるを得ないようにすることもできたが、S3レベルではスピーチの内容の確認や文法、語彙・表現のフィードバックに時間がかかる。今までも授業後に次の発表者のために発音指導をしていたが、今回、学生のスマートフォンにモデル録音をすることで意識づけになったと思う。学生の各自のスマートフォンの録音や撮影機能を使えば個人で練習しやすいと思う。しかし、緊張するなどの理由で撮影されたくない人もいるので、自分だけまたはペアだけで客観的にロールプレイを見直すなど、聴き手を限定すると心理的負担も減ると思われる。

3. 2. S4（中級前期）での実践

1) 学生の内訳

留学生センター生11名（アメリカ3、ドイツ3、フランス2、スウェーデン1、タイ1、ロシア1）

2) 実施期間と回数

11回（4月16日、23日、5月7日、14日、21日、28日、6月11日、18日、25日、7月2日、9日）

3) 実践の内容

- プロジェクト実施の目的：クラス内ではなかなかできない教師の会話（主にロールプレイ）に対するフィードバックをより充実したものにする。また、自らの気づきと自己訂正を通して、教師のフィードバックでは身に付きにくい誤りの訂正を促し、さらに、撮影をすることでクラスの活性化を図る。
- 流れ：1課を2回の授業で進め、最初の回にはテキスト等でロールプレイの練習をし、次の回にさらに練習したのち、ロールプレイをiPadで撮影し、その動画をYou tubeに閲覧制限を設けてアップロードし、そのURLを学生に送付した。学生は宿題として自分の動画と他の学生の動画を見て、フィードバックや感想等を記入する。さらに、視聴後に気がついた誤りを訂正、考慮しつつ会話を紙面で作成し、教師に提出する。5月7日（3回目の撮影）からは教師が文字起こしをしたものを添削し、学生にフィードバックを行った。

4) 学生の反応

Round2の活動を決めるにあたり、Round1終了時にアンケートを実施したが、撮影した動画を自分で見て自分で訂正を加えることについては「いい練習になる」という意見が多かった。ただ、最後まで動画の撮影は恥ずかしいと思っている学生もいた。また、当初はクラス内で撮影した動画をいくつか見て、学生同士でフィードバックをしてもらうつもりだったのだが、時間の都合でクラス内ではほぼできなかった。一度だけクラス内で2、3分視聴したが、映っている学生に精神的苦痛を与えてしまったようだ。学生の自己訂正だけでは不安、不満足に思う学生が多かったようで、教師の文字起こしと添削に対する評価は「役に立つ」、「よかった」という意見が多かった。

5) 教師が感じたこと

- モバイル・デバイスを使用することに関するメリット：学生に適度な緊張感を持たせてロールプレイに取り組ませることができ、クラスの活性化にもつながった。また、動画に撮り、再度視聴することで、学生の気づきが促された。さらに、教師が教室内ではなかなかできない会話のフィードバックを文字化でき、学生に十分なフィードバックを与えることができた。
- モバイル・デバイスを使用することに関するデメリット：学生、教師がiPadを使用しての撮影に不慣れな場合、動画の撮影に失敗したり、撮影、アップロード等に時間がかかる場合があった。また、撮影をする際には雑音が入らないよう、別教室を確保する必要があり、教室の空気がなければ実施が難しかったかもしれない。
- 今後の可能性・課題：自分の会話を落ち着いて何度も聞き、視聴できることで、学生の気づき、教師の気づきが促された。また、ロールプレイを撮影することが学生に本番感を持たせ、緊張感

を生み出すことができるので、クラスの雰囲気を保つのに効果がある。学生、教師の負担は大きいですが、撮影と視聴を適宜取り入れることで、クラスに適度な緊張感や気分転換をもたらし、定着しにくい会話のフィードバックを定着につなげることができると思う。

3. 3. S5（中級中期）での実践

1) 学生の内訳

留学生センター生5名（中国2、ドイツ1、フランス1、ロシア1）

研究生3名（中国2、ベネズエラ1）

2) 実施期間と回数

7回（4月16日、23日、5月7日、14日、26日、6月11日、23日）

3) 実践の内容

S5の授業では『会話に挑戦!』というテキストを使用し、様々な場面での談話構造や状況にあった語彙・表現を学んだ後、各課のまとめとしてロールプレイを行う。学生の言語行動面への気づきを促し、フィードバックをより効果的なものにするを目的として、このロールプレイにiPadを活用した。活動の流れは以下のようなものである。まず、各学生が自分の目標を立て、それを全員で共有してから、ペアになってロールプレイを作成する。ペアで練習後、2ペア1組（4人グループ）になり、ペア同士がiPadでロールプレイを撮影し合う。学生は決められた時間内に何度も撮り直しし、最もうまくできた動画を「最終版の動画」として、授業の終わりに教師に提出する。授業後に、学生は撮影した動画を見て、「振り返りシート」に沿って、自らのロールプレイを振り返る。「振り返りシート」には、文法や表現・語彙、音韻、態度、話の流れ、状況に合った言語使用、自分の目標の達成度を評価する項目と、その他に気づいた点を自由に記入する欄が設けられていた。また、学生は動画を見ながら、会話の SCRIPT を作成し、誤りを含む箇所はできる限り訂正して、提出するよう指示されていた。提出された「振り返りシート」および SCRIPT は、教師が修正してコメントとともに返却し、必要に応じて授業中にフィードバックした。

4) 学生の反応

Round2の授業に活かすために、Round1終了時に簡単なアンケートを実施し、「ビデオを撮ることについてどう思うか」と「自分のビデオやクラスメイトのビデオを見ることについてどう思うか」について自由に記述してもらった。前者については、8名全員が「面白い」「楽しい」「役に立つ」という肯定的な評価をした。さらに、「ビデオを見ることで、良くないところや注意すべきところがある」「イントネーションを訂正できるようになった」という意見が挙げられた。また、自分やクラスメイトのビデオを見ることについては、「自分が普段気づかないことに気づける」「クラスメイトが、習った表現をどんな風に使っているかわかる」などといった肯定的な意見が多かった一方で、「自分には気づけない間違いがある」という意見もあった。初回には、ビデオ撮影に極度の緊張を感じたり、撮影した動画を見るのに抵抗を感じたりする学生もいたが、回を重ねるにつれ、そのような感情は消え去ったようであった。学生たちは一連の活動に意欲的に取り組み、ビデオ撮影と振り返りに意義を見出しているようであった。しかし、文法を正確に話すことに意識が向きすぎるあま

り、使用する語彙や表現が限定されているのではないと思われる場面も見受けられた。

5) 教師が感じたこと

iPadを活用した活動を通して、文法や語彙・表現といった言語知識面だけでなく、音韻や態度、談話構造の誤りに対する気づきも促されていた。iPadでのクラスメイトとの動画撮影は適度な緊張感を保ちながらも、学生同士が楽しく、新しい会話に挑戦できる環境を作り出していたと思われる。また、「最終版の動画を提出する」という課題は、撮影した動画を学生がその場で再生して確認するという作業を伴うため、自然に動画を見る機会を提供した点で画期的だったと思われる。一方で、発音・イントネーションの誤りについては自己修正には限界があったと思われる。また、文法や語彙の誤りは化石化しているものも多く、自分自身で気づくのが難しいため、教師が指摘することが重要であると感じた。

3. 4. S6 (中級後期) での実践

1) 学生の内容

留学生センター生5名(中国2、アメリカ1、コスタリカ1、ドイツ1)

2) 実施期間と回数

2015年 Round1 (1~6回) と Round2 (3回~10回) *回数は学生によって異なる。

3) 実践の内容

S6では、モバイル・デバイスを使用した授業のプロジェクトの呼び掛けに応じ、Round1の途中から、試験的に行うことにした。学生に対しても強制ではなく、このプロジェクトに興味を持った学生だけが任意で参加するという形にしたが、結果的には5名全員が各自のスマートフォンを使用し、自分の発話の録音を行った。ビデオは恥ずかしいという理由で、今回使用した学生はいない。

S6では、コース目標のひとつに「自分の発話の悪い癖を直す」を掲げている。コースの前半に教師が各学生の発話で気になる癖を指摘し、各学生はコース終了時までにはその癖を直すよう努力する。発話の癖は学生によって異なるが、連帯修飾語の後に格助詞「の」を入れてしまう(おもしろい話など)、丁寧体で話すべき時に普通体がまじってしまう、過去の話なのに過去形を使わない、「なんか」を連発する、などである。これらの癖は単純で、意識すればすぐに直すことが多いが、指摘されなければ本人は気づいていなかったり、そのまま化石化したりすることもある。録音する際は、そのような各自の癖を出さないことを意識するように伝えた。

録音した内容は、課ごとに課している1分、あるいは2分間のミニスピーチである。このスピーチは原稿を準備してきたものではない。ただし、一人の学生に関しては、毎回、スピーチ以外での自分の発話と教師の発話もほぼ全部録音していた。時間的制約から、授業内では録音した内容の聞き直しのフィードバックはせず、聞き直しは各自、家でやるようにという指示を出した。

4) 学生の反応

聞き直しは各自授業外で、という指示であったが、実際に毎回録音を聞いたという学生は1人だけであった。聞かなかった学生の理由は、「自分の声を聞くのが嫌」「時間がない」などである。ただし、毎回録音をした学生は必ず家でも聞いてきており、録音の聞き直しは大変役に立った、とい

う感想を繰り返し述べていた。その学生の述べた利点は以下の2点である。

- ・自分が教師に指摘されている癖があることがはっきり自覚できた。
- ・自分が間違えた時に教師が修正したそのことばや表現を聞き返すことで、正しい言い方を覚えることができた。

実際に彼の場合、次に話す時に前回と同じ間違いをすることが少なくなり、録音の効果が認められたと言って良いと思う。

5) 教師が感じたこと

今回は計画的にモバイル・デバイスを授業に取り込んだわけではないが、4)で述べたように録音の効果は認められた。聞き直しを行わなかった学生に関しても、自分の発話を録音すること自体の効果が意外に大きいように思われた。録音するということが良い緊張感が生じ、自分の癖をより意識しながら発話する。それが結果的により良いスピーチとなっていたように思う。

以上の利点を考えると、次の学期からもモバイル・デバイスの使用を継続する価値はあると思う。課題は授業内で聞き直す場合の時間的負荷と宿題にした場合のフィードバックのやり方であろう。これらの問題は受講生が多くなるとさらに大きくなる。今回は例外的に受講生の人数が少なかったが、通常のように10人を超すクラスになると、さらなる工夫が必要となると思われる。

3. 5. S7（上級前期）での実践

1) 学生の内訳

留学生センター生2名（アメリカ1、ジョージア1）大学院生1名（中国）、研究生1名（中国）

2) 実施期間と回数

2回（各Roundの最後に行う発表時に実施）

3) 実践の内容

S7の授業では「音読」と「スピーチ」を行っている。「音読」は、より日本語らしい発音や聞き手に伝わる話し方を身につけるようにするのが目標である。「スピーチ」では、社会的な話題を論理的に聞き手に伝わるように話せる力を身につけるようにするのが目標である。教師は学生が読む音読文や話すスピーチをICレコーダーに録音しておき、チェックして音声面での評価をしている。モバイル・デバイスを使用すれば、スピーチで学生が話している様子を撮影することができるため、音声面のみならず態度や資料の見せ方などもチェックできる。さらに、今までは教師だけがチェックしていたが、動画を学生と共有して学生自身が見直すことで様々な点を自ら気づかせることができるのではないかと考えた。学生自らの気づきを促すための道具としてモバイル・デバイスを活用することが今回の試みの目的である。

Round1の最終課題となるスピーチ発表（9、10回目/12回中）で、教師がスマートフォンで学生の話している様子（10分程度）を撮影する。その後、授業外で各学生が自分のスピーチを見て、自己評価のプリント（良かったこと、悪かったこと、再度自己評価³、その他感じたこと）に記入する

3 S7のスピーチでは発表の直後にも発表者に評価（わかりやすさ4点、内容5点、話し方6点の合計15点満点を点数化）を記入させている。発表した直後の評価と、動画を見直したときの評価が異なる可能性があるのではないかと思い、再度自己評価をしてもらった。

ことを課題とした。

1Round目は11回目の授業で、提出された自己評価のプリントや動画（一部）を見ながら、全員でフィードバックをした。2Round目は時間に余裕がなかったため、フィードバックの時間は取れなかった。

2Round目も、最後の課題のスピーチ発表（7～10回目）で教師が自身のスマートフォンで、そして聞き手の学生が発表者のスマートフォンで撮影し、プリントを使用して動画を自己評価することを課題にした。Round2での自己評価の項目には、Round1で使用したものに「前回と比べて上手になっているところがあるか」「動画を見ることは役に立ったか（5段階評価とコメント）」が加えられていた。

4) 学生の反応

良かったことや悪かったことでは、声の大きさを気にする学生が多く、他には発音、態度、表情、視線、文法の間違いへの言及がされていた。興味深かったのは「あのう」などのフィラーの使い過ぎを反省する学生が数名いたことである。資料の扱い方への言及は1名のみだった。

発表直後の自己評価と動画を見直した後の自己評価の変化があるのかを知りたかったが、結果は様々で共通した傾向は見られなかった。

1Round目の撮影に対する自己評価の感想では、みなRound2での発表への前向きな気持ちを表明していた。2Round目の「前回と比べて上手になっているところがあるか」では、3名が発表に緊張せず、自然に、自信を持って話せるようになったと書いていた。1名は、動画を見る前は上達したと思っていたが、実はそれほどでもなかったと書いていた。「動画を見ることは役に立ったか」では、5段階中、「非常に役に立った」を示す5が2名、4が1名、3が1名であった。5とした二人は、動画の自分は別人みたいで、客観的に自分の実力を知ることができたと評価していた。他には、動画では自分の悪い癖に気づきやすく、発表態度を確認できたという声も聞かれた。

5) 教師が感じたこと

学生自身が自ら発表している動画を見ることで気づくことが多く、その意義は大きかったと思う。教師や聞き手の学生の点数化した評価だけでは理解しにくかったことが具体的に実感できるのは効果が大きいだろう。また、教師が言及していないことにも自ら気づくことができる。それがその後の発表への前向きな努力につながっていることも利点だと思う。

今回は、教師自身がモバイル・デバイスの扱いに不慣れであったため、様々なことで余計な労力がかかってしまった。特に撮影後のデータを学生に渡すやり方に手間取った。Round2は、撮影を教師と学生と別々にすることで解決したので、煩雑さは解消したが、学生のスマートフォンの電池切れで撮影が途中で終わるといった事態が発生するなど予期せぬことも多々あった。1Round目に行った全体でのフィードバックの時間は有意義だと思うが、通常のS7のクラス規模（10名前後）になると、発表数の確保を優先したいため、時間的に余裕がなくなる。

今後の課題としては、教師がモバイル・デバイスをより負担が少なく扱えるようになることが挙げられる。学生たちの関心はどちらかというと音声面の方が強いことが分かったので、負担が大きい場合は、録音データを共有するだけでもいいかもしれないと感じた。ただ、今後の教師の指

導として、態度や資料の扱いなどにも目を向けさせるように工夫すれば、関心を持つようになるのではないかと考えている。

今回の学生たちは少ないながらも、みな積極的に取り組んでくれたせいか、期待していた以上の効果があったように感じた。クラス規模が大きくなり、撮影に積極的に取り組まない学生も出てくる可能性もあるだろうが、学生自身の気づきの意義は大きいと確信したので、今後もモバイル・デバイスでの動画撮影を活用した授業を続けていきたいと考えている。

3. 6. S8（上級）での実践

1) 学生の内訳

留学生センター生2名（中国1、ドイツ1）大学院生1名（タイ1）

2) 実施期間

2015年 Round1に2回、Round2に1回

3) 実践の内容

実施の目的は学生が自分のスピーチをできるだけ客観的に見て、長所や短所、間違いなどをどの程度把握できるのかを知ることであった。授業での流れは以下のようであった。

- ①授業冒頭に行う2分間スピーチを学生自身のスマートフォンで撮影する。スピーチ原稿を用意してきて、時々それを見ながら話す学生もいたし、事前に話す内容だけ決めてその場で話す学生もいた。
- ②撮影した動画を見て自己評価する。できるだけ聞く人の立場に立って（第三者の視点を持って）自分のスピーチをモニターして欲しいと伝え、評価表を渡す。
- ③評価表を提出してもらった後、教師と一緒に動画を見ながら、気づいたことを言ってもらう。教師からアドバイスをする。評価表の内容は、自分のスピーチで良いと思うところ、文法や表現の間違いを見つけられたか、発音やイントネーションで何か気づいたか（具体的な発音の間違いや、聞きやすさなど）、話の運び方がよかったかどうか（聞き手に対する訴求力があったかどうか）であった。

4) 学生の反応

学生はみな動画の撮影に対しては積極的だった。お互いに撮影し合うことで良い意味での緊張感も生まれたようだった。自分のスピーチは見たくないと言う学生もいたが、評価表提出を義務づけることで取り組んでもらった。

5) 教師が感じたこと

自分のスピーチを見ても自分の間違いに気づくことはむずかしい。評価表で学生が自分の文法や発音の間違いを指摘できることはほとんどなかった。むしろ自分は正しいと思って原稿を書いているので、ある程度のスピードで書いたことが言えれば、それに満足して自分のスピーチが聞き手にどのように届いているかにまで意識が行かない学生もいる。このようなタイプの学生には教師と動画を見ながら話し合うことが「聞き手にとってどうか」を意識してもらえらるきっかけになると思う。

評価表を提出してもらった後、教師と学生でもう一度動画を見ながら話し合うのだが、このとき

も、発音や文法の違いに学生側から気がつくことはなかった。結局教師側から指摘して、学生が納得していくというような時間になってしまった。話しているときの自分の癖（フィラーが多い、丁寧体で話そうとしているのにすぐに普通体になってしまう、声が小さすぎるなど）にはすぐ気づくことができるが、それをすぐ次のスピーチで訂正しようとしても難しい。短期的にはむしろ意識しすぎてかえって良くないという意見もあった。この点に関しては長期的な観察が必要である。

今後は、評価表の質問を絞り、一つ一つの文法や発音の違いを細かく見ていくのではなく、談話全体が学生が意図した通りに相手に理解されているのか、聞き手にどの程度アピールしているのかを知り、相手を意識しながら話すために役立つものにしていきたいと思う。

4. 考察

以上を踏まえ、本プロジェクトの実践から見えてきた「モバイル・デバイスを使用することのメリットとデメリット（4.1.）」についてまとめる。その上で、授業に取り入れる際にとくに考慮すべきだと思われる、「フィードバックの仕方（4.2.）」「撮影・録音と情意面への配慮（4.3.）」について考察する。

4. 1. モバイル・デバイスを使用することのメリットとデメリット

モバイル・デバイスを使用した実践には以下のようなメリットがあったと思われる。

- 撮影や録音によって適度な緊張感を持たせられることで、自分の癖を意識した発話を促すことができる。
- 文法や語彙・表現、発音・イントネーションだけでなく、態度、表情、視線などの非言語行動についての気づきを促すことができる。
- 日本語を話す自分の印象が相手にどう伝わっているのかを客観的に確認することができる。
- 第三者の視点を考慮しながら話すことを意識化させることができる。
- 教師が指摘した点や、評価表で点数化した評価だけでは理解しにくかったフィードバックを、学生自らが具体的に自覚することができる。
- 撮影・録音したものを学生がうまく振り返りに利用できれば、イントネーションや発音が改善されたり、正しい言い方が覚えられ、結果として同じ間違いをすることが少なくなる。
- 撮影と視聴を適切に取り入れることで、クラスの雰囲気を保つのに効果がある。
- 撮影した動画をその場ですぐに視聴し、撮り直しができるので、自然にフィードバックの機会が与えられる。

反対に、デメリットとしては以下のような点が挙げられる。

- モバイル・デバイスを授業活動に使用する際、全員がデバイスを所持していることが前提となる。
- 教師がデバイスに不慣れな場合、撮影に失敗したり、機器の不具合に対応できないことが予想

される。

- クラスメイト同士が同時に撮影をする場合は、雑音が入らないよう、別の教室を確保するなどの工夫が必要であり、場所の確保ができなければ実施が難しい。

4. 2. フィードバックの仕方

授業活動にモバイル・デバイスを使用した活動を取り入れる際には、フィードバックをどのように行うかが非常に重要であると思われる。フィードバックをどのような形式で行うのか（クラス全体でフィードバックするのか、個別にするのか）や、誰が評価するのか（教師が評価するのか、ピア評価か、自己評価か、あるいは教師と学生が話し合いながら行うのか）、いつ評価するのか（授業時間内に撮影した動画を見て評価するのか、それとも、評価表等を使用して授業時間外に個別にするのか）を決める必要がある。これらには、授業の目的や学生のレベルなどに加え、クラスサイズやどのような場所や機器が使用可能かといった物理的な制約を考慮しなければならない。

また、今回のプロジェクトの結果、学生の言語レベルによって、気づきやすい誤りと気づきにくい誤りがあることが示唆された。上級レベルになってくると誤りが化石化している場合も多いため、動画や録音の視聴だけではこれらの誤りに気づくのは難しいと思われる。また、誤りに気づいたとしても、3ヶ月という短い期間でこれらを直すのは難しいかもしれない。しかし、上級入門レベルの学生が自分ひとりでは気づけなかった誤りを、教師が繰り返し指摘することで修正できたという例もあったように、学生が誤りに気づき、それを直そうという意識を持つことで、悪い癖や化石化した誤りも直せる可能性があると思われる。教師が学生の誤用を注意深く観察し、フィードバックの与え方を工夫することが大切であろう。

4. 3. 撮影・録音と情意面への配慮

モバイル・デバイスを使用した活動に限らず、撮影・録音し、フィードバックするという活動では学生の情意面への配慮が不可欠である。今回のプロジェクトでは、撮影したり録音したりすることについては肯定的な意見が多かった一方で、動画や録音の視聴には肯定的な意見と否定的な意見の両方が聞かれた。動画・録音の視聴によって日本語を話すことに自信を持てるようになったという学生もいたが、動画を見て誤りに気づくことで自信を喪失する学生もいたようだ。さらに、学生が自信を失った場合、それが、第三者を意識した話し方をする事への動機づけになる例とそうでない例が見られた。これらには、学生自身が日本語で話すことにどの程度自信を持っているかや、学生の性格が影響していたのではないと思われる。モバイル・デバイスを取り入れた活動を実践するにはこれらの点にも配慮が必要であろう。

また、ピア評価を取り入れる際には、それがどの程度正しくなされるかを見極める必要がある。学生によってはクラスメイトからの誤った評価によって自信を失ったり、反対に、周りが必要以上に高い評価をするために、過度に自信を持ってしまい、それ以上伸びなくなる可能性もあるからである。

5. まとめと今後の課題

今回のプロジェクトは探索的な試みであったが、モバイル・デバイスの導入は初級後半～上級のいずれのレベルにおいても意義があることが示唆された。また、実践を通して、授業に取り入れる際の具体的な注意点も見えてきた。授業に活用する際には、これらを十分に理解した上でデバイスを選択し、授業目的や学習者のレベルにあった方法で実践していくことが大切であると思われる。とくに、以下の点を考慮すべきである。

- 活動のための場所やデバイスの確保が必要となる。
- 担当教員がデバイスの使用に十分慣れていることが前提となる。
- 学生の情意面を配慮して、撮影・録画および視聴の方法を決めるべきである。
- 授業目的や学生の言語レベルに加え、物理的な制約（場所や機器の確保）を考慮して、フィードバックの方法を工夫する必要がある。
- 授業外でフィードバックを行う場合、学生の負担が大きくなりすぎないように配慮すべきである。

今回の試みはモバイル・デバイスを撮影や録音に使用したものであったが、ほかにも様々な活用の可能性が考えられる。たとえば、モバイル・デバイスで使用できる音声認識アプリを、学生の発音チェックのツールとして適宜授業に取り入れたり、自律学習のためのツールとして学生に紹介したりすることも可能であろう。このような点も考慮して、今後も試行錯誤を重ねつつ、より効果的な授業を目指していきたい。

学士課程国際コースにおける日本語教育

— 2015年度授業概要および小学校との交流学习報告 —

Report on the 2015 “Japanese” & “Business Japanese” Courses and Interaction Activities with GENYO Elementary School Students in the International Undergraduate Program in English (IUPE)

山田明子*

0. はじめに

学士課程国際コースの入学者は、2015年度秋学期で第6期生を迎えた。留学生センターでは、当コースの日本語教育を担当している。以下、2015年度の日本語教育および日本語の授業の一環で実施している福岡市立玄洋小学校との交流学习について報告を行う。

1. 2015年度授業報告

2015年度の学士課程国際コースにおける日本語教育として、1年次及び2年次前期で開講される「Japanese I～Ⅲ（必修科目）」、2年次後期より農学部で開講される「Business Japanese I～Ⅳ（必修科目）」、同じく2年次後期より工学部で開講される「Business Japanese I～Ⅳ（選択科目）」を担当した。2015年度春学期と秋学期の時間割は、表1の通りである。

表1 2015年度春学期及び秋学期・日本語時間割

曜日	春学期			秋学期		
	月	火	木	月	火	木
1限目	(Japanese II)	Japanese II		Japanese I・Ⅲ		Japanese I・Ⅲ
2限目	Japanese II	Japanese II	【工】 Business Japanese I・Ⅲ	Japanese I・Ⅲ	【工】 Business Japanese II・Ⅳ	Japanese I・Ⅲ
5限目	【農】 Business Japanese I		【農】 Business Japanese II	【農】 Business Japanese III		【農】 Business Japanese IV

*九州大学留学生センター講師

春学期の Japanese II は、3 レベル・3 クラスで授業を実施したが、月曜日は運営上の理由で、1 クラスを1 限目に、他の2 クラスを2 限目に開講した。以下、授業概要について、科目ごとに報告を行う。なお、学生向けのシラバスは、ホームページ（「学士課程国際コース・基幹教育科目」：http://syllabus.kyushu-u.ac.jp/907/index_iupe.php）に載せている。

1-1. Japanese I ~ III

2015年度春学期は、1 年次後期の学生を対象とし、3 レベル（初級・初中級・中級以上）でクラス編成を行った。2015年度秋学期は、1 年次前期・2 年次前期の学生を対象とし、1 年次前期の学生を3 レベル（ゼロ初級・初級・中級以上）に、2 年次前期の学生を3 レベル（初級・中級・中上級）に分け、クラス編成を行った。表2 に、各学期の受講学生と使用教科書をまとめる。

表2 2015年度「Japanese」授業概要

	クラス (レベル)	受講 者数	授業概要・使用教科書
春 学 期	Aクラス (初級)	18	・初級文法：『げんき I・II』（週2 コマ） ・漢字語彙：『Basic Kanji Book vol.1』（週1 コマ）
	Bクラス (初中級)	3	・口頭表現：『会話に挑戦！中級前期からの日本語ロールプレイ』他（週1 コマ） ・漢字語彙：『Basic Kanji Book vol.2』（週1 コマ） ・中級文法入門：『中級へ行こう』（週1 コマ）
	Cクラス (中級以上)	5	・口頭表現：『聞いて覚える話し方 日本語生中継 - 初中級編 & 中～上級編 -』&『日本語上級話者への道』（週1 コマ） ・漢字語彙：『Intermediate Kanji Book vol.1』（週1 コマ） ・文法 & 作文：『中級を学ぼう - 中級前期 & 中級中期 -』（週1 コマ）
秋 学 期	Aクラス ¹ (ゼロ初級)	15	・初級文法：『げんき I』（週3 コマ） ・漢字語彙：『Basic Kanji Book vol.1』（週1 コマ）
	Bクラス ² (初級)	16	・初級文法：『げんき II』（週3 コマ） ・漢字語彙：『Basic Kanji Book vol.1&2』（週1 コマ）
	Cクラス ³ (中級)	9	・総合日本語：ディスカッション、プレゼンテーション、グループワーク中心の授業で日本・自国について考える（週1 コマ） ・口頭表現：『聞いて覚える話し方 日本語生中継 - 初中級編 -』（週1 コマ） ・漢字語彙：『Intermediate Kanji Book vol.1』（週1 コマ） ・文法 & 作文：『中級を学ぼう - 中級前期 -』（週1 コマ）
	Dクラス ⁴ (中上級)	3	・総合日本語：ディスカッション、プレゼンテーション、グループワーク中心の授業で日本・自国について考える（週1 コマ） ・口頭表現：『日本語上級話者への道』（週1 コマ） ・読解：『留学生のためのストラテジーを使って学ぶ文章の読み方』（週1 コマ）

1 15名中1名は工学部交換留学生（3年生）である。今学期はクラスに多少余裕があったため、受け入れた。

2 16名の内訳は、1年生3名（必修）、2年生農学部1名（必修）・工学部12名である。

3 9名の内訳は、1年生6名（必修）、2年生農学部1名（必修）・工学部2名である。

4 Dクラスは2年生のみを対象に開講し、2名が農学部（必修）、1名が工学部となっている。

今年度の試みは、すべてのレベルにおいて漢字語彙クラスの受講を1年間必修としたこと、また、春学期開講の初中級レベルクラスを「口頭表現（場面機能別会話・スピーチ）」「漢字語彙」「中級文法入門」の技能・内容別編成にしたこと、の2つである。

通年で漢字学習を実施したことについて、特に昨年度ゼロ初級レベルから学習を開始した学生から「よかった・役に立った」という肯定的なフィードバックを得られた。ゼロ初級スタートのクラスは非漢字圏の学生がほとんどであることから、生活する上で多くの学生が漢字学習の必要性を感じていたことがその理由として考えられる。また、授業をきっかけとして漢字自体に興味を持つようになった学生もおり、スマートフォンで撮った写真をコレクションしたり、漢字アプリを使いこなしたりと、授業中にも積極的な学習姿勢が見られた。しかし、一方でやはり漢字に苦手意識を持つ学生もおり、クイズや期末試験、宿題に苦しむ学生もいた。今後このような学生に対するフォローを考える必要がある。

初中級レベルの技能・内容別編成についても、受講者それぞれに伸びが見られ、秋学期には中級クラスの授業についていけるレベルにまで運用力を高めることができた。初中級レベルクラスは、春学期開始前に『げんきⅡ』の学習を終了し、中級クラスへの橋渡しとして位置付けた。そのため、初級文法を復習しながら、中級以降の日本語の学び方を身に付けていくことを共通目標として、授業を行った。今回初中級レベルを受講した学生は3名だけであったため、このカリキュラムに効果があったとは一概に言えないが、来年度以降も学生の様子を見つつこの体制を続けながら、Japanese から Business Japanese につながっていくように、シラバス・カリキュラムの見直しを行っていきたい。

1-2. 農学部 Business Japanese I ~IV

2015年度も、初中級と中上級の2レベルで、「口頭表現」と「読み書き」の技能別クラスにより授業を行った。また、今年度も学士課程国際コースの学生だけでなく、生物資源環境科学府の大学院生に対しても受講者募集を行い、学期開始前にレベルチェックを実施した。2015年度の実績と授業概要は、表3の通りである。

表3 2015年度 農学部「Business Japanese」授業概要

	レベル	受講者数 (学部生・院生)	主な授業活動概要
春学期	初中級 レベル	6 (4・2)	【口頭表現】 ロールプレイ、スピーチ 【読み書き】 漢字語彙（生活場面ベース）、作文（説明文）、メール・履歴書の書き方
	中上級 レベル	8 (2・6)	【口頭表現】 ロールプレイ、聴解（内容要約）+意見交換、スピーチ 【読み書き】 パラグラフ・ライティング（説明文・意見文・要約）、メール・ESの書き方
秋学期	初中級 レベル	6 (4・2)	【口頭表現】 ロールプレイ、ディスカッション 【読み書き】 中級文法 & 語彙、作文（意見文）
	中上級 レベル	3 (2・1)	【口頭表現】 ロールプレイ、ディスカッション、グループワーク、ビジネスマナー 【読み書き】 読み物（日本企業文化）& ライティング（要約・意見文作成）、ケーススタディ

農学部 Business Japanese の中上級レベルは、昨年度にカリキュラム・シラバスの枠組みがほとんど固まり、大枠としては昨年度を踏襲したスケジュールで授業を行った。また、1・2年次に受講する Japanese（中級以上、中上級レベル）で Business Japanese を受けるための基礎固めを行うという科目間の連続性もでき、学生が Japanese で学んだことを Business Japanese で活かしている様子も見られた。昨年度からの変更点としては、必ずしも授業活動をビジネス場面を想定したものに特化するのではなく、「日本社会で日本人と共に生活していく」という視点で授業活動を見直したことである。そのため、口頭表現クラスのロールプレイでは、「敬語・ビジネス表現」に特化せず、状況・相手を考えて表現を使い分ける練習を行った。また、ケーススタディでも、ビジネスにおけるケースだけでなく、広く学内外における日本人との接触場面や、学生にとって企業との身近な接点である就職活動をケースとして取り上げた。今後も学生の反応や声を参考にしながら、スケジュールや授業活動の見直しを行っていききたい。

一方、初中級レベルでは、Japanese との連携により、今年度から『げんきⅡ』まで一通り初級文法の学習を終えた学生が受講対象者となった。授業では、初級文法を復習しながら運用力を伸ばしつつ、奨学金の申請書作成やアルバイト、研究室での日本人学生とのコミュニケーションなど、学生生活における日本語使用場面で、自分の力で問題を解決できるようになるためのサポートを行った。今年度も口頭表現クラスと読み書きクラスの2種類のクラスを設け、口頭表現クラスでは、ロールプレイ・スピーチ・ディスカッションを、読み書きクラスでは、メールの書き方・漢字語彙学習・パラグラフライティング・意見文作成などを行った。読み書きクラスについては、学生のニーズが十分に把握しきれておらず、ゴール設定がしっかりと定まっていない部分があることから、今後学生やコースに関わる教職員からの聞き取りを通して、カリキュラム・シラバスを練っていききたい。

1-3. 工学部 Business Japanese I ~IV

2015年度も昨年度に引き続き、初中級と中上級の2つのレベルに受講者を分け、授業を実施した。中上級レベルの学生は、昨年度同様、アジア人財プログラムの授業を受講した。昨年度は、中上級レベルの学生が受講できるアジア人財プログラムの授業を限定していたが、今学期からは、開講科目のうち1科目であれば、どの科目でも受講できるような運営体制を整えた。2015年度の実績と授業概要は、表4の通りである。

表4 2015年度 工学部「Business Japanese」授業概要

	レベル	受講者数	主な授業活動概要
春学期	初中級レベル	8	日常生活場面に即したロールプレイ プレゼンテーション（みんなに紹介したい日本語の表現） メール・履歴書の書き方
	中上級レベル	5	※アジア人財プログラムの授業を受講。以下受講科目と受講者数を示す。 ・「日本ビジネス研修A」3名 ・「ビジネス日本語A」2名
秋学期	初中級レベル	8	自分の意見・考えを相手に伝えるという目的のもと、提示されたトピックに関して意見交換をした後、スピーチ（Q&A含む）を行うという授業活動を実施
	中上級レベル	1	※アジア人財プログラムの授業を受講。以下受講科目と受講者数を示す。 ・「日本ビジネス研修A」1名

工学部開講の Business Japanese は、選択科目であることから、聴講生として受講する学生もいる。今学期の初中級レベルには、Japanese で『げんきⅡ』を終了した学生と未終了の学生がおり、初級文法の知識には個人差があった。授業開始時にニーズ調査を行った際、アルバイトや日本人学生・地域の日本人の方とのコミュニケーションに役立つ会話の練習がしたいという要望があったことから、春学期には日常生活場面を想定したロールプレイを、秋学期には日常生活に関するテーマを提示し、それに関して意見交換を行うという授業活動を主に行った。ただし、日常生活で日本語を書く機会があることや、語彙不足で会話が難しい学生がいたことから、春学期は作成した会話スクリプトの作成や、授業後の振り返りを書いて提出する宿題を課し、秋学期は語彙リスト作成や意見文作成を課した。週に1回だけのクラスではあったが、ロールプレイを通して相手や状況を考慮しながら表現を選べるようになったり、自分の意見を主張のポイントを意識しながら話せるようになったりと、各受講者に成長が見られた。ただし、工学部の場合、1年次に必修科目として日本語を学んだものの、その後学習期間が空き、学習したことを忘れてたり、あまり日本語を使用せずに運用力が下がっている学生もいる。今後も学生のレベルや状況を把握しながら、柔軟に対応していく必要がある。

中上級レベルについては、Japanese で中級レベルまで受講した学生たちが2名、アジア人財プログラムの授業を受講した。学士課程国際コースの工学部の学生の中には、学部卒業後に日本企業への就職を目指す学生もいることから、今後も Japanese からビジネス日本語への連携を見据えた指導を行っていききたい。

1-4. 今後に向けて

まだ試行錯誤を続けている部分もあるが、今年度ようやく Japanese と Business Japanese の科目間の連携が実現できた。ただし、農学部・工学部 Business Japanese の初中級レベルのシラバス・カリキュラムには、まだ検討していかなければならない部分が残っている。学士課程国際コースの授業では、コースによる学期末アンケートの他に、日本語クラスでも独自に毎学期学生による自己評価及びアンケートを実施している。今後もアンケートや学生の自己評価から得た情報をもとに、Japanese と Business Japanese との連携を考えながら、授業活動やスケジュールの見直しを重ねていきたい。

2. 玄洋小学校との交流学習報告

2-1. 経緯

学士課程国際コースの日本語教育 (Japanese I～Ⅲ) では、授業の一環として、2012年1月より玄洋小学校5年生・6年生との交流学習を行ってきた。当初は留学生が玄洋小学校を訪問するという活動から開始したが、2013年より小学生が伊都キャンパスを訪問するという活動も始めた。そして、2014年、2015年と交流学習活動を継続しながら、学習活動実施前後に小学校側との打ち合わせを重ね、留学生・小学生ともに同じメンバーが1年間で3回交流を行い、双方に学びが起きるような学習活動の枠組みが完成した。本稿では、2015年の実施例をもとに、玄洋小学校との交流学習について報告を行う。

2-2. 交流学習概要

交流学習の参加者である学士課程国際コースと玄洋小学校の学生、学習目標等を表5に示す。

表5 交流学習の参加者と目標

	学士課程国際コース (IUPE)	玄洋小学校
学生	1・2年生 (1回目1&2年生、2・3回目1年生)	5・6年生 (1回目5年生、2・3回目6年生)
科目	日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ (必修科目)	総合的な学習 (単元「玄洋から世界へ」)
学習目標	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人との交流を通して、日本語によるコミュニケーション能力を高める。 ・小学校見学を通して、日本の教育システム、自分の国の教育システムについて考える。 ・地域に暮らす日本人の考え方や価値観を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に暮らす外国人とその人達が大切にしている文化や価値観を知る。 ・自分の暮らす町の文化や歴史、学校の暮らしについて整理し、地域に暮らす外国人に発信しようとする態度を身に付ける。

2015年の交流学習は、1回目の学習活動を2015年の1月、2回目を2015年の6月、3回目を2015年の7月に実施した。したがって、年度をまたぐ形になるため、小学校側の参加者は1回目が5年生、2・3回目が6年生となっており、担任教員も途中で代わる。2015年の小学生参加者は、135名(4クラス)であった。学士課程国際コースの学生も1回目と2・3回目では、参加人数が異なる。1回目の交流学習に参加するのは、「JapaneseⅠ」を受講している1年生と「JapaneseⅢ」を受講している農学部2年生で、いずれも必修科目の学生だけとなっている。そして、2・3回目は、「JapaneseⅡ」を受講している1年生のみが参加対象者となる。2015年の学士課程国際コース側の参加者は、1回目が32名、2・3回目が25名であった。また、参加者のうち18名は、2014年10月から日本語を学び始めたゼロ初級の学生であった。

2-3. 交流学習活動スケジュール

次に、3回の交流学習のスケジュールを表6に示す。交流学習活動中は、大学側も小学校側も教師はほぼ介入せず、学生同士で主体的に活動を進めていくようにした。また、留学生側も小学生側も、交流学習活動の後に振り返りを行う時間を作り、次の活動につながるようにした。

表6 2015年(2014～2015年度)交流学習活動スケジュール

回	学習活動概要
1 (1月)	<p>【留学生が玄洋小学校を訪問(給食・昼休み・掃除も体験)】</p> <p>◆テーマ：留学生による文化紹介</p> <p>◆活動形式： 国籍の異なる留学生が3～4人で1グループになり、ブースを作る。小学生は15人前後で1グループとなり、ブースを回る。1回のセッションは30分で、3セッション(計90分)実施。</p> <p>◆内容： ①小学生が持つ各国のイメージ抽出 小学生に発表者の留学生の国に対するイメージを付箋に書き出してもらう。 ②留学生による各国の文化紹介 国の紹介(位置、地理、気候等)、クイズ、文化体験(ゲーム、簡単な挨拶のやり取り等)を行う。 ③小学生が持つイメージの検討 ①で出たイメージについて、全員でフィードバックを行う。</p> <p>◆その他： 留学生には、日本の小学校教育について学ぶことを目的とした調査課題を与え、給食時間と昼休みに調査をさせる。</p>
2 (6月)	<p>【留学生が玄洋小学校を訪問(給食・昼休み・掃除も体験)】</p> <p>◆テーマ：小学生による日本・福岡紹介</p> <p>◆活動形式： 小学生がクラス別に日本・福岡紹介を行う。小学生がクラスの中でさらにグループに分かれて発表し、各グループの発表を留学生が順次回っていくという形で進んでいく。</p> <p>◆内容： 小学生がクイズや実演など様々な形式を用いて、ワークショップを行う。 何をするか、どのようにするかは小学生の主体性に任せてあり、「四季・音楽・アニメ・スポーツ・食べ物」など幅広いトピックで日本・福岡の紹介を行う。</p> <p>◆その他： 留学生には1回目の小学校訪問を踏まえた質問を作らせ、空き時間に小学生や担任の先生にインタビューするよう指示を与える。</p>
3 (7月)	<p>【小学生が伊都キャンパスを訪問】</p> <p>◆テーマ：小学生へのキャリア教育</p> <p>◆活動形式： 留学生が3～4人で1グループになり、ブースを作る。小学生は15人前後で1グループとなり、ブースを回る。1回のセッションは20分で、4セッション(計80分)実施。</p> <p>◆内容： ①留学生のキャリア紹介 それぞれの留学生が生まれてから今まで歩んできた人生を小学生にキーワードで紹介する。 ②各国の小学校教育事情クイズ 1・2回目の小学校訪問を通して気付いた自国と日本の小学校教育の類似点・相違点をヒントにして作成したクイズを行う。</p> <p>◆その他： 小学生に九州大学を身近に感じてもらうため、留学生と一緒に椎木講堂を見学(DVD視聴有)する。</p>

交流学習全体に関わる2015年の工夫としては、3回すべての学習活動を参加型にしたことである。2014年に実施した小学生の伊都キャンパス訪問では、大学生の生活・留学生活について留学生側がPPTを使用し、4グループ・4教室に分かれて30分ほどのプレゼンテーションを行った。それぞれのグループが写真やイラストを多用し、小学生の興味を引くような工夫をしていたが、活動が双方向的にならなかったことや、小学生の集中力が持続しなかったことなど、多くの課題が残る結果となった。

この反省を踏まえ、小学校側の教員にアドバイスをもらい、2015年は一方的に情報を伝えるプレゼンテーションではなく、双方向的でインタラクティブな体験型の学習にすることで、相互理解を深められるような交流学習を目指すことにした。

このように、小学生と留学生の相互理解を目指して、クイズや実演など体験型の活動を取り入れることにより、言語の壁を越えて、今ここで行われていることを理解しようとしながらお互いに協力し、活動を進めていく様子が見られた。また、3回と活動を重ねることにより、留学生も小学生もお互いに名前を覚えるなど面識ができ、特に3回目の留学生が歩んできた人生についての発表では、小学生側も留学生個々人の人生を身近に感じられたのではないかと思う。

2-4. 交流学習の振り返り

交流学習では、学生側に毎回振り返りを行わせるとともに、教員側も振り返りを行ってきた。以下、資料として残してはいないが、2015年の3回の交流学習活動を通して得られた学生側と教員側の振り返りを表7に簡単にまとめる。

表7 交流学習の振り返りコメント

学生側	小学生	<ul style="list-style-type: none"> ・伝える楽しさを知った。 ・分かってもらえる喜びを感じた。 ・将来について考えるいいきっかけになった。 ・夢を持つのは大切だと思った。 <p style="text-align: right;">(6年生「学級だより」より一部抜粋)</p>
	留学生	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生はみんなフレンドリーで、責任感が強いと思った。 ・日本の小学校はグループワークが多くて、みんな協力している。 ・日本語があまり話せなくて、コミュニケーションが大変だった。 ・自分の国について発表できて、幸せだった。 ・相手の興味や状況を理解して説明することが大切だと思った。 ・日本の教育を知って、自分の国の教育についても考えることができた。
教員側	小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ことばだけでコミュニケーションをしようとするのではなく、実演やジェスチャーなどを使って「伝える・伝わる」活動になっていけたらいい。 ・交流が「行事」ではなく「学習」になってきたと感じる。 ・この交流学習をきっかけにして、留学を進路選択に加えたり、将来実際に留学する学生が出てくれることを願う。
	大学	<ul style="list-style-type: none"> ・準備、振り返りの時間をきちんと確保し、3回の学習に連続性を持たせていきたい。 ・自分が話したいことだけを話したり、一方的に情報を伝えるという活動ではなく、相手と共に活動するという意識を持って、交流学習に臨んでもらえるような意識付けを行う必要がある。

交流学習の振り返りの中で、小学校教員側から出た「交流が行事ではなく学習になってきた」というコメントがとても印象深かった。また、学生側からのコメントとして、小学生側からは「伝える楽しさや、分かってもらえる喜びを感じた」こと、そして、留学生側からは「相手の興味や状況を理解して説明することの大切さを感じた」ことが挙げられていた。この学生側のコメントから、ただ一方的に情報を伝えればよいという意識ではなく、相手に分かってもらえるような発表にしようという意識を持って、交流学習活動に臨んでいたことが窺える。

以上より、この交流学習活動が、ただの「訪問」に終わるのではなく、お互いに伝え合い、理解し合えるような相互学習を目指す活動になってきていることを、学生側も教員側も実感していることが分かる。

2-5. 今後の交流学習活動に向けて

小学校側との連携により、2015年は学生を主体とした体験型の相互学習活動の枠組みが完成したと言える。このように、双方に学びが起きるような授業設計には、小学校側との連携が欠かせない。今後も、大学・小学校の双方で協力し、日本・外国だけでなく、小学校・大学という多様性も活かしながら、3回の交流学習を相互学習が深まる有意義な活動にしていきたい。

また、2015年には時間の制約があり実現できなかったが、3回目の学習活動の最後に、同じ地域に住む住人としての対等な関係性にもとづいた留学生と小学生による意見交換を予定していた。日本語運用力や大学生・小学生という要因がどのように影響し、話し合い活動においてどのようなインタラクションが起きるか予測できない部分もあるが、ぜひ来年度は実現させたい。そして、この玄洋小学校との相互学習活動を、多文化共生社会の担い手を育成する(石井2011)という観点からも捉えつつ、今後も継続していきたいと考える。

3. おわりに

学士課程国際コースの学生は、1年次からアルバイトや部活・サークル、寮生活など、日々の生活の中で日本人学生や地域の日本人と日本語を使ってコミュニケーションをする機会を持っている。また、卒業後日本企業への就職を目指す学生もいる。したがって、本コースの日本語教育においては、生活支援や留学生生活を通して自分で学んでいけるように日本の文化・社会を深く、多角的に見る視点を養うことを目標とし、カリキュラムを作成してきた。しかし、学生たちは様々なコミュニティの一員として、日本人と接触しながら留学生生活を送っている。この留学生生活が日本への同化を志向するものにならず、日本での生活において留学生・日本人ともに相互を尊重し合い認め合えるような関係が築けるよう、玄洋小学校との相互学習活動のように、留学生・日本人の多文化共生という観点からも、本コースにおける日本語教育の意味・意義について考えていきたい。

参考文献

- ・石井恵理子(2011)「共生社会形成をめざす日本語教育の課題」馬淵仁(編)『「多文化共生」は可能か 教育における挑戦』勁草書房、pp.85-105.

平成27年度アジア人財プログラム (産業工学コース)におけるビジネス日本語教育

Report on the 2015 Business Japanese Course in AQ Program:
the special program for the international students
who want to join the Japanese industries

山田明子*

1. 授業概要

本年度でアジア人財プログラムも8年目を迎え、平成27年4月に8期生として15名の学生が新たに産業工学コースに加わった。本年度のビジネス日本語教育の主な受講者は8期生である。表1に8期生の概要を示す。

表1 8期生 学生概要

	学位区分			出身国
	修士	博士	計	
8期生	13名	2名	15名	・中国14名 ・韓国1名

次に、本年度の当コースにおけるビジネス日本語教育の授業概要を表2に示す¹。昨年度までと同様、「日本ビジネス研修A」及び前期「ビジネス日本語B」は、1限目と2限目で同じ授業内容になっており、受講者のレベル差や専門科目との重なりに対応できるような体制を整えている。ただし、後期の「日本ビジネス研修A」は、専攻科目との重なり等で1限目を受講できる学生が少なかったことから、2限目のみの開講とした。

*九州大学留学生センター講師

1 各科目の授業内容に関しては、「平成26年度アジア人財プログラム(産業工学コース)におけるビジネス日本語教育」(『九州大学留学生センター紀要 第23号』pp.261-266)を参照のこと。

表2 平成27年度 産業工学コース・日本語科目

開講時期	曜日	開講時間	
		1 限目	2 限目
前期	火	ビジネス日本語 B【読み書き】(10)	ビジネス日本語 B【読み書き】(4)
	木	日本ビジネス研修 A【口頭表現】(7)	日本ビジネス研修 A【口頭表現】(11) ※受講者のうち3名は IUPE の学生
	金	ビジネス日本語 A【基礎日本語】(12) ※受講者のうち1名は IUPE の学生	ビジネス日本語 A【日本事情・時事問題】(17) ※受講者のうち2名は7期生、うち1名は IUPE の学生
夏季集中	8月4日(火)～8月7日(金):日本ビジネス研修 B【ビジネスマナー】(14)		
後期	火	-	日本ビジネス研修 A【口頭表現】(7) ※受講者のうち1名は IUPE の学生
	金	ビジネス日本語 A【時事問題・グループワーク】(8)	ビジネス日本語 B【読み書き】(14)

※()内は受講者数

就職活動スケジュールが後ろ倒しとなったこともあり、本年度前期には、選考審査直前の日本語ブラッシュアップを目的として、7期生が2名「ビジネス日本語 A (日本事情・時事問題)」の前半を受講していた。

また、昨年度に引き続き、学士課程国際コース (IUPE) の学部生 (2年生～4年生) が受講していた。今年度は、開講されている科目のうちから、学生の希望に応じて、どれでも1科目選択できるような運営体制を採った。前後期合わせて、学士課程国際コースの学生は、「日本ビジネス研修 A」、「ビジネス日本語 A (基礎日本語)」、「ビジネス日本語 A (日本事情・時事問題)」を受講した。

授業科目としては、新たに後期に「ビジネス日本語 A (時事問題・グループワーク)」を開講することにした。後期は専攻科目の授業が前期に比べて少なくなるため、後期にもっと日本語を学べる環境を作ってほしいという学生からの要望があったことや、就職活動の選考過程においてグループディスカッションを取り入れる企業が増えていることがその理由である。後期の「ビジネス日本語 A」では、授業活動として学生同士による協働作業を取り入れ、主体的に時事問題をテーマにした課題に取り組みながら、学生同士の相互作用により、事象を多角的に分析する視点を身に付けることを目標とした授業活動を行った。

2. 授業アンケート結果 (平成27年度前期)

本コースでは、例年学期末に学生による授業アンケートを実施している。以下、平成27年度前期の日本語科目のアンケート結果の一部を示す。対象科目は「日本ビジネス研修 A」「ビジネス日本語 A」「ビジネス日本語 B」である。なお、自由記述に関しては、学生からのコメントをそのまま記載している。

表3 平成27年度 産業工学コース授業アンケート結果【日本語科目】

質問項目	回答
Q3. この授業科目は、あなたにとって有益ですか？	※のべ受講者数43名 有益である：40、有益ではない：0、未回答：3
Q5. 授業内容で最も興味を感じた事は何ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・実際にインターンシップを準備するとき担当者とメールのやり取りをしましたが、メールを作成する方法のついてにたくさん役になったと思います。 ・ビジネス日本語で勉強したいろいろな中国と日本の違う点が私にとって一番興味を感じたことです。たとえば、仕事に対する考え方とか、職場で使う言葉とか、日本と中国ぜんぜん違います。これはこのコースに入りなければ絶対わからないことだと思います。 ・日本語授業で、文章の書きと提出などを通じて、フィードバックを貰って、自分の作文能力をアップしただけではなく、自分の考え方、視点等も評価され、大変成長しました。 ・グループ討論で色々な意見が出たこと。 ・グループプレゼンテーションです。組みでメンバーたちと一緒にアイデアを出し合いが好きです。
Q6. その他（意見・提案、先生へのお願い等）	<ul style="list-style-type: none"> ・就職の模擬面接をやって頂ければ、大変助かります。 ・色々な場面に対して、論理的な書き方と話し方は非常に大事だと思いますので、もっと広範囲でその大事さを留学生と日本人学生たちに重視されてほしいです。 ・お互いに一つのことに対する自分の観点を議論するのが面白くて、このように考えている人もいると分かるようになりました。なので、個人的には日本語の文法など以外に、自由に興味がある話題に対して一緒に話すチャンスが多かったらいいかなと思います。 ・研究室に日本人との討論するチャンスが少ないので、日本人とのグループディスカッションが多くてほしいです。

産業工学コースを受講する学生は、日本企業への就職という強い目標を持っているが、Q3より、日本語の授業内容が学生のニーズに合っており、どの科目においても学生の就職活動・および就職後に活かせる内容となっていたことが分かる。

また、Q5より、日本語の授業で学んだことがインターンシップという実際に日本企業と接触する場面で活かされていること、自国と日本の違いについて深い気づきを得られたこと、そして、自分の視点・考えの深まりや他者との意見やアイデアの交換に面白さを感じていることが分かる。受講者の国籍はほとんど中国であり、中国人学生だけのグループもあったが、国籍に関係なく個人として授業に臨み、相手を尊重し、お互いの意見・アイデアに興味を持って授業に参加していた様子が窺える。

Q6からは、実際の就職活動場面に直結した授業活動を希望していること、論理的な話し方や文章の書き方の大切さを実感していること、留学生同士や日本人学生とのディスカッションを希望していることが分かる。日本人とのディスカッションは、ここ数年前期の「ビジネス日本語A（日本事情・時事問題）」の授業の中で、学期に1回だけではあるが、継続して実施している。今年度前期は、「ビジネス日本語A」の受講者が15名いたことから、工学研究院機械工学部門の日本人学生12名（学部11名・修士1名）に協力してもらった。日本人学生とのグループディスカッションは、後期の授業ではこれ

まで実施してこなかったが、今後は後期にも実施し、留学生と日本人学生が対話をする場を提供してあげたいと思う。

本コースにおけるビジネス日本語教育では、ただ日本語力を伸ばすだけでなく、社会人基礎力も視野に入れた総合的なコミュニケーション能力の育成を目指している。Q5・Q6のコメントにもあるように、他者との意見の違いを認め、それを楽しみ、そこから学ぼうという姿勢は、「柔軟性」や「創造力」といった社会人基礎力につながるものである。そして、このような資質・姿勢は、社会において人と関わりながら仕事をしていく上での素地となるものである。今後も社会で人と関わりながら仕事をしていく上での素地の涵養という観点から、ビジネス日本語教育の枠組みを固めていきたい。

3. 今後の課題

今年度は、就職活動スケジュールの後ろ倒しの影響を受け、8期生の授業をしながら、7期生の就職活動のフォローを行った。昨年までは、後期の終わりあたりから就職活動が開始していたため、後期の授業内容を就職活動の時期に合わせて組んでいた。しかし、7期生は3月に就職活動関連のウェブサイトがオープンしたため、後期の授業が終わってしまったから就職活動を開始するという状況が生じた。また、アジア人財プログラムを受講する学生の傾向として、ここ数年、テレビや本など、独学で日本語を勉強してきたという学生が見られる。このような学生は、口頭でのコミュニケーションはなんとかできるものの、基礎的な日本語力が低く作文や正確さに問題があったり、フォーマルな日本語が使えなかったりと、授業が始まってから苦労している場合が多い。そして、日本語力が低い学生は、前期の段階では授業についていくのに必死であり、視野を広げたり思考を深めたりする余裕があまりない。

以上を踏まえ、来年度からは、集中講義以外のすべての科目において、前期に実施していた授業内容を後期に一部ずらし、日本語の基礎固めを行ったうえで、内容ベースの授業活動に段階的に移行していけるようなシラバスにしていく予定である。そして、就職活動に直結するような授業活動については、就職活動が始まる前までにどこまでの力を身に付けておけば自力で就職活動に臨んでいけるのか、という視点から見直し、日本語科目としてのサポートについて再考していきたい。

参考文献

・経済産業省編（2010）『社会人基礎力 育成の手引き－日本の将来を託す若者を育てるために－』朝日新聞出版

マヒドン大学との教育連携プログラム 2015年実施の概要

岡崎 智己*

脇坂 真彩子**

0. はじめに

教員と学生の相互交流を行うことを目的に2007年（平成19年度）に始まった本プログラムも、今回で9回目を迎えた。今年は8月にバンコクで爆弾テロ事件があり¹、学生の派遣が危ぶまれたが、プログラムの内容を一部変更する等、本学から派遣する学生の安全管理について、マヒドン大学の全面的な理解と協力を得て、プログラムの全てを無事に実施、終了することができた。

1. プログラム各項目の内容と実施期間

昨年に引き続き、改変されたマヒドン大学の学年歴、及び本学の学年歴に照らして、使用可能な教室設備や配置可能な教員の都合を鑑み、プログラムの各項目を8月～9月に実施した。

プログラム項目	実施先	実施期間	参加者
日本語集中講義	マヒドン大学	8月3日～8月7日	マヒドン大生（8名）
日本現地研修	九州大学	8月9日～8月22日	マヒドン大生（14名）
タイ語集中講義	九州大学	8月17日～8月21日	九大生（17名）
タイ現地研修	マヒドン大学	8月23日～9月5日	九大生（15名）

1. 1 日本語・日本文化集中講義（於マヒドン大学）

これまで同様、マヒドン大学サラヤキャンパスで「Intensive Japanese Course for Communication Skills」の授業を5日間で30時間（2単位相当分）行った。受講者（8名）は全員 Faculty of Liberal Arts 所属の学生で、専攻はタイ語が4名、英語が4名で、日本語は選択外国語として学んでいる。今年は参加者全員が女子学生であった。

*九州大学留学生センター教授

**九州大学留学生センター講師

1 2015年8月17日の夜と18日の午後、タイの首都バンコクで2回に渡って爆発テロ事件が発生。20人が死亡、125人（邦人男性1名を含む）が負傷した。

	9:00 - 10:30	10:30 - 12:00	13:00 - 14:30
Aug.3	Introducing oneself	Asking where places and things are	Introduction to Japan and Fukuoka
Aug.4	Inviting people to do things and turning down invitations		Continuing a conversation
Aug.5	Introduction to Japanese food	Japanese Cooking: Demonstration and Tasting	Ordering food
Aug.6	Explaining things and asking favors		Introduction to Japanese Culture: Origami
Aug.7	Making inquiries about a lost article		Final presentations

1. 2 日本現地研修（於九州大学）

今回、Faculty of Liberal Arts (LA) からは「日本語集中講義」を受講した8名、また Mahidol University International College (MUIC) からは6名の学生が来日した。なお、前回は MUIC 派遣の女子学生の内1名はミャンマーから（マヒドン大学へ）の留学生であったが、今回は台湾からの留学生が1名、含まれていた。

来日したマヒドン大生の補佐役・案内役となる九大生チューターは20名で、その内の5名は昨年度の本プログラム参加者で、残りの15名は今年度のプログラム参加者であった。チューター活動を行う中で、昨年のプログラム参加者が「経験者（先輩）」として今年度のプログラム参加者をリードし、全体としてとても良いサポート体制が取れたように思う。

以下に今年度の受入れプログラム「日本現地研修」の実施スケジュールを示す。昨年同様、今回も英語で行うセミナー（＝座学）を減らし、工場見学等、日本の今を実際に見聞する機会を増やすように予定を組んだ。

Date	Activities	
8/9	8:00 Arrive at Fukuoka (TG648) ? 10:00 Check-in at Dormy Minam Fukuoka 12:00 Fukuoka City Tour with KU students	
8/10	10:00 - 12:00 Orientation & Campus Tour	13:00 - 15:00 Cultural Experience 1: Yukata Fitting
8/11	10:00 - 11:40 Japanese language class 1	11:50 - 16:30 Study Trip 1: Robosquare, Fukuoka Citizens' Disaster Prevention Center,
8/12	9:00 - 17:00 Study Trip 2: Kyushu National Museum + Dazaifu Tenmangu Shinto Shrine	
8/13	10:00 - 11:40 Japanese language class 2	13:00 - 15:00 Seminar: Becoming Japanese
8/14	10:00 - 11:40 Japanese language class 3	13:00 - 15:00 Presentation in English/Japanese: My Country - Thailand
8/15	Free day	

Date	Activities			
8/16	Free day			
8/17	10:00 - 11:40	Japanese language class 4	13:00 - 15:00	Cultural Experience 2: Traditional Japanese Music
8/18	10:00 - 11:40	Japanese language class 5	12:40 - 16:15	Study Trip 3: TOYOTA MOTOR KYUSHU
8/19	10:30 - 12:30	Interaction & Activities with KU students: Thai cooking	13:00 - 16:00	Cultural Experience 3: Tea Ceremony
8/20	10:00 - 11:40	Japanese language class 6	13:00 - 15:30	Study Trip 4: HAKUHAKU
8/21	10:00 - 11:40	Japanese language class 7	13:00 - 15:00 15:00 - 16:00	Presentation in Japanese: Japan I discovered Certificate Ceremony + Farewell Party
8/22	9:00	Depart from Fukuoka		

1. 3 タイ語・タイ文化集中講義（於九州大学）

例年通り基幹教育・総合科目「タイの言語と文化」（2単位）として開講され、マヒドン大学からタイ人講師を迎えて実施された。受講者はタイ現地研修に参加が決まった15名に加え集中講義のみの受講希望者2名を加えた計17名で、今回は大学院生は一人もおらず、全員が学部の1～3年生であった。受講者の在籍学部の内訳は以下の通りである。

薬学部（3名） 工学部（4名） 農学部（1名） 法学部（1名）
文学部（4名） 経済学部（3名） 芸術工学部（1名）

集中講義の内容は以下の通りである。なお、3日目に行われたDemonstration of Thai Cookingでは、日本現地研修に来ていたマヒドン大生も加わって、タイ人講師の指導の下、日・タイの学生が一緒になってタイ料理を作り、交流を楽しみながらの昼食会となった。

	10:30 - 12:00	13:00 - 14:30	14:50 - 16:20
8/17	Introduction to Thailand and Mahidol University	Introduction to Thai Language	L.1 Introducing oneself and others Assignment to be presented on day 5
8/18	Test 1 L. 2 Asking question to describe things	L. 2 (continue) Numbers 1-100	L. 3 Telling the Time Introducing Thai Food to be cooked on day 3
8/19	Demonstration of Thai Cooking	Test 2 L.3 (continue)	L. 4 Direction and Destination

8/20	Test 3 Thai Holidays Buddhism	L. 5 Asking price / Adj.	Transportation Group meeting / Search Information for presentation and report
8/21	Vocabulary Test Preparation for 2-page report, Oral presentation and Introducing oneself (using advanced language form)	Introducing oneself (using advanced language form) Role Play Oral Presentation	Writing Thai Alphabets and students' names Thai Manners (Do and Don't)

1. 4 タイ現地研修（於マヒドン大学）

今回も定員（15名）を超える22名の応募者があり、書類選考を行って参加者を決定した。その結果、男子学生9名、女子学生6名と、例年になく男子学生の割合が女子学生を上回り、また2年生（11名）が最多で、それに1年生（3名）と3年生（1名）が加わる構成となった。各自の所属学部の内訳は以下の通りである。

薬学部（1名） 工学部（4名） 農学部（1名） 法学部（1名）
文学部（4名） 経済学部（3名） 芸術工学部（1名）

参加者全員に旅行保険の加入と大学が指定・手配した航空便（往復）を利用することを義務付けた。またタイについての情報の収集と本プログラムへの参加の意義を改めて考えてもらうことを目的に各自の興味・関心に応じてタイに関する本を一冊読んで読書ノートを作成、提出してもらうという「事前課題」を課した。²そして出発前に以下の日程で開催した2回のオリエンテーションに出席してもらい、加えて全学の学生を対象とした海外危機管理セミナーに出席することも要請した。

- 7月22日 事前オリエンテーションⅠ
- 7月24日 海外渡航前危機管理セミナー
- 8月17日 事前オリエンテーションⅡ

事前オリエンテーションⅠでは、保険加入の確認、利用航空便の確認、参加費支払い方法の確認のほか、プログラムの概要、実施目的と今年度プログラムの内容についての説明・確認をするとともに、外務省発行の「タイでの安全のしおり」を配布して海外渡航に関する一般的な注意を行った。また、学部の異なる参加者の初顔合わせとなることから、各自に自己紹介をしてもらい、本プログラムへの参加理由や抱負について語ってもらった。また異文化理解・異文化適応に関する入門セミナー（その1）も実施し、海外に出た時に起こりうるカルチャーショックや異文化適応の過程について説明した。

海外渡航前危機管理セミナーは、本学主催の他の海外派遣プログラムも含め、全学の学生を対象に

2 提出された「読書ノート」は簡易製本して出発前に参加者全員に配布し、互いの関心や目的意識が知り合えるようにした。

行われたもので、学外から専門家を招いて、留学時に海外で日本人学生が注意すべき諸事項やいざとなった時の危険回避方法について、具体例を示しながら詳しく説明・解説がなされた。

事前オリエンテーションⅡでは、タイ語の集中講義のためにマヒドン大学から来られていたタイ人講師の方にも加わっていただき、マヒドン大学の校則等を含むより具体的な現地事情の紹介、プログラム参加中に注意すべきこと、また渡航前に準備すべきことの確認、及び異文化理解・異文化適応に関する入門セミナー（その2）を実施した。なお、折からバンコクで起きた爆弾テロ事件を受けて、当初予定されていたバンコク市内での活動や見学はすべて中止し、代替えの活動や見学先を手配中であることを学生に伝えるとともに、安全管理に関する本学の取り組みと安全管理体制、及び対応策を示し、プログラム参加の意思・希望の再確認を行った。³

以上に加えて、今年も現地到着後にマヒドン大学関係者による現地オリエンテーションが行われたが、今年はこの場で、放課後や週末は大学キャンパス内やその近くで過ごし、「バンコク市内には決して立ち入らないこと」「バンコク以外の場所でも繁華街や観光名所等、特に人の多く集まる場所は避けて行動すること」の2点について、厳重に注意、指導いただいた。なお、今年のプロプログラムの内容を以下に示すが、プログラム中、取り消し線が引かれている箇所の活動・見学は下記のように変更されている。

1. Thai Human Imagery Museum, Nakhon Pathom

<http://www.thaiwaxmuseum.com/index.php?modules=exhibition>

2. Klong Mahasawat, Nakhon Pathom

<http://www.thaiticketmajor.com/Travel-News/Klong-Mahasawat:-Cruise-on-King-Rama-4%E2%80%99s-canal-1975-en.html>

3. Amphawa District, Samut Songkhram:

• Wat Bang Kung

http://www.travelfish.org/sight_profile/thailand/bangkok_and_surrounds/samut_songkram/amphawa/1635

• King Rama II Commemorate Park

http://kingrama2found.or.th/en/index.php?option=com_k2&view=item&id=38:king-rama-ii-commemorate-park&Itemid=640

• Amphawa Chaipattananurak Conservation Project

<http://www.amphawanurak.com/en/amphawanurak/index.php>

• Amphawa Floating Market

<http://www.richardbarrow.com/2013/09/weekend-trip-to-amphawa-floating-market/>

4. Siriraj Museum, Bangkoknoi, Bangkok

<http://www.si.mahidol.ac.th/museums/en/index.html>

3 爆弾テロ事件に関わる対応については、本学の安全管理体制も含め、詳しい説明を参加学生の保護者にもセンター長名で通知（メール、及び書簡）し、学生には再度保護者ともよく話し合った上で、最終的に本プログラムに参加するかどうか決定するよう要請した。

1と2はサラヤキャンパスから車で15～20分程度の距離にある施設で、3は少し遠く、車で1時間半ほどの郊外にある地区だが、いずれも爆弾テロ事件発生後にマヒドン大学が代替え活動・見学先の候補地として提案してくれたものである。4はバンコク市内にあるのだが、市内中心地から離れたところにあるマヒドン大学のキャンパスの一つで、訪問先の博物館はマヒドン大学の付属病院の一部であり、折から病院にはタイ国王夫妻が滞在しており、極めて安全な場所であるとのことであったので、検討の末、見学先に含めることとした。

Short-term Student Exchange Program for Kyushu University Students				
23 August – 5 September 2015				
	Date	Time	Activities	
1	Sun. 23 Aug.		Arrival & Shopping at Tesco Lotus	
			16:00	* Arrive at the Suvarnabhumi Airport by CI 835
			17:15 - 17:30	* Meet MU staff and students at Exit No.3, Suvarnabhumi Airport * Depart for Tesco Lotus
			18:30 - 20:00	* Arrive at Tesco Lotus* Shopping & dinner* Depart for Condo D (Accommodation), Mahidol University, Salaya Campus
			20:15	* Arrive at Condo D
2	Mon. 24 Aug.		Orientation & Language Class	
			7:30	* Take a tram from Condo D to Mahidol Learning Center (MLC) for breakfast
			7:40 - 8:40	* Arrive at MLC and meet with MU students * Breakfast
			8:40	* Take tram to the Office of the President (OP)
			9:00 - 10:30	* Orientation Session Venue: Meeting Room 530, 5 th floor, OP - Introduction to Mahidol University - Multimedia Presentation - Self Introduction - General Information and Program Overview - Summary (in Japanese)
			10:30 - 12:00	* Tour of Salaya Campus
			12:00 - 13:30	* Lunch Venue: Faculty of Liberal Arts (LA)
			13:30 - 16:30	* Thai Language Class 1 Venue: LLC Room, MLC
			16:30 - 17:00	* Time on your own
			17:00 - 19:00	* Dinner
3	Tue. 25 Aug.		Language Class and Visit & tour of Museum Siam	
			Morning	* Take a tram from Condo D to MLC for breakfast * Walk or take tram to LA
			9:00 - 12:00	* Thai Language Class 2 Venue: LLC Room, MLC

		12:00 - 13:00	* Lunch
		13:00	* Depart for Museum Siam
		14:00 - 16:00	* Visit & tour of Museum Siam
		16:00	* Depart for Condo D
		17:00	* Arrive Condo D
		Evening	* Time on your own * Dinner
4	Wed. 26 Aug.		Visit to the Bangkok National Museum and Language Class
		Morning	* Take a tram from Condo D to MLC for breakfast * Walk or take tram to LA
		8:30	* Meet together in front of the LA Building * Depart for Bangkok National Museum
		9:15 - 11:00	* Visit & tour of Bangkok National Museum
		11:15	* Depart for Salaya Campus
		12:00	* Arrive at Salaya Campus
		12:00 - 13:00	* Lunch
		13:30 - 16:30	* Thai Language Class 3 Venue: LLC Room, MLC
		Evening	* Time on your own * Dinner
5	Thu. 27 Aug.		Language Class and Cultural Demonstration
		Morning	* Take a tram from Condo D to MLC for breakfast * Walk or take tram to LA
		9:00 - 12:00	* Thai Language Class 4 Venue: LLC Room, MLC
		12:00 - 13:30	* Lunch
		13:30 - 16:30	* Japanese Cultural Presentation by Japanese students * Interaction and Activities with Thai students
		Evening	* Time on your own * Dinner
6	Fri. 28 Aug.		Temple Tour
		Morning	* Take a tram from Condo D to MLC for breakfast * Walk or take tram to LA
		8:30	* Depart for the Temple of the Emerald Buddha and the Grand Palace
		9:00 - 11:30	* Visit & tour of Temple of the Emerald Buddha and the Grand Palace
		11:30 - 13:00 hrs.	* Lunch
		13:00 - 14:30	* Visit & tour of Wat Pho
		14:3	* Depart for the Temple of Dawn (Wat Arun)
		15:00 - 16:30	* Visit & tour of Temple of Dawn
		16:30	* Depart for Condo D

		17:30	* Arrive at Condo D
		Evening	* Time on your own * Dinner
7	Sat. 29 Aug.		Free Day (lunch and dinner on your own)
8	Sun. 30 Aug.		Free Day (lunch and dinner on your own)
9	Mon. 31 Aug.		Language Class and Thai Dancing Classes
		Morning	* Take a tram from Condo D to MLC for breakfast * Walk or take tram to LA
		9:00 - 12:00	* Thai Language Class 5 Venue: LLC Room, MLC
		12:00 - 13:30	* Lunch
		13:00	* Walk or take tram to MUIC
		13:15	* Meet MU staff at the Information Counter, Ground Floor, MUIC
		13:30 - 16:00	* Thai Traditional Costume and Thai Dancing Class Venue: MUIC
		Evening	* Time on your own * Dinner
10	Tue. 1 Sep.		Language and Visit the Jim Thompson House
		Morning	* Take a tram from Condo D to MLC for breakfast * Walk or take tram to LA
		9:00 - 12:00	* Thai Language Class 6 Venue: LLC Room, MLC
		12:00 - 13:00	* Lunch
		13:00	* Depart for the Jim Thompson House
		14:00 - 16:30	* Tour of the Jim Thompson House
		16:30	* Depart for Condo D
		17:30	* Arrive at Condo D
		Evening	* Time on your own * Dinner
11	Wed. 2 Sep.		Language Class and Japanese Cultural Presentation
		Morning	* Take a tram from Condo D to MLC for breakfast * Walk or take tram to LA
		9:00 - 12:00	* Thai Language Class 7 Venue: LLC Room, MLC
		12:00 - 13:30	* Lunch
		13:30 - 16:00	* Thai Boxing Class Venue: MUIC
		Evening	* Time on your own * Dinner
12	Thu. 3 Sep.		Language Class and Cooking Class

		Morning	* Take a tram from Condo D to MLC for breakfast * Walk or take tram to LA
		9:00 - 12:00	* Thai Language Class 8 Venue: LLC Room, MLC
		12:00 - 13:30	* Lunch
		13:30 - 16:00	* Cultural Demonstration Venue: Faculty of Liberal Arts (LA)
		Evening	* Time on your own * Dinner
13	Fri. 4 Sep.		Final Exam and Farewell Dinner
		Morning	* Take a tram from Condo-D to MLC for breakfast * Walk or take tram to LA
		9:00 - 12:00	* Final Exam * Presentation in Thai * Interaction and activities with Thai students
		12:00 - 13:30	* Lunch
		15:00 - 17:00	* Cooking Class
		17:00 - 19:00	* Certificate Ceremony & Farewell Dinner Venue: MUIC
14	Sat. 5 Sept.		Departure for Fukuoka
		7:00	* Meet in front of Condo D building * Depart for Suvarnabhumi Airport
		8:30	* Arrive at Suvarnabhumi Airport * Airport check - in

2. 参加学生によるプログラムの評価

研修終了後に日・タイ双方の学生に対して本学が実施したアンケート調査の結果の概要を以下に示す。

2. 1 日本現地研修（於九州大学）に対する学生の評価

参加者15名・回答者14名

Japanese Language Course		Excellent	Good	Fair	Poor
Content		12	1	1	nil
Class hours	Too many	Many	Appropriate	Few	Too few
	nil	1	9	4	nil

Seminars, Cultural Experiences & Study Trips	Excellent	Good	Fair	Poor
Cultural Experience: Yukata-fitting	13	1	nil	nil
Study Trip: Kyushu National Museum & Dazaifu shrine	8	5	1	nil
Seminar: Becoming Japanese	2	8	4	nil
Cultural Experience: Traditional Japanese Music (Hougaku/Gagaku)	7	6	1	nil
Study Trip: Toyota Motor Kyushu	3	7	4	nil
Cultural Experience: Tea Ceremony	14	nil	nil	nil
Study Trip: HAKUHAKU	2	9	3	nil
その他	Excellent	Good	Fair	Poor
Tutors	14	nil	nil	nil
Overall satisfaction	11	3	nil	nil

アンケートに回答した14名の学生のうち11名がプログラム全体について「Excellent (非常に満足)」、3名が「Good (満足)」と回答し、今年も参加者に満足のいくプログラムが実施できたと考える。なお、今回は本学の学生チューターに対する評価がとて高く、回答者14名全員が「Excellent (非常に満足)」と答えており、チューターによる日本滞在中の手助けや様々な場面で行われた文化交流に感謝するコメントが多かった。また、日本文化体験については、お茶会と浴衣の着付けが特に好評であった。

宿泊施設については、今年度は学外の全員を市内南区にある民間学生寮に収容した。設備、食事に関してはほぼ全員が「Excellent (非常に満足)」か「Good (満足)」と好評価であったが、その一方、「もっとキャンパス (大学) に近い滞在施設のほうがよい」との意見も複数あった。

2. 2 タイ現地研修 (於マヒドン大学) に対する学生の評価

参加者15名・回答者15名

	とても良かった	良かった	どちらとも言えない	良くなかった	まったく良くなかった
現地研修全体	12	2	1	nil	nil
タイ語のクラス	7	8	nil	nil	nil
見学・訪問	4	9	1	nil	nil
文化体験クラス	6	8	1	nil	nil
寮・生活一般	4	10	1	nil	nil
実施時期・期間	7	7	1	nil	Nil
事前集中講義	12	3	nil	nil	nil

昨年の参加者に比べ、今年の参加者からは「とても良かった」という回答が減り、その分「良かった」という回答が増えた。では、昨年に比べて「満足感」の得られない学生が多かったのかというと、どうもそういうことでもないようである。自由記述で記入してもらったコメントを読むと、「行ってよかった」「全体的に満足のいくプログラムだった」「毎日非常に充実していた」「お互いの国についてより深く学ぶことができ、交流も深めることができた」「本当に充実していて、楽しかった」「この一ヶ月で得た友達と経験は一生忘れないものになった」「振り返ってみると楽しい思い出でいっぱいである。本当によいプログラム」「貴重な体験ができた」「このプログラムに関わる全ての方に感謝申し上げます」（以上、学生のコメントを原文のまま抜粋して引用）とほぼ全員が本プログラムに参加することで得た体験を貴重なものと高く評価し、十分な満足感を得てプログラムを終了している様子が伺えるからだ。総じて今年の参加者は五肢択一形式によるアンケート調査では控えめな回答をするものが多かったということだろうか。

心配された爆弾テロ事件によるプログラム内容の一部変更についても、旅行ガイドブックに決まって出てくる定番の観光スポットに行けなかったことについて残念がる感想を漏らすものもいたが、その代わりに「自分だけでタイへ行った時には行くことができないであろう場所に行くことができたのはよかった」「逆に普段の旅行では行かないような場所へ行ったので、タイの違った様子を見ることができた」「連れて行ってもらった場所も十分に魅力のある所だった」「よくなかった場所はとくにありません」と肯定的に捉え、評価する学生が大半で、「タイの庶民の生活が垣間見えて、興味深いものだった」「伝統に触れるとともに、今の現地の雰囲気を感じることができた」といった感想を持つとともに、これらの訪問・見学に付き添ってくれたマヒドン大生との交流からもいろいろと得るものがあったようである。

ロンドン大学大学院生のための集中日本語コース

Kyushu University Intensive Japanese Course for Graduate Students from SOAS, University of London

岡崎 智己*

脇坂 真彩子**

高原 芳枝***

カーディナル・マリア・グラシータ****

0. はじめに

本学と大学間交流協定を結び、毎年、本学の短期交換留学プログラム (Japan in Today's World program、以後 JTW) に学生を派遣してくるロンドン大学アジア・アフリカ学院 (University of London, School of Oriental and African Studies, 以後 SOAS) からの要請を受け、委託事業¹として SOAS の修士課程に学ぶ学生を対象とした短期集中日本語コース (全5週間・100時間) を夏休み期間を利用して留学生センターで開講した。

1. 受入・運営体制

専門分野を異にする複数の修士課程に学ぶ5名の学生が来学した。² 日本語のレベルも初級修了程度が1名、中級修了程度が4名と同一ではなかったため、SOAS の要望に従って2レベル・2クラスを設置した。授業担当者は留学生センター非常勤講師の中から出講希望者を募り、初級修了者コースに2名、中級修了者コースに3名を配置した。SOAS との連絡・連携窓口を兼ねてコース全体の調整

* 九州大学留学生センター教授

** 九州大学留学生センター講師

*** 九州大学国際交流推進室准助教

****九州大学国際交流推進室学術研究員

1 本コースの開講・運営に関わる経費の支払いが発生することから、既存の大学間交流協定とは別に、本学との委託事業契約に関わる覚書を取り交わした。

2 学生の専攻は以下の通り。

MA History of Arts and Archaeology of East Asia and Intensive Language (Japanese) 1名

MA Religions of Asia and Africa and Intensive Language (Japanese) 1名

MA Japanese Studies and Intensive Language (Japanese) 3名

を専任教員が行い、受入れに関わる事務的手続き、チューターや宿舎の手配等については国際交流推進室の室員が当たった。

なお、チューターは本学学生から希望者を募り、英国への留学経験者を含む5名がSOASからの学生一人一人に1対1で配置された。³

宿舎については、集中コースが開講される箱崎キャンパスに近い本学所有の学生宿舎への入居が難しかったため、市内の交通の便の良い所にある民間会社の経営になる家具付きの長期滞在型ホテル、所謂ウィークリーマンションを利用してもらった。⁴

2. コース内容とスケジュール

本事業でSOASから出された集中日本語コースに関する主だった要望は以下の通りである。

- 5週間で100時間の授業を行うこと
- 但し、授業は月曜日～木曜日の4日間で行い、金曜日と週末は学生の自由時間として拘束しないこと
- 月曜日～木曜日の授業は午前中の早い時間帯に開始し、夕方～夜に学生が自由に使える時間を確保すること
- 初級修了者コースではスリーエーネットワーク刊『みんなの日本語Ⅱ』の49課と50課、その後はジャパントイムズ刊『中級の日本語（改訂版）』の1課～10課を学習すること
- 中級修了者コースでは語文研究社刊『ニューアプローチ中上級の日本語（完成版）』の6課～12課の学習を行うこと
- 2つのコースとも3週目で中間テストを実施すること
- 帰国してすぐにSOASで受けることになる進級試験への備えをさせること
- 九州大学独自の教材も併せて使用してほしい

以上を踏まえ、以下のスケジュールでコースを運営した。

8月17日	オリエンテーション ⁵
8月18日～9月17日	2レベル・2クラスに分かれて日本語の授業
9月17日	送別会

3 チューターは、留学生センターで実施する他のプログラム、例えばJTWやATWと同様、到着時の出迎えに始まり、学内施設の利用案内、また滞在中の生活面や日本語の勉強、練習に関する手助けを行った。

4 各自がミニキッチン設備のある1人部屋（バス・トイレ付き）に入居した。部屋には机、椅子、電気スタンド、エアコンの他、テレビ、冷蔵庫、炊飯器、トースター等も備わっており、タオル石鹸、シャンプーなどのアメニティグッズも揃っており、定期的に部屋の清掃、寝具の交換も行われる。共用のランドリー設備やパソコン、また無料の自転車や漫画本の貸し出しサービスもある。

5 オリエンテーションでは夏場の暑い時期での滞在で注意すべきことを伝え、キャンパス案内や図書館ツアーを実施した。その後、ウエルカムランチ、及び本学の邦楽部の学生による邦楽と雅楽の演奏会に招待した。

なお、8月18日～9月17日の期間行われた日本語の授業は、SOASの要望に従って、1週目を除き、月曜日～木曜日の9:00～12:00と昼休みを挟んで13:00～15:00に行われたが、学生の都合（病気や修士論文作成のための資料収集）や折からの台風襲来による影響で、授業実施日や実施時間、また授業内容等、一部当初の予定を変更して行われた。また、最終日である9月17日の授業では5週間の集中コースの総括を兼ねて、初級修了者コースでは筆記試験が行われ、中級修了者コースでは学生一人一人による日本語のスピーチが行われた。

3. 終わりに

SOASの要望を全面的に入れてコースを準備したが、日本の夏の蒸し暑さにコース途中で体調を崩したり、また自病を悪化させたりした学生もいて、5名の学生全員が十全に所期の目標を達成して帰国したわけではなかったが、それでもそれぞれに本センターでの学習の成果を得、それなりに満足して5週間のコースを終えたようである。ロンドンに戻ってから受けた進級試験も、全員無事に合格できたようで、SOASの日本語教育担当者からも「(学生は)皆、(日本語力が)伸びて帰ってきたというのが、私ども全員の印象です」という連絡が届いた。

授業を担当した本センター非常勤講師からは「学生が非常に優秀ですばらしく、教師としてもいい経験になった」といった声が聞かれる一方、SOASから指示、指定された授業範囲や試験準備が、量的にもかなり多めで、100時間の限られた授業時間でカバーするには相当に学生に無理を強いらなければならなかったという「苦しい」思いも味わったようである。

これまで本センターで実施してきた委託事業の日本語集中コースは、概してimmersionの色合いが濃く、せっかく日本へ来たのだから、教室の中、テキストの中でしか学べない日本・日本語ではなく、実際に日本で生活し、日本のあれこれに直に触れることを通して学ぶ日本語・日本文化のクラスが目指され、より実践に即した技能練習を中心に授業が行われてきた。SOASから事前に様々な要望や細かな指示があったとはいえ、今回、授業を担当した先生方にも、どこかそうした意識があって、「試験準備のための授業」とはどこか違った授業を目指してしまった部分もままあったように思われる。

試験の準備も、日本に来たからこそその日本語学習も、どちらも言ってみれば学生のためを思っただけの「親心」ならぬ「教師心」の現れかと思うが、本事業を来年以降も継続する場合、こうした点についてもきちんと意見交換を行い、調整をしていかなければならないであろう。

アセアン・プログラムの実践

— 2015年 AsTW プログラムの概要と実施報告 —

Report on the ASEAN in Today's World (AsTW) 2015

岡崎 智 己*

高 原 芳 枝**

0. はじめに

7回目の実施となる2015年（平成26年度）のASEAN in Today's World (AsTW) プログラムは、ベトナム国家大学ハノイ校との共催で開講・実施し、ASEAN 諸国から23名、日本から11名の合計34名が参加した。本プログラム開始以来の通算受講者受入れ実績は今回で15カ国（地域）55大学273人となった。

1. 概要

1. 1 共同実施大学・協力大学

平成26年度プログラムはベトナム国家大学ハノイ校との共同実施となった。なお、本プログラムの実施協力大学は、マヒドン大学（第1回～第3回共同実施校）、アテネオ・デ・マニラ大学（第4回～第6回共同実施校）と福岡女子大学の3校である。

1. 2 プログラムスケジュール

実施・開講期間は2015年3月6日（金）～3月20日（金）で、全体スケジュールの概要は以下の通りである。

3月6日	: オリエンテーション
3月7日・8日	: スタディトリップ
3月9日	: 開講式、及び ASEAN 事務局特別講演、 (授業期間: 3月9日～3月20日)
3月20日	: 閉講式

*九州大学留学生センター教授

**九州大学国際交流推進室准助教

1. 3 参加対象者と募集方法

原則として日本からの参加者は本学と福岡女子大学の在校生、海外からの参加者はASEAN 域内の大学に在学する学部生と大学院生であるが、その他の国・地域の大学の学生にも広く門戸を開いている。募集は、共同実施先であるベトナム国家大学ハノイ校と本学が其々のルートを通じて行い、参加者の選考・選抜は両校合同で行った。

1. 4 参加者

今年のプログラム参加者の出身国と在籍大学の内訳は表1の通りである。なお、プログラム参加者によって形成されるグループダイナミズムを考慮し、ASEAN 域内から参加する学生と人数的にある程度均衡の取れるよう日本（＝本学と福岡女子大学）からの参加者の数を調整、選抜している。

表1

日本 (11名)	ASEAN 諸国 (23名)				
日 本	イ ン ド ネ シ ア	ベ ト ナ ム	タ イ	フ イ リ ピ ン	マ レ ー シ ア
11	3	9	4 ¹	5	2
九州大学 (9名) 福岡女子大学 (2名)	University of Gadjah Mada (2名) Binus University of Indonesia (1名)	Can Tho University (1名) Vietnam National University, Hanoi (6名) Foreign Trade University, Hanoi (2名)	Chiang Mai University (1名) Chulalongkorn University (2名) Mahidol University International College (1名)	Ateneo de Manila University (2名) University of the Philippines (2名)	Universiti Putra Malaysia (2名)

1. 5 宿舎

宿舎は、本プログラムが実施されるベトナム国家大学ハノイ校メトリキャンパス内の学生寮を利用した。²

1 タイの学生1名は、都合でプログラム途中で帰国。

2 部屋のタイプにより1室3名～4名で入室。日本人学生とASEAN 各国から参加した学生で部屋をシェアし、学生間の交流が進むよう配慮した。

1. 6 参加費用と奨学金

本学以外からの参加者は授業料として59,200円を、また宿舍費とスタディトリップに要する実費の合計約90,000円を徴収した。ただし今回、共同実施校となったベトナム国家大学ハノイ校、及び本学と大学間包括連携協定を締結している福岡女子大学の学生については授業料不徴収となっている。また、本学から参加した学生については、宿舍費とスタディトリップ費のみを徴収した。

奨学金に関しては、「九州大学奨学金」として本学独自の資金から一人164,200円の奨学金を ASEAN 加盟国から参加した学生17名に支給した。日本国内から参加した学生に関しては、九州大学の学生9名と福岡女子大学の学生2名が日本学生支援機構海外留学支援制度による奨学金に応募し、一人8万円が支給された。

2. 開講コースの概要

本プログラムは① ASEAN 研究コース (ASC: ASEAN Studies Courses)、②アジア言語・文化コース (ALC: Asian Languages & Cultures Courses)、及び③スタディトリップで構成される。今回は①ASCを3科目、②ALCも3科目開講した。これらの科目はそれぞれ1科目2単位を授与するものとし、参加者は4単位相当 (= ASC 1科目 + ALC 1科目 = 計2科目) を履修することがプログラムの修了要件となっている。

- ① ASEAN 研究コース / ASEAN Studies Courses (ASC)
 - ◇ Current Affairs of ASEAN and East Asia
 - ◇ ASEAN Economics
 - ◇ Cross-Cultural Communication in Asia
- ② アジア言語・文化コース / Asian Languages & Cultures Courses (ALC)
 - ◇ Basic Japanese Language and Culture
 - ◇ Basic Vietnamese Language and Culture
 - ◇ Basic Chinese Language and Culture
 - ◇ English as a Communication Tool in the ASEAN Context
- ③ スタディトリップ
 - ◇ ハノイ市内観光 (日帰り)
 - ◇ ハロン湾 (一泊二日)
 - ◇ 特別講演会
ASEAN 事務局・部門間協力部長 Mr. Larry Maramis

表2 科目担当教員・受講者数

ASEAN 研究コース科目名・担当講師	受講者数
Current Affairs of ASEAN and East Asia ◇ Assoc. Prof. Pham Quang Minh, Vietnam National University, Hanoi ◇ Assoc. Prof. Mark Fenwick, Faculty of Law, Kyushu University	8
ASEAN Economics ◇ Dr. Pham Vu Thang, Vietnam National University, Hanoi ◇ Assoc. Prof. Shoji Shinkai, Fukuoka Women's University	6
Cross-Cultural Communication in Asia ◇ Prof. Jordan Pollack, International Student Center, Kyushu University ◇ Dr. Hoang Anh Tuan, Vietnam National University, Hanoi	19
アジア言語・文化コース科目名・講師	受講者数
Basic Japanese Language and Culture ◇ Ms. Than Thi Kim Tuyen, Faculty of Oriental Languages and Cultures, Vietnam National University, Hanoi	8
Basic Vietnamese Language and Culture ◇ Ms. Nguyen Thi Bich, VNU University of Education, Vietnam National University, Hanoi	14
Basic Chinese Language and Culture ◇ Assoc. Prof. Hoang Anh, Director of Center for Chinese language studies, Vietnam National University, Hanoi	6
English as a Communication Tool in the ASEAN Context ◇ Ms. Pham Thi Mai Thanh, Vice Dean, Faculty of Oriental Languages and Cultures, Vietnam National University, Hanoi	5

3. 参加者によるプログラム評価

3. 1 ASEAN からの参加者による評価（有効回答数：34）

（1）プログラム全般

Excellent	Good	Fair	Poor	Very Poor
1 (2%)	15 (44%)	16 (47%)		1 (2%)

（2）ASEAN から参加した学生の感想・意見（アンケートより抜粋して原文のまま掲載）

What have you enjoyed most?
<ul style="list-style-type: none"> • Making friends and having good time with other participants • Learning new things and different cultures • After classes & field trips • Courses (Chinese class, 2nd week of Economic Class) and class discussion

<ul style="list-style-type: none"> • Food • Professors, Vietnamese students and volunteers • Appreciate Vietnamese friends & staff's help, good attitude of staff
What have you enjoyed least?
<ul style="list-style-type: none"> • Facilities & infrastructure (Dorm bed, Accommodation, Bathroom, Residential area (dorm) far from city center, • Field trips: Halong Bay (long drive and tight schedule) • Others: Curfew (back to dorm by 10pm) , Eating, Weather, Services, Program organization, lack of extra activities, Dealing with admin staff, Withdrawal of a participant, Burdens of Vietnamese students

ここで挙げられた問題点については、宿舎や教室を提供してもらうことになる現地の共同開催校ともよく話し合って、次回のプログラムでは改善をしていきたい。

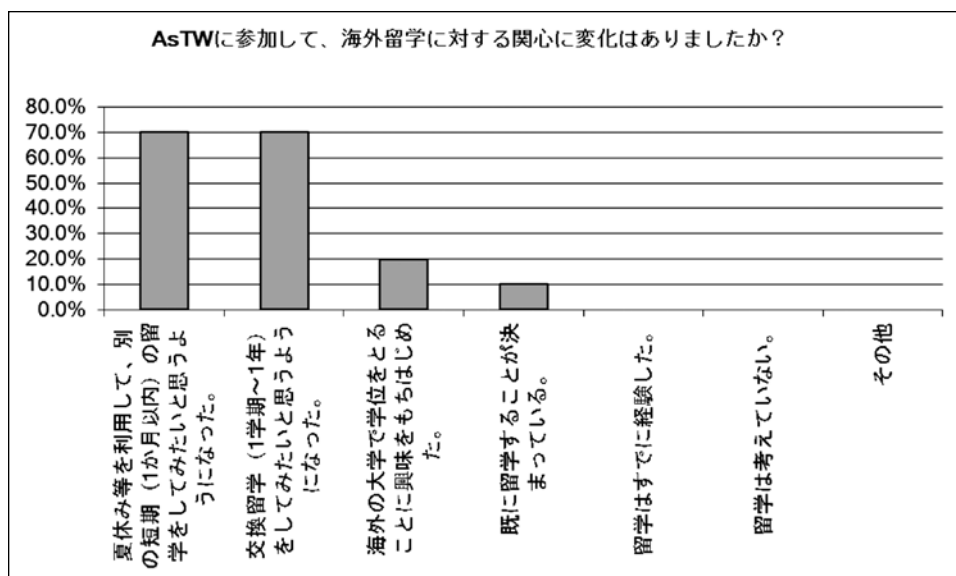
3.2 日本人学生による評価 (有効回答数：11)

(1) プログラム全般

(とてもよかった) → → → (つまらなかった)

5	4	3	2	1	加量平均
4	4	2	0	0	4.2/5.0

(2) 海外留学に対する関心の変化



(3) 日本から参加した学生の感想・意見（アンケート回答より抜粋して原文のまま掲載）

AsTWに参加してよかったと思う点はどこですか？

- 自身の実践的英語力とコミュニケーション能力を知ることができた。
- 今後の英語学習に対する意識が高まった。
- 英語を話す機会がたくさんあったこと。
- 英語を使わざるを得ない環境におかれ、自分の英語力の未熟さを身にしみて感じた。
- 自分の英会話力の少なさに気づけて、英語の勉強に対するモチベーションが上がったことです。
- 言語の壁はたしかに大きいですが、友達になっていけば言語だけに頼らなくてもコミュニケーションを取ることができるということもわかった。
- ベトナムの文化と触れ合うことで日本という国を違う視点から見ることが出来た点。
- 他の国の参加者と知り合えたこと ベトナムに長く滞在して、ベトナムのことを深く知れたこと、普段知ることのない言語について勉強できたこと。
- 海外の同年代の学生と触れ合うことができ、彼らの意志の強さや好奇心の旺盛さを肌で感じる事ができた。
- 何よりも良かったと思うところは、海外の大学生と出会えて友達になれたことだ。朝も夜も一緒に過ごしていくうちに、だんだんと距離が近づいていくのを感じることができ、たくさんのお話を聞いて非常に有意義な時間を過ごすことができた。
- ASEANの学生と触れ合うことで様々な考え方などを知ることができ、自分の将来を考える上でも大きな材料になると思う。また、日本人参加者との出会いも大きかった。
- 技術うんぬんよりも、まずはやってみるという事が大事だという事を再認識しました。また、言語を超えて通じるものと、言語がないと苦しいもの両方感じました。

4. 今後の課題と改善策

本学からの参加者からは、今年も自らの「英語力の未熟さ」についてのコメントが多かった。英語力の強化を目的に今回から開講することとなった English as a Communication Tool in the ASEAN Context の受講者5名は、全員が本学の学生で、以下のようなコメントを寄せている。

- 今までの日本の授業形式とは異なり、とにかく生徒に話させる形式で新鮮だった。生徒も5人と少なく、先生が一人一人丁寧に教えてくださり、非常に充実した時間を過ごすことができた。リーディングやグラマーも英語習得のために必要なことではあるが、それだけをしては一向に英語を話せるようにはならないということを痛感した。間違えることを恐れずに自分から話すことの大切さを、何度も先生から訴えられ、私もそう感じた。このプログラムで受けたような英語の授業を、小さい頃から受ければ英語力はぐんと伸びるだろうと思った。
- スピーキングを中心によく練習が出来た。先生の教え方や考え方が非常に良かった。

とは言え、外国語の習得に近道や特効薬のないことも事実で「英語の授業の良し悪しではなく、英語の授業を受けたからといって、すぐには変わるわけではないなと感じました。これからも何らかの形で努力します。」といった堅実な努力目標を立てた学生もいて、そういった意味合いからも English as a Communication Tool in the ASEAN Context を開講した意義はあったと考える。次年度も引き続き、English as a Communication Tool in the ASEAN Context を開講し、本学からの参加者の英語力強化に努めたい。

九州大学におけるサマーコースの実践

— 2015年 ATW プログラムの概要と実施報告 —

Report on the 2015 Asia in Today's World (ATW) Program

岡崎 智 己*

高 原 芳 枝**

西 原 暁 子**

0. はじめに

Asia in Today's World (ATW) は、今年15回目のプログラムを開講・実施し、東アジア [8]、東南アジア [9]、北米 [5]、ヨーロッパ [5] から、合計27名の参加者を受入れた。([] 内は地域別受入れ数。)

本年で本プログラム開始以来の通算受講者受入れ実績は20カ国97大学544人となった。

1. 2015年 ATW プログラムの概要

実施期間	2015年 6月23日 (火) ~ 8月7日 (金)	
対象者	外国の高等教育機関に在籍している学部生及び大学院生で以下の条件を満たすもの (1) 学業及び人格が優れており原則として在籍している大学の推薦を受けた者 (2) 留学の目的及び計画が明確で日本への留学の成果が期待できる者 (3) 日本での留学期間終了後在籍大学において学業を継続する者 英語を母国語としない者については、TOEFL550点以上の英語能力を有する者	
定 員	30名	
開講科目	1) 人文・社会科学系「アジア研究コース」全4科目 (教育言語: 英語) 2) 日本語 (初級前半~中級後半・全4レベル5クラス)	
奨学金	日本学生支援機構 (JASSO) による奨学金16万円/人を23人に支給	
見学旅行 (登録制)	1) 赤米田植体験 (糸島市日帰り) 2) 厳島神社と広島平和記念公園 (1泊) 3) 日本文化体験 (茶会・座禅) (半日)	参加料 1,000円 参加料25,000円 (※) 参加料 各500円

*九州大学留学生センター教授

**九州大学国際交流推進室准助教

宿 舎	以下の組み合わせから希望をとり、調整して割り当てた。 1) 4週間ホテル+3週間ホームステイ;2) 全期間ホテル;3) 4週間民間学生寮+3週間ホームステイ;4) 全期間民間学生寮
参加費	授業料88,800円(6単位相当)、宿舎費117,000円～230,000円(宿舎タイプにより異なる) 見学旅行費(見学旅行欄参照)

(※) 台風の影響により中止

受講者数

2015年の応募者、並びに受講者(=受講許可者の内、実際にプログラムに参加した者)の国別内訳人数は以下のとおりである。

応募者総数		受入許可者総数		受講者総数				
37人		37人		27人				
(単位:人)								
ア メ リ カ	カ ナ ダ	イ ギ リ ス	中 国	中 国 (香 港)	シ ン ガ ポ ー ル	フ イ リ ピ ン	ミ ヤ ン マ ー	計
4	1	5	2	6	7	1	1	27

開講科目

人文・社会科学系「アジア研究コース」4科目と「日本語コースを」開講した。

①「アジア研究コース」の開講科目と各科目の受講状況

各科目とも、2単位相当の授業(計30時間)を行った。ATWの規定に従い、「アジア研究コース」を選択した学生は以下に挙げる開講科目から2コースを選択し受講した。

開講科目・授業担当	受講生数
1. Japan in East-Asia: the Dynamics of Politics and Society Dimitri Vanoverbeke (レウヴェン・カトリック大学教授)	12人
2. Death in Traditional Japanese Literature in the Asian Context Noel J. Pinnington (アリゾナ大学准教授)	15人
3. Development in Asia and a Globalizing World Kyo Naka (前 UNDP ニューヨーク本部アジア・太平洋地域局・課長代行)	9人
4. Aging, Generations & the Life Course in East Asia: A Sociological Introduction Masateru Higo (九州大学留学生センター・准教授)	18人

②日本語コースの受講状況

初級と中級で5クラスを開講し、2単位相当（計60時間）の授業を行った。

初級入門	初級1	初級2	中級1	中級2	計
8人	4人	3人	5人	7人	27人

2. 受講者の評価

本年の参加者による本プログラムの評価も、これまで同様、極めて良好であった。

- プログラムの総合的な評価（有効回答者数：21人）

	大変よい	よい	ふつう	少し劣る	劣る	評価平均
回答者数	13人	8人	0人	0人	0人	4.62 / 5.0

- 「アジア研究コース」について（有効回答者数：23人）

	大変よい	よい	ふつう	少し劣る	劣る	評価平均
回答者数	9人	12人	2人	0人	0人	4.30 / 5.0

- 「日本語クラス」と「アジア研究」とのバランスについて（有効回答者数：23人）

	大変よい	よい	ふつう	少し劣る	劣る	評価平均
回答者数	11人	11人	1人	0人	0人	4.43 / 5.0

- 「日本語コース」（有効回答者数：28人）

満足度平均 (%)	92.6
-----------	------

- ホームステイについて（有効回答者数：17人）

満足度平均 (%)	90.0
-----------	------

全般	大変よい	よい	ふつう	少し劣る	劣る	評価平均
回答者数	11人	5人	1人	0人	0人	4.59 / 5.0

- チューターについて（有効回答者数：21人）

全般	大変よい	よい	ふつう	少し劣る	劣る	評価平均
回答者数	10人	9人	1人	1人	0人	4.76 / 5.0

担当チューター	大変よい	よい	ふつう	少し劣る	劣る	評価平均
回答者数	9人	7人	4人	0人	1人	4.76 / 5.0

例年、日本語の学習を主目的にプログラムに参加した学生とアジア研究コースに惹かれてプログラ

ムに参加した学生の間で意見が分かれ「日本語クラス」と「アジア研究」とのバランスについては評価が分かれるのが常であったが、今年の学生に関してはそうしたことがなかった。「日本語クラス」と「アジア研究」が相互に補完し合って、学びの相乗効果を上げるという良い結果が得られたようである。以下、プログラム全体に関してのコメントをいくつか示す。

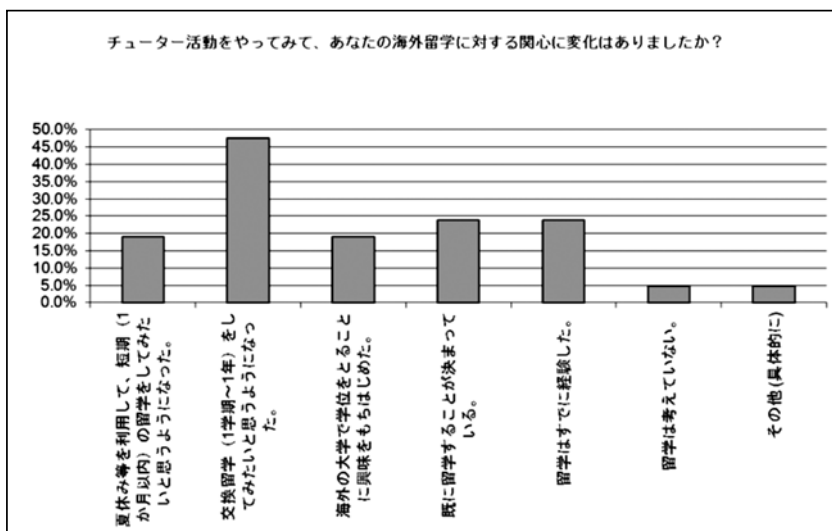
- From this program, I was able to obtain many new knowledge of not only Japanese language, yet also Japan and its relationship in the international stance.
- The faculty is also excellent and thanks to them, the experience allowed us to explore Japan while knowing that we are doing so under their great guidance.
- Living in dormitory can provide us more time to meet and contact with other people, it is a good experience for an overseas student.

(以上、参加者から寄せられたコメントは原文のまま引用)

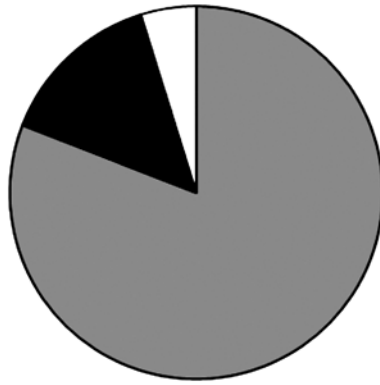
3. チューター活動を通じた日本人学生の意識変化

今年のプログラムでチューター活動を行った学生については、その経験を踏まえて、今後海外留学をしたいと考えるようになったとの回答が多かった。以下に示すように、1ヶ月以内の短期留学と交換留学を希望するようになったという回答は、全体の85%に上った。また、ATWのチューター活動が、就職を含む将来の活動に役に立つと思うという回答も81%に上った。

これからのことから、ATWにおけるチューター活動が九大生の意識変革に大きな役割を果たしていることが見て取れるかと思う。



チューター活動があなたの就職活動や将来に役立つと思いますか？



- 役に立つと思う。
- 特に役に立たないと思う。

5つの課外活動分野 第21期生（H27年春学期時点）による評価の概要報告と考察

Japan in Today's World (JTW) Program

Masa Higo*

1. はじめに

Japan in Today's World Program (以下、JTW プログラム) は、本学・九州大学の海外の学生交流協定校から選抜・派遣された学部留学生を主な対象に、1学期または2学期にかけて英語による授業や自主研究の機会を提供する、日本の(旧)国立大学で初めて開設された短期留学プログラムコースである。その主な目的は参加留学生たち(以下、JTW生)の日本社会と文化に対する理解を促すことにある。

JTW生は九州大学留学生センターに所属し、毎年50～55名程度の留学生が参加している。JTWプログラムが提供する必修(コア)コースは全学教育科目として広く一般の九州大学の学生(以下、九大生)に開放されているが、JTW生のみが参加対象となる様々な課外活動も本プログラムの大きな特徴の一つである。JTWプログラムの特徴として、日本社会と文化の理解を効率よく且つ効果的に促すことを目的とした、体験学習(Experiential Learning¹)といわゆる同化プログラム(Immersion Programs²)の特性を含んだ活動内容をその一環として内包している。通常の講義の履修とは一線を画した学修活動として、本稿ではこれらの活動を一括して「課外活動」として位置付ける。

短期留学プログラムの一環としてのこれらの課外活動の有用性を鑑み、本稿では、JTWプログラムが正式に企画・提供している、5つの分野に分けられる課外活動に着目し、第21期生(H27年春学期時点)によるそれらの活動の評価の要約を報告する。またその評価の結果に基づいた、今後の同プログラムの継続的な改善に向けた考察も最後に簡潔に論じる。

*Associate Professor at the International Student Center, Kyushu University.

1 Kolb, D. (1984). *Experiential Learning as the Science of Learning and Development*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice Hall.
2 Lambert, W. E. (1984). An overview of issues in immersion education. In R. Campbell (Ed.), *Studies on immersion education: A collection for United States educators* (pp. 8-30). Sacramento, CA: California State Department of Education.
Swain, M. (1984). A review of immersion education in Canada. In R. Campbell (Ed.), *Studies on immersion education: A collection for United States educators* (pp. 87-112). Sacramento, CA: California State Department of Education.

2. JTW プログラム 5 つの課外活動分野

JTW プログラムは以下 5 つの課外活動分野をそのプログラム内の正式な構成部分の一部として企画・提供しており、表 1. に纏められているような特徴と目的を備えている。

表 1. JTW プログラムの 5 つの課外活動分野

(1)	<p>Study Trips (体験学習及び研修旅行) 1 年間 (2 学期) を通じて 13 回に渡る体験学習及び研究旅行 (一泊旅行、日帰り旅行を含む) を行う。一回の旅行で複数の異なる場所へ行き、多様な学修目的のために異文化体験や社会見学を行う。福岡県内のみならず県外の様々な地域や施設へ赴く。参加は任意であるが、学期開始直前に行われる Orientation/Welcome Trip への参加は強く奨励される。</p>
(2)	<p>Independent Study Project (自習研究プロジェクト) 単位の取得につながる学術活動であるが、参加は任意であり、学生自身の研究課題に応じ、全学的に指導教員を探し学生への約 1 学期間にわたる個別指導を依頼する。秋・春学期の最期に全 JTW 生、指導教員、また関心のある関係者全ての前でプレゼンテーションをし、その研究内容のみならずプレゼンテーション自体も評価の対象となる。</p>
(3)	<p>Student Tutor Program (チューター制度) 希望する JTW 生一人ずつに、本制度への参加を志望する九大学生を割り当て、空港への送り迎えに始まり、学業面のみならず日常生活全般についてサポートする。JTW 生は本制度を通じて、学生間のネットワーク作りを体験し、短期間の中で日本の社会生活をより効率よく同化する為の機会を得る。</p>
(4)	<p>Japanese Conversation Partner Program (会話パートナー制度) 希望する JTW 生一人ずつに、本制度への参加を志望する九大学生を割り当て、定期的な集まり (最低でも週に一回) を通じて日本語によるコミュニケーションをする機会を提供する。JTW 生は本制度を通じて、言語の習得・精練と共に異文化体験を行う。</p>
(5)	<p>Home Visit Program (家庭訪問制度) 希望する JTW 生一人ずつに、本制度への参加を志望する主に福岡市内に在住する一般の家庭をホスト・ファミリーとして紹介する。参加する JTW 生は週末や休日などを活用して定期的にホスト・ファミリーを訪問 (もしくは宿泊) する。日本の一般的課程の日常生活を体験し、日本の社会生活及びその文化への効率的かつ効果的な同化を図る。希望する学生には複数のホスト・ファミリーを紹介する場合もある。</p>

3. JTW プログラム第 21 期生 (H27 年春学期時点) のプロフィール

JTW プログラム第 21 期生は、H26 年秋学期と H27 年春学期の参加学生から成り、H27 年春学期終了時点で計 56 名の留学生により構成されている。表 2. は第 21 期生全体のプロフィールを纏めたものである。

表 2. に示されている通り、第 21 期生全体は 20 名の男子生徒と 36 名の女子生徒から成り (男子が全体の 35.7%、女子が全体の 64.3% を占める)、全体のうち 45 名が H26 年秋学期からの参加、11 名が H27 年春学期からの参加 (一学期のみ) である。全 56 名は 18 の異なる国に所在する 37 の大学機関 (殆どは本学の海外の学生交流協定校) に所属している。

表2. 第21期生（H27年春学期時点）のプロファイル

Men		20	35.7%
Women		36	64.3%
<hr/>			
Continued Students (joined from H26 Fall Semester)		45	8.4%
Semester Students (joined from H27 Spring Semester)		11	19.6%
<hr/>			
Home Institutions		37	
Country/Region of Home Institutions		18	
	North America	US	12 21.4%
	South America	Chile	1 1.8%
	Europe	UK	9 16.1%
		Germany	7 12.5%
		France	5 8.9%
		Sweden	3 5.4%
		The Netherlands	1 1.8%
		Belgium	1 1.8%
		Iceland	1 1.8%
		Europe/Eurasia	Russia
	Asia	Hong Kong	3 5.4%
		China	2 3.6%
		Taiwan	2 3.6%
		Korea	2 3.6%
		Indonesia	1 1.8%
		Thailand	1 1.8%
		The Philippines	1 1.8%
	Oceania	Australia	3 5.4%
<hr/>			
Total		56	100.0%

4. プログラム評価の手法

本稿で報告するプログラム評価の結果は、第21期生（H27年春学期時点）によるプログラム終了後に行われた留学生による評価に基づくものである。このプログラム評価は平成27年7月22日に九州大学箱崎キャンパス国際ホールにて行われたJTWプログラム第21期閉校式の直後に実施された。閉校式に参加した学生に、所定のプログラム評価質問票と回答用紙の印刷物を配布し、国際ホール内にておよそ20分間かけて評価を行い、その場での回答用紙の提出を依頼した。JTWプログラム全体に対する評価に関しては、第21期生全56名中、47名から有効回答が提供された（回答率約83.9%）。また、有効回答数と回答率は、参加学生数の違いから特定の課外活動分野によって異なる。評価質問票と回答用

紙は回答直後に回収され、後日、九州大学国際部留学生課にて集計が成された。

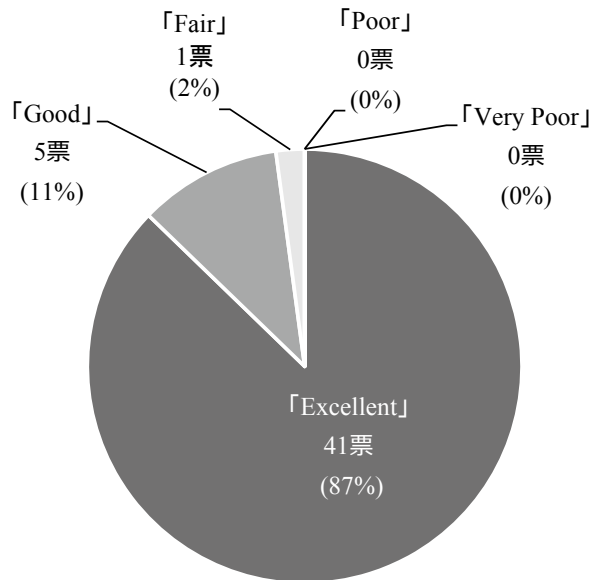
回答用紙には全ての質問項目につき以下5段階の回答が用意され、学生はそのうちの一つだけ選択して評価するよう指示された：

- 5 = Excellent
- 4 = Good
- 3 = Fair
- 2 = Poor
- 1 = Very Poor

5. 第21期生 (H27年春学期時点) による JTW プログラム全体の総評

第21期生 (H27年春学期時点) による JTW プログラム全体 (JTW Program as a whole) の評価の要約は、図1. の通りである。47の回答学生中41名 (87%) が「Excellent」と評し、5名 (11%) が「Good」と評した。「Fair」と評したのは1票 (2%) であり、「Poor」及び「Very Poor」と評した学生は0であった (0%)。「Excellent」もしくは「Good」と評した学生は47回答学生中46名であり、全体の97.9%を占めた。

図1. 第21期生 (H27年春学期時点) による JTW プログラム全体の総評



6. 第21期生（H27年春学期時点）による JTW プログラム 5つの課外活動の個別総評

第21期生（H27年春学期時点）による JTW プログラムの5つの課外活動の個別総評をまとめたのが図2.（スパイダーウェブ・チャート）である。図2. では5つの課外活動各々に対して「Excellent」もしくは「Good」と評した票数（学生数）を全票数の割合（%）として表した数値である。スパイダーウェブ・チャートの使用により、各々の課外活動の学生からの評価結果を比較し易くした。

- (1) Study Trips（体験学習及び研修旅行）の項目では、有効回答46票のうち46票（100.0%）が「Excellent」もしくは「Good」と評した（「Excellent」へは45票、「Good」へは1票）。
- (2) Independent Study Project（自習研究プロジェクト）の項目では、有効回答14票のうち11票（78.6%）が「Excellent」もしくは「Good」と評した（「Excellent」へは8票、「Good」へは3票）。
- (3) Japanese Conversation Partner Program（会話パートナー制度）の項目では、有効回答14票のうち11票（63.3%）が「Excellent」もしくは「Good」と評した（「Excellent」へは13票、「Good」へは6票）。
- (4) Student Tutor Program（チューター制度）の項目では、有効回答42票のうち30票（71.4%）が「Excellent」もしくは「Good」と評した（「Excellent」へは25票、「Good」へは5票）。
- (5) Home Visit Program（家庭訪問制度）の項目では、有効回答37票のうち28票（75.6%）が「Excellent」もしくは「Good」と評した（「Excellent」へは22票、「Good」へは6票）。

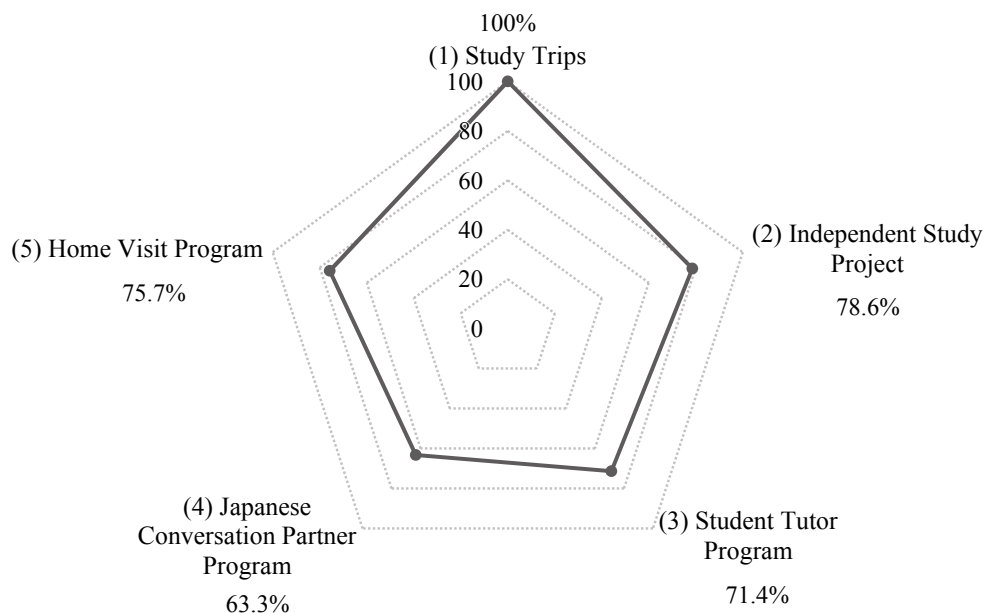


図2. 第21期生（H27年春学期時点）による JTW プログラム 5つの課外活動の個別総評

7. 考察とまとめ

前述の通り、JTWプログラムは海外の本学の学生交流協定校から選抜・派遣された学部留学生を中心に、1学期または2学期にかけて英語による授業や自主研究を中心に日本社会と文化に関する学習の機会を提供することを主たる目的とした短期留学プログラム・コースである。

図1. で示唆されているように、第21期生（H27年春学期時点）によれば、JTWプログラム全体は非常に高く評価されており、包括的な観点から短期留学プログラム・コースとして効果的に企画・運営されている、と言える。しかしながら、上記の目的の継続的な達成のために、本稿で報告した5つの課外活動は今後も重要な役割と機能を担うと考えられ、改善点とその方法を検討していくことは重要である。

これらの課外活動に対する第21期生（H27年春学期時点）による個別総評を見ると、以下2点の事が言える。

1点目として、(1) Study Trips（体験学習及び研修旅行）を始め、(2) Independent Study Project（自習研究プロジェクト）及び(5) Home Visit Program（家庭訪問制度）の分野では、75%以上の参加学生から「Excellent」もしくは「Good」と評されている。つまりこれらの課外活動分野は少なくとも3/4の参加学生からは肯定的に評価されており、継続的にその内容と質を維持していくことが重要と考えられる。

2点目として、しかしながら(3) Japanese Conversation Partner Program（会話パートナー制度）と(4) Student Tutor Program（チューター制度）への評価は相対的に劣り、課外活動としてまだ改善の余地がある分野と言える。これら2つの課外活動分野における共通点は、相対的にJTWプログラム側が企画や初期のアレンジ等を行うものの、活動の主体は学生のみ（JTW生と九大生）であり、具体的な活動内容やその頻度、そして学生間の関わり方などの点も学生側に一任している、と言う点にある。学生の主体性を尊重した活動をプログラムの一環として備えておくことの肯定的な効果も考える一方、今後のより効果的な活動のために、JTWプログラム側と九大生側のより密接な連携を行い、継続的な改善の道を連携して模索していくことが今後の主要な課題であると考えられる。

九大生合格者数、全国第2位 ～異分野融合の海外留学へ～

官民協働海外留学支援制度 「トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム」
第3期 九州大学 応募結果報告

Tobitate! Study Abroad Initiative

Masa Higo*

〈要約〉

- 本年度9月18日に行われた9月定例記者懇談会（椎木講堂第一会議室）にて、官民協働海外留学支援制度 「トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム」第3期生応募にむけた本学の応募結果報告について報道する機会が与えられた。
- 最終合格学生数－ 第1期から第3期にかけて、本学におけるトビタテ最終合格学生数は5名→11名→19名と継続的且つ飛躍的に増加している。特に第3期最終合格者数は、東京大学に次ぎ、京都大学と並び全国212応募校中第2位となった。また、応募学生数に占める最終合格率においても、全国平均の31.3%に対し、本学は2倍に近い57.6%と、大きく全国平均を上回った。
- 留学計画の特徴－ 本学のトビタテ第3期最終合格学生の多くは、異分野の知識と経験を融合させる海外留学によってそれぞれの分野でパイオニアとなることを目指すケースが多く、複数の専門性を持つことに対する需要が高まる今日の社会情勢において、トビタテ第3期の最終選考に合格した九大生は、時代の要請に応える新世代の海外留学経験をもとに将来のグローバル・リーダーを目指すことが期待される。

1. 「トビタテ!留学 JAPAN」日本代表プログラムとは? ¹

1-1 概要:

官民協働海外留学支援制度～トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下、トビタテ）は、文部科学省企画・運営による、民間企業からの支援を活用した留学促進のためのプログラムである。日本国籍を有し国内の高等教育機関に在籍し、産業界を中心に社会全体に貢献・還元する意欲のある学生の留学を主な支援対象とする。

2014年から開始され、年間2回の募集が行われ、每期全国約500名の留学支援を計画している。2015年9月までに、第1期から第3期の募集・選考が行われ、現在第4期の募集が行われている。

*九州大学留学生センター准教授

1 文部科学省トビタテ広報部によるウェブサイト参照：<http://tobitate.mext.go.jp/program/index.html>

1-2 目的：

過去約10年間における日本人海外留学生数の継続的な減少をうけて、今後海外留学経験者数を倍増させる為の取り組みの一環として企画された。「日本再興戦略～JAPAN is BACK」(2013年6月14日閣議決定)で掲げられた目標である、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年までに、大学生の海外留学12万人(現状6万人)、高校生の海外留学6万人(現状3万人)への倍増をトビタテの公式目標としている。

トビタテの支援による海外留学を経験した学生は、将来的な社会貢献の一環として、支援企業と共にグローバル人材コミュニティを形成し「産業界を中心に社会で求められる人材」または「世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材」へと育成される。また、帰国後は海外体験の魅力を伝える活動を通して、日本全体の留学機運を高めることに貢献することが期待されている。

1-3 特徴：

- 以下の4つのコースが設けられている：
 - 1) 「自然科学系、複合・融合系人材コース」² (対象：理系分野で留学する学生)
 - 2) 「新興国コース」 (対象：新興国へ留学する学生)
 - 3) 「世界トップレベル大学等コース」 (対象：世界トップランキング上位大学に留学する学生)
 - 4) 「多様性人材コース」 (対象：スポーツ、芸術、政治など様々な分野において留学する学生)
- 支援期間は最短28日から最長2年間の海外留学。
- 海外の大学等で講義受講などの学修活動をするのみならず、インターンシップやボランティア活動などの実践的な活動を盛り込んだ留学計画を募集している。
- 選考は書面審査(一次選考)と面接審査(二次選考・最終選考)の2段階から成る。
- また第3期より地方の高等教育機関と民間企業の連携により海外留学希望学生を募る「地域人材コース」が設けられた。

2. トビタテ第3期 最終合格学生数

2-1 全国選考結果

- トビタテ第3期の募集には、全国212校から男女計1,290人の学生が応募し、そのうち113校に在籍する404名の学生が最終合格となった。(表1. 参照)
- 全国における最終合格率は約31.3%、男女別で男子33.5%、女子29.6%であった。(表1. 参照)
- 全国では応募学生数、最終合格学生数とも女子が男子を上回ったが、最終合格率では男子が上回った。(表1. 参照)

2 現在(2015年9月)募集が行われているトビタテ第4期から、「理系・複合・融合系人材コース」と名称が変更された。

表1. 全国 トビタテ第3期 応募学生数 最終合格学生数 在籍学校数 最終合格率、男女別

	応募学生数	最終合格学生数	最終合格率
全体	1,290人	404人	31.3%
男	571人	191人	33.5%
女	719人	213人	29.6%
在籍学校数	212校	113校	—

コース別にみる応募学生数、最終合格学生数及び最終合格率は表2のとおりである。

表2. 全国 トビタテ第3期 応募学生数（在籍校数）最終合格学生数（在籍校数）最終合格率、コース別

申請コース	応募学生数 (在籍校数)	最終合格学生数 (在籍校数)	最終合格率
自然科学系、複合・融合系人材コース	367人 (94校)	163人 (63校)	44.4%
新興国コース	87人 (52校)	26人 (20校)	29.9%
世界トップレベル大学等コース	209人 (53校)	77人 (28校)	36.8%
多様性人材コース	524人 (150校)	96人 (54校)	18.3%
地域人材コース	103人 (26校)	42人 (18校)	40.8%
全体	1,290人 (212校)	404人 (113校)	31.3%

2-2 トビタテ第3期 九州大学の選考結果

- ・本学からのトビタテ第3期の応募学生数は33名（男16名、女17名）、うち最終合格学生数は19名（男8名、女11名）であり、最終合格率は全体で約57.6%、男女別で男50.0%、女63.6%であった。（表3. 参照）
- ・本学では、応募学生数、最終合格学生数ともに男女ともほぼ同数であったが、最終合格率で女子が男子を実質的に上回った。（表3. 参照）

表3. 九州大学 トビタテ第3期 応募学生数 最終合格学生数 最終合格率、男女別

	応募学生数	最終合格学生数	最終合格率
全体	33人	19人	57.6%
男	16人	8人	50.0%
女	17人	11人	63.6%

本学におけるコース別にみる応募学生数、最終合格学生数、及び最終合格率は表4のとおりである。

表4. 九州大学 トビタテ第3期 応募学生数 最終合格学生数 最終合格率、コース別

申請コース	応募学生数	最終合格学生数	最終合格率
自然科学系、複合・融合系人材コース	16人	10人	62.5%
新興国コース	2人	1人	50.0%
世界トップレベル大学等コース	7人	5人	71.4%
多様性人材コース	8人	3人	37.5%
地域人材コース	—	—	—
全体	33人	19人	57.6%

※ 福岡県では「地域人材コース」は創設されていないため、募集は行われなかった

2-3 九州大学の実績 — 他大学との比較 第1期～第3期の推移

- 第1期から第3期にかけて、九州大学はトビタテ最終合格学生数を継続的に増加させており、第3期で九州大学は212校中全国第2位となった。(表5. 参照)
- 第1期では、本学から5名の学生が最終合格し、最終合格学生数は全国221応募校中で9位だった。第2期では11人の最終合格学生をもって全国173応募校中第3位となり、第3期では19名の最終合格学生により、東京大学に次ぎ、京都大学と並び全国212応募校中第2位となった。(表5. 参照)

表5. 最終合格学生数 (国立、公立、私立)、応募期 (1～3期) 別

最終合格学生数	第1期 最終合格学生 在籍校 (221応募校中)	第2期 最終合格学生 在籍校 (173応募校中)	第3期 最終合格学生 在籍校 (212応募校中)
24人			東京大学
23人			
22人			
21人	早稲田大学		
20人	東京大学 慶應義塾大学		
19人			京都大学 九州大学
18人			
17人			早稲田大学
16人			
15人		東京大学	慶應義塾大学
14人	京都大学		東京工業大学
13人			
12人	千葉大学	東京工業大学	筑波大学
11人	筑波大学	京都大学 九州大学	
10人			東北大学 神戸大学

9人		慶應義塾大学	東京外国語大学 大阪大学
8人	東京工業大学 熊本大学 上智大学 中央大学	明治大学 早稲田大学	お茶の水女子大学 創価大学
7人	大阪大学	金沢大学	
6人	鹿児島大学	筑波大学 大阪大学	千葉大学 一橋大学 岡山大学 徳島大学 琉球大学 中央大学
5人	東北大学 東京農工大学 東京藝術大学 お茶の水女子大学 九州大学	宮崎大学 琉球大学	北海道大学 宇都宮大学 東京農工大学 横浜国立大学 三重大学 京都工芸繊維大学 長崎大学 大分大学 津田塾大学 明治大学 立教大学
4人	埼玉大学 東京外国語大学 横浜国立大学 新潟大学 金沢大学 岡山大学 首都大学東京 明治大学	お茶の水女子大学 宮城大学 首都大学東京 上智大学	熊本大学 国際基督教大学 同志社大学 四国大学
3人	山形大学 東京医科歯科大学 長岡技術科学大学 岐阜大学 京都工芸繊維大学 山口大学 佐賀大学 宮崎大学 大阪府立大学 兵庫県立大学 東京理科大学 東洋大学 創価大学	千葉大学 東京医科歯科大学 東京農工大学 名古屋大学 広島大学 山口大学 徳島大学 長崎大学 鹿児島大学 中央大学	山形大学 東京藝術大学 金沢大学 鳥取大学 愛媛大学 宮城大学 国際教養大学 上智大学 東洋大学 法政大学 立命館アジア太平洋大学
2人	北海道大学 岩手大学 一橋大学 福井大学 奈良先端科学技術大学院大学 島根大学 愛媛大学 宮城大学 国際基督教大学 芝浦工業大学 東京農業大学 法政大学 立教大学 京都産業大学 立命館大学 関西大学	東北大学 埼玉大学 東京外国語大学 一橋大学 横浜国立大学 新潟大学 富山大学 福井大学 静岡大学 京都工芸繊維大学 奈良女子大学 島根大学 福岡教育大学 熊本大学 愛知県立大学 大阪市立大学 日本大学 創価大学 立命館大学	弘前大学 埼玉大学 名古屋大学 奈良女子大学 広島大学 香川大学 九州工業大学 首都大学東京 横浜市立大学 愛知県立大学 名桜大学 学習院大学 多摩美術大学 東京農業大学 立命館大学 徳島文理大学 熊本学園大学 尚綱大学
1人	帯広畜産大学 旭川医科大学 茨城大学 東京海洋大学 電気通信大学 上越教育大学 富山大学 信州大学 名古屋大学 名古屋工業大学 滋賀大学 神戸大学 鳥取大学 広島大学 徳島大学 香川大学 九州工業大学 琉球大学 国際教養大学 横浜市立大学 富山県立大学 静岡文化芸術大学 愛知県立大学 神戸市外国語大学 山口県立大学 北九州市立大学 福岡女子大学 東北福祉大学 常磐大学 城西大学 学習院大学 昭和女子大学 白百合女子大学 大東文化大学	山形大学 北海道大学 岩手大学 宇都宮大学 群馬大学 東京学芸大学 東京藝術大学 電気通信大学 総合研究大学院大学 信州大学 岐阜大学 愛知教育大学 豊橋技術科学大学 三重大学 滋賀大学 滋賀医科大学 大阪教育大学 奈良先端科学技術大学院大学 和歌山大学 鳥取大学 岡山大学 香川大学 愛媛大学 九州工業大学 横浜市立大学 山梨県立大学 名古屋市立大学 山口県立大学 高知工科大学 宮崎公立大学 名桜大学 仙台大学 常磐大学 国際基督教大学 芝浦工業大学	岩手大学 東京医科歯科大学 東京学芸大学 電気通信大学 長岡技術科学大学 富山大学 福井大学 信州大学 豊橋技術科学大学 大阪教育大学 奈良先端科学技術大学院大学 高知大学 福岡教育大学 佐賀大学 宮崎大学 鹿児島大学 山梨県立大学 名古屋市立大学 滋賀県立大学 大阪府立大学 神戸市外国語大学 兵庫県立大学 山口県立大学 常磐大学 目白大学 芝浦工業大学 聖心女子大学 拓殖大学 東京理科大学 日本女子大学 明治学院大学

1人	拓殖大学 津田塾大学 東海大学 文化学園大学 武蔵野美術大学 恵泉女学園大学 中部大学 名城大学 名古屋産業大学 同志社大学 近畿大学 摂南大学 大手前大学 天理大学 広島工業大学 立命館アジア太平洋大学	昭和女子大学 大東文化大学 東京農業大学 東京理科大学 法政大学 立教大学 和光大学 神奈川大学 中京大学 南山大学 龍谷大学 関西大学 甲南大学 天理大学 久留米大学 立命館アジア太平洋大学 沖縄国際大学	龍谷大学 関西大学 広島工業大学 九州ルーテル学院大学 日本文理大学 沖縄キリスト教学院大学
----	--	---	--

- 文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援」の「タイプA（トップ型）」に採択された13大学のうち、第1期から第3期にかけて継続的に最終合格学生数を増加させたのは、東京工業大学と州大学の2校のみである。（表6. 参照）

表6. 最終合格学生数「スーパーグローバル大学創成支援 タイプA（トップ型）」に採択された13校」
第1期～3期の推移と増減幅

大学名	第1期	第2期	第3期	1期-2期の 増・減	2期-3期の 増・減
北海道大学	2	1	5	-1	+4
東北大学	5	2	10	-3	+8
筑波大学	11	6	12	-5	+6
東京大学	20	15	24	-5	+9
東京医科歯科大学	3	3	1	-0	-2
東京工業大学	8	12	14	+4	+2
名古屋大学	1	3	2	+2	-1
京都大学	14	11	19	-3	+8
大阪大学	7	6	9	-1	+3
広島大学	1	3	2	+2	-1
九州大学	5	11	19	+6	+8
慶應義塾大学	20	9	-11	15	+6
早稲田大学	21	8	-13	17	+9

- トピタテ第3期において本学・九州大学は最終合格学生数（19名、全国212応募校中第2位）だけでなく、応募学生数にの最終合格率でも大きく全国平均を上回っている。全体の最終合格率では全国が31.3%に対し、本学は2倍に近い57.6%であった。（図1. 参照）
- 男女別では、男子学生が全国の33.5%に対し本学が50.0%、女子学生は全国が29.6%に対し本学がその2倍以上の63.6%であった。（図1. 参照）

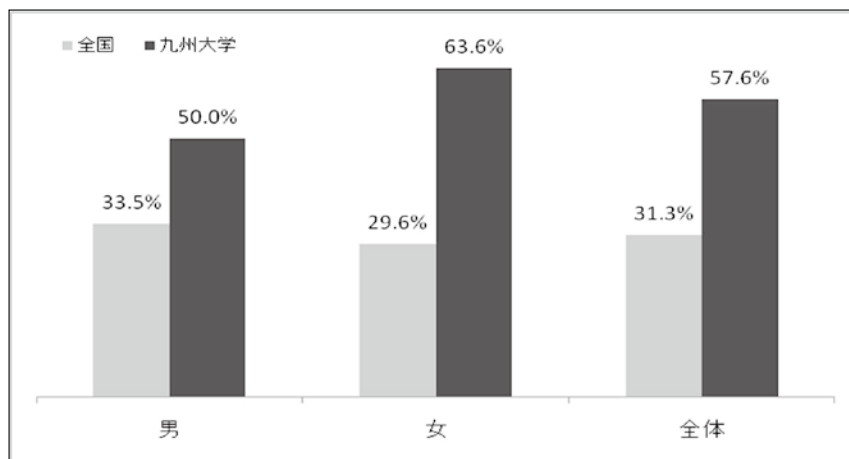


図1. 全国・九州大学 比較（応募学生数に占める最終合格率：トビタテ第3期、男女別）

- コース別でも本学の最終合格率が全国値を大きく上回った。「自然科学系、複合・融合系人材コース」では全国44.4%に対し本学が62.5%、「新興国コース」で全国29.9%に対し本学50.0%、「世界トップレベル大学等コース」で全国36.8%に対しその倍以上の71.4%、「多様性人材コース」では全国の18.3%に対しその倍に近い37.5%であった。（図2. 参照）

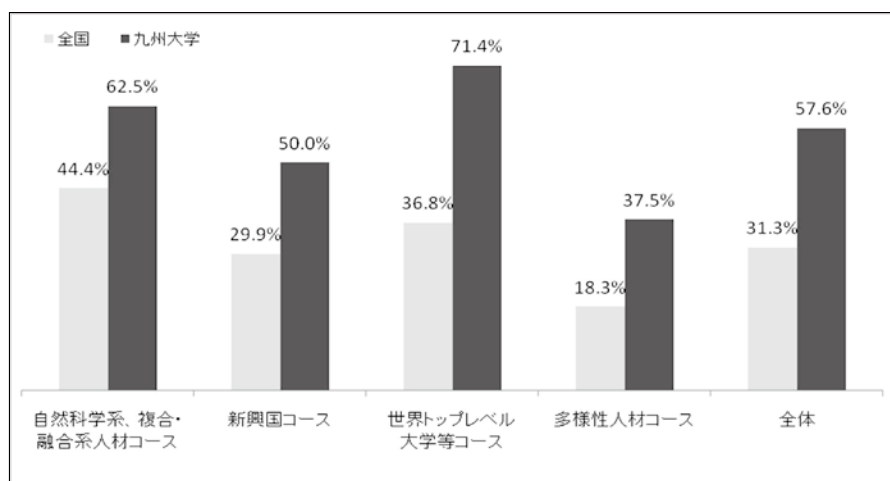


図2. 全国・九州大学 比較（応募学生数に占める最終合格率：トビタテ第3期、コース別）

2-4 九州大学の成果ートビタテ第1期～第3期を振り返る

- 前述のとおり、トビタテ第1期、第2期、第3期に、本学からはそれぞれ5名、11名、19名の最終合格学生を輩出し、全国の大学で第9位、第3位、第2位の結果となった。

- 本学の第1期から第3期までの最終合格学生数の推移をコース別にみると、「自然科学系、複合・融合系人材コース」では3名（1期）、2名（2期）、10名（3期）、「新興国コース」では1名（1期）、0名（2期）、1名（3期）、「世界トップレベル大学等コース」では、0名（1期）、4名（2期）、5名（3期）、「多様性人材コース」では1名（1期）、5名（2期）、3名（3期）と推移した。第2期の最終合格学生数11人から第3期の19人への増加は、主に、「自然科学系、複合・融合系人材コース」における飛躍的な増加に拠るところが大きい。（図3．参照）

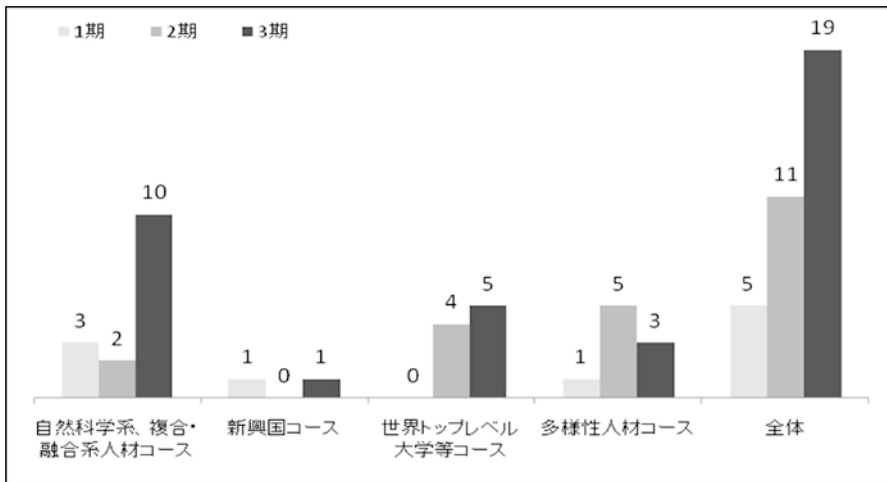


図3. 九州大学 最終合格学生数 第1期～3期の推移、コース別

3. 九大トビタテ3期生 留学計画の特徴

3-1 異分野融合の海外留学へー九大生最終合格留学計画タイトル、コース別

以下、トビタテ第3期に最終合格した本学19名の学生の留学計画タイトル、所属及び学年、主な留学先・留学期間を応募コース別に羅列した。

多くの留学計画タイトルに示されるとおり、本学のトビタテ第3期最終合格学生の多くは、異分野の知識と経験を融合させる海外留学をによって、それぞれの分野でパイオニアとなることを目指す留学内容と目的を掲げているケースが多。

異分野融合、複合、コラボレーションは、今日の学术界、産業界、そして社会全体において、新たな価値の創造と多様な問題の解決に向けての大きな流れであり、今後ますますその重要性が高まることが予想される。よって、異分野融合でグローバル・リーダーを目指す本学のトビタテ第3期最終合格学生達は、この様な時代の要請に応える新世代の海外留学で飛び立つものとして特筆に値する。

自然科学系、複合・融合系人材コース

最先端の MEMS 技術を通じて「産・学・官・アジア」をつなぐ懸け橋になる

システム生命科学府 博士4年（男性）

留 学 先： シンガポール国立大学（シンガポール）

留学期間： 2015/ 8/24 ～ 2016/ 2/12

「女性の社会進出を支援し、働く女性がもっと輝ける化粧品」研究開発のパイオニアを目指して～女性研究者が多数活躍するスペインでの実践研修を通じて～

理学府 修士2年（女性）

留 学 先： PINTURAS HEMPEL S. A.（スペイン）

留学期間： 2015/ 8/21 ～ 2016/ 3/ 1

香港で電気工学を極め、日本の IoT 社会を切り開くパイオニアを目指す

工学部 学部4年（男性）

留 学 先： 香港大学（香港） 及び DimSumLabs（香港）

留学期間： 2015/ 9/ 1 ～ 2016/ 6/30

航空宇宙工学 ～世界初！超音速旅客機を実現させたフランスで学ぶ～

工学府 修士1年（男性）

留 学 先： ISAE 大学（フランス） 及び CNES（日本で言う JAXA）（予定）

留学期間： 2015/ 9/ 1 ～ 2017/ 8/31

日本人初！有人惑星探査 ～第2の若田光一氏を目指して～

工学部 学部3年（男性）

留 学 先： 北アリゾナ大学（米国） 及び 航空工学系インターン（米国）

留学期間： 2015/ 8/24 ～ 2016/ 8/31

和の心を生かしたものづくり ～日本産業での女性エンジニアの活躍増大を目指して～

工学部 学部3年（女性）

留 学 先： 北アリゾナ大学（米国） 及びシリコンバレーでの企業インターン

留学期間： 2016/ 1/19 ～ 2016/ 8/13

バイオ・インフォマティクスの修得と性分化の研究を行い、生命科学分野で国際的に活躍する研究者を目指す

システム生命科学府 博士4年（男性）

留 学 先： ウプサラ大学（スウェーデン）

留学期間： 2015/ 8/31 ～ 2016/ 8/31

環境先進国ドイツにて、水環境と調和した持続可能な開発・管理技術について学ぶ ～新世代の水環境のグローバル・リーダーへ～

生物資源環境科学府 修士1年（女性）

留 学 先： JICA（ベトナム）及び ミュンヘン工科大学（ドイツ）

留学期間： 2015/ 8/21 ～ 2016/ 9/10

アグリ・バイオで産学架け橋のリーダーとなる ～「実施・学習・実施」アプローチ～

生物資源環境科学府 修士1年（女性）

留 学 先： ホーエンハイム大学（ドイツ）

留学期間： 2015/10/ 1 ～ 2016/ 7/ 1

チェコ・インターンシップで育毛と食品の異分野融合で世界で戦えるグローバル人材になる

生物資源環境科学府 修士1年（女性）

留 学 先： トーマスバータ大学（チェコ共和国）

留学期間： 2015/ 9/14 ～ 2015/11/ 6

新興国コース

ASEAN と日本の架け橋となるビジネス・パーソンになる～異文化理解とビジネスマインドの修得～

経済学部 学部3年（女性）

留 学 先： シンガポール国立大学（シンガポール）及び マラヤ大学（マレーシア）

留学期間： 2015/ 9/ 1 ～ 2016/ 2/28

世界トップレベル大学等コース

世界経済の中心・アメリカでビジネスリーダーシップを会得する ～貧困を解決し、努力が報われる社会を目指して～

経済学部 学部2年（男性）

留 学 先： ベレア大学（米国）及び ミシガン大学（米国）

留学期間： 2015/ 8/26 ～ 2017/ 7/31

ドイツに学べ ～日本とアジア諸国の関係発展を「教育」から実現～

21世紀プログラム 学部4年（女性）

留 学 先： ハイデルベルク大学（ドイツ）

留学期間： 2015/ 9/ 1 ～ 2016/ 6/ 1

日本と中国の架け橋に ～環境ビジネス企業の中国市場進出促進を通して～

21世紀プログラム 学部3年（女性）

留 学 先： 復旦大学（中国）

留学期間： 2015/ 9/ 1～2016/ 6/20

超福祉国家で学ぶアントレプレナーシップと社会制度 ～現地ベンチャーでのインターンを通じて～

経済学部 学部2年（男性）

留 学 先： ウプサラ大学（スウェーデン）

留学期間： 2015/ 9/ 1～2016/ 6/30

実務の国際法を徹底的に追究！ ～外交実務者へのインタビューを実践し、日本の領土問題解決を担う～

法学府 博士1年（女性）

留 学 先： 主な留学先：ルーヴェン・カトリック大学（ベルギー）

留学期間： 2015/ 8/21～2016/ 8/20

多様性人材コース

日本の成人の学び直しの普及を図り、「知の循環型社会」を実現する

教育学部 学部4年（女性）

留 学 先： グリーンリバー・コミュニティ・カレッジ（米国）及び その他（スウェーデン・イギリス）

留学期間： 2015/ 9/21～2016/ 3/18

日本の新しい魅力発見！アートとデザインがあふれる街づくりを目指して

芸術工学部 学部4年（女性）

留 学 先： パリ・ラ・ヴィレット建築大学（フランス）

留学期間： 2015/ 9/ 1～2016/ 3/31

現代アートの自律性と公共性、特に創造都市理論における芸術の活用をめぐる研究

芸術工学府 修士2年（男性）

留 学 先： アアルト大学（フィンランド）

留学期間： 2015/ 9/ 1～2016/ 8/ 1

2014年度 九州大学留学生センター・留学生指導部門報告

スカリー 悦子*

白土 悟**

高松 里**

第1章 留学生指導部門の概要

1. 活動目的

留学生指導部門には現在、3人の専任教員が次の5つ活動を行っている。

- (1) 学部・大学院および留学生センターにおける教育
- (2) 留学生とその家族に対するアドバイジング&カウンセリング
- (3) 国際交流会館における相談と支援活動
- (4) 社会連携活動
- (5) 研究・研修活動

である。以下、順に報告することにした。

2. 会議

(1) 留学生センター関係会議

留学生センター委員会、国際交流専門委員会、留学生センター教員会議が毎月1回開催されている。また留学生指導部門内の毎月定例会議と国際交流会館関連の会議の状況は、表1の通りである。その他、九州大学百年史編集会議、国際交流会館サポーター会議、G30生活支援部会、サークル顧問教員等懇談会等々に出席している。

表1. 2014年度留学生指導部門および国際交流会館に関連する会議

2014年度月日	事項	関係者
5月21日(水)	井尻、香椎浜国際交流会館サポーター会議	スカリー
6月11日(水)	留学生指導部門会議	スカリー、白土、高松
6月18日(水)	井尻、香椎浜国際交流会館サポーター会議	スカリー
7月2日(水)	留学生指導部門会議	スカリー、白土、高松

*九州大学留学生センター教授

**九州大学留学生センター准教授

8月22日(金)	伊都ドミトリー及び協奏館のリーダー選考面接	スカリー
9月10日(水)	留学生指導部門会議	スカリー、白土、高松
9月12日(金)	井尻、香椎浜国際交流会館サポーター会議	スカリー、留学生課
10月9日(木)	ハラスメント相談室相談員との打ち合わせ	高松
10月15日(水)	留学生指導部門会議	スカリー、白土、高松
10月15日(水)	井尻、香椎浜国際交流会館サポーター会議	スカリー
11月19日(水)	香椎浜、井尻国際交流会館サポーター会議	スカリー
12月3日(水)	留学生指導部門会議	スカリー、白土、高松
12月15日(月)	国際交流会館井尻、香椎浜会館サポーター面接	スカリー
12月26日(金)	伊都ドミトリー協奏館サポーター面接	スカリー
1月14日(水)	留学生指導部門会議	スカリー、白土、高松
1月21日(水)	井尻、香椎浜国際交流会館サポーター会議	スカリー、留学生課
1月29日(木)	伊都ドミトリー、協奏館 サポーター面接	スカリー
2月4日(水)	留学生指導部門会議	スカリー、白土、高松
2月18日(水)	井尻、香椎浜国際交流会館サポーター会議	スカリー、留学生課
3月4日(水)	留学生指導部門会議	スカリー、白土、高松

(2) 全学委員会・学内協力講座関係の業務

全学委員会への出席および大学院人間環境学府およびキャンパスライフ・健康支援センターの会議・入試・研究指導業務の主なものは表2の通りである。また、それぞれの教授会、専攻会議等にも出席しているがここには省略する。

表2. 全学委員会・学内協力講座関係業務

年月日	事 項	関係者
4月11日(金)	学生相談担当者会議	高松
4月18日(金)	学生支援委員会	スカリー
4月23日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター・学生相談担当者会議	高松
5月9日(金)	キャンパスライフ・健康支援センター・学生相談担当者会議(伊都)	高松
5月15日(木)	学生支援委員会	スカリー
5月21日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター・学生相談担当者会議(伊都)	高松
5月22日(木)	住環境支援専門委員会	スカリー
5月28日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター委員会(箱崎)	高松
6月6日(金)	キャンパスライフ・健康支援センター・学生相談担当者会議(伊都)	高松
6月10日(火)	学生支援委員会	スカリー
6月12日(木)	国際交流専門委員会WG会議	スカリー
6月14日(土)	「スロー・エンカウンターグループin沖縄」スタッフミーティング	高松
6月14・15日(土・日)	人間環境学府の修士論文・博士論文中間発表会	白土
6月18日(水)	人間環境学府の博士論文構想発表会	白土

6月18日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター・学生相談担当者会議(伊都)	高松
6月20日(金)	学生相談会議(箱崎)	高松
6月24日(火)	住環境支援専門委員会	スカリー
6月25日(水)	人間環境学府の博士論文構想発表会	白土
6月25日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター委員会(箱崎)	高松
7月4日(金)	キャンパスライフ・健康支援センター・学生相談担当者会議(伊都)	高松
7月8日(火)	国際交流専門委員会 WG	スカリー
7月9日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター・留学生相談担当者会議(箱崎)	高松
7月11日(金)	学生支援委員会	スカリー
7月16日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター委員会(箱崎)	高松
8月2日(土)	人間環境学府修士論文口述試験	白土
8月30日(土)	人間環境学府修士・博士課程(社会人)入学試験	白土
9月2日(火)	人間環境学府教育学部門・博士課程入試	白土
9月3日(水)	人間環境学府教育学部門・修士課程入試(一般・外国人)・口述試験	白土
9月9日(火)	国際交流専門委員 WG 調整会議	スカリー
9月10日(水)	住環境学生支援委員会	スカリー
9月11日(木)	学生支援委員会	スカリー
9月17日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター・学生相談部門会議(箱崎)	高松
9月24日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター委員会(箱崎)	高松
10月3日(金)	キャンパスライフ・健康支援センター・学生相談担当者会議(伊都)	高松
10月10日(金)	学生支援委員会	スカリー
10月22日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター委員会(伊都)	高松
10月29日(水)	人間環境学府・博士論文構想発表会	白土
10月29日(水)	住環境学生支援委員会	スカリー
11月6日(木)	キャンパスライフ・健康支援センター地区別連絡会議(筑紫・大橋地区)	高松
11月10日(月)	学生支援委員会	スカリー
11月12日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター・留学生相談担当者会議(箱崎)	高松
11月19日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター委員会(伊都)	高松
11月20日(木)	キャンパスライフ・健康支援センター・地区別連絡会議(箱崎理系地区)	高松
11月26日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター・学生相談室会議(箱崎)	高松
11月28日(金)	キャンパスライフ・健康支援センター・地区別連絡会議(馬出病院地区)	高松
12月1日(月)	住環境学生支援委員会	スカリー
12月5日(金)	キャンパスライフ・健康支援センター・学生相談室会議(伊都)	高松
12月10日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター・留学生相談担当者会議(箱崎)	高松
12月16日(火)	学生支援委員会	スカリー
12月17日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター委員会(伊都)	高松
1月7日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター・留学生相談担当者会議(箱崎)	高松
1月9日(金)	キャンパスライフ・健康支援センター・学生相談室会議(伊都)	高松
1月16日(月)	学生支援委員会	スカリー

1月21日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター委員会(伊都)	高松
2月5日(木)	大学院人間環境学府・修士課程(一般・外国人留学生)筆記入試	白土
2月6日(金)	大学院人間環境学府・修士課程(一般・外国人留学生)口述入試	白土
2月7日(土)	大学院人間環境学府・修士課程(社会人)筆記・口述入試	白土
2月14日(土)	大学院人間環境学府・修士論文口述試験	白土
2月16日(月)	学生支援委員会	スカリー
2月18日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター委員会(伊都)	高松
2月18日(水)	キャンパスライフ・健康支援センターFD/SD「留学生相談について」	高松
2月25日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター・留学生相談担当者会議(箱崎)	高松
3月6日(金)	キャンパスライフ・健康支援センター・相談員会議(伊都)	高松
3月8日(日)	キャンパスライフ・健康支援センター・非常勤カウンセラー会議(西新プラザ)	高松
3月9日(月)	キャンパスライフ・健康支援センター主催全学FD「障害学生支援におけるバリアフリー」(箱崎)	高松
3月13日(金)	学生支援委員会	スカリー
3月18日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター委員会(伊都)	高松
3月25日(水)	キャンパスライフ・健康支援センター・学生相談室カウンセラーミーティング(伊都)	高松

第2章 教育

1. 授業

学部・大学院・留学生センターにおける講義科目は表3の通りである。

表3. 2014年度留学生指導部門の講義

学期	課程	担当科目	担当者
前期	学部(基幹教育)	総合科目・少人数セミナー「異文化コミュニケーション論」	スカリー
		総合科目(フロンティア科目)「日本事情」	高松
		総合科目「大学とは何か」(リレー講義)	白土
	大学院	人間環境学府「国際教育交流講究」(博士後期課程)	白土
		人間環境学府「留学生教育政策論」	白土
		人間環境学府「教育学研究入門」(リレー講義)	白土
		留学生センター	研修コースビジターセッション「日本の人と話そう」
その他	21世紀プログラム学生卒論指導	高松	
後期	大学院	共通教育科目:国際性領域「Intercultural Communication」	スカリー
		人間環境学府「国際教育交流講究」(博士後期課程)	白土
		人間環境学府「教育学研究入門」(リレー講義)	白土
		人間環境学府「留学生アドバイザー論」集中講義	白土

後期	大学院	人間環境学府「異文化適応論」集中講義	高松
	留学生センター	日韓共同理工系学部留学生予備教育「日本事情」	スカリー・白土・高松
		研修コースビジターセッション「日本人との会話」	高松
	その他	21世紀プログラム学生卒論指導	高松
		全学学部英語トレーニング会	スカリー

第3章 アドバイジング&カウンセリング活動

1. 問題解決型と予防・教育型という2つの活動領域

アドバイジング&カウンセリング活動には、問題解決型と予防的・教育型の、内容も方法も異なる2つの活動領域がある。

- (1) 問題解決型活動としては、留学生やその家族の相談に応じ、問題解決を図っていくという個別相談を行っている。個別相談には、情報提供から修学・生活・心理問題に助言や援助を与えるアドバイジングや心理カウンセリングまで幅広い活動が含まれる。
- (2) 予防的・教育型活動としては、留学生やその家族の適応上の問題を予防したり、異文化間で起こる摩擦・偏見等について認識を高めたりする諸活動がある。すなわち、①新入生やチューターのオリエンテーション、②学生団体（九州大学留学生会、九州大学国際親善会、九州大学ムスレム学生会）の相互扶助・交流活動に対する助言がある。殊に、これらの団体が行う日本人学生や地域団体との交流行事は留学生に対しては日本社会や文化への理解を促すという効果があると同時に、日本人側の留學生理解を深めるという効果もある。このような意味において、異文化間相互理解教育である。留学生指導部門の教員はそのコーディネーターという役割を担っていると言える。③教職員の留学生受け入れを支援する活動、④地域ボランティア団体への協力など、4種類に分けることができる。

2. 問題解決型相談の実施状況

留学生指導部門は学内の2つのキャンパスと2つの国際交流会館で相談日を設定して個別相談を行っている。すなわち、①箱崎キャンパスの留学生センター分室、②伊都キャンパスの留学生センター相談室、③香椎浜の国際交流会館、④井尻の国際交流会館、である。相談担当者は、スカリー、白土、高松の3人であり、それぞれの相談担当日と場所は、受け持ち授業と重ならないように設定している。相談時間は前期・後期の学年暦に沿って、月曜日から金曜日の13時から17時である。

また4月の春季休業（4月1日～10日）中は、新入留学生が来日するので、受け入れ活動を行い、また夏季休業（8月7日～9月30日）中の9月下旬も同様に新入留学生の受け入れ活動の時期である。また、冬季休業中（12月24日～1月7日）には一時帰国する留学生もいるが、各地のホームステイに参加したり、国際交流会館で過ごしたりする留学生も少なくない。これら期間中も事件・事故などの対応のため常時、連絡がつくようになっている。

表4. 2014年度 留学生相談体制

曜日	箱崎キャンパス	伊都キャンパス
月	留学生センター分室（白土）	香椎浜または井尻の国際交流会館（スカリー）
火	留学生センター分室（白土）	センター1号館1階「学生相談室」（高松）
水	留学生センター分室（高松・スカリー）	ウエスト4号館423号室「留学生相談室」（白土）
木	留学生センター分室（高松）	
金	留学生センター分室（白土）	香椎浜の国際交流会館（スカリー）

3. 相談件数

留学生指導部門で受けた相談件数は表5の通り1,222件であった。ここにいう相談件数には簡単な情報提供は含まれていない。問い合わせに対する情報提供は重要であると思われるが、あえてカウントしていない。留学生に関する専門的援助が必要とされたものを記載している。また外国人・留学生サポートセンターが設置されてよりこのかた、諸種の問い合わせはその窓口集中するようになった。

さて、2014年度の相談状況は次のような状況であった。

- ① 〈九州大学留学生からの相談〉は合計514件（全体の42%）であった。そのうち、修学問題は計133件（26%）である。その内訳は「入学・進学関係」32件、「教育制度・内容」41件、「進路相談」51件、「研究室の人間関係」は9件である。これら個別案件については守秘義務上ここに詳述しないが、大学院への進学相談や就職か進学かで悩むケース、授業内容が未消化のため不安となって帰国を考えるケースなどがあつた。留学生本人が何らかの決断と行動が取れるよう何度もカウンセリングを行ったものも少なくない。
- ② 次に、生活問題は計313件（61%）であった。特に多いのは「宿舎問題（国際交流会館含む）」173件であり、サポーター指導・会館退去時の宿舎探しの相談が多い。次いで「メンタルヘルス」63件、「宗教的問題」23件、「生活問題」16件、「事故・病気等」15件、「経済的問題」11件の順である。なお、「メンタルヘルス」は増加傾向にある。これにはどのような原因があるのか。今後もその動向を注視していきたい。「宗教的問題」とは、主に伊都キャンパスにおけるイスラム教の礼拝場所についての相談助言である。
- ③ 各留学生会からの相談は36件であった。九州大学留学生会、九州大学ムスレム学生会の役員との地域との交流行事・会自体の運営等に関する相談であるが、相談担当教員がキャンパス移動や授業などで研究室に不在の時間が増えており、留学生会としては連絡が付けにくい模様である。
- ④ 〈九大生以外の外国人からの相談〉は合計58件（全体5%）であった。そのうち「入進学」は54件であった。主に日本語学校在籍中の学生による大学院受験・研究生志望についてアドバイスを求めている。日本語学校では大学院受験指導が不十分なところが少なくないようである。
- ⑤ 〈日本人からの相談〉は合計650件（全体の53%）と例年以上に多い。なかでも、日本人学生から相談は257件であり、最も多い。海外留学相談やチューターからの相談もあつた。次いで、教職員からの相談が213件であった。そのなかで「コンサルテーション」が145件と増えている。教員・職員が留学生問題に対する対処方法についてアドバイスを求めてくる状況が徐々に増えている。また外部からの相談が計180件もある。地域団体（国際化協会、警察等を含む）への情報提供や新聞社の取材対応、留学生との交流行事の相談などである。外部からの苦情（8件）は、近年ほとんど見られない。

表5. 2014年度留学生指導部門の個別相談件数

事項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
九大留学生からの相談														
修学	入学・進学関係	1	1	6	0	6	11	3	0	1	3	0	0	32
	教育制度・内容	0	2	6	2	2	3	5	2	3	3	7	6	41
	進路相談	3	4	2	3	2	3	6	7	9	7	2	3	51
	研究室の人間関係	0	3	0	0	0	0	1	2	0	1	0	2	9
生活	法律的問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	経済的問題	0	4	0	3	0	0	1	1	0	1	0	1	11
	宗教的問題	7	0	7	0	0	3	0	0	0	3	3	0	23
	宿舎問題(国際交流会館)	24	6	11	13	7	7	2	9	28	10	7	12	136
	宿舎問題(その他)	8	5	0	6	3	4	3	1	0	0	4	3	37
	生活問題	2	0	0	1	2	2	5	0	1	3	0	0	16
	事故病気等	4	3	6	0	0	2	0	0	0	0	0	0	15
	渡日・滞日許可	0	0	0	0	2	3	2	0	0	0	1	0	8
	人間関係	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
	子弟の教育問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	帰国準備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	メンタルヘルス	3	5	4	6	3	1	9	6	8	10	6	2	63
	国保・一般保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	各留学生会	2	4	1	0	0	2	4	0	4	5	6	8	36
	その他分類不可	3	3	1	3	0	0	3	1	4	4	7	3	32
小計		57	40	44	37	27	41	44	30	59	50	43	42	514

九大生以外の外国人からの相談

入進学	5	8	6	5	4	4	3	2	5	4	5	3	54
その他	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
小計	7	9	6	5	4	4	4	2	5	4	5	3	58

日本人からの相談

学生	留学生とのトラブル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	海外留学相談	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	3	7
	国際親善会関係	0	3	0	0	0	6	1	3	1	2	0	1
	その他	16	21	11	17	13	9	22	35	18	27	26	18
教職員	入進学	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
	奨学金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日本語関係	0	6	0	0	2	0	1	0	0	0	3	12
	コンサルテーション	6	6	18	12	10	12	7	18	12	22	6	16
その他	9	6	6	6	7	3	3	0	7	7	0	0	
外部	情報・コメント	2	7	2	3	7	10	5	5	2	9	4	6
	留学生との交流	4	1	1	0	0	10	17	26	18	1	0	5
	入進学	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	苦情	2	0	0	2	0	0	0	0	2	2	0	8
	その他	0	4	2	0	3	4	1	1	1	0	0	1
小計		39	54	50	40	42	56	57	89	61	73	42	47

総計	103	103	100	82	73	101	105	121	125	127	90	92	1222
----	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	------

- 1) 以上は、主要相談件数(面接に長時間を要するもの)は延べ数である。(1人が何度も来室している場合もある)
- 2) 厳密な分類は実際上困難であるため、大きなカテゴリーを設定した。
- 3) 短時間で終わる簡単な問い合わせは含まれていない。
- 4) 「その他の外国人」とは、卒業生、訪問研究員、他学校の学生などである。

4. 予防・教育型の支援活動

留学生指導部門は、主に4月・10月には新入留学生に対する初期適応支援（各約500名を対象）を行っている。表6の通りである。また、『チューターの手引』（留学生課編）や高松里著『留学生と友達になりたい日本人学生のための留学生超入門』（2014年度版、3500部）発行。後者は入学式後のオリエンテーションで新入生全員に配布している。

また、学内における学生団体・地域ボランティアの交流行事および支援活動に年間を通じてかかわっている。

表6. 2014年度オリエンテーション活動

年月日	活動事項	担当者
2014年 4月1日(火)	会館スタッフと新入居者受け入れ打ち合わせ、会館で会議	スカリー
4月4日(金)	新入留学生オリエンテーション(国際ホール)	スカリー
4月5日(土)	井尻、香椎浜国際交流会館：新入居者のオリエンテーションと防災訓練	スカリー
4月8日(火)	基幹教育履修解説(新入学部留学生対象)	高松
4月8日(火)	他大学からの新入大学院生へのオリエンテーション(キャンパスライフ健康支援センター主催)	高松
4月16日(水)	国際交流会館井尻、香椎浜サポーター会議	スカリー
4月16日(水)	学部新入生歓迎パーティ	サポートチーム・高松
4月22日(火)	イスラム教食品について会館で会議	スカリー
4月24日(木)	イスラム教食品について区役所訪問	スカリー
5月7日(水)	学部新入生サポーター・ランチミーティング(伊都)	高松
6月25日(水)	学部新入生サポートチーム・ランチミーティング(伊都)	高松
7月11日(金)	井尻国際交流会館退オリエンテーション	スカリー
7月18日(金)	香椎浜国際交流会館退オリエンテーション	スカリー
9月16日(火)	サポートチームオリエンテーション	留学生課・高松
9月22日(月)	国際親善会学生に対し協奏館にて受け入れオリエンテーション	高松
9月27日(土)	井尻、香椎浜国際交流会館オリエンテーションと防災訓練	スカリー
9月29日(月)	日韓プログラムチューターオリエンテーション	高松
9月30日(火)	新入留学生オリエンテーション(国際ホール)	スカリー
10月1日(水)	日韓プログラム生の受け入れ(伊都協奏館)	チューター・留学生課、高松
10月4日(土)	伊都ドミトリー1、2、3、協奏館、館内生活オリエンテーション	スカリー
2015年 1月16日(金)	留学生の自殺への対応(キャンパスライフ・健康支援センター・コーディネート室が中心となり、ポストベンションの実施)	
1月24日(土)	井尻、香椎浜国際交流会館退オリエンテーション	留学生課・スカリー
2月18日(水)	伊都ドミトリーサポーターオリエンテーション	スカリー
3月18日(水)	サポートチームオリエンテーション	留学生課・高松
3月27日(金)	基幹教育サポートチームオリエンテーション	留学生課・高松
3月30日(月)	香椎浜、井尻国際交流会館新留学生受け入れ業務	スカリー
3月30日(月)	伊都協奏館新留学生受け入れ業務	高松

5. 学内の学生団体・支援団体に対する助言活動

- (1) 九州大学留学生会 (KUFSA)
留学生の相互扶助組織、主に、学生間の交流活動および地域団体との交流のコーディネーションを行っている。(表7)
- (2) 九州大学ムスリム学生会 (KUMSA)
ムスリム学生による相互扶助およびムスリム理解のための講演会 (イスラムウィーク) などを行っている。
- (3) 九州大学国際親善会 (KUIFA)
留学生の受験生案内、香椎浜会館の入居支援、毎週火・木曜日のコーヒーアワー (於: 伊都ビックサンド、留学生センター分室)、シンガポール大学との交換プログラム「Inter Link FUKUOKA」などの活動を行っている。(表8)
- (4) ボランティアグループ SOLA (そら)
社会人による留学生支援グループである。留学生の引越しなど個別援助や九大留学生会等の交流行事の手伝いなどを行っている。
- (5) 福岡フレンドリークラブ
九州大学には家族同伴の留学生が約400～500人いる。正確な数字は把握されていない。留学生の配偶者 (主に留学生夫人) たちやその子供たちの生活支援が大きな課題になっている。福岡フレンドリークラブは地域の日本婦人で構成される団体であり、九州大学教員の夫人も参加している。留学生夫人との交流と支援を目的に、1993年 (平成5) から今日 (2014年) まで22年間、毎週水曜日に留学生センター分室にて活動している。
活動は、留学生夫人向けの日本語授業 (12:30～14:20) および交流会 (14:30～16:30) である。これら活動を通じて親しくなった留学生夫人たちの生活上の相談にも応じている。2010年福岡地域留学生推進協議会よりその15年の活動が表彰された。本年度もその活動は継続された。(表8)

表7. 九州大学留学生会の主要な年間行事

日時	交流活動行事	備考
2014年5月	スポンサーミーティング	約20の地域団体との年間交流行事の日程打ち合わせ会議
6月	サッカートーナメント	留学生チームを編成している。
	九大会との懇談会	九大会は、九州大学OBの集まり。
7月	九州バス旅行 (日帰り)	(財)西日本国際財団の助成による
10月	文化交流会 (於: 香椎浜会館)	
	国際親善料理交歓会	留学生約120人、日本人約50人参加
12月	国際親善Xマスパーティー	留学生約100人、日本人約50人参加
2015年1月	ボーリング・トーナメント	
2月	カラオケ・コンテスト	各国留学生による日本歌謡披露
2月	太宰府天満宮花菖蒲観賞会	台湾留学生会との交流会
3月	太宰府天満宮観桜会	留学生約80人、日本人約100人参加

表8. 留学生センターにおける交流・支援行事

曜日	時間	場所	活動	主催者
毎週火曜日	17:30～19:00	伊都ビックサンド	全学コーヒーアワー	九州大学国際親善会
毎週水曜日	12:45～14:00	箱崎留学生センター分室	留学生家族の日本語教室	福岡フレンドリークラブ
	14:30～16:00	箱崎留学生センター分室	Women's friendshipの集い	福岡フレンドリークラブ
毎週木曜日	17:30～19:00	箱崎留学生センター分室	International Coffee Hour	九州大学国際親善会
毎週金曜日	17:00～18:30	伊都ウエスト4号館	糸島コーヒーアワー	九州大学国際親善会

第4章 国際交流会館における活動

国際交流会館のハード面の管理業務は外部発注されている。そのほかに、ソフト面の指導・問題対処などに留学生指導部門（主にスカリー）がかかわっている。以下の通りである。

- ①香椎浜会館、毎週木曜日相談業務を行う。
- ②会館職員とサポーターの仲介、アドバイザーとして情報連絡を適宜行う。
- ③香椎浜、井尻会館の新入留学生に対してオリエンテーションを毎年4月と10月に行う。その後、歓迎パーティを行うが、それは1週間前から準備し、パーティ実行、後片づけをサポーター、会館職員とともに行う。
- ④毎年4月と10月初め、サポーターと九州大学国際親善会とともに会館受け入れ準備と受け入れを行う。
- ⑤会館入居者の問題解決のため面接をする。
- ⑥留学生会とボランティア市民団体との活動指導を必要時とする。
- ⑦留学生サポーターからの会館問題、人間関係、進路問題など問題を解決する。

第5章 社会連携活動

1. 講演・会議および来訪者の情況

表9. 2014年度留学生相談部門の社会連携および来訪者

年 月 日	関連事項	関係教員
2014年4月19日(土)	福岡帰国留学生交流会・総会	白土
5月10日(土)	福岡帰国留学生交流会・役員会	白土
5月16日(金)	九州国際学生支援協会・事務局会議	白土
5月23日(金)	吉武清實教授(東北大学学生相談室)が九大の留学生支援システムを視察	高松
6月6日(金)	広島大学にて講義(2コマ)「セルフヘルプ・グループ」	高松
6月11日(水)	九州国際学生支援協会の理事会・講演会	白土
6月13日(金)	文化庁事業「日本語教育を行う人材の養成・研修」委員会	白土

6月25日(水)	広島大学保健管理センター・カウンセリング部門の内野悌司先生・小島奈々恵先生(留学生相談担当)、基幹教育「日本事情」を見学	高松
7月26日(土)	山口県犯罪被害者支援センター：講演「自助グループの意義と支援」	高松
8月	特になし	
9月12日(金)	福岡大学にて講演(日本語別科学生対象)	高松
9月29日(月)	九州国際学生支援協会・企画委員会(九州大学)	白土
10月17日(金)	香椎浜国際交流会館の備品整理	スカリー
10月24日(金)	文化庁委託事業「地域日本語教育を行う人材の養成・研修講座」にて講義	白土
10月25日(土)	立命館アジア太平洋大学カウンセリングルーム：臨床心理士(人間環境学府D1)を紹介	高松
11月8・9日(土・日)	市民と留学生交流のフード祭り	スカリー
11月16日(日)	九州国際学生支援協会主催「博多街歩き」(九大留学生40人参加)	白土
12月11日(木)	九州国際学生支援協会・理事会と例会「福岡の留学生交流を考える」(九大留学生・日本人学生が40人参加)	白土
12月25日(木)	九州経済調査協会「海外人材受入可能性検討委員会」(九電ビル共創館)	白土
2015年1月18日(日)	福岡帰国留学生交流会・役員会・総会	白土
1月23日(金)	文化庁委託事業「平成26年度地域日本語教育実践プログラム(A)」委員会	白土
1月26日(月)	国土交通省・海ノ中道海浜公園UD検討委員会	白土
2月4日(水)	JASSO日本学生支援機構『留学交流』編集協力者会議(駒場)	白土
2月9日(月)	九州国際学生支援協会・企画委員会(九州大学)	白土
2月24日(火)	九州経済調査協会「海外人材受入可能性検討委員会」(九電ビル共創館)	白土
3月4日(水)	「九大学研都市・外国人にも住みやすい環境整備推進会議」(福岡市役所)	白土
3月12日(木)	九州経済調査協会「海外人材受入可能性検討委員会」(九電ビル共創館)	白土
3月22日(日)	福岡帰国留学生交流会・役員会(アクロス・国際ひろば)	白土

2. 委員会等

社会团体等の委員会への関わりは以下の通りである。

- ・九州国際学生支援協会理事・事務局長(白土)
- ・九州国際学生支援協会理事(高松)
- ・(財)福岡国際育英会理事(白土)
- ・国土交通省海ノ中道海浜公園ユニバーサルデザイン検討委員会委員(白土)
- ・(独)日本学生支援機構・月刊「留学交流」編集協力者会議委員(白土)
- ・九州経済調査協会「海外人材受入可能性検討委員会」委員長(白土)

第6章 研究と研修（2014年度）

1. 著書・論文・報告等

- 白土悟「新中国初期の高等教育における思想政治教育について」『国際教育文化研究』Vol.14、2014年、15-79頁
- 白土悟「中国の社会主義建設期における学校の思想政治教育について」『九州大学留学生センター紀要』第23号、2015年3月、115-206頁
- 白土悟「モスクワ大学における毛沢東講話の謎」ウェブマガジン「留学交流」2014年11月
- 高松里（2014年）「自主企画：ワークショップ「LIFE, MUSIC & STORY」報告」日本人間性心理学会ニュースレター
- 高松里 「留学生と友達になりたい日本人学生のための留学生超入門（2014年度版）」九州大学留学生センター
- スカリー悦子 「留学生国際交流会館のあゆみと展望」『九州大学留学生センター紀要』第23号、2015年3月、101-113頁

2. 学会発表

- 高松里（2014年5月）「留学生の異文化への適応過程」第21回多文化間精神医学会シンポジウム「多文化コミュニケーションと多文化受容」にてシンポジスト
- 高松里（2014年10月）ワークショップ講師「セルフヘルプ・グループとサポート・グループ」、日本人間性心理学会
- 高松里他（2014年10月）連名発表「病を語り、次の一步を踏み出すー膠原病サポートグループの試みー」日本人間性心理学会
- 高松里他（2014年10月）自主企画「ライフストーリー・レビュー」、日本人間性心理学会

3. 研究・研修活動

表10. 2014年度留学生指導部門の研究・研修活動

年 月 日	関連事項	関係者
4月18日（金）	異文化ナラティブ研究会	高松
5月9日（金）～12日（月）	スロー・エンカウンターグループ in 沖縄（沖縄）	高松
5月25日（土）	多文化間精神医学会シンポジウム「多文化コミュニケーションと多文化受容」シンポジスト（長崎）	高松
5月30日（金）	異文化ナラティブ研究会	高松
6月20日（金）	異文化ナラティブ研究会	高松
7月18日（金）	異文化ナラティブ研究会	高松
8月5日（火）	文科省委託「成長分野等における中核的専門人材の養成」第1回研究会（九大）	白土

8月8日(金)	異文化ナラティブ研究会	高松
8月20・21日(水・木)	異文化間教育学会・編集委員会(龍谷大学)	白土
8月26日(火)	工学府 英語で発表学生指導研究会参加	スカリー
8月27～29日(水・木・金)	人間環境学府・教育基礎学・研究合宿(宗像アリーナ)	白土
9月19日(金)	異文化ナラティブ研究会	高松
9月30日(火)	文科省委託「成長戦略等における中核的専門人材の養成事業」第2回研究会(筑波大学)	白土
10月4日・5日(日)	沖縄エンカウンター・グループミーティング(別府市)	高松
10月11日～13日(月)	日本人間性心理学会にて、個人発表・ワークショップ講師・自主企画・座長(南山大学)	高松
10月17日(金)	異文化ナラティブ研究会	高松
11月2日(日)～7日(金)	文科省委託事業「成長分野等における中核的専門人材の養成の戦略的推進事業」にて、中国調査	白土
11月14日(金)	異文化ナラティブ研究会	高松
11月15日(土)	文科省委託事業「グローバル専門人材養成のための事業」による国際セミナー「第三段階教育における質保障と教育スタッフ」に参加	白土
12月19日(金)	異文化ナラティブ研究会	高松
12月26日(金)～28日(日)	福岡人間関係研究会ミーティング(大分)	高松
1月10日(土)～12日(月)	人間関係研究会スタッフミーティング(唐津)	高松
1月23日(金)	異文化ナラティブ研究会	高松
2月13日(金)	異文化ナラティブ研究会	高松
2月19・20日(木・金)	異文化間教育学会・体系編集研究会(大阪)	白土
2月22日(日)	サポート・グループ・フォーラム(福岡市)	高松
2月28日(土)～3月1日(日)	創元社主催ワークショップ「幸せな働き方・生き方の創造」	高松
3月5日(木)～11日(水)	科研調査(中国・上海)	白土
3月10日・11日(水)	福岡 CBT プロジェクト(湯布院)	高松
3月20日(金)	異文化ナラティブ研究会	高松
3月25日(水)	日本現代中国学会(西新プラザ)	白土

4. 学会役員等

- ・異文化間教育学会理事(白土)
- ・日本比較教育学会理事(白土)

(文責：白土悟)

執 筆 者

(執筆順)

金 斑 実	九州大学留学生センター講師
Masa Higo	九州大学留学生センター准教授
Ryoichi Imai	九州大学留学生センター准教授
白 土 悟	九州大学留学生センター准教授
郭 俊 海	九州大学留学生センター教授
大 神 智 春	九州大学留学生センター准教授
斉 藤 信 浩	九州大学留学生センター准教授
西 原 暁 子	九州大学国際交流推進室准助教
平 岡 貴 子	九州大学留学生センター非常勤講師
井 手 玲 奈	九州大学留学生センター非常勤講師
脇 坂 真彩子	九州大学留学生センター講師
西 頭 由紀子	九州大学留学生センター非常勤講師
高 嶋 文	九州大学留学生センター非常勤講師
高 田 恭 子	九州大学留学生センター非常勤講師
平 岡 貴 子	九州大学留学生センター非常勤講師
和 田 玉 己	九州大学留学生センター非常勤講師
山 田 明 子	九州大学留学生センター講師
岡 崎 智 己	九州大学留学生センター教授
高 原 芳 枝	九州大学国際交流推進室准助教
カーディナル・マリア・グラシタ	九州大学国際交流推進室学術研究員
スカリー悦 子	九州大学留学生センター教授
高 松 里	九州大学留学生センター准教授

投 稿 規 定

1. 投稿できるのは、国立大学法人九州大学留学生センターの専任・兼任教員、および非常勤講師である。ただし、上記以外の研究者でも、国立大学法人九州大学留学生センターの専任・兼任教員が共著者である場合には投稿できる。
2. 掲載希望者は、pdf ファイル (adobe 社) を編集委員メールアドレスまで送ること。
3. 掲載を許可された著者は、編集委員が指定する方法で原稿を作成し、編集委員まで送ること。

編 集 委 員

今 井 亮 一 九州大学留学生センター准教授
imai.ryoichi.303@m.kyushu-u.ac.jp

金 斑 実 九州大学留学生センター講師

九州大学留学生センター紀要 第24号

発 行 日 2016年 2 月 発行

編集・発行 九州大学留学生センター
〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1
☎092-642-2142

印刷・製本 城島印刷株式会社
〒810-0012 福岡市中央区白金2-9-6
T E L 092-531-7102
F A X 092-524-4411

Research Bulletin

No.24

International Student Center

Kyushu University

2016

CONTENTS

(Articles)

Studying engineering at the Kyushu Imperial University	JIN Tingshi ... 1
Retirement in Aging Japan and Korea: Three Common Factors Shaping the Recent Policy Reforms	Masa Higo ... 15
Abenomics Reconsidered	IMAI Ryoichi ... 29
Social Revolution and Ideological Education in the Early Modern China	SHIRATSUCHI Satomi ... 49

(Reports)

Report on Japanese Language and Culture Course (JLCC 2014-2015)	GUO Junhai ... 107
Japanese Language and Culture Course	OHGA Chiharu ... 115
Kyushu University Intensive Japanese Courses for advanced level students from Seoul National University	SAITO Nobuhiro, NISHIHARA Akiko ... 123
Japanese Language Courses for International Students (JLCs)	SAITO Nobuhiro ... 127
The development of Hiragana e-learning in Kyushu university International Student Center — by using the Articulate Quiz Maker and the Articulate Engage —	SAITO Nobuhiro, HIRAOKA Takako and IDE Reina ... 135
Report on Using Mobile Devices in Classroom Activities: A Project in Speaking Course	WAKISAKA Masako, NISHITO Yukiko, TAKASHIMA Aya, TAKADA Kyoko, HIRAOKA Takako and WADA Tamaki ... 143
Report on the 2015 “Japanese” & “Business Japanese” Courses and Interaction Activities with GENYO Elementary School Students in the International Undergraduate Program in English (IUPE)	YAMADA Akiko ... 155
Report on the 2015 Business Japanese Course in AQ Program: the special program for the international students who want to join the Japanese industries	YAMADA Akiko ... 165
Report on the 2015 Mahidol University Short-Term Student Exchange Program	OKAZAKI Tomomi, WAKISAKA Masako ... 169
Kyushu University Intensive Japanese Course for Graduate Students from SOAS, University of London OKAZAKI Tomomi, WAKISAKA Masako, TAKAHARA Yoshie and Cardinal Maria Grasià 181
Report on the ASEAN in Today’s World (AsTW) 2015	OKAZAKI Tomomi, TAKAHARA Yoshie ... 185
Report on the 2015 Asia in Today’s World (ATW) Program	OKAZAKI Tomomi, TAKAHARA Yoshie and NISHIHARA Akiko ... 193
Japan in Today’s World (JTW) Program	Masa Higo ... 199
Tobitate! Study Abroad Initiative	Masa Higo ... 205
Review of International Students’ Advising and Counseling Division	SCULLY Etsuko, SHIRATSUCHI Satomi and TAKAMATSU Satoshi ... 217